

別添 1

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの  
質の向上のための研究

平成30年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 原田 将寿

令和元(2019)年5月

目 次

I. 総括研究報告

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの  
質の向上のための研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
主任研究者 原田 将寿

II. 分担研究報告

1. 都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・  
就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査・・・・・・・・ 8  
主任研究者 原田 将寿  
分担研究者 大村 美保、相馬 大祐  
研究協力者 日詰 正文、古屋 和彦、岡田 裕樹

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

IV. 資料

平成30年度厚生労働科学研究費補助金  
 (障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))  
 総括研究報告書

研究課題名(課題番号) : 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究  
 (H30-身体-一般-007)

主任研究者 : 原田 将寿 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

**【研究要旨】**

障害福祉サービスを提供する事業のなかで、通所による日中活動を提供する生活介護事業所、就労継続支援B型事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大しており、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている両事業について、その実態を明らかにするとともに、サービスの質を担保するための評価及び指標についての考察が重要である。当法人では平成29年度厚生労働科学特別研究事業「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上に関する研究」において、全国の事業所を対象としたアンケート調査を実施した。本研究では、さらなる実態把握のための全国規模の調査を行い、さらに生活介護事業所、就労継続支援B型事業所の責任者、有識者等を交えた研究検討委員会等の研究実施体制により、サービスの質を評価する方法及び指標の提案を行うことを目標とし、その成果として、ガイドラインや好事例集の作成等を目的として行うものである。

具体的には、調査として、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所の指定権限がある全国の都道府県、政令指定都市、中核市を対象としたアンケート調査を行い、自治体が実施した実地指導・監査の結果や、地域から寄せられる生活介護、就労継続支援B型事業所に係る問い合わせ等について把握した。さらに、調査研究及び成果物作成の遂行を目的として、①研究検討委員会、及び②ガイドライン作成及び事例集作成ワーキング会議、③事業所ヒアリング調査を実施した。そして、上記の調査研究及び委員会等を踏まえ、本研究の成果物として、①「自己点検チェックリストのためのガイドライン案」、②「自己点検チェックリスト案」、③「生活介護事業所・就労継続支援B型事業所 実践事例集」を作成した。

以上の調査研究の実施と、成果物の作成により、今後の障害福祉施策の推進に資すると考えられる。

分担研究者			
大村美保	筑波大学人間系助教	名里晴美	社会福祉法人訪問の家 理事長
相馬大祐	福井県立大学看護学部講師	辻佳子	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 かたかご苑 支援課長
研究協力者		熊川嘉一郎	社会福祉法人ライン工房 社会就労センターライン工房 統括施設長
朝日雅也	埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉子ども学科 教授	中村公昭	社会福祉法人緑の風 千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだ 所長
志賀利一	社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援事業部 部長	ボーン・クロイド	NPO 法人カラフル・コネクターズ 代表
岸田隆	社会福祉法人森と木 総括センター長	松本真悟	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 常務理事・管理部長
石井貴之	社会福祉法人昴 ショートステイすばる 管理者		

藤村昌之	ハローワーク飯田橋
村上和子	社会福祉法人シンフォニー 理事長
大垣勲男	社会福祉法人伊達コスモス 21 常任理事・統括事業管理者
志賀正幸	社会福祉法人つかさ会 理事長
榊原典俊	社会福祉法人青葉仁会 理事長
森川敬介	社会福祉法人総合施設美吉野園 大淀園 施設長
金和史岐子	社会福祉法人玉医会 たまきな 荘 施設長
桑原隆俊	社会福祉法人厚生協会 わかふ じ寮 施設長
鈴木暢	社会福祉法人ひばり ハートピ ア湘南 所長
田中正博	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園参事
日詰正文	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究部長
古川慎治	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画部次長
清水清康	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画部事業企画管理課長補佐
村岡美幸	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究係
佐々木茜	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究係
古屋和彦	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究係
岡田裕樹	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究係

## A. 研究目的

障害福祉サービスを提供する事業のなかで、通所による日中活動を提供する生活介護事業所、就労継続支援B型（以下、就労B型、という）事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大している。平成29年（2017年）では、就労B型事業所は全国で約1万1千事業所であり、生活介護事業所も障害者支援施設の生活介護を含めると約1万事業所である。生活介護、就労B型は、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っており、その実

態を明らかにするとともに、サービスの質を担保するための評価についての考察が重要であることから、当法人では平成29年度厚生労働科学特別研究事業「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上に関する研究」において、「生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査」として、全国の事業所4,000カ所（各2,000カ所ずつ）を対象として、アンケート調査を実施し、2,017事業所（回収率50.7%）よりデータを得ることができた。その結果、全国の生活介護、就労B型事業所は特に、地域で暮らす高齢や重度の障害がある利用者の支援を行う受け皿となっていることがわかった。また長距離の送迎支援等の実態から、地域の社会資源の不足や高齢化、過疎化などの地域の課題が影響を及ぼしていることが推察された。

本研究では、平成29年度実施した調査を基盤として、さらなる実態把握のための全国規模の調査を行い、さらに生活介護事業所、就労B型事業所の責任者、有識者等を交えた研究検討委員会等の研究実施体制により、サービスの質を評価する方法及び指標の提案を行うことを目標とする。その成果として、ガイドラインや好事例集の作成等を目的として行うものである。

以上、調査研究の実施と、成果物の作成により、今後の障害福祉施策の推進に資すると考えられる。

## B. 研究方法

平成29年度は以下の調査研究を実施した。

### 1) 都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査

■調査対象：全国の都道府県、政令指定都市、中核市121自治体

■調査期間：平成30年9月27日～10月19日

■調査方法：郵送方式によるアンケート調査

■調査内容：①生活介護、就労B型事業所の平成29年度実地指導・監査の状況、②生活介護、就労B型事業所に関して自

治体に地域から寄せられている苦情等、  
③生活介護、就労B型事業の課題

なお、本研究では、上記の調査研究及び成果物作成の遂行を目的として、以下を実施した。

①研究検討委員会：本研究の実施にあたり、研究代表者・研究分担者・事務局、さらに生活介護事業所、就労B型事業所の責任者、有識者等を交えた研究検討委員会を設置した。研究検討委員会は年2回実施し、調査研究全体の計画の詳細ならびに進捗の管理、さらに結果のまとめ方等について議論を行った。委員の人選に関しては、平成29年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上に関する研究」における研究検討委員の継続を基本とし、さらに、生活介護、就労B型事業にかかわりが深く知見がある障害者団体から参加してもらった。

②ガイドライン作成及び事例集作成ワーキング会議：研究検討委員会の委員により、ガイドライン作成を目的とする「ガイドライン作成ワーキングチーム」、ならびに好事例集を作成することを目的とする「事例集作成ワーキングチーム」を立ち上げ、研究検討委員会と連動しながら検討を行った。

③事業所ヒアリング調査：アンケート調査結果等を参考に、特徴的な実践や質の高いサービスを提供している事業所を訪問することにより、管理者ならびにサービス管理責任者等より事業所運営、サービス内容、利用者像について、より詳細な聞き取りを行い、アンケート調査結果の分析を補足するとともに、上記の事業所の実践例を取りまとめ、実践事例集の作成を行った。

上記及び平成29年度実施した「生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査」を含めた調査・研究の結果を基に、その成果物として以下を作成した。

①ガイドライン等の作成：生活介護事業、就労B型事業のサービスの質を評価する方法及び指標の提案を目標とした。具体的には生活介護事業所、就労B型事業所における

基本的なサービスや環境の設定、権利擁護に配慮した支援等、今後の事業運営の指針となるためのガイドライン等を作成した。

②実践事例集の作成：全国の事業所から抽出した、生活介護事業所、就労B型事業所の運営やサービスの指針となる好実践を取りまとめ、実践事例集を作成した。

## C. 研究結果

1) 都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査：96自治体（回収率79.3%）から回答があった。

### ●平成29年（2017）度の実地指導・監査の状況について

実地指導・監査を実施した事業所の数は、生活介護が1,855事業所、就労B型が2,281事業所で、96自治体における全事業所数と比すると、生活介護、就労B型ともに約3割の事業所に対して実地指導・監査が実施されていることになる。そのうち、文書指摘を行った事業所の数は、生活介護が883事業所、就労B型が1,466事業所で、実地指導・監査を行った事業所数に対する割合は、生活介護が47.6%、就労B型が64.3%であった。

文書指摘を行った事業所の具体的な指摘内容の割合は、生活介護は、「運営に関する基準」が77.1%、「その他」が32.7%、「人員に関する基準」が7.7%、「設備に関する基準」が2.7%であった。就労B型は、「運営に関する基準」が74.8%、「その他」が36.0%、「人員に関する基準」が7.4%、「設備に関する基準」が2.9%であった。実地指導・監査を行った事業所のうち、「勧告」を行った事業所の数は、生活介護は4事業所、就労B型は7事業所であった。また、「行政処分」を行った事業所の数は、生活介護は9事業所、就労B型は13事業所であった。

実地指導・監査を行った事業所のうち減算処分を行った事業所の数は、生活介護は118事業所、就労B型は71事業所

で、実地指導・監査を行った事業所に対しての割合は、生活介護は6.4%、就労B型は3.1%であった。具体的な処分内容は、生活介護は「医師未配置減算」が66事業所(3.6%)、「生活介護計画未作成減算」が19事業所(1.0%)、「開所時間減算」が17事業所(0.9%)、「サービス提供職員欠如減算」、「サービス管理責任者欠如減算」が6事業所(0.3%)、「定員超過利用減算」が4事業所(0.2%)であった。就労B型は、「就労継続支援B型計画未作成減算」が42事業所(1.8%)、「サービス提供職員欠如減算」が15事業所(0.7%)、「サービス管理責任者欠如減算」が14事業所(0.6%)であった。

#### ●地域（利用者、家族、他事業所、関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等について

回答があった96自治体のうち、苦情等については、生活介護は60自治体(62.5%)、就労B型は68自治体(70.8%)から記述回答があった。記述された回答を、その内容別に「支援に関すること」「運営に関すること」「地域に関すること」「制度に関すること」「特になし」の大項目に分類し、さらにその項目ごとの具体的な内容を小項目に分類した。その結果、大項目では、生活介護は「支援に関すること」が51.4%、「運営に関すること」が10.5%、「地域に関すること」が16.2%、「制度に関すること」が3.8%、「特になし」が18.1%であった。就労B型は、「支援に関すること」が63.0%、「運営に関すること」が10.2%、「地域に関すること」が10.2%、「制度に関すること」が7.1%、「特になし」が9.4%であった。生活介護、就労B型いずれも「支援に関すること」についての回答が最も多く、生活介護は次いで「特になし」「地域に関すること」、就労B型は「運営に関すること」「地域に関すること」が多かった。

#### ●自治体の生活介護、就労B型事業について課題と思われること

回答があった96自治体のうち、課題については、生活介護は72自治体(75.0%)、就労B型は81自治体(84.4%)から記述回答があった。

記述された回答を、その内容別に「支援に関すること」「運営に関すること」「地域に関すること」「制度に関すること」「特になし」の大項目に分類し、さらにその項目ごとの具体的な内容を小項目に分類した。その結果、大項目では、生活介護は「支援に関すること」が27.3%、「運営に関すること」が10.6%、「地域に関すること」が39.4%、「制度に関すること」が12.9%、「特になし」が9.1%であった。就労B型は、「支援に関すること」が47.1%、「運営に関すること」が22.9%、「地域に関すること」が13.7%、「制度に関すること」が10.6%、「特になし」が5.7%であった。

#### D. 考察

##### 1) 都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査：

●本研究でのアンケート調査結果より、実地指導・監査での減算処分の内容や、地域から寄せられている苦情や課題等の回答内容から、生活介護事業所、就労B型事業所において、個別支援計画作成等の基準省令の遵守はさることながら、利用者の権利擁護や利用者個々の特性に合わせた支援の実施が現状の課題であると言える。利用者の権利擁護については、虐待の疑いのある不適切な行為や日常の支援のなかでの職員の利用者に対する態度や言動について言及されたものが多かった。個別支援では、障害特性に合わせた支援や作業環境の改善について言及されたものが多く、さらに就労B型では、工賃の多寡に関する問い合わせが多かった。平成29(2017)年度の調査では、就労B型事業所において「事業運営で課題と感じていること」は、就労B型では「利用者の工賃」が最も多か

った。就労B型において、利用者の工賃が大きな課題の要素となっていることがうかがえた。さらに、地域の社会資源の不足や地域間の社会資源、サービスの格差が課題であり、地域ごとの障害ある人たちのニーズに即した社会資源やサービスの在り方の検討が重要であると考えられる。

上記の調査研究及び成果物作成の遂行を目的として、以下を実施した。

①**研究検討委員会**：研究実施体制として、研究代表者、分担研究者、及び研究協力者により研究検討委員会を設置した。そのなかで、障害者団体3団体（日本知的障害者福祉協会、全国身体障害者施設協議会、社会就労センター協議会）より委員として参加してもらった。

●第1回会議（実施日：平成30年7月31日）：平成30年度の研究目的及び成果目標の確認と、具体的な研究目的の検討を行った。

●第2回会議（実施日：平成31年3月4日）：「都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査」の経過報告、ガイドライン作成ワーキンググループ及び事例集作成ワーキンググループ会議の報告、ガイドライン作成ワーキンググループにより作成したガイドライン案の確認と、最終的な意見交換などを行った。

②**ガイドライン作成及び事例集作成ワーキング会議**：研究検討委員会の委員により、ガイドライン及び実践事例集を作成することに特化したワーキンググループを編成し、研究検討委員会と連動しながら検討を行った。ガイドライン作成ワーキンググループは14人、事例集作成ワーキンググループは5人の委員により行った。

■ガイドライン作成WG

●第1回会議（実施日：平成30年9月11日）：ガイドラインのコンセプトの検討及

び事務局が作成した素案についての意見交換を行った。

●第2回会議（実施日：平成31年1月10日）：第1回会議での議論を踏まえたガイドライン案についての意見交換を行った。

■事例集作成WG

●第1回会議（実施日：平成30年8月23日）：実践事例集のコンセプトの検討及び事務局が作成した構成案についての意見交換を行った。

●第2回会議（実施日：平成31年1月11日）：ヒアリング調査の結果の報告及び意見交換を行った。

●第3回会議（実施日：平成31年2月22日）：ヒアリング調査の結果の報告及び意見交換及び事例集の作成作業を行った。

③**事業所ヒアリング調査**：全国の生活介護、就労B型事業所を対象に、訪問によるヒアリング調査を実施した。対象となる事業所は、平成29年度アンケート調査結果より抽出した事業所、障害者団体、厚生労働省等からの推薦、その他検討委員、有識者からの推薦によって選定した。実施期間は平成30年9月から平成31年3月とし、33事業所の訪問調査を行った。調査内容は、①事業所の基本情報、②実践の具体的な内容、③地域との関係、地域の状況などとした。訪問によるヒアリング調査は、事務局及び検討委員により実施した。

上記の調査研究及び検討委員会等を踏まえ、以下を作成した。

①**「自己点検チェックリストのためのガイドライン案」**：生活介護事業、就労B型事業のサービスの指標となるものとして、研究検討委員会及びガイドライン作成ワーキンググループにより、生活介護事業所、就労B型事業所のガイドライン案を作成した。詳細は以下の通りである。

●枠組みは、先行資料である「放課後等デイサービスガイドライン」を参考とし、「総則」「設置者・管理者向け」「サービス管理責任

者向け」「従業者向け」の4本の柱で構成した。

●調査研究の結果を踏まえ、コンセプトとして、特別なものを求めるのではなく、障害ある人たちを支援するうえでの基本的な姿勢や事柄、守るべきもの、役割などを示すものとした。

●具体的な内容として、利用者の主体的な生活と自己実現、利用者の権利・利益の保障、地域への社会参加の実現などを、生活介護、就労B型共通の役割として明記した。

●あわせて作成した「自己点検チェックリスト」「実践事例集」に対し、それぞれに対応、連動して活用できる体裁とした

②「自己点検チェックリスト案」：生活介護事業、就労B型事業のサービスの質を評価する資料として、自分たちの支援を振り返り、自己評価をするためのツールとなる「自己点検チェックリスト案」を作成した。詳細は以下の通りである。

●「社会参加・地域連携に取り組んでいる」「権利擁護・虐待防止に取り組んでいる」「業務改善の仕組みがある」「利用者の状況に応じた支援を行っている」等の10の大項目に、それぞれ小項目を5問ずつ設定し、全部で50問のチェック項目を設定した。

●各小項目を「できている」「あまりできていない」「概ねできている」「できていない」の4件法で評価し、全項目の評価は、「自己点検チェックチャート」に図として反映され、自分たちの事業所の取り組んでいる点、課題点などが視覚化される体裁とした。

●各項目について、具体的に記載されているガイドライン案の対応箇所をあわせて示し、連動して活用できるものとして作成した。

③「生活介護事業所・就労継続支援B型事業所 実践事例集」：生活介護事業所、就労B型事業所の運営やサービスの指針となるためのものとして、研究検討委員会及び事例集作成ワーキンググループにより、好事例を取りまとめた「実践事例集」を作成した。詳細は以下の通りである。

●コンセプトとして、調査研究の結果を踏まえて、課題として考えられる「社会参加の機会、地域とのつながりをどう保障しているか」「多様な人たちをどう支援しているか」とし、総じて、どこの事業所でも直面しているような課題に対して、悩みながら知恵を出して工夫しているような事例を取り上げるものとした。特に、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、難病、引きこもり、矯正施設退所者など、多様な背景のある利用者を支えている事例や、高齢化への対応についての事例を積極的に取り上げた。

●上記のコンセプトに合致する25事業所を掲載した。

●事例に対応するガイドライン案の項目を示し、連動して活用できる体裁とした。

さらに、平成29年度の調査研究もあわせた2年間の研究結果の報告の場として、平成31年1月18日(金)品川フロントビルにて、「研究報告会 障害者の福祉的就労と日中活動サービスー就労継続支援B型・生活介護の事業と支援のあり方についてー」を開催した。参加者は多くが生活介護事業所、就労B型事業所の管理者や支援者の方々に、当日は全国各地から153名の参加があり、ガイドラインについての意見を広く集める機会となった。

## 【文献】

- 1) 厚生労働省：平成28年社会福祉施設等調査の概況  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/index.html>  
(2019年3月31日最終閲覧)
- 2) 障害者総合支援法事業者ハンドブック 指定基準編—人員・設備・運営基準とその解釈 中央法規
- 3) 岡田裕樹、大村美保、相馬大祐、志賀利一、信原和典、古屋和彦：生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査 国立のぞみの園研究紀要 2018



4) 厚生労働省:放課後等デイサービスガイド  
ライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000082831.html>

(2019年3月31日最終閲覧)

#### **G. 研究発表**

なし

#### **H. 知的財産権の出願・登録状況**

なし

平成30年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

研究課題名 (課題番号) : 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究  
(H30-身体-一般-007)  
分担研究報告書

分担研究課題名 : 都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査

主任研究者 : 原田将寿 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者 : 大村美保 (筑波大学)  
相馬大祐 (福井県立大学)

研究協力者 : 日詰正文、古屋和彦、岡田裕樹  
(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

### 研究要旨

本研究は、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている生活介護事業所、就労継続支援B型事業所について、指定権限がある全国の都道府県、政令指定都市、中核市を対象としたアンケート調査を行い、生活介護、就労B型事業所の各自治体における状況について把握した。具体的には、自治体が実施した実地指導・監査の結果や、地域から寄せられる生活介護、就労B型事業所に係る問い合わせ等について尋ねた。その結果、生活介護事業所、就労B型事業所において、基準省令の遵守はさることながら、利用者の権利擁護や利用者個々の特性に合わせた支援の実施が十分に行われていない状況であり、これらが今後のサービスの質の評価に関わる重要な要素であると考えられた。さらに、地域の社会資源の不足や地域間の社会資源、サービスの格差が課題であり、地域ごとの障害ある人たちのニーズに即した社会資源やサービスの在り方の検討が重要であると考えられた。

### A. 研究目的

障害福祉サービスを提供する事業のなかで、通所による日中活動を提供する生活介護事業所、就労継続支援B型 (以下、就労B型、という) 事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大している。平成29年(2017年)では、就労B型事業所は全国で約1万1千事業所であり、生活介護事業所も障害者支援施設の生活介護を含めると約1万事業所である。<sup>1)</sup>生活介護、就労B型は、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っており、その実態を明らかにするとともに、サービスの質を担保するための評価についての考察が重要であることから、国立のぞみ園では、平成29年に「生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査」として、全国の生活介護、就労B

型事業所を対象とした実態調査を実施した。その結果、全国の生活介護、就労B型事業所は特に、地域で暮らす高齢や重度の障害がある利用者の支援を行う受け皿となっていることがわかった。また長距離の送迎支援等の実態から、地域の社会資源の不足や高齢化、過疎化などの地域の課題が影響を及ぼしていることが推察された。

本年度の研究では、さらなる実態調査として、生活介護事業所、就労B型事業所の指定権限がある全国の都道府県、政令指定都市、中核市を対象としたアンケート調査を行い、生活介護、就労B型事業所の課題点について把握することを目的に、自治体が実施した実地指導・監査の結果や、地域から寄せられる生活介護、就労B型事業所に係る問い合わせ等についての調査を実施した。

## B. 研究方法

全国の都道府県、政令指定都市、中核市 121 自治体に対し、郵送によるアンケート調査を実施した。平成 30 (2018) 年 9 月 27 日から平成 30 (2018) 年 10 月 19 日を調査期間とし、96 自治体 (回収率 79.3%) から回答を得た。

調査内容は、①生活介護、就労 B 型事業所の平成 29 年度実地指導・監査の状況、②生活介護、就労 B 型事業所に関して自治体に地域から寄せられている苦情等、③生活介護、就労 B 型事業所の課題とした。

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

## C. 研究結果

### 1. 平成 29 年 (2017) 度の実地指導・監査の状況について

回答があった 96 自治体において、平成 29 年度実施された生活介護事業所および就労 B 型事業所を対象とした実地指導・監査を実施した事業所の数は、生活介護が 1,855 事業所、就労 B 型が 2,281 事業所であった。平成 29 (2017) 年の 96 自治体における全事業所数と比べると、生活介護、就労 B 型ともに約 3 割の事業所に対して実地指導・監査が実施されていることになる。そのうち、文書指摘を行った事業所の数は、生活介護が 883 事業所、就労 B 型が 1,466 事業所で、実地指導・監査を行った事業所数に対する割合は、生活介護が 47.6%、就労 B 型が 64.3%であった。

文書指摘を行った事業所の具体的な指摘内容の割合は、生活介護は、「運営に関する基準」が 77.1%、「その他」が 32.7%、「人員に関する基準」が 7.7%、「設備に関する基準」が 2.7%であった。就労 B 型は、「運営に関する基準」が 74.8%、「その他」が 36.0%、「人員に関する基準」が 7.4%、「設備に関する基準」が 2.9%であった。(表 1)

実地指導・監査を行った事業所のうち、「勧告」を行った事業所の数は、生活介護は 4 事業所、就労 B 型は 7 事業所であった。また、「行政処分」を行った事業所の数は、生活介護は 9 事業所、就労 B 型は 13 事業所であった。

実地指導・監査を行った事業所のうち、減算処分を行った事業所の数は、生活介護は 118 事業所、就労 B 型は 71 事業所で、実地指導・監査を行った事業所に対する割合は、生活介護は 6.4%、就労 B 型は 3.1%であった。具体的な処分内容は、生活介護は「医師未配置減算」が 66 事業所 (3.6%)、「生活介護計画未作成減算」が 19 事業所 (1.0%)、「開所時間減算」が 17 事業所 (0.9%)、「サービス提供職員欠如減算」、「サービス管理責任者欠如減算」が 6 事業所 (0.3%)、「定員超過利用減算」が 4 事業所 (0.2%) であった。就労 B 型は、「就労継続支援 B 型計画未作成減算」が 42 事業所 (1.8%)、「サービス提供職員欠如減算」が 15 事業所 (0.7%)、「サービス管理責任者欠如減算」が 14 事業所 (0.6%) であった。(表 2)

表 1 具体的な指摘があった事業所の数 (重複回答あり)

		人員に関する 基準	設備に関する 基準	運営に関する 基準	その他	合計	
生活介護	事業所数	68	24	681	289	994	n=883
	割合	7.7%	2.7%	77.1%	32.7%	112.6%	
就労 B	事業所数	108	42	1096	528	1666	n=1,466
	割合	7.4%	2.9%	74.8%	36.0%	113.6%	

表 2 項目ごとの減算処分を行った事業所の数 (重複回答あり)

		定員超過利用 減算	サービス提供 職員欠如減算	サービス管理責 任者欠如減算	計画未作成 減算	開所時間 減算	医師未配置 減算	合計	
生活介護	事業所数	4	6	6	19	17	66	118	n=1,855
	割合	0.2%	0.3%	0.3%	1.0%	0.9%	3.6%	6.4%	
就労 B	事業所数	0	15	14	42			71	n=2,281
	割合	0.0%	0.7%	0.6%	1.8%			3.1%	

2. 地域（利用者、家族、他事業所、関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等について

回答があった96自治体のうち、苦情等については、生活介護は60自治体（62.5%）、就労B型は68自治体（70.8%）から記述回答があった。

記述された回答を、その内容別に「支援に関すること」「運営に関すること」「地域に関すること」「制度に関すること」「特になし」の大項目に分類し、さらにその項目ごとの具体的な内容を小項目に分類した（表3）。その結果、大項目では、生活介護は「支援に関すること」が51.4%、「運営に関すること」が10.5%、「地域に関すること」が16.2%、「制度に関すること」が3.8%、「特になし」が18.1%であった。就労B型は、「支援に関すること」が63.0%、「運営に関すること」が10.2%、「地域に関すること」が10.2%、「制度に関すること」が7.1%、「特になし」が9.4%であった。生活介護、就労B型いずれも、「支援に関すること」についての回答が最も多く、生活介護は次いで「特に

なし」「地域に関すること」、就労B型は「運営に関すること」「地域に関すること」が多かった。（図1）

大項目ごとのさらに具体的な内容を小項目として分類した結果は以下の通りである。な

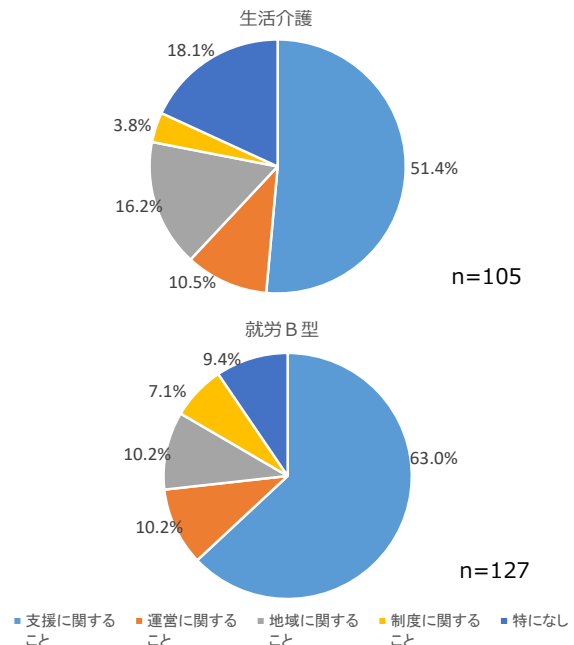


図1 大項目の内容別割合

表3 地域から寄せられている苦情等についての回答の大項目、小項目

事業	大項目	小項目	該当する具体的な内容
生活介護	支援に関すること	支援の質	障害特性、個々に適した支援 利用者間の待遇の差 など
		事業所・職員の対応	事業所職員の対応、言動、態度 トラブルの対応 虐待等不適切行為 など
		サービス内容	サービスの内容、提供時間、支給量など
		その他	
	運営に関すること	人員・体制	医師、看護師、支援員等の配置、確保 など
		設備・環境	事業所の設備、環境について
		その他	
	地域に関すること	資源の不足	地域の事業所等社会資源について
		事業所の利用	事業所の利用について
		近隣との関係	近隣住民からの苦情、トラブルなど
その他			
制度に関すること		生活介護の制度について	
特になし			
就労B型	支援に関すること	工賃	工賃の多寡 支払い方法 利用者間の差 など
		支援の質	障害特性、個々に適した支援 作業の内容 など
		事業所・職員の対応	事業所職員の対応、言動、態度 トラブルの対応 虐待等不適切行為 など
		サービス内容	サービスの内容、提供時間、支給量など
	その他		
	運営に関すること	人員・体制	支援員の不足、体制の不備 など
		設備・環境	事業所の設備、環境について
		その他	
	地域に関すること	資源の不足	地域の事業所等社会資源について
		事業所の利用	事業所の利用について
近隣との関係		近隣住民からの苦情、トラブルなど	
その他			
制度に関すること		就労B型の制度について	
特になし			

お、割合(%)は、全ての回答数(生活介護 105、就労B型 127)に対する割合の数値である。

(1) 生活介護

①支援に関すること

支援に関することでは、「事業所・職員の対応」が28.6%、「支援の質」が14.3%、「サービス内容」が6.7%、「その他」が1.9%であった。

②運営に関すること

運営に関することでは、「人員・体制」が6.7%、「設備・環境」「その他」が1.9%であった。

③地域に関すること

地域に関することでは、「資源の不足」が5.7%、「事業所の利用」が1.9%、「近隣との関係」が1.0%、「その他」が7.6%であった。

④制度に関すること

制度に関することでは、他事業との併用や、65歳到達後の継続利用、報酬単価についてなどがあった。

(2) 就労B型

①支援に関すること

支援に関することでは、「事業所・職員の対応」が27.6%、「工賃」が16.5%、「支援の質」が15.0%、「サービス内容」が2.4%、「その他」が1.6%であった。

②運営に関すること

運営に関することでは、「人員・体制」が5.5%、「設備・環境」が0.8%、「その他」が3.9%であった。

③地域に関すること

地域に関することでは、「資源の不足」が3.1%、「事業所の利用」が2.4%、「近隣との関係」が3.9%、「その他」が0.8%であった。

④ 制度に関すること

制度に関することでは、報酬改定や平均工賃、就労アセスメントについてなどがあった。

3. 自治体の生活介護、就労B型事業について課題と思われること

回答があった96自治体のうち、課題については、生活介護は72自治体(75.0%)、就労B型は81自治体(84.4%)から記述回答があった。

記述された回答を、その内容別に「支援に関すること」「運営に関すること」「地域に関すること」「制度に関すること」「特になし」の大項目に分類し、さらにその項目ごとの具体的な内容を小項目に分類した(表4)。その結果、大項目では、生活介護は「支援に関すること」が27.3%、「運営に関すること」が10.6%、「地域に関すること」が39.4%、「制度に関すること」が12.9%、「特になし」が9.8%であった。就労B型は、「支援に関すること」が47.1%、「運営に関すること」が22.9%、「地域に関すること」が13.7%、「制度に関すること」が10.6%、「特になし」が5.7%であった。(図2)

大項目ごとのさらに具体的な内容を小項目として分類した結果は以下の通りである。な

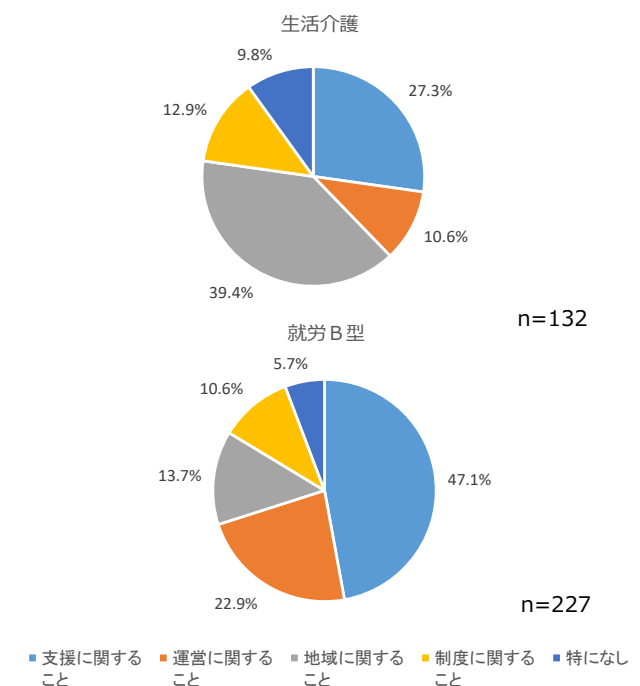


図2 大項目の内容別割合

表4 自治体の生活介護、就労B型について課題と思われることの回答の大項目、小項目

事業	大項目	小項目	該当する具体的な内容
生活介護	支援に関すること	支援の質	多様な障害、特性の理解、対応 事業所間の質の差 研修等質の向上の取り組み
		高齢化	利用者、家族の高齢化への対応
		支援計画・記録	個別支援計画の内容、事業所内での共有 記録の重要性
		送迎	送迎支援について
		その他	
	運営に関すること	人材確保	医師、看護師、支援員等の配置、確保 有資格者の拡大
		提供時間	サービス提供時間について
		職員の定着	職員の定着率
		基準の遵守	人員配置等基準の遵守
	地域に関すること	医療的支援が必要な人の受け入れ先	医療的な支援が必要な人を受け入れられる事業所の地域での不足
		重度の障害のある人の受け入れ先	重度、行動障害がある人を受け入れられる事業所の地域での不足
		入浴対応	入浴支援ができる事業所の地域での不足
		地域格差	自治体内での事業所数の偏在 ニーズへの対応の格差
		事業所の不足	地域での事業所数の不足
	制度に関すること	制度・仕組み	生活介護の制度や仕組みについて
		監査	実地指導・監査について
		共生型	共生型サービスについて
その他			
特になし	なし		
就労B型	支援に関すること	工賃	地域の平均工賃の水準 水準向上への手立て
		支援の質	障害特性に応じた作業 障害特性、多様な障害の対応 事業所間の質の差
		高齢化	利用者、家族の高齢化への対応
		支援計画・記録	個別支援計画の内容、事業所内での共有 記録の重要性
		就労支援	一般就労への事業所の取り組み、意識の向上
		送迎	送迎支援について
		医療的支援・健康管理	医療的な支援が必要な人の支援、健康管理
	運営に関すること	人材確保	支援員等人材の確保 有資格者の拡大
		基準の遵守	会計基準の理解、人員配置等基準の理解と遵守
		健全な運営	運営内容、サービス内容の透明性について
		職員の専門性	事業所間での取り組み、スキルの差
		他事業との差別化	多機能型での生活介護との差別化
	地域に関すること	医療的支援が必要な人の受け入れ先	医療的な支援が必要な人を受け入れられる事業所の地域での不足
		重度の障害のある人の受け入れ先	重度、行動障害がある人を受け入れられる事業所の地域での不足
		入浴対応	入浴支援ができる事業所の地域での不足
		地域格差	自治体内での事業所数の偏在 ニーズへの対応の格差
		事業所の不足	地域での事業所数の不足
		事業所の過多	地域での事業所の増加、事業所数の過多
	制度に関すること	制度・仕組み	就労B型の制度や仕組みについて
		監査	実地指導・監査について
共生型		共生型サービスについて	
報酬改定		平成30年4月の報酬改定について	
その他			
特になし	なし		

お、割合(%)は、全ての回答数(生活介護 132、就労B型 227)に対する割合の数値である。

が3.0%、「送迎」が2.3%、「その他」が1.5%であった。

(1) 生活介護

① 支援に関すること

支援に関することでは、「支援の質」が15.9%、「高齢化」が4.5%、「支援計画・記録」

② 運営に関すること

運営に関することでは、「人材確保」が5.3%、「基準の遵守」が3.0%、「職員の定着」が1.5%、「提供時間」が0.8%であった。

### ③地域に関すること

地域に関することでは、「医療的支援の必要な人の受け入れ先」が15.9%、「重度の障害のある人の受け入れ先」「地域格差」が6.1%、「入浴対応」が4.5%、「事業所の不足」が3.8%、「事業所の過多」「その他」が1.5%であった。

### ④ 制度に関すること

制度に関することでは、「制度・仕組み」が6.8%、「監査」「その他」が2.3%、「共生型」が1.5%であった。

## (2) 就労B型

### ①支援に関すること

支援に関することでは、「工賃」が22.5%、「支援の質」が8.8%、「就労支援」が5.7%、「高齢化」「支援計画・記録」が3.1%、「送迎」「医療的支援・健康管理」「その他」が1.3%であった。

### ②運営に関すること

運営に関することでは、「基準の遵守」が9.3%、「健全な運営」が7.0%、「人材確保」が3.1%、「職員の専門性」「他事業との差別化」が1.3%、「その他」が0.9%であった。

### ③地域に関すること

地域に関することでは、「医療的支援の必要な人の受け入れ先」が3.5%、「地域格差」「事業所の過多」が2.6%、「事業所の不足」「その他」が1.8%、「重度の障害のある人の受け入れ先」が0.9%、「入浴対応」が0.4%であった。

### ④制度に関すること

制度に関することでは、「報酬改定」が4.8%、「制度・仕組み」が3.1%、「その他」が1.3%、「監査」が0.9%、「共生型」が0.4%であった。

## D. 考察

### 1. 結果についての分析

#### (1) 平成29年度実地指導・監査の状況についての実績

調査結果について、実地指導・監査を実施した事業所数に対して、文書指摘を行った事業所数の割合が、生活介護が47.6%、就労B型が64.3%であり、特に就労B型において高い割合であった。そのうち、具体的な基準項目では、生活介護、就労B型いずれも「運営に関すること」が約7割を占めていた。「運営に関すること」には、生産活動や工賃の支払い、食事の提供、健康管理、運営規程、衛生管理等、協力医療機関等など事業運営、サービス提供の根幹となる項目であり、重要かつ広範囲な項目である。<sup>2)</sup>

勧告を行った事業所数は、生活介護は4、就労B型は7であった。勧告の内容については、生活介護では「虐待事案」に対する措置や再発防止のための改善等が多く、就労B型では虐待案件や法令遵守、人員配置、個別支援計画作成の不備などであった。

減算処分の内容ごとの文書指摘を行った事業所数に対する割合では、生活介護は「医師未配置減算」が3.6%、「生活介護計画未作成減算」が1.0%で、就労B型は、「就労継続支援B型計画未作成減算」が1.8%であった。生活介護、就労B型いずれも個別支援計画未作成減算が上位であり、利用者の支援において必須である個別支援計画が未作成の事業所が一定数あることが明らかになった。

#### (2) 地域（利用者、家族、他事業所、関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等について

調査結果より、生活介護、就労B型いずれも、大項目では「支援に関すること」が最も多かった。小項目ごとの内容では、生活介護は、「事業所・職員の対応」「支援の質」が多く、就労B型は、「事業所・職員の対応」「工賃」「支援の質」が多かった。

生活介護、就労B型いずれも「事業所・職員の対応」に関する回答が最も多く、全体の約3割を占めていた。「事業所・職員の対応」に関する回答のうち、頻出するワードについてキーワード検索を行った結果、「虐待」が生活介護は7回、就労B型は7回で最も多く、次いで、

「態度」「暴言」が多かった。職員の利用者に対する虐待行為の疑いや、職員から利用者に対しての態度、暴言等に関する問い合わせが行政機関で受け付けられている頻度が多いことがうかがえた。

また、「支援に関すること」に関する回答のうち、頻出するワードについてキーワード検索を行った結果、生活介護では、「サービスの質」（3回）、「障害特性」（2回）が多く、就労B型では、「作業環境」「トラブル」（3回）、「障害特性」「サービスの質」（2回）が多かった。障害特性に合わせた支援に関しての問い合わせや、さらに就労B型では、利用者に合った作業環境に関する問い合わせの頻度が多かったことがうかがえた。

就労B型では、「工賃」に関する回答が多く、そのうち頻出するワードについてキーワード検索を行った結果、「安い」「低い」「向上」「少ない」といったワードが多かった。利用者に支払われる工賃に関して、現状への不満や高い金額を求める問い合わせが多いことがうかがえた。

その他、「サービス内容」や地域に関することでの回答で、「送迎」に関する回答が多かった。「送迎ルートが限られていて利用できない」といった利用を希望するものから、送迎車の停車場所や運転の危険性などに言及する問い合わせが多かったことがうかがえた。

### （3）自治体の生活介護／就労継続支援B型事業について課題と思われること

調査結果より、生活介護と就労B型では傾向に相違があり、生活介護では、大項目で「地域に関すること」が最も回答が多く、次いで「支援に関すること」であった。小項目では、「医療的支援の必要な人の受け入れ先」、「重度の障害のある人の受け入れ先」が多く、合わせて全体の約2割であった。これに、「入浴対応」「事業所の不足」を合わせると約3割を占めており、支援度の高い障害のある利用者の受け入れ先が課題とする回答が多かった。総じて、地域に必要な社会資源が不足していることや地域格差が生じていることが背景にあ

ると推察され、それにより地域の障害のある人たちのニーズに応えられていないことについての言及が多かった。

就労B型では、大項目では「支援に関すること」が約半数で、次いで「運営に関すること」が多かった。小項目では、「工賃」が過半数であり、具体的には、自治体の工賃水準への言及や、意識の低い事業所への対応等が多かった。次いで「基準の遵守」「支援の質」「健全な運営」が多かった。具体的には、会計基準や人員配置等の基準についての認識の不足やサービス内容の不透明さについての言及が多かった。また、「医療的支援が必要な人の受け入れ先」「重度の障害のある人の受け入れ先」が一定数あり、就労B型においても地域の社会資源の不足が課題となっていることがうかがえた。

## 2. 考察

本研究でのアンケート調査結果より、実地指導・監査での減算処分の内容や、地域から寄せられている苦情や課題等の回答内容から、生活介護事業所、就労B型事業所において、個別支援計画作成等の基準省令の遵守はさることながら、利用者の権利擁護や利用者個々の特性に合わせた支援の実施が現状の課題であると言える。利用者の権利擁護については、虐待の疑いのある不適切な行為や、日常の支援のなかでの職員の利用者に対する態度や言動について言及されたものが多かった。個別支援では、障害特性に合わせた支援や作業環境の改善について言及されたものが多く、さらに就労B型では、工賃の多寡に関する問い合わせが多かった。平成29(2017)年度の調査<sup>3)</sup>では、就労B型事業所において「事業運営で課題と感じていること」は、「利用者の工賃」が最も多かった。就労B型において、利用者の工賃が大きな課題の要素となっていることがうかがえた。

さらに、地域の社会資源の不足や地域間の社会資源、サービスの格差が課題であり、地域ごとの障害ある人たちのニーズに即した社会資源やサービスの在り方の検討が重要であると考えられる。



## E. 結論

利用者の権利擁護と利用者の特性に合わせた個別支援、地域のニーズへの対応は、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所のサービスの質の評価に関わる要素であると言える。生活介護事業所、就労B型事業所が、地域の行政や関係機関と連携し、これらの要素を具現化する実践を行うことが重要である。

### 【文献】

- 1) 厚生労働省：平成 28 年社会福祉施設等調査の概況  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/index.html>  
(2019 年 3 月 31 日最終閲覧)
- 2) 障害者総合支援法事業者ハンドブック 指定基準編—人員・設備・運営基準とその解釈 中央法規
- 3) 岡田裕樹、大村美保、相馬大祐、志賀利一、信原和典、古屋和彦：生活介護事業所ならびに就労継続支援B型事業所の利用者及びサービス内容等の実態に関する調査 国立のぞみの園研究紀要 2018 p 46-54

## G. 研究発表

特になし

### 1. 学会発表

特になし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

別添 5

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍 特になし

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌 特になし

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

# 自己点検チェックのための 生活介護事業ガイドライン案

平成 31 年（2019 年）

平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金

「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 「自己点検チェックのためのガイドライン案」作成にあたって

国立のぞみの園では、厚生労働科学研究として、平成 29 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」、平成 30 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を実施し、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所についての調査研究を行ってきました。その成果物として、障害のある人たちを支援する上での基本的な姿勢や守るべきもの、役割などを示した「自己点検チェックのためのガイドライン案」を作成しました。

この、「自己点検チェックのためのガイドライン案」は、「総則」「設置者・管理者向け」「サービス管理責任者向け」「従業者向け」の 4 本の柱で枠組みしており、総則における共通の指針と、それぞれの立場での指針となるものとして構成しています。なお、具体的な内容については、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」研究検討委員会において検討の上作成しました。

また、あわせて「自己点検チェックのためのガイドライン案」と連動して活用できるものとして、生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所において、自分たちの支援を振り返るためのツールとなる「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト案」と、「生活介護事業所・就労継続支援 B 型事業所実践事例集」を作成しました。

これらが、事業所で実践されるサービスの指標となり、障害ある人たちの生活の向上とニーズの実現に貢献できることを願っております。

平成 31 年（2019 年）

平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金  
「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」  
研究検討委員会

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 自己点検チェックのための生活介護事業ガイドライン案

1. 総則	
(1) ガイドラインの趣旨	1
(2) 基本的役割 ○利用者の心身の健康の維持・増進のための支援 ○利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援 ○利用者の社会参加の機会の保障 ○利用者の権利と意思決定の保障	1
(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動 ①基本的姿勢 ②基本活動 ア) 自立支援と日常生活の充実のための支援 イ) 創作的活動 ウ) 生産活動 エ) 利用者の心身の状況に応じた支援 オ) 障害の状態像に応じた支援 カ) 社会参加・地域交流の機会の提供 キ) 地域の状況やニーズに応じた支援 ク) 社会生活のための支援	2
(4) 利用者の権利・利益の保障 ①利用者の権利を保障した主体的な活動の保障 ②虐待・差別防止の取り組み	4
(5) 事業所が適切なサービスを提供するために必要な組織運営管理 ①適切な支援の提供と支援の質の向上 ②法令遵守（コンプライアンス） ③様々なリスクへの備えと対応	4
2. 設置者・管理者向けガイドライン	
(1) 基本的役割	5
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上 ①環境・体制整備 ア) 適正な規模の利用定員 イ) 適切な職員配置 ウ) 適切な設備等の整備  ②PDCA サイクルによる適切な事業所の管理 ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底 イ) 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り ウ) コミュニケーションの活性化等 エ) 利用者の意向等の把握 オ) 支援の継続性  ③従業者等の知識・技術の向上 ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ イ) 研修受講機会等の提供  ④関係機関・団体との連携 ア) 相談支援事業者との連携 イ) 他の障害者支援事業所との連携 ウ) 医療機関や専門機関との連携 エ) 特別支援学校等との連携 オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携	5
カ) (地域自立支援) 協議会等への参加 キ) 地域のさまざまな人や機関、団体等との連携  ⑤養護者、成年後見人等との連携	
(3) 利用者への説明や相談援助 ①運営規程の周知 ②活動内容の説明 ③利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明 ④利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談援助等 ⑤苦情解決対応 ⑥適切な情報伝達手段の確保 ⑦地域に開かれた事業運営	9
(4) 緊急時の対応と法令遵守 ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束等への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等	10

### 3. サービス管理責任者向けガイドライン

<p><b>(1) 基本的役割</b> 12</p> <p><b>(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上</b> 12</p> <p>①個別支援計画に基づく適切な支援の提供</p> <p>ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント</p> <p>イ) 個別支援計画の作成</p> <p>ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案</p> <p>エ) 日々の適切な支援の提供</p> <p>オ) 個別支援計画の実施状況把握（モニタリング）</p> <p>カ) 個別支援計画の変更</p> <p>キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施（サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認）</p> <p>②従業者等の知識・技術の向上</p> <p>ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ</p> <p>イ) 研修受講機会等の提供</p> <p>③関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携</p> <p>イ) 他の障害者支援事業所との連携</p> <p>ウ) 医療機関や専門機関との連携</p> <p>エ) 特別支援学校等との連携</p> <p>オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携</p> <p>カ) （地域自立支援）協議会等への参加</p> <p>キ) 地域のさまざまな人や機関、団体等との連携</p> <p>④養護者、成年後見人等との連携</p>	<p><b>(3) 利用者への説明や相談援助</b> 16</p> <p>①利用者に対する運営規程や個別支援計画の内容についての丁寧な説明</p> <p>②活動内容の説明</p> <p>③利用者に対する相談援助等</p> <p>④苦情解決対応</p> <p>⑤適切な情報伝達手段の確保</p> <p><b>(4) 緊急時の対応と法令遵守</b> 17</p> <p>①緊急時対応</p> <p>②非常災害・防犯対策</p> <p>③虐待防止の取組</p> <p>④身体拘束等への対応</p> <p>⑤衛生・健康管理</p> <p>⑥安全確保</p> <p>⑦秘密保持等</p>
---	--

### 4. 従業者向けガイドライン

<p><b>(1) 基本的役割</b> 19</p> <p><b>(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上</b> 19</p> <p>①個別支援計画に基づく適切な支援の提供</p> <p>ア) サービス等利用計画及び個別支援計画の理解</p> <p>イ) 従業者間での意思の疎通、支援内容の共有</p> <p>ウ) 支援提供に際しての工夫</p> <p>エ) 支援提供記録</p> <p>オ) 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与</p> <p>②知識・技術の向上</p> <p>③関係機関・団体との連携</p> <p>ア) 相談支援事業者との連携</p> <p>イ) 他の障害者支援事業所との連携</p> <p>ウ) 地域のさまざまな人や機関、団体等との連携</p> <p>④養護者、成年後見人等との連携</p>	<p><b>(3) 利用者への説明や相談援助</b> 21</p> <p>①利用者に対する相談援助等</p> <p>②活動内容の説明</p> <p>③苦情解決対応</p> <p>④適切な情報伝達手段の確保</p> <p><b>(4) 緊急時の対応と法令遵守</b> 21</p> <p>①緊急時対応</p> <p>②非常災害・防犯対策</p> <p>③虐待防止の取組</p> <p>④身体拘束等への対応</p> <p>⑤衛生・健康管理</p> <p>⑥安全確保</p> <p>⑦秘密保持等</p>
--	--

## 自己点検チェックのための生活介護事業ガイドライン案

### 1. 総則

#### (1) ガイドラインの趣旨

生活介護は、平成 18 年 4 月より施行された障害者自立支援法により位置づけられ、現行の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業であり、自立した日常生活及び社会生活を営む為により多くの専門的支援を要する障害者の、創作的活動及び生産活動の機会、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の支援を提供する日中活動の場として設置される事業である。生活介護の事業所数は、障害者自立支援法施行以降年々増加しており、平成 24 年は 5,538 カ所であった事業所数（障害者支援施設の日中活動としての生活介護は除く）は、平成 29 年には 7,275 カ所となっており、その利用者数は障害福祉サービス利用者の約 3 割を占めている。生活介護事業所の利用者の障害は多様化しており、利用者の多様なニーズに対する支援の提供が必要となっている。現在、生活介護事業所においては、地域の状況も相まって、事業所間や地域間での支援の質に差が生じる可能性があり、これらの現状を踏まえ、生活介護事業所において、一定の支援の質の担保が望まれる状況となっている。

本ガイドラインは、上記の実態を明らかにすることを目的とした、平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」及び平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」において実施された、全国の事業所、自治体を対象とした実態調査を踏まえ、有識者、支援提供者等により組織された研究検討委員会による検討を経て作成されたものである。

本ガイドラインは、利用者の心身の健康の維持・増進のための支援や利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援、利用者の社会参加の機会の保障、利用者の権利と意思決定の保障を基本的役割とし、生活介護事業を行う事業所がサービスを実施するにあたって必要となる基本的事項を示すものである。ここに記載される内容は、特別な支援を求めるものではなく、障害者の社会参加、地域とのつながりの保障や、個別支援計画の作成とそれに伴う支援の充実など、障害者支援を担う事業所における設置者・管理者、サービス管理責任者、従業者等が果たすべき基本的な支援内容を示すものである。

本ガイドラインを踏まえつつ、各事業所の地域や利用者のニーズ等の状況に応じて、提供する支援の質の向上に努めることが重要である。

#### (2) 基本的役割

##### ○利用者の心身の健康の維持・増進のための支援

生活介護事業所は、利用者一人ひとりの障害や心身の状態を理解し、それぞれに適切な支援を行うことで、心身の健康の維持及び増進を目指すことが重要である。

##### ○利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援

生活介護事業所のサービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりのニーズを理解し、利用者が主体と

なり、自己のニーズと希望する生活を実現するために、必要な支援を行うことが重要である。

#### ○利用者の社会参加の機会の保障

生活介護事業所は、利用者がその事業所に通うことを基線（ベースライン）として、事業所での活動・体験をとおり生活圏域の拡大と利用者の意思・能力・特性に応じた地域社会での役割を創出するよう努めることにより、利用者のエンパワメントを高めつつ具体的な社会参加を推し進めることが重要である。

#### ○利用者の権利と意思決定の保障

生活介護事業所は、利用者の基本的人権を尊重し、虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を未然に防止し、利用者一人ひとりの権利を保障するとともに、利用者の自己決定の機会を保障するための意思決定支援の意識を徹底することが重要である。

### **(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**

#### ① 基本的姿勢

生活介護のサービスの提供に際しては、利用者一人ひとりの障害や心身の状況に即した適切な支援の提供と、利用者一人ひとりの人権に配慮した支援を行うために、障害者支援に関する専門的な支援のスキルと職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。

生活介護のサービスの提供に際しては、利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等を把握し、さらに利用者一人ひとりのニーズや希望する生活について理解するための適切なアセスメントを行うことが重要である。そのアセスメントを基盤として、利用者が主体的に生活を送り、自己決定による自立と自己実現に向けて支援を行うための個別支援計画（＝生活介護計画）の策定をしなければならない。

生活介護事業所は、利用者一人ひとりの個別支援計画に沿って、利用者の心身の健康の維持・増進のための日常生活の支援を保障しながら、提供する諸活動によって喜びややりがいを享受し、友人や支援者等との対人関係を構築し、地域社会とのつながりのなかで、利用者の自己実現のための主体的な生活を送るための場として、サービスを提供するものである。

#### ② 基本活動

①の基本的姿勢を踏まえ、利用者一人ひとりの個別支援計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。

##### ア) 自立支援と日常生活の充実のための活動

利用者がサービスを利用することで、心身機能の維持、向上、創作的活動や生産活動等の諸活動を通して楽しみややりがいを感ずること、さらに友人や支援者等との交流を通して対人関係や活動の幅が広がることを目指して支援を行う。これらの支援においては、利用者の主体的な行動を促進し、利用者の自己実現と自立を目指した支援を行う。

##### イ) 創作的活動

創作的活動は、自己を表現する喜びや、視覚や手指からの感覚的な刺激を通して、豊かな感性を培うよ



う図っていく。また、利用者の特性に応じて、創作的活動を通して潜在的な表現力や感性を引き出し、利用者の活動の幅を広げていくことも重要である。

#### ウ) 生産活動

生産活動は、働くことを通して、心身機能の維持・向上や、役割を担うことでのやりがい、働くことの楽しさ等を楽しむことを目指す。また、利用者の障害特性や心身の状況に応じて、作業台、いす、作業に関する道具等の環境を調整し、合理的配慮に則った対応を行なうことが重要である。

#### エ) 利用者の心身の状況に応じた支援

生活介護の利用者は、自立した日常生活及び社会生活を営む為により多くの専門的支援を要する障害者であり、利用者一人ひとりの心身の状況に応じて、身体介助や医療的ケア等適切な支援を行う必要がある。主に、生活支援員や理学療法士、作業療法士等による心身機能の維持・向上のための専門的な支援や、食事、入浴等の日常生活のための支援を行う。また、日常生活上のバイタルチェックや服薬の管理、健康に関する相談等の支援を適宜行うことが必要である。

#### オ) 障害の状態像に応じた支援

生活介護の利用者の、身体障害、知的障害、精神障害、さらに発達障害や高次脳機能障害、難病など多様な障害特性に応じて、居住空間や支援プログラムの作成、コミュニケーション支援等において、利用者が安心して過ごしやすい環境を整えることが重要である。

#### カ) 社会参加・地域交流の機会の提供

障害があることで社会生活上の行動範囲や経験が制限されることがないように、社会経験の幅を広げていく。特に、地域社会への参加、交流の機会を提供し、地域のなかで安心して生活できる環境を作ることを図っていく。障害者が地域の担い手の一人として地域社会を創っていく地域共生社会の実現に寄与することを目指すことが重要である。

#### キ) 地域の状況やニーズに応じた支援

生活介護事業所は、所在地である地域における障害者の生活状況や社会資源の状況等及び、地域において求められる障害者支援にかかわるニーズに応じて、積極的に取り組むことが重要である。特に、地域において支援のニーズがあるにもかかわらず、提供されるサービスの不足や、行き場のない者がいないよう、地域の行政、関係機関等との連携を取りながら、地域における役割を担うことが重要である。

#### ク) 社会生活のための支援

利用者が社会のなかで様々な経験を積み、生活の幅を広げていくことや、社会のなかでの役割や喜びや生きがいを創出するために、外出や地域で行われる活動への参加等、社会生活のための支援を提供することも重要である。

#### (4) 利用者の権利・利益の保障

##### ① 利用者の権利を保障した主体的な活動の保障

障害者の権利に関する条約（平成 18 年国連総会にて採択。平成 26 年条約 1 号。以下「障害者権利条約」という。）第 12 条においても、「障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有する」と定められており、利用者一人ひとりの基本的人権を保障し、利用者の自己決定を尊重したうえで、利用者一人ひとりの主体的な活動を保障し、促進していくことが重要である。

##### ② 虐待・差別防止の取り組み

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）ならびに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）を遵守し、利用者に対する虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を防止しなければならない。また、虐待の徹底のための虐待防止委員会等の設置や、苦情解決の第三者委員等の外部委員の設置、虐待、差別防止啓発のための研修等への積極的な受講等に取り組むことが重要である。

#### (5) 事業所が適切なサービスを提供するために必要な組織運営管理

##### ① 適切な支援の提供と支援の質の向上

○事業所の運営方針や、個別支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、その Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセス（PDCA サイクル）を、設置者・管理者、サービス管理責任者、従業者（サービス管理責任者以外の従業者をいう。以下同じ。）（以下「従業者等」と総称する。）の積極的な関与のもとで繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

○適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の習得意欲を喚起することが重要である。

○地域における行政機関や医療機関、福祉関係事業所等の関係機関と密に連携し、地域のなかで総合的に支援を行うことが重要である。

○地域のなかでの生活介護事業所に期待される役割を適切に認識し、地域のニーズに対して適切な支援を提供し、支援の質を高めていくことが重要である。

##### ② 法令遵守（コンプライアンス）

障害者福祉に関する法令、ならびに人権、労働、社会保障、消防等事業の運営に係るすべての関係法令を確実に遵守することは、利用者の権利擁護の観点や、地域において利用者を継続的に支援していく観点からも非常に重要である。

③ 様々なリスクへの備えと対応

利用者の健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等、事業を運営する中で想定される様々なリスクに対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが重要である。

## 2. 設置者・管理者向けガイドライン

### (1) 基本的役割

生活介護事業の設置者及び管理者は、本ガイドライン総則(2)基本的役割を達成することを目的とし、当該事業所の運営状況の全体を把握し、事業を適切かつ持続的に進める役割が求められる。また、設置者・管理者は、地域における支援のニーズや社会資源の状況を理解し、地域の行政、関係機関との連携を密に図り、公益的な観点で地域における役割を担うべく事業を展開することが求められる。

事業を運営するうえで、コンプライアンスを重視し、提供するサービスの質の向上を図ることが求められる。そのために、必要な職員の確保に努め、サービス管理責任者ならびに従業者の意識形成や知識、技術の向上と、心身ともに健全な状態で働くための環境を整えることが必要である。

設置者・管理者は、その事業所が提供するサービスの質の評価を行なうことはもとより、第三者による外部評価の導入等を通じて、常にその改善を図らなければならない。

### (2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

#### ①環境・体制整備

##### ア) 適正な規模の利用定員

○設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な活動環境と事業内容が確保されるよう、利用者の情緒面への配慮や安全確保の観点から、適正な利用定員を定めることが必要である。

##### イ) 適切な職員配置

○生活介護事業所においては、従業者としてサービス管理責任者、生活支援員、医師(嘱託医可、要件により看護師のみで可)、看護職員を配置し、さらに状況に応じて理学療法士及び作業療法士等の配置を行ない、利用者の多様な障害特性や心身の状況等に応じた体制を整える必要がある。

○常時見守りが必要な利用者の支援や、送迎支援等のために、必要に応じて支援員、看護職員、栄養士等を、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。

○設置者・管理者は、職員一人ひとりの倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。

○質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備に努める。

ウ) 適切な設備等の整備

○生活介護事業所は、サービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。様々な障害や年齢の利用者が安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々の利用者の態様に応じた工夫が必要である。

②PDCAサイクルによる適切な事業所の管理

設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、サービス管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

○生活介護事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、サービス管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」第89条に規定された事項を定めておく必要がある。

○事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインの総則に記載されている生活介護事業の基本的役割、基本的姿勢や、地域において利用者が置かれている状況、生活介護事業が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。

○事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、サービス管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。

○サービス管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。

イ) 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り

○PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、サービス管理責任者及び従業者が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが望ましい。

○可能な限り第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図る。

ウ) コミュニケーションの活性化等

○PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。

○サービス提供の日々の記録については、サービス管理責任者が掌握する以外に、従業者同士での情報共有を図ることで、利用者の状況の把握のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。

○個別支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、サービス管理責任者から報告を受ける等、サービス管理責任者や従業者の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。

○支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止につながるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか掌握しておく必要

がある。

エ) 利用者の意向等の把握

○業務改善を進める上で、支援を利用する利用者の意向や満足度を把握することが必要であり、日常の支援や個別支援計画のモニタリング等の際に、事業所に対する利用者の意向等を把握することが考えられる。

○利用者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、利用者に周知することが望ましい。

オ) 支援の継続性

○生活介護事業所は、利用者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが望ましい。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、利用者に事業を廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の障害者支援事業所等を紹介する等、影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

③従業者等の知識・技術の向上

ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ

○設置者・管理者は、利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等に応じた質の高いサービスを持続的に提供するために、自身を含め、従業者等の知識・技術の向上を図る必要がある。従業者が利用者に対して支援を行なううえで、そのために必要な知識・技術を向上する意欲を高めるための働きかけが重要である。

イ) 研修受講機会等の提供

○設置者・管理者は、従業者等の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。具体的には、自治体や障害関係団体等が実施する研修等へのサービス管理責任者、従業者の参加、事業所における勉強会の開催、事業所に講師を招いての研修会の実施、サービス責任者及び従業者を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内におけるサービス管理責任者及び従業者の自己研鑽のための図書整備等が考えられる。

④関係機関・団体との連携

ア) 相談支援事業者との連携

○生活介護事業所で作成される個別支援計画は、相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。両者の計画が連動し、機能することによって利用者に対する支援がより良いものになるため、設置者・管理者はこの連動の重要性を認識しておく必要がある。

○相談支援事業所の相談支援専門員が開催するサービス担当者会議の招集に対し、設置者・管理者は従業者あるいはサービス管理責任者のうち、当該利用者の状況に精通した最もふさわしい者を参画させな

ければならない。

イ) 他の障害者支援事業所との連携

○利用者の支援にあたっては、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域において利用者の支援に関わる共同生活援助事業所、居宅介護事業所等障害者支援事業所等と、重層的に利用者を支援する体制を構築するよう連携を構築する必要がある。

○他の障害者支援事業所との連携を密にし、地域における社会資源や支援についての情報共有、相互的な事業の展開等、地域におけるネットワークを構築するよう努める。

ウ) 医療機関や専門機関との連携

○医師、看護職員等を配置し、利用者の健康状態の把握や必要な医療的ケアについて支援を提供できる体制を整える。また、利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。

○医療的なケアが必要な利用者を受け入れる場合は、利用者の主治医等との連携体制を整えておく必要がある。

○障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等については、発達障害者支援センター等の専門機関や基幹相談支援センター等から助言や研修を受けることにより連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。

エ) 特別支援学校等との連携

○地域の特別支援学校からの卒業後の進路の相談や実習等について積極的に受け入れ、当該事業所の利用や、利用者、家族、教員等からの相談に応じるよう努めることが重要である。

○特別支援学校を卒業後、当該事業所を利用する利用者について、在学中の様子やアプローチ方法等の把握のために、利用開始後においても学校と情報交換、意見交換しながら進めていくなど切れ目のない支援を行うことが重要である。

オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携

○高齢社会である現代において、障害福祉の領域でも同様に障害がある利用者や養護者の高齢化が進行しており、将来も含めて、設置者・管理者は適宜その対応を図っておく必要がある。例えば、当該事業所の利用者が高齢となり、心身の機能の低下が見られ、当該事業所が提供するサービスが最適ではないと見なされる場合、高齢者福祉施設の利用を視野に入れる必要があり、そういった状況を見据えて、日頃より高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との情報共有、連携を図っておくことが望ましい。

カ) (地域自立支援) 協議会等への参加

○アからオまでに記載した関係機関・団体との連携を円滑なものとするため、設置者・管理者又はサービス管理責任者は、(地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加することにより、関係機関・団体との関係性を構築しておく必要がある。

キ) 地域のさまざまな人や機関、団体等との連携

○生活介護事業所が所在する地域において、自治会、商店、学校や、地域住民、ボランティアなど、さまざまな人や機関、団体等との関係性を構築することが望ましい。

⑤養護者、成年後見人等との連携

○生活介護事業所で利用者に対して提供されるサービスは、利用者本人の自己決定に沿って行われるのが基本である。但し、利用者の障害や心身の状況によって利用者本人の自己決定が困難な場合、利用契約時や金銭に関する支援等の場面において、養護者や成年後見人等による代理の選択、決定等が必要になる。そのため、サービス管理責任者や従業者が養護者、成年後見人等と連絡を密に取り、連携を深められるよう徹底しておくことが重要である。

### (3) 利用者への説明や相談援助

設置者・管理者は、利用者が生活介護事業所を適切かつ円滑に利用できるよう、説明責任を果たすとともに必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

○運営規程については事業所内の見やすい場所に掲示する等によりその周知を図る。

②活動内容の説明

○生活介護事業所で提供される、心身機能維持・向上のための活動、創作的活動、生産活動、社会生活支援の活動等一連の活動について、利用者に対して具体的な内容を理解しやすいように説明する。また、生産活動を行う場合は、その活動内容や工賃について説明を行い、利用者の同意を得ることが必要である。

③利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明

○利用者及び養護者、成年後見人等には、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明する。特に、利用者負担について丁寧に説明を行う必要があるため、サービス管理責任者にも徹底しておく。

④利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談援助等

○利用者及び養護者、成年後見人等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言と支援を適宜行うことが必要である。

○設置者・管理者は、サービス管理責任者及び従業者に対して、利用者及び養護者、成年後見人等との定期的な面談や相談支援について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

⑤苦情解決対応

○生活介護事業所に対する利用者及び養護者、成年後見人等からの苦情について、迅速かつ適切に対応す

るために、苦情（虐待・差別に関する相談も含む）を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが求められる。

○苦情受付窓口については、利用者及び養護者、成年後見人等に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、利用者及び養護者、成年後見人等に周知する。

○設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する。

#### ⑥ 適切な情報伝達手段の確保

○事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を利用者及び養護者、成年後見人等に対して発信することが必要である。

○視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、情報を伝達する際の支援を適宜行う。

#### ⑦ 地域に開かれた事業運営

○地域住民の事業所に対する理解の増進や、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。

○日常の活動や余暇活動、イベント等において、地域との関係を深める上でもボランティアを受け入れることは有益であり、積極的に対応することが望ましい。また、事業所の職員や利用者が、地域に対してボランティア活動を行なうことも有効である。

○実習生の受け入れは、障害者支援を担う人材を育成するうえで有意義であり、積極的に対応することが望ましい。

○ボランティアや実習生の受け入れの際は、事業所の理念やプログラム内容及び利用者の支援上の注意事項を理解してもらうことが必要である。

### (4) 緊急時の対応と法令遵守

#### ①緊急時対応

○利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに養護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○緊急時における対応方法について、「緊急時対応マニュアル」策定とサービス管理責任者及び従業者への周知が必要である。

#### ②非常災害・防犯対策

○設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的にサービス管理責任者及び従業者に周知しなければならない。

○非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合、利用者の安全確保のために休所、早退



等状況に応じて適切な対処を行わなければならない。

○利用者が犯罪に巻き込まれないように、事業所として防犯マニュアルの策定等の防犯への取り組みが必要である。

### ③虐待・差別防止の取組

○設置者・管理者は、サービス管理責任者及び従業者による利用者に対する虐待、差別を防止するため、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、サービス管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施等、具体的な虐待防止への取組を進める。

○設置者・管理者は、サービス管理責任者及び従業者に対する虐待、差別防止啓発のための研修等を実施する。また、自治体等が実施する研修等を積極的に受講し、虐待、差別防止のための意識を徹底するための取り組みを進める。

### ④身体拘束等への対応

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。サービス管理責任者に対しては、個別支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者及び養護者、成年後見人等に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。

○身体拘束を行った場合には、行った担当者またはサービス管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

### ⑤衛生・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、昼食の提供に係る設備の衛生管理を徹底することが必要である。

○利用者の健康チェック等、健康管理に必要な器械器具の管理を適正に行うことが必要である。

○感染症又は食中毒の対応や排泄物又は嘔吐物に関する処理方法について、対応マニュアルの策定や、具体的な対処方法を習得しておくことが必要である。

### ⑥安全確保

○サービス提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検

し必要な補修等を行い、危険を排除するよう必要な措置を講じておく。

○設置者・管理者は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例について、サービス管理責任者と従業員間で共有するため、いわゆる「ヒヤリハット事例集」を作成することが望ましい。

#### ⑦秘密保持等

○設置者は、従業員等（実習生やボランティアを含む。）または、管理者及び従業員等（実習生やボランティアを含む。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記する等、必要な措置を講じなければならない。

○関係機関・団体に利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者または養護者、成年後見人等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者の写真や氏名を掲載する際には、利用者または養護者、成年後見人等の許諾を得ることが必要である。

○管理者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 3. サービス管理責任者向けガイドライン

#### (1) 基本的役割

生活介護事業のサービス管理責任者は、本ガイドライン総則（2）基本的役割を達成することを目的とし、当該事業所を利用する者一人ひとりのニーズや希望する生活、ならびに障害特性や心身の状況等を把握するための適切なアセスメントを行なったうえで、相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画の内容と連動した個別支援計画（＝生活介護計画）を作成し、すべての従業員が個別支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

サービス管理責任者は、サービスが円滑に提供できるよう、事業所の従業員への指導や助言等を積極的に行い、チームとしての実践が可能となるようマネジメントをする役割がある。

#### (2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

##### ①個別支援計画に基づく適切な支援の提供

ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント

○利用者の心身の状況や、利用者が置かれている環境を理解するために、利用者の性格や障害特性、健康状態、これまでの生育歴、家庭の状況、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望等について必要な情報をとり、利用者について客観的、複合的に理解し分析することが重要である。

○利用者のアセスメントの際には、利用者の希望する生活やプログラム、将来の目標など、利用者本人のニーズを明確化し、適切に把握することが重要である。

#### イ) 個別支援計画の作成

○相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報を基盤として、当該事業所における利用者一人ひとりのニーズや希望する生活、障害特性、心身の状況等を整理した上で、個別支援計画を作成する。

○個別支援計画を作成する際には、利用者のニーズや希望する生活を反映した「本人中心支援計画（person-centered planning）」の観点から、利用者の意思決定を尊重し、利用者本人が主体となって活動を行なうための目標や支援方法を提示する。

○個別支援計画には、総合的な支援目標を設定し、その達成時期や支援方法を具体的に明示する。

○個別支援計画は、利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等に合わせて、利用者自身が理解できるよう目標の設定や表現、表記等の配慮を行なう。

○計画の作成に際しては、従業者や、関係する全職種の支援者から個別支援計画の原案について意見を聞き、多様な視点や情報を基にまとめていく。

#### ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案

○生活介護事業所における時間をどのようにして過ごすかについて、利用者一人ひとりの個別支援計画に基づいて、一日のタイムテーブルを作成する。

○タイムテーブルは、当該事業所において、利用者が先の見通しを持って安心して生活できるよう、表現や提示の方法に十分な配慮を行なう。

○活動プログラムは、利用者の障害種別、障害特性、心身の状況、生活状況や課題等に応じた内容を組み立て、従業者も交えながらチームで検討していく。

○活動プログラムの内容は、本ガイドラインの総則に記載されている生活介護事業の基本的役割、基本的姿勢等を十分に踏まえたものでなければならない。

#### エ) 日々の適切な支援の提供

○本ガイドラインの総則に記載されている生活介護事業の基本的役割、基本的姿勢等について理解するとともに、従業者にその理解を徹底し、日々の支援を適切に提供する。

○設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な活動環境が確保されるよう、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて設置者・管理者とも相談し、改善を図る。

○従業者が個別支援計画に沿って、それぞれの利用者の障害種別、障害特性、発達段階、生活状況や課題に細やかに配慮しながら支援を行えるように注意する。

○従業者と常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努める。

○従業者の心身の状況を把握し、必要に応じて相談を受け入れるなど、適宜対応をする。

○従業者にその日行った支援に関して正しく記録をとることを徹底するよう働きかける。従業者が行っている支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、その改善につなげていく。

#### オ) 個別支援計画の実施状況把握（モニタリング）

○個別支援計画の実施状況を把握するため、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行う。但し、利用者の状態や生活環境、あるいは利用するサービス等に大きな変化があった場合は、その都度モニタリング

を行なう必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、個別支援計画の見直しの必要性を判断する。

○利用者の希望に応じて、他の障害者支援事業所や福祉サービス等の情報提供を適宜行う。

#### カ) 個別支援計画の変更

○モニタリングにより、個別支援計画の見直しの必要性が判断された場合は、個別支援計画の積極的な見直しを行う。その際、利用者の希望や目標の設定、支援内容等について検証し、これまでの支援内容を評価したうえで、個別支援計画の変更の可否について判断していく。

○利用者より、当該事業所の利用の終結の希望が出された際には、利用者及び養護者、成年後見人等と十分に協議し、サービス等利用計画を作成している相談支援事業者、関係機関等に引き継ぐことが必要である。

#### キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施（サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認）

○利用者が当該事業所の提供するサービスを利用する際には、相談支援事業者によるサービス等利用計画案が作成された後に、相談支援事業者とのサービス担当者会議を実施する。サービス担当者会議においては、支援に関わる関係機関も参加し、総合的な支援方針についての検討を行なう。その際、利用者及び養護者、成年後見人等も参加することが望ましい。

○サービス管理責任者は、相談支援事業者が作成したサービス等利用計画について十分に把握し、その内容と支援の方向性が乖離することがないように、連動した個別支援計画を作成することが必要である。

### ②従業者等の知識・技術の向上

#### ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ

○生活介護事業所において、専門的で質の高いサービスが提供されるために、サービス管理責任者は、自身を含め、当該事業所の従事者等の知識・技術の向上を常に目指していくことが必要である。

○サービス管理責任者は、従事者等が知識・技術の会得に対する意欲を持ち、利用者の支援において主体的、積極的な姿勢で取り組むために、職場の環境づくりに十分に配慮することが必要である。

#### イ) 研修受講機会等の提供

○従業者等の知識・技術の向上のために、障害の理解、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、虐待・差別への対応、障害者の権利に関する条約等を理解することが重要である。

○サービスを適切に提供する上で、サービス管理責任者は、従業者等に対して、支援の提供に関わる技術的な指導や助言を日々行うとともに、設置者・管理者と共同して、従業者等に対して知識・技術の習得意欲を喚起し、事業所内における研修の企画等を行うことが望まれる。

○サービス管理責任者は、自らも知識・技術の習得に努め、自治体等の研修を積極的に受講するよう努めるものとする。

### ③関係機関・団体との連携

#### ア) 相談支援事業者との連携

○相談支援事業所が作成するサービス等利用計画は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。

生活介護事業所の個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。両計画が連動して機能することによって、利用者に対する支援がより良いものとなっていくものであり、この連動の重要性を認識しておく必要がある。

○サービス担当者会議は、サービス等利用計画案に位置づけられた福祉サービス等の担当者が、サービス等利用計画案の内容について、専門的な見地からの意見を述べるものである。

#### イ) 他の障害者支援事業所等との連携

○利用者の支援にあたって、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域において利用者の支援に関わる共同生活援助事業所、居宅介護事業所等障害者支援事業所と、重層的に利用者を支援するための連携が重要である。

#### ウ) 医療機関や専門機関との連携

○医療的なケアが必要な利用者を受け入れる場合は、設置者・管理者と協議し、利用者の主治医等との連携体制を整えておく必要がある。

○障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等については、発達障害者支援センター等の専門機関や基幹相談支援センター等から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。

#### エ) 特別支援学校等との連携

○地域の特別支援学校からの卒業後の進路の相談や実習等について積極的に受け入れ、当該事業所の利用や、利用者、家族、教員等からの相談に応じるよう努めることが重要である。

○特別支援学校を卒業後、当該事業所を利用する利用者について、在学中の様子やアプローチ方法等を把握のために、利用開始後においても学校と情報交換、意見交換しながら進めていくなど切れ目のない支援を行うことが重要である。

#### オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携

○利用者が高齢となり、心身の機能の低下が見られ、当該事業所が提供するサービスが最適ではないと見なされる場合、高齢者福祉施設の利用を視野に入れる必要があり、そういった状況を見据えて、日頃より高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との情報共有、連携を図っておくことが望ましい。

○高齢者福祉に関する制度や、老化による機能低下、認知症等、高齢者特有の状態への対応等についての専門的な知識・技術の習得のために、地域の高齢者支援事業所・機関からの情報提供や研修への参加等を適宜行っていく。

カ) (地域自立支援) 協議会等への参加

○アからオまでに記載した関係機関・団体との連携を円滑なものとするため、設置者・管理者又はサービス管理責任者は、(地域自立支援) 協議会へ積極的に参加する等により、関係機関・団体との関係性を構築しておく必要がある。

キ) 地域のさまざまな人や機関、団体等との連携

○生活介護事業所が所在する地域において、自治会、商店、学校や、地域住民、ボランティアなど、さまざまな人や機関、団体等との関係性を構築することが望ましい。

④養護者、成年後見人等との連携

○利用者の障害や心身の状況によって利用者本人の自己決定が困難な場合、利用契約時や金銭に関する支援等の場面において、養護者や成年後見人等による代理の選択、決定等が必要になる。そのため、サービス管理責任者は養護者、成年後見人等と連絡を密に取り、連携を深められるよう徹底しておくことが重要である。

**(3) 利用者への説明や相談援助**

①利用者に対する運営規定や個別支援計画の内容についての丁寧な説明

○申請時に、利用者及び養護者、成年後見人等に対して運営規程の説明を行う。特に、支援の内容、人員体制(資格等)、利用者負担、苦情処理の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。

○個別支援計画の内容については、その作成時、変更時に利用者及び養護者、成年後見人等に対して丁寧に説明を行う。

②活動内容の説明

○生活介護事業所で提供される、心身機能維持・向上のための活動、創作的活動、生産活動、社会生活支援の活動等一連の活動について、利用者に対して具体的な内容を理解しやすいように説明する。また、生産活動を行う場合は、その活動内容や工賃について説明を行い、利用者の同意を得ることが必要である。

③利用者に対する相談援助等

○利用者からの悩みや心配事などの相談に応じ、専門的な助言を行なうことが必要である。そのため、利用者との信頼関係を築き、利用者が抱えている悩みや心配事を相談しやすい環境を作ることが重要である。

④苦情解決対応

○利用者及び養護者、成年後見人等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情(虐待・差別に関する相談も含む)を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要があ

る。

#### ⑤適切な情報伝達手段の確保

○事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制の情報を利用者に対して発信することが必要である。

○視覚障害や聴覚障害等障害等の種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、利用者との意思の疎通、情報伝達のための手話、絵カード等による配慮が必要である。

### (4) 緊急時の対応と法令遵守

#### ①緊急時対応

○利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、事業所で作成された「緊急時対応マニュアル」に沿って、医師、看護職員が速やかに対応し、養護者、協力医療機関、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。緊急時における対応方法について、サービス管理責任者は熟知しておくとともに従業者に周知徹底しておく必要がある。

○特に常時、医療的ケアを必要とする利用者に対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を熟知しておくとともに、従業者に周知徹底しておく必要がある。

#### ②非常災害・防犯対応

○サービス管理責任者は、災害時避難場所や避難経路について等、非常災害に関する具体的計画について十分に熟知し、従業者の理解を徹底しておく必要がある。

○定期的な避難、救出その他必要な訓練では、従業者とともに訓練に当たり、問題があれば改善を図る。

○障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、利用者ごとの個別支援計画に災害時の対応について記載しておくことが望ましい。

#### ③虐待防止の取組

○サービス管理責任者は、事業所の虐待防止マネージャーとして、研修や虐待防止チェックリストの実施等、具体的な虐待・差別防止への取組を進めるとともに、自ら虐待防止研修を積極的に受講する等により、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の趣旨と通報制度等を理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）からの虐待・差別は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施する必要がある。

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）から虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、通所給付決定をした市区町村の窓口に通報する。この時に、市区町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市区

町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

#### ④身体拘束等への対応

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。個別支援計画に身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者及び養護者、成年後見人等に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。

○身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録をとることを従業者に指示しなければならない。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

#### ⑤衛生・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、従業者に対し常に清潔を心がけてもらい、手洗い、うがい、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

○感染症又は食中毒が発生した場合や排泄物や嘔吐物等に関する処理方法について対応マニュアルを熟知し、マニュアルに沿って対応する。また、従業者にマニュアルの周知徹底することが必要である。

#### ⑥安全確保

○サービス提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。

○サービス管理責任者は、発生した事件事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、従業者間で共有することが望ましい。

#### ⑦秘密保持等

○従業者（実習生やボランティアを含む。）に対しては、秘密保持等の指導的役割を果たすことが求められる。

○関係機関・団体に利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び養護者、成年後見人等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者の写真や氏名を掲載する際には、利用者及び養護者、成年後見人等の許諾を得ることが必要である。

○サービス管理責任者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。



## 4. 従業者向けガイドライン

### (1) 基本的役割

生活介護事業の従業者は、本ガイドライン総則（2）基本的役割を達成することを目的とし、個別支援計画に基づき、当該事業所を利用する者一人ひとりのニーズや希望する生活、ならびに障害特性や心身の状況等に応じて、専門的な知識と技術を持って、支援を行う役割がある。

### (2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

#### ①個別支援計画に基づく適切な支援の提供

##### ア) サービス等利用計画及び個別支援計画の理解

○相談支援事業所が作成するサービス等利用計画は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。

生活介護事業所の個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。両計画が連動して機能することによって、利用者に対する支援がより良いものとなっていくものであり、この連動の重要性を認識しておく必要がある。

○従業者は、個別支援計画の作成・モニタリング・変更に際しては積極的に関与するとともに、利用者のサービス等利用計画と個別支援計画の内容について熟知し、日々の支援を行う必要がある。

○従業者は、利用者一人ひとりが事業所での生活や活動を通して、喜びややりがいを感じることや、希望や目標を持つこと、強みや得意なことを活かすことなどを支援の基本姿勢としながら、日々の支援を提供することが大切である。

##### イ) 従業者間での意思の疎通、支援内容の共有

○支援開始前には従業者間で打合せを実施し、その日行われる支援の内容や、役割分担について把握する。

○他の従業者と常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努める。

○支援終了後の打合せを実施し、その日の支援の振り返りを行い、利用者の様子や関わりで気付いた点や気になったことについて、従業者間で共有することが望ましい。

##### ウ) 支援提供に際しての工夫

○従業者は、本ガイドラインの総則に記載されている生活介護事業の基本的役割、基本的姿勢等を十分に理解した上で支援を行う。

○従業者は、専門的知識、技術及び判断を持って、利用者の障害特性や心身の状況等に応じて適切な支援を行なう。

○従業者は、活動プログラムの作成に積極的に関与する。

○医療的ケアが必要な利用者に対して、常に体調への配慮を行う。特に重度の障害がある利用者には、活動プログラムごとに休息を交えながら支援していくよう注意する。

○視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、情報伝達や設備・備品への配慮を行う。また、自閉症スペクトラム等の障害特性に応じて、情報伝達のための手話、絵カード等の活用や、安心できる部屋の整備、見通しが持ちやすい時間の設定等の支援を行う。

#### エ) 支援提供記録

○従業者は、その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気付きについて、記録をとらなければならない。支援提供記録を正しくとることを通して、その日行った自らの言動や利用者の様子・反応をふりかえり、個別支援計画に沿って支援が行われているか、個別支援計画で掲げた目標が達成されつつあるか等について支援提供を検証し、支援の改善や自らのスキルアップにつなげていく。

#### オ) 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与

○事業所の目的及び運営方針をはじめとした運営規程の内容を十分に理解して職務に従事する。

○従業者は、事業所全体の業務改善の取組に積極的に関与し、事業運営方針の設定や見直し、業務改善の目標設定とその振り返り、本ガイドラインに基づく事業所の自己評価の実施や利用者の意向の把握等について協力・貢献することが求められる。

#### ②知識・技術の向上

○利用者に提供するサービスの質の向上に資する必要な知識・技術の向上のために、障害の理解、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、虐待・差別への対応、障害者の権利に関する条約等を理解することが重要である。

○知識・技術の向上のために、研修受講等を積極的に行うことが重要である。

#### ③関係機関・団体との連携

##### ア) 相談支援事業者等との連携

○従業者がサービス担当者会議に参画する場合においては、サービス等利用計画案における生活介護事業所が担うべき役割、具体的に行うべき支援を確認し、総合的な支援方針について共有する。また、サービス等利用計画のモニタリング時には、生活介護事業所での生活状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べることが重要である。

##### イ) 他の障害者支援事業所との連携

○利用者の支援にあたって、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域において利用者の支援に関わる共同生活援助事業所、居宅介護事業所等障害者支援事業所と、重層的に利用者支援するための連携が重要である。

##### ウ) 地域のさまざまな人や機関、団体等との連携

○生活介護事業所が所在する地域において、自治会、商店、学校や、地域住民、ボランティアなど、さ

まざまな人や機関、団体等との関係性を構築することが望ましい。

④養護者、成年後見人等との連携

○利用者の状況について、必要に応じて養護者及び成年後見人等と連絡を取り、情報共有を行なうことが必要である。

**(3) 利用者への説明や相談援助**

①利用者に対する相談援助等

○利用者からの悩みや心配事などの相談に応じ、専門的な助言を行なうことが必要である。そのために、利用者との信頼関係を築き、利用者が抱えている悩みや心配事を相談しやすい環境を作ることが重要である。

○障害特性により利用者が自ら相談をすることが困難な場合は、日常の様子を観察し、言動や行動の変化等から利用者の悩みや心配事を汲み取り、適宜対応していくことが重要である。

②活動内容の説明

○生活介護事業所で提供される、心身機能維持・向上のための活動、創作的活動、生産活動、社会生活支援の活動等一連の活動について、利用者に対して具体的な内容を理解しやすいように説明する。また、生産活動を行う場合は、その活動内容や工賃について説明を行い、利用者の同意を得ることが必要である。

③苦情解決対応

○利用者からの苦情（虐待・差別に関する相談も含む）については、設置者・管理者とサービス管理責任者の指導の下、適切な対応を図る必要がある。

④適切な情報伝達手段の確保

○事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制の情報を利用者に対して発信することが必要である。

○視覚障害や聴覚障害等障害等の種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、利用者との意思の疎通、情報伝達のための手話、絵カード等による配慮が必要である。

**(4) 緊急時の対応と法令遵守**

①緊急時対応

○利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、事業所で作成された「緊急事態への対応マニュアル」に沿って、速やかに、協力医療機関及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。緊急時における対応方法については理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく。

○特に、医療的ケアを必要とする利用者に対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を理解し、実践できるようにしておく必要がある。

#### ②非常災害・防犯対応

○従業者は、災害時避難場所や避難経路等、非常災害に関する具体的計画について十分に熟知し、非常災害時に利用者を誘導できるよう、定期的に訓練しておく。

○障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、利用者ごとの個別支援計画に災害時の対応について記載されている内容を理解しておく。特に医療的ケアが必要な利用者については、主治医等との間で災害発生時の対応について、綿密に意思疎通を図っておく。

#### ③虐待防止の取組

○事業所内で実施される虐待防止研修や自治体が発行する虐待防止研修等を積極的に受講する、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読む等により、障害者虐待防止法及び差別解消法の趣旨と通報制度等を理解し、発生予防に努める。

○従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努める必要がある。

#### ④身体拘束等への対応

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。個別支援計画に身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者及び養護者、成年後見人等に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載されていることが必要である。

○身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。なお、必要な記録を行っていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

#### ⑤衛生・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、常に清潔を心がけ、手洗い、うがい、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

○感染症又は食中毒が発生した場合や排泄物や嘔吐物等に関する処理方法について対応マニュアルを熟知し、マニュアルに沿って対応する。

⑥安全確保

○日常生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について、毎日点検し、必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。

○ヒヤリハット事例集作成に協力し、内容を理解し実施する。

⑦秘密保持等

○従業者は、他人が容易に知り得ない個人情報を知りうる立場にあり、個人情報の適正な取扱いが強く求められる。

○関係機関・団体に利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び養護者、成年後見人等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者の写真や氏名を掲載する際には、利用者及び養護者、成年後見人等の許諾を得ることが必要である。

○従業者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

**自己点検チェックのための  
就労継続支援 B 型事業ガイドライン案**

**平成 31 年（2019 年）**

**平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金**

**「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」**

**国立重度知的障害者総合施設のぞみの園**

## 「自己点検チェックのためのガイドライン案」作成にあたって

国立のぞみの園では、厚生労働科学研究として、平成 29 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」、平成 30 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を実施し、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所についての調査研究を行ってきました。その成果物として、障害のある人たちを支援する上での基本的な姿勢や守るべきもの、役割などを示した「自己点検チェックのためのガイドライン案」を作成しました。

この、「自己点検チェックのためのガイドライン案」は、「総則」「設置者・管理者向け」「サービス管理責任者向け」「従業者向け」の 4 本の柱で枠組みしており、総則における共通の指針と、それぞれの立場での指針となるものとして構成しています。なお、具体的な内容については、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」研究検討委員会において検討の上作成しました。

また、あわせて「自己点検チェックのためのガイドライン案」と連動して活用できるものとして、生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所において、自分たちの支援を振り返るためのツールとなる「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト案」と、「生活介護事業所・就労継続支援 B 型事業所実践事例集」を作成しました。

これらが、事業所で実践されるサービスの指標となり、障害ある人たちの生活の向上とニーズの実現に貢献できることを願っております。

平成 31 年（2019 年）

平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金  
「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」  
研究検討委員会

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

1. 総則	
(1) ガイドラインの趣旨	1
(2) 基本的役割 ○さまざまな就労ニーズに対応するための支援 ○利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援 ○利用者の心身の健康の維持・増進のための支援 ○利用者の社会参加の機会の保障 ○利用者の権利と意思決定の保障	1
(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動 ①基本的姿勢 ②基本活動 ア) 自立支援と日常生活の充実のための支援 イ) 生産活動及び工賃の向上 ウ) 利用者の特性や状態に応じた支援 エ) 地域の状況やニーズに応じた支援 オ) 生産活動を通じた地域における経済活動のための支援 カ) 社会生活のための支援	2
(4) 利用者の権利・利益の保障 ①利用者の権利を保障した主体的な活動の保障 ②虐待・差別防止の取り組み ③働くことを通じた権利の保障	4
(5) 事業所が適切なサービスを提供するために必要な組織運営管理 ①適切な支援の提供と支援の質の向上 ②法令遵守（コンプライアンス） ③様々なりスクへの備えと対応 ④市場への働きかけ	4
2. 設置者・管理者向けガイドライン	
(1) 基本的役割	5
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上 ①環境・体制整備 ア) 適正な規模の利用定員 イ) 適切な職員配置 ウ) 適切な設備等の整備 エ) 適切な生産環境の整備 ②PDCA サイクルによる適切な事業所の管理 ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底 イ) 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り ウ) コミュニケーションの活性化等 エ) 利用者の意向等の把握 オ) 支援の継続性 カ) 適切な生産計画の立案と生産管理 ③従業者等の知識・技術の向上 ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ イ) 研修受講機会等の提供 ④関係機関・団体、養護者等との連携 ア) 相談支援事業者との連携 イ) 企業、農業団体、商工会、官公庁、共同受注窓口等との連携 ウ) ハローワーク、就業・生活支援センター等就労支援機関との連携 エ) 医療機関との連携	6
オ) 特別支援学校等との連携 カ) 他の障害者支援事業所との連携 キ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携 ク) (地域自立支援) 協議会等への参加 ⑤養護者、成年後見人等との連携	
(3) 利用者への説明や相談援助 ①運営規程の周知 ②利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明 ③利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談援助等 ④工賃支給に関する説明 ④苦情解決対応 ⑤適切な情報伝達手段の確保 ⑥地域に開かれた事業運営	10
(4) 緊急時の対応と法令遵守 ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束等への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等 ⑧生産製品の品質管理	11



3. サービス管理責任者向けガイドライン		
(1) 基本的役割	13	(3) 利用者への説明や相談援助 17
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	14	①利用者に対する運営規程や個別支援計画の内容についての丁寧な説明
①個別支援計画に基づく適切な支援の提供		②利用者に対する相談援助等
ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント		③工賃支給に関する説明
イ) 個別支援計画の作成		④苦情解決対応
ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案		⑤適切な情報伝達手段の確保
エ) 日々の適切な支援の提供		(4) 緊急時の対応と法令遵守 18
オ) 個別支援計画の実施状況把握 (モニタリング)		①緊急時対応
カ) 個別支援計画の変更		②非常災害・防犯対策
キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施 (サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認)		③虐待防止の取組
②従業者等の知識・技術の向上		④身体拘束等への対応
ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ		⑤衛生・健康管理
イ) 研修受講機会等の提供		⑥安全確保
ウ) 事業所の就労支援環境の把握		⑦秘密保持等
③関係機関・団体、養護者等との連携		
ア) 相談支援事業者との連携		
イ) 他の障害者支援事業所との連携		
ウ) 医療機関や専門機関との連携		
エ) 特別支援学校等との連携		
オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携		
カ) (地域自立支援) 協議会等への参加		
④養護者、成年後見人等との連携		

4. 従業者向けガイドライン		
(1) 基本的役割	20	(3) 利用者への説明や相談援助 22
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	20	①利用者に対する相談支援等
①個別支援計画に基づく適切な支援の提供		②工賃支給に関する説明
ア) サービス等利用計画及び個別支援計画の理解		③苦情解決対応
イ) 従業者間での意思の疎通、支援内容の共有		④適切な情報伝達手段の確保
ウ) 支援提供に際しての工夫		(4) 緊急時の対応と法令遵守 23
エ) 支援提供記録		①緊急時対応
オ) 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与		②非常災害・防犯対策
②知識・技術の向上		③虐待防止の取組
ア) 知識・技術の向上と研修受講機会等の提供		④身体拘束等への対応
イ) 就労支援現場の安全環境の調整		⑤衛生・健康管理
ウ) 生産・販売の市場についての知識の向上		⑥安全確保
③関係機関・団体、養護者等との連携		⑦秘密保持等
ア) 相談支援事業者との連携		
イ) 他の障害者支援事業所との連携		
ウ) 企業・市場との連携		
④養護者、成年後見人等との連携		

## 自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

### 1. 総則

#### (1) ガイドラインの趣旨

就労継続支援B型は、平成18年4月より施行された障害者自立支援法により位置づけられ、現行の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業であり、主として通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者の、就労や生産活動の機会、その他の支援を提供する日中活動の場として設置される事業である。就労継続支援B型の事業所数は年々増加しており、平成24年は7,360カ所であった事業所数は、平成29年には11,041カ所となっており、その利用者数は障害福祉サービス利用者の約3割を占めている。就労継続支援B型事業所の利用者の障害は多様化しており、利用者の多様なニーズに対する支援の提供が必要となっている。現在、就労継続支援B型事業所においては、地域の状況も相まって、事業所間や地域間での支援の質に差が生じる可能性があり、これらの現状を踏まえ、就労継続支援B型の事業所において、一定の支援の質の担保が望まれる状況となっている。

本ガイドラインは、上記の実態を明らかにすることを目的とした、平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」及び平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」において実施された、全国の事業所、自治体を対象とした実態調査を踏まえ、有識者、支援提供者等により組織された研究検討委員会による検討を経て作成されたものである。

本ガイドラインは、さまざまな就労ニーズに対応するための支援や、利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援、利用者の心身の健康の維持・増進のための支援、利用者の社会参加の機会の保障、利用者の権利と意思決定の保障を基本的役割とし、就労継続支援B型事業を行う事業所がサービスを実施するにあたって必要となる基本的事項を示すものである。ここに記載される内容は、特別な支援を求めるものではなく、障害者の社会参加、地域とのつながりの保障や、個別支援計画の作成とそれに伴う支援の充実など、障害者支援を担う事業所、管理者、支援者等が果たすべき基本的な支援内容を示すものである。

本ガイドラインを踏まえつつ、各事業所の地域や利用者のニーズ等の状況に応じて、提供する支援の質の向上に努めることが重要である。

#### (2) 基本的役割

##### ○さまざまな就労ニーズに対応するための支援

就労継続支援B型事業所は、生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上のスキルの向上を図り、自立した生活を支援するための適切な生産活動の機会の提供を行う。利用者が希望する就労の実現のために必要な支援を行うことや、利用者の生産活動に対する工賃を保障すること等、さまざまな働き方に対応するための支援を行うことが重要である。

○利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援

就労継続支援B型事業所のサービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりのニーズを理解し、利用者が主体となり、自己のニーズと希望する生活を実現するために、必要な支援を行うことが重要である。

○利用者の心身の健康の維持・増進のための支援

就労継続支援B型事業所は、利用者一人ひとりの障害や心身の状態を理解し、それぞれに適切な支援を行うことで、心身の健康の維持及び増進を目指すことが重要である。

○利用者の社会参加の機会の保障

就労継続支援B型事業所は、利用者がある事業所に通うことを基線（ベースライン）として、事業所での生産活動や様々な体験を通して、生活圏域の拡大と利用者の意思・能力・特性に応じた地域社会での役割を創出するよう努めることにより、利用者のエンパワメントを高めつつ具体的な社会参加を推し進めることが重要である。

○利用者の権利と意思決定の保障

就労継続支援B型事業所は、利用者の基本的人権を尊重し、虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を未然に防止し、利用者一人ひとりの権利を保障するとともに、利用者の自己決定の機会を保障するための意思決定支援の意識を徹底することが重要である。

**(3) サービスの提供にあたっての基本的姿勢と基本活動**

① 基本的姿勢

就労継続支援B型のサービスの提供に際しては、利用者一人ひとりの障害や心身の状況に即した適切な支援の提供と、利用者一人ひとりの人権に配慮した支援を行うために、障害者支援に関する専門的な支援のスキルと職業倫理を基盤として職務に当たる。

就労継続支援B型のサービスの提供に際しては、利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等を把握し、さらに利用者一人ひとりのニーズや希望する生活について理解するための適切なアセスメントを行うことが重要である。そのアセスメントを基盤として、利用者が主体的に生活を送り、自己決定による自立と自己実現に向けて支援を行うための個別支援計画（＝就労継続支援B型計画）の策定をする。

就労継続支援B型事業所は、利用者一人ひとりの個別支援計画に沿って、利用者の日常生活及び社会生活の支援を保障しながら、利用者が生産活動を主とした諸活動によって、働くうえで必要な知識や技術の向上及び喜びややりがいの享受、友人や支援者との対人関係の構築等を目指し、地域社会とのつながりのなかで、社会の中での役割の創出、利用者の生きがい、自己実現のための主体的な生活を送るための、生活の質の向上を保障する場として、サービスを提供するものである。

② 基本活動

①の基本的姿勢を踏まえ、利用者一人ひとりの個別支援計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。

ア) 自立支援と日常生活の充実のための支援

利用者がサービスを利用することで、働くうえで必要な労働習慣の確立や働く意欲を高めることを目指すとともに、利用者一人ひとりの心身機能の維持、向上、生産活動を通して喜びややりがいを感じることに、さらに友人や支援者等との交流を通して対人関係が広がることを目指して支援を行う。これらの支援においては、利用者の主体的な行動を促進し、利用者の自己実現と自立を目指した支援を行う。

イ) 生産活動及び工賃の保障

就労継続支援B型事業所は、生産活動による利用者の作業能力や社会生活上のスキルの向上を図るとともに、一般就労や就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所等への移行を希望する者に対してはその実現のための支援を行う。経済的自立を目指すとともに、働くことを通して、役割を担うことでのやりがい、働くことの喜び等を享受できることを目指す。また、利用者の障害特性や心身の状況に応じて、作業台、いす、作業に関する道具などの環境を調整し、合理的配慮に則った対応を行なうことが重要である。

また、就労継続支援B型事業所は、生産活動によって得られた収入から、利用者に対して工賃を支払わなければならない。工賃の支払いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」第87条に則り、適切に行わなければならない。

就労継続支援B型事業所は、利用者に支払う工賃の向上に資するため、生産活動による収益を増やすよう努めることが求められる。

ウ) 利用者の特性や状態に応じた支援

就労継続支援B型は、利用者の希望する就労の実現のための作業能力や社会生活上のスキルの向上を目的としているが、利用者の障害種別や障害特性は多様であり、利用者一人ひとりの心身の状況に応じて、身体介助や医療的な支援も含めて適切な支援を行う必要がある。また、自閉症や高次脳機能障害、難病など多様な障害特性に応じて、利用者が安心して過ごしやすい環境を整えることも重要である。

エ) 地域の状況やニーズに応じた支援

就労継続支援B型事業所は、所在地である地域における障害者の生活状況や社会資源の状況等、及び地域において求められる障害者支援にかかわるニーズに応じて、積極的に取り組むことが重要である。特に、地域において支援のニーズがあるにもかかわらず、提供されるサービスの不足や、行き場のない者がいないよう、地域の行政、関係機関等との連携を取りながら、地域における役割を担うことが重要である。

オ) 生産活動を通じた地域における経済活動のための支援

就労継続支援B型事業所は、地域の企業、産業等への積極的な関与や生産活動等の経済活動を通じた地域社会への参加、交流の機会を提供し、利用者が地域の担い手の一人として地域社会を創っていく地域共生社会の実現に寄与することを目指すことが重要である。また、サービスの提供や諸活動のなかに、地域の関係機関や地域住民、ボランティア等とのつながりを構築することも重要である。

カ) 社会生活のための支援

就労継続支援B型事業所は、主に働くことへの意欲の向上、喜び、やりがいの創出を目的として、工賃を使って外出、買い物などをすることや、そのための社会性やスキルを身につけるための支援等、社会生活のための支援を提供することも重要である。

**(4) 利用者の権利・利益の保障**

① 利用者の権利を保障した主体的な活動の保障

障害者の権利に関する条約（平成 18 年国連総会にて採択。平成 26 年条約 1 号。以下「障害者権利条約」という。）第 12 条においても、「障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有する」と定められており、利用者一人ひとりの基本的人権を保障し、利用者の自己決定を尊重したうえで、利用者一人ひとりの主体的な活動を保障し、促進していくことが重要である。

② 虐待・差別防止の取り組み

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）ならびに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）を遵守し、利用者に対する虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を防止しなければならない。また、虐待・差別の徹底のための虐待防止委員会等の設置や、苦情解決の第三者委員等の外部委員の設置、虐待、差別防止啓発のための研修等への積極的な受講等を取り組むことが重要である。

③働くことを通した権利の保障

就労継続支援B型事業所には、就労だけではない「働きたい」「認められたい」「役にたちたい」など、工賃の支給額だけによらない、人間に本質的に備わる思いを充たす役割がある。就労することは、規則正しい生活リズムの確立や、仕事に合わせた清潔・衛生的な生活習慣を形成するなど、健康の維持や向上、仲間との協働による社会性の形成や働く喜びを支えるなどの、変化、成長に資する利益に貢献する。

**(5) 事業所が適切なサービスを提供するために必要な組織運営管理**

① 適切な支援の提供と支援の質の向上

○事業所の運営方針や、個別支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、その Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセス（PDCA サイクル）を、設置者・管理者、サービス管理責任者、従業者（サービス管理責任者以外の従業者をいう。以下同じ。）（以下「従業者等」と総称する。）の積極的な関与のもとで繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

○適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の習得意欲を喚起することが重要である。

○地域のなかで多様な支援体制を構築するために、地域における福祉・労働・教育行政、商工会議所等、就労支援機関、企業等の関係機関と密に連携し、地域のなかで総合的に支援を行うことが重要である。  
○地域のなかでの就労継続支援B型事業所に期待される役割を適切に認識し、地域のニーズに対して適切な支援を提供し、支援の質を高めていくことが重要である。

## ② 法令遵守(コンプライアンス)

障害者福祉に関する法令、ならびに人権、労働、社会保障、消防に関する法令および製品の製造や販売など個々の就労支援事業の運営に係るすべての関係法令を確実に遵守することは、利用者の権利擁護の観点や、地域において利用者を継続的に支援していく観点からも非常に重要である。

## ③ 様々なリスクへの備えと対応

利用者の健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等、福祉事業と生産活動等の経済活動を運営・経営する中で想定される様々なリスクに対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが重要である。

## ④ 市場への働きかけ

就労継続支援B型事業所は、生産活動や販売活動など経済的活動と深く関わっているため、市場のニーズにもあわせた就労支援の構築や市場との調整及び開発・開拓、販売など関係性の構築に働きかけることで工賃向上につながるということが重要である。

## 2. 設置者・管理者向けガイドライン

### (1) 基本的役割

就労継続支援B型事業の設置者及び管理者は、本ガイドライン総則(2)基本的役割を達成することを目的とし、当該事業所の運営状況の全体を把握し、事業を適切かつ持続的に進める役割が求められる。設置者・管理者は、利用者の希望する就労に向けた知識・技術の向上及び目標工賃の保障を実現するために、生産活動の充実や環境の整備等適宜行うことが重要である。また、地域における支援のニーズや社会資源の状況を理解し、地域の行政、関係機関との連携を密に図り、公益的な観点で地域における役割を担うべく事業を展開することが求められる。

事業を運営するうえで、コンプライアンスを重視し、提供するサービスの質の向上を図ることが求められる。そのために、必要な人員の確保に努め、サービス管理責任者ならびに従業員の意識形成やスキルアップの向上と、安全に、安心して働ける環境を整えることが必要である。

設置者・管理者は、その事業所が提供するサービスの質の評価を自ら行なうことはもとより、第三者による外部評価の導入等を通じて、常にその改善を図らなければならない。

## (2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

### ①環境・体制整備

#### ア) 適正な規模の利用定員

○設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、適正な利用定員を定めることが必要である。

#### イ) 適切な職員配置

○就労継続支援B型事業所においては、従業者としてサービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員の配置を行ない、利用者の多様な障害特性や心身の状況等に応じた体制を整える必要がある。また、目標工賃達成指導員を配置するなど、生産活動の確保と工賃向上に努める。

○常時見守りが必要な利用者の支援や、送迎支援、生産活動による収益を増やすための営業活動等のために、必要に応じて人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。

○設置者・管理者は、職員一人ひとりの倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。

○質の高い支援を確保する観点から、従業者等が安心して意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備に努める。

#### ウ) 適切な設備等の整備

○就労継続支援B型事業所は、サービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。生産活動に必要な設備、備品等、ならびに様々な障害や年齢の利用者が安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々の利用者の態様に応じた工夫が必要である。

#### エ) 適切な生産環境の整備

○障害があることで環境への適応が困難な状況になることを考慮し、生産活動の現場で生産・安全・意思疎通等の環境、トイレ・手洗い・洗浄などの清潔等の環境、トイレ、更衣室の性別に配慮した環境、休憩・静養等の精神面に配慮した環境等、利用者の人権に配慮した生産環境の整備を行う。

### ②PDCAサイクルによる適切な事業所の管理

設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、サービス管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

#### ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

○就労継続支援B型事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、サービス管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」第88条に規定された事項を定めておく必要がある。

○事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインの総則に記載されている就労継続支援B型事業の基本的役割、基本的姿勢や、地域において利用者が置かれている状況、就労継続支援B型事業が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。

○事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、サービス管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。

○サービス管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。

#### イ) 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り

○PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、サービス管理責任者及び従業者が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが望ましい。

○可能な限り第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図る。

#### ウ) コミュニケーションの活性化等

○PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。

○サービス提供の日々の記録については、サービス管理責任者が掌握する以外に、従業者同士での情報共有を図ることで、利用者の状況の把握のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。

○個別支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、サービス管理責任者から報告を受ける等、サービス管理責任者や従業者の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。

○支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか掌握しておく必要がある。

#### エ) 利用者の意向等の把握

○業務改善を進める上で、支援を利用する利用者の意向や満足度を把握することが必要であり、日常の支援や個別支援計画のモニタリング等の際に、事業所に対する利用者の意向等を把握することが重要である。

○利用者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取り組みについては、利用者に周知することが望ましい。

#### オ) 支援の継続性

○就労継続支援B型事業所は、利用者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが望ましい。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、利用者に事業を廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の障害者支援事業所等を紹介する等、影響が最小限に抑えられるように対応することが必要であ



る。

カ) 適切な生産計画の立案と生産管理

○管理者は、安定した生産活動の保証や工賃の向上のために、無理のない生産計画と適切な生産管理を行い、利用者に過度の負担のない支援の提供に努める。

③従業者等の知識・技術の向上

ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ

○設置者・管理者は、利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等に応じた質の高いサービスを持続的に提供するために、自身を含め、従業者等の知識・技術の向上を図る必要がある。従業者が利用者に対して支援を行なううえで、そのために必要な知識・技術を向上する意欲を高めるための働きかけが重要である。

イ) 研修受講機会等の提供

○設置者・管理者は、従業者等の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。具体的には、自治体や企業、就労関係及び障害関係団体等が実施する研修等へのサービス管理責任者、従業者の参加、事業所における勉強会の開催、事業所に講師を招いての研修会の実施、サービス管理責任者及び従業者を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内におけるサービス管理責任者及び従業者の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。

④関係機関・団体との連携

ア) 相談支援事業者との連携

○就労継続支援B型事業所で作成される個別支援計画は、相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。両者の計画が連動し、機能することによって利用者に対する支援がより良いものになるため、設置者・管理者はこの連動の重要性を認識しておく必要がある。

○相談支援事業所の相談支援専門員が開催するサービス担当者会議の招集に対し、設置者・管理者は従業者あるいはサービス管理責任者のうち、当該利用者の状況に精通した最もふさわしい者を参画させなければならない。

イ) 企業、農業団体、商工会、官公庁、共同受注窓口等との連携

○生産活動の充実と工賃向上のために、地域の企業や農業団体、商工会、官公庁、共同受注窓口等との連携をはかり、仕事の斡旋やノウハウの提供等地域に根ざした活動を行うよう努める。

○優先発注制度を活用して、官公庁からの受注拡大を行なう。

ウ) ハローワーク、就業・生活支援センター等就労支援機関との連携

○利用者の就労等ステップアップを実現するために、就労移行支援事業所やハローワーク、就業・生活

支援センター等の就労支援機関との関係性を構築し、就労先の確保や情報提供等連携した支援を行うよう努める。

エ) 医療機関や専門機関との連携

○利用者の健康状態の把握や必要な医療的ケアについて十分な支援を提供できるようにする。また、利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。

○医療的なケアが必要な利用者を受け入れる場合は、利用者の主治医等との連携体制を整えておく必要がある。

○障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等については、発達障害者支援センター等の専門機関や基幹相談支援センター等から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。

オ) 特別支援学校等との連携

○地域の特別支援学校からの卒業後の進路の相談や実習等について積極的に受け入れ、当該事業所の利用や、利用者、家族、教員等からの相談に応じるよう努めることが重要である。また、在学中の様子やアプローチ方法等の把握のために、利用開始後においても学校と情報交換、意見交換しながら進めていくなど切れ目のない支援を行うことが重要である。

カ) 他の障害者支援事業所との連携

○利用者の支援にあたっては、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域において利用者の支援に関わる共同生活援助、居宅介護、就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練、生活介護、地域活動センター等障害者支援事業所等と、重層的に利用者を支援する体制を構築するよう連携する必要がある。

○他の障害者支援事業所との連携を図り、地域における社会資源や支援についての情報共有や連携した生産活動の実施など、地域におけるネットワークを構築するよう努める。

キ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携

○高齢社会である現代において、障害福祉の領域でも同様に障害がある利用者や養護者の高齢化が進行しており、将来も含めて、設置者・管理者は適宜その対応を図っておく必要がある。例えば、当該事業所の利用者が高齢となり、心身の機能の低下が見られ、当該事業所が提供するサービスが最適ではないと見なされる場合、高齢者福祉施設の利用を視野に入れる必要があり、そういった状況を見据えて、日頃よりケアマネジャーや高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との情報共有、連携を図ることが望ましい。

ク) (地域自立支援) 協議会等への参加

○アからキまでに記載した関係機関・団体との連携を円滑なものとするため、設置者・管理者又はサービス管理責任者は、(地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加することにより、関係機関・団体との関

係性を構築しておく必要がある。

⑤養護者、成年後見人等との連携

○就労継続支援B型事業所で利用者に対して提供されるサービスは、利用者本人の自己決定に沿って行われるのが基本である。但し、利用者の障害や心身の状況によって利用者本人の自己決定が困難な場合、利用契約時や金銭に関する支援等の場面において、養護者や成年後見人等による代理の選択、決定等が必要になる。そのため、サービス管理責任者や従業者が養護者、成年後見人等と連絡を密に取り、連携を深められるよう徹底させておくことが重要である。

**(3) 利用者への説明や相談援助**

設置者・管理者は、利用者が就労継続支援B型事業所を適切かつ円滑に利用できるよう、説明責任を果たすとともに必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

○運営規程については事業所内の見やすい場所に掲示する等によりその周知を図る。

②利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明

○利用者及び養護者、成年後見人等には、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明する。特に、利用者負担について丁寧に説明を行う必要があるため、サービス管理責任者にも徹底しておく。

③利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談援助等

○利用者及び養護者、成年後見人等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言と支援を適宜行うことが必要である。

○設置者・管理者は、サービス管理責任者及び従業者に対して、利用者及び養護者、成年後見人等との定期的な面談や相談支援について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

④工賃支給に関する説明

○就労継続支援B型事業所の利用者工賃の支払いに関しては、工賃の額だけではなく就労を通した日常生活や社会生活の改善への取り組み、そのための訓練目標や支援方法についての説明を行う。また工賃の額についても利用者本人の理解が重要であるとともに、こうした説明の機会は利用者個々の工賃向上に向けてモチベーションを高めるためにも重要な機会と捉えて取り組む。

⑤ 苦情解決対応

○就労継続支援B型事業所に対する利用者及び養護者、成年後見人等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情（虐待・差別に関する相談も含む）を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、

苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが求められる。

○苦情受付窓口については、利用者及び養護者、成年後見人等に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、利用者及び養護者、成年後見人等に周知する。

○設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する。

#### ⑥ 適切な情報伝達手段の確保

○事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を利用者及び養護者、成年後見人等に対して発信することが必要である。

○視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、情報を伝達する際の支援を適宜行う。

#### ⑦ 地域に開かれた事業運営

○地域住民の事業所に対する理解の増進や、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。

○日常の活動や余暇活動、イベント等において、地域との関係を深める上でもボランティアを受け入れることは有益であり、積極的に対応することが望ましい。また、事業所の職員や利用者が、地域に対してボランティア活動を行なうことも有効である。

○実習生の受け入れは、障害者支援を担う人材を育成するうえで有意義であり、積極的に対応することが望ましい。

○ボランティアや実習生の受け入れの際は、事業所の考え方、役割やプログラム内容及び利用者の支援上の注意事項等を理解してもらうことが必要である。

### (4) 緊急時の対応と法令遵守

#### ① 緊急時対応

○利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに養護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○緊急時における対応方法について、「緊急時対応マニュアル」策定とサービス管理責任者及び従業者への周知が必要である。

#### ② 非常災害・防犯対策

○設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的にサービス管理責任者及び従業者に周知しなければならない。

○非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合、利用者の安全確保のために休所、早退等状況に応じて適切な対処を行わなければならない。

○利用者が犯罪に巻き込まれないように、事業所として防犯マニュアルの策定等の防犯への取り組みが必要である。

### ③虐待・差別防止の取組

○設置者・管理者は、サービス管理責任者及び従業者による利用者に対する虐待、差別を防止するため、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、サービス管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施等、具体的な虐待防止への取組を進める。

○設置者・管理者は、サービス管理責任者及び従業者に対する虐待、差別防止啓発のための研修等を実施する。また、自治体等が実施する研修等を積極的に受講し、虐待、差別防止のための意識を徹底するための取組を進める。

### ④身体拘束等への対応

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。サービス管理責任者に対しては、個別支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者及び養護者、成年後見人等に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。

○身体拘束を行った場合には、行った担当者またはサービス管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

### ⑤衛生・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、昼食の提供に係る設備の衛生管理を徹底することが必要である。

○利用者の健康チェック等、健康管理に必要な器械器具の管理を適正に行うことが必要である。

○感染症又は食中毒の対応や排泄物又は嘔吐物に関する処理方法について、対応マニュアルの策定や、具体的な対処方法を習得しておくことが必要である。

○農業等、事業所外での生産現場においても衛生・人権（農業小屋、トイレなどが無い環境）に配慮した環境を確保すること。

#### ⑥安全確保

○サービス提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し必要な補修等を行い、危険を排除するよう必要な措置を講じておく。

○設置者・管理者は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例について、サービス管理責任者と従業員間で共有するため、いわゆる「ヒヤリハット事例集」を作成することが望ましい。

#### ⑦秘密保持等

○設置者は、従業員等（実習生やボランティアを含む。）または、管理者及び従業員等（実習生やボランティアを含む。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記する等、必要な措置を講じなければならない。

○関係機関・団体に利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者または養護者、成年後見人等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者の写真や氏名を掲載する際には、利用者または養護者、成年後見人等の許諾を得ることが必要である。

○管理者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### ⑧生産製品の品質管理

○生産製品の販売に関しては、素材、製品の品質、アレルギー等の安全管理は義務であり、また製品のラベル等のルールで定められた表示事項は誤記等のないよう生産製品の信頼と安心を得る品質管理を行い、利用者が製造する製品の品質向上に努める。

### 3. サービス管理責任者向けガイドライン

#### (1) 基本的役割

就労継続支援B型事業のサービス管理責任者は、本ガイドライン総則（2）基本的役割を達成することを目的とし、当該事業所を利用する者一人ひとりのニーズや希望する生活、ならびに障害特性や心身の状況等を把握するための適切なアセスメントを行なったうえで、相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画の内容と連動した個別支援計画（＝就労継続支援B型計画）を作成し、すべての従業員が個別支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

サービス管理責任者は、サービスが円滑に提供できるよう、事業所の従業員への指導や助言等を積極的に行い、チームとしての実践が可能となるようマネジメントをする役割がある。

## (2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

### ①個別支援計画に基づく適切な支援の提供

#### ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント

○利用者の心身の状況や、利用者が置かれている環境を理解するために、利用者の性格や障害特性、健康状態、生産活動に関する能力や適性、これまでの生育歴、家庭の状況、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望等について必要な情報をとり、利用者について客観的、複合的に理解し分析することが重要である。

○利用者のアセスメントの際には、利用者との面談等によるニーズの聞き取りを行ない、利用者の希望する生活やプログラム、将来の目標など、利用者本人のニーズを明確化し、適切に把握することが重要である。

#### イ) 個別支援計画の作成

○相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報を基盤として、当該事業所における利用者一人ひとりのニーズや希望する生活、障害特性、心身の状況等を整理した上で、個別支援計画を作成する。

○個別支援計画を作成する際には、利用者のニーズや希望する生活を反映した「本人中心支援計画 (person-centered planning)」の観点から、利用者の意思決定を尊重し、利用者本人が主体となって活動を行なうための目標や支援方法を提示する。

○個別支援計画には、総合的な支援目標を設定し、その達成時期や支援方法を具体的に明示する。

○個別支援計画は、利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等に合わせて、利用者自身が理解できるよう目標の設定や表現、表記等の配慮を行なう。

○計画の作成に際しては、従業者や、関係する全職種の支援者から個別支援計画の原案について意見を聞き、多様な視点や情報を基にまとめていく。

#### ウ) 日々の適切な支援の提供

○本ガイドラインの総則に記載されている就労継続支援B型事業の基本的役割、基本的姿勢等について理解するとともに、従業者にその理解を徹底し、日々の支援を適切に提供する。

○設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な作業環境、生活環境が確保されるよう、利用定員の規模や室内のレイアウトに心を配り、必要に応じて設置者・管理者とも相談し、改善を図る。

○生産活動においては、利用者一人ひとりの作業能力や障害特性等に即した作業の設定や、作業時間、作業空間等の調整を図る。

○従業者が個別支援計画に沿って、それぞれの利用者の特性や課題に細やかに配慮しながら支援を行えるように注意する。

○従業者と常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努める。

○従業者の心身の状況を把握し、必要に応じて相談を受け入れるなど、適宜対応をする。

○従業者にその日行った支援に関して正しく記録をとることを徹底するよう働きかける。従業者が行っている支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、その改善につなげていく。

#### エ) 個別支援計画の実施状況把握（モニタリング）

○個別支援計画の実施状況を把握するため、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行う。但し、利用者の状態や生活環境、あるいは利用するサービス等に大きな変化があった場合は、その都度モニタリングを行なう必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、個別支援計画の見直しの必要性を判断する。

○利用者の一般就労や、就労移行支援、就労継続支援A型等への移行についての希望を把握し、就労の実現に向けた取り組みについて利用者と確認し、具体的に支援を進めていく。また、利用者が希望する就労についての情報提供等を適宜行う。

○利用者の希望に応じて、他の障害者支援事業所や福祉サービス等の情報提供を適宜行う。

#### オ) 個別支援計画の変更

○モニタリングにより、個別支援計画の見直しの必要性が判断された場合は、個別支援計画の積極的な見直しを行う。その際、利用者の希望や目標の設定、支援内容等について検証し、これまでの支援内容を評価したうえで、個別支援計画の変更の可否について判断していく。

○利用者より、当該事業所の利用の終結の希望が出された際には、利用者及び養護者、成年後見人等と十分に協議し、サービス等利用計画を作成している相談支援事業者、関係機関等に引き継ぐ必要がある。

#### カ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施（サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認）

○利用者が当該事業所の提供するサービスを利用する際には、相談支援事業者によるサービス等利用計画案が作成された後に、相談支援事業者とのサービス担当者会議を実施する。サービス担当者会議においては、支援に関わる関係機関も参加し、総合的な支援方針についての検討を行なう。その際、利用者及び養護者、成年後見人等も参加することが望ましい。

○サービス管理責任者は、相談支援事業者が作成したサービス等利用計画について十分に把握し、その内容と支援の方向性が乖離することがないように、連動した個別支援計画を作成することが必要である。

### ②従業者等の知識・技術の向上

#### ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ

○就労継続支援B型事業所において、障害者支援ならびに就労に関する知識等、専門的で質の高いサービスが提供されるために、サービス管理責任者は、自身を含め、当該事業所の従事者等の知識・技術の向上を常に目指していくことが必要である。

○サービス管理責任者は、従事者等が知識・技術の会得に対する意欲を持ち、利用者の支援において主体的、積極的な姿勢で取り組むために、職場の環境づくりに十分に配慮することが必要である。



イ) 研修受講機会等の提供

○従業者等の知識・技術の向上のために、就労に関する情報や、障害の理解、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、虐待・差別への対応、障害者の権利に関する条約等を理解することが重要である。

○サービスを適切に提供する上で、サービス管理責任者は、従業者等に対して、支援の提供に関わる技術的な指導や助言を日々行うとともに、設置者・管理者と共同して、従業者等に対して知識・技術の習得意欲を喚起し、事業所内における研修の企画等を行うことが望まれる。

○サービス管理責任者は、自らも知識・技術の習得に努め、自治体等の研修を積極的に受講するよう努めるものとする。

ウ) 事業所の就労支援環境の把握

○サービス管理責任者は、障害者の人権擁護の観点から、設置者・管理者向け(2)①ウ)に基づく環境整備の状況を把握し、その環境のもとにおいて個別サービスが提供されているかを確認する。

③関係機関・団体との連携

ア) 相談支援事業者との連携

○相談支援事業所が作成するサービス等利用計画は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。

就労継続支援B型事業所の個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。両計画が連動して機能することによって、利用者に対する支援がより良いものとなっていくものであり、この連動の重要性を認識しておく必要がある。

○サービス担当者会議は、サービス等利用計画案に位置づけられた福祉サービス等の担当者が、サービス等利用計画案の内容について、専門的な見地からの意見を述べるものである。

イ) 他の障害者支援事業所等との連携

○利用者の支援にあたって、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域において利用者の支援に関わる共同生活援助、居宅介護、就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練、生活介護、地域活動センター等障害者支援事業所と、重層的に利用者を支援するための連携が重要である。

ウ) 医療機関や専門機関との連携

○医療的なケアが必要な利用者を受け入れる場合は、設置者・管理者と協議し、利用者の主治医等との連携体制を整えておく必要がある。

○障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等については、発達障害者支援センター等の専門機関や基幹相談支援センター等から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。

エ) 特別支援学校等との連携

○地域の特別支援学校からの卒業後の進路の相談や実習等について積極的に受け入れ、当該事業所の利用や、利用者、家族、教員等からの相談に応じるよう努めることが重要である。

○特別支援学校を卒業後、当該事業所を利用する利用者について、在学中の様子やアプローチ方法を把握のために、利用開始後においても学校と情報交換、意見交換しながら進めていくなど切れ目のない支援を行うことが重要である。

オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携

○利用者が高齢となり、心身の機能の低下が見られ、当該事業所が提供するサービスが最適ではないと見なされる場合、高齢者福祉施設の利用を視野に入れる必要があり、そういった状況を見据えて、日頃より高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との情報共有、連携を図っておくことが望ましい。

○高齢者福祉に関する制度や、老化による機能低下、認知症等、高齢者特有の状態への対応等についての専門的な知識・技術の習得のために、地域の高齢者支援事業所・機関からの情報提供や研修への参加等を適宜行っていく。

カ) (地域自立支援) 協議会等への参加

○アからオまでに記載した関係機関・団体との連携を円滑なものとするため、設置者・管理者又はサービス管理責任者は、(地域自立支援) 協議会へ積極的に参加する等により、関係機関・団体との関係性を構築しておく必要がある。

④ 養護者、成年後見人等との連携

○利用者の障害や心身の状況によって利用者本人の自己決定が困難な場合、利用契約時や金銭に関する支援等の場面において、養護者や成年後見人等による代理の選択、決定等が必要になる。そのため、サービス管理責任者は養護者、成年後見人等と連絡を密に取り、連携を深められるよう徹底しておくことが重要である。

**(3) 利用者への説明や相談援助**

① 利用者に対する運営規定や個別支援計画の内容についての丁寧な説明

○申請時に、利用者及び養護者、成年後見人等に対して運営規程の説明を行う。特に、支援の内容、人員体制(資格等)、利用者負担、苦情処理の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。

○個別支援計画の内容については、その作成時、変更時に利用者に対して丁寧に説明を行う。

② 利用者に対する相談援助等

○利用者からの悩みや心配事などの相談に応じ、専門的な助言を行なうことが必要である。そのため、利用者との信頼関係を築き、利用者が抱えている悩みや心配事を相談しやすい環境を作ることが重

要である。

③工賃支給に関する説明

○就労継続支援B型の利用者工賃の支払いに関しては、工賃の額だけではなく就労を通じた日常生活や社会生活の改善への取り組み、そのための訓練目標や支援方法についての説明を行う。また工賃の額についても利用者本人の理解が重要であるとともに、こうした説明の機会は利用者個々の工賃向上に向けてモチベーションを高めるためにも重要な機会と捉えて取り組む。

④苦情解決対応

○利用者及び養護者、成年後見人等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情（虐待・差別に関する相談も含む）を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。

⑤適切な情報伝達手段の確保

○事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制の情報を利用者に対して発信することが必要である。

○視覚障害や聴覚障害等障害等の種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、利用者との意思の疎通、情報伝達のための手話、絵カード等による配慮が必要である。

**（４）緊急時の対応と法令遵守**

①緊急時対応

○利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、事業所で作成された「緊急時対応マニュアル」に沿って、医師、看護職員が速やかに対応し、養護者、協力医療機関、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。緊急時における対応方法について、サービス管理責任者は熟知しておくとともに従業者に周知徹底しておく必要がある。

○特に常時、医療的ケアを必要とする利用者に対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を熟知しておくとともに、従業者に周知徹底しておく必要がある。

②非常災害・防犯対応

○サービス管理責任者は、災害時避難場所や避難経路について等、非常災害に関する具体的計画について十分に熟知し、従業者の理解を徹底しておく必要がある。

○定期的な避難、救出その他必要な訓練では、従業者とともに訓練に当たり、問題があれば改善を図る。

○障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、利用者ごとの個別支援計画に災害時の対応について記載しておくことが望ましい。

### ③虐待防止の取組

○サービス管理責任者は、事業所の虐待防止マネージャーとして、研修や虐待防止チェックリストの実施等、具体的な虐待・差別防止への取組を進めるとともに、自ら虐待防止研修を積極的に受講する等により、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の趣旨と通報制度等を理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）からの虐待・差別は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施する必要がある。

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）から虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、通所給付決定をした市区町村の窓口に通報する。この時に、市区町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市区町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

### ④身体拘束等への対応

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。個別支援計画に身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者及び養護者、成年後見人等に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。

○身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録をとることを従業者に指示しなければならない。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

### ⑤衛生・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、従業者に対し常に清潔を心がけてもらい、手洗い、うがい、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

○感染症又は食中毒が発生した場合や排泄物や嘔吐物等に関する処理方法について対応マニュアルを熟知し、マニュアルに沿って対応する。また、従業者にマニュアルの周知徹底することが必要である。

### ⑥安全確保

○サービス提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。

○サービス管理責任者は、発生した事件事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハ

ット事例集を作成し、従業者間で共有することが望ましい。

#### ⑦秘密保持等

○従業者（実習生やボランティアを含む。）に対しては、秘密保持等の指導的役割を果たすことが求められる。

○関係機関・団体に利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び養護者、成年後見人等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者の写真や氏名を掲載する際には、利用者及び養護者、成年後見人等の許諾を得ることが必要である。

○サービス管理責任者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

## 4. 従業者向けガイドライン

### (1) 基本的役割

就労継続支援B型事業の従業者は、本ガイドライン総則（2）基本的役割を達成することを目的とし、個別支援計画に基づき、当該事業所を利用する者一人ひとりのニーズや希望する生活、ならびに障害特性や心身の状況等に応じて、専門的な知識と技術を持って、支援を行う役割がある。

### (2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

#### ①個別支援計画に基づく適切な支援の提供

##### ア) サービス等利用計画及び個別支援計画の理解

○相談支援事業所が作成するサービス等利用計画は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。

就労継続支援B型事業所の個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、利用者の同意のもと作成するものである。両計画が連動して機能することによって、利用者に対する支援がより良いものとなっていくものであり、この連動の重要性を認識しておく必要がある。

○従業者は、個別支援計画の作成・モニタリング・変更に際しては積極的に関与するとともに、利用者のサービス等利用計画と個別支援計画の内容について熟知し、日々の支援を行う必要がある。

○従業者は、利用者一人ひとりが働くことの喜びややりがいを感じることや、希望や目標を持つこと、強みや得意なことを活かすことなどを支援の基本姿勢としながら、日々の支援を提供することが大切である。

##### イ) 従業者間での意思の疎通、支援内容の共有

○支援開始前には従業者間で打合せを実施し、その日行われる支援の内容や、役割分担について把握す

る。

○他の従業者と常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努める。

○支援終了後の打合せを実施し、その日の支援の振り返りを行い、利用者の様子や関わりで気付いた点や気になったことについて、従業者間で共有することが望ましい。

#### ウ) 支援提供に際しての工夫

○従業者は、本ガイドラインの総則に記載されている就労継続支援B型事業の基本的役割、基本的姿勢等を十分に理解した上で支援を行う。

○従業者は、専門的知識、技術及び判断を持って、利用者の障害特性や心身の状況等に応じて適切な支援を行なう。

○医療的ケアが必要な利用者に対して、常に体調への配慮を行う。特に重度の障害がある利用者には、活動プログラムごとに休息を交えながら支援していくよう注意する。

○視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、情報伝達や設備・備品への配慮を行う。また、自閉症スペクトラム等の障害特性に応じて、情報伝達のための手話、絵カード等の活用や、安心できる部屋の整備、見通しが持ちやすい時間の設定等の支援を行う。

#### エ) 支援提供記録

○従業者は、その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気付きについて、記録をとらなければならない。支援提供記録を正しくとることを通して、その日行った自らの言動や利用者の様子・反応をふりかえり、個別支援計画に沿って支援が行われているか、個別支援計画で掲げた目標が達成されつつあるか等について支援提供を検証し、支援の改善や自らのスキルアップにつなげていく。

#### オ) 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与

○事業所の目的及び運営方針をはじめとした運営規程の内容を十分に理解して職務に従事する。

○従業者は、事業所全体の業務改善の取組に積極的に関与し、事業運営方針の設定や見直し、業務改善の目標設定とその振り返り、本ガイドラインに基づく事業所の自己評価の実施や利用者の意向の把握等について協力・貢献することが求められる。

### ②知識・技術の向上

#### ア) 知識・技術の向上と研修受講機会の提供

○利用者に提供するサービスの質の向上に資する必要な知識・技術の向上のために、障害の理解、関連する制度の仕組み、生産計画や生産管理の仕組み、関係機関・団体の役割、虐待・差別への対応、障害者の権利に関する条約等を理解することが重要である。

○知識・技術の向上のために、研修受講等を積極的に行うことが重要である。

#### イ) 就労現場の安全・衛生環境の調整

○生産現場においては、利用者の支援や適性に応じて作業の役割や職種が変化することも多い。そのことにより個別に整備された安全環境から外れたり事故のないよう、設備環境や職員相互の連絡等の調整に努

め、常に安全で衛生的な就労環境に配慮する。

ウ) 生産・販売に対する市場についての知識の向上

○生産活動にあたっては、生産品に対する安全義務や法的な事項が定められているため、利用者への支援技術や知識だけでなく、製品の社会的信頼性を保証するための知識を常に習得する必要がある。また市場のニーズや、契約内容等に関する販売や商法に関する知識の向上に努める。

③関係機関・団体、養護者等との連携

ア) 相談支援事業者等との連携

○従業者がサービス担当者会議に参画する場合には、サービス等利用計画案における就労継続支援B型事業所が担うべき役割、具体的に行うべき支援を確認し、総合的な支援方針について共有する。また、サービス等利用計画のモニタリング時には、就労継続支援B型事業所での生活状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べる事が重要である。

イ) 他の障害者支援事業所との連携

○利用者の支援にあたって、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域において利用者の支援に関わる共同生活援助、居宅介護、就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練、生活介護、地域活動センター等障害者支援事業所と、重層的に利用者を支援するための連携が重要である。

ウ) 企業・市場との連携

○就労支援は福祉事業であるとともに社会的活動であるため、同じ業種の最新の技術や企業のノウハウ、販売方法などの知識を得ることが生産活動の基本となる。また最新の市場の動きを把握するなど、工賃向上に資するため、企業や市場との連携に努める。

④養護者、成年後見人等との連携

○利用者の状況について、必要に応じて養護者及び成年後見人等と連絡を取り、情報共有を行なうことが必要である。

### (3) 利用者への説明や相談援助

①利用者に対する相談援助等

○利用者からの悩みや心配事などの相談に応じ、専門的な助言を行なうことが必要である。そのために、利用者との信頼関係を築き、利用者が抱えている悩みや心配事を相談しやすい環境を作ることが重要である。

○障害特性により利用者が自ら相談をすることが困難な場合は、日常の様子を観察し、言動や行動の変化等から利用者の悩みや心配事を汲み取り、適宜対応していくことが重要である。

### ②工賃支給に関する説明

○就労継続支援B型の利用者工賃の支払いに関しては、工賃の額だけではなく就労を通じた日常生活や社会生活の改善への取り組み、そのための訓練目標や支援方法についての説明を行う。また工賃の額についても利用者本人の納得が重要であるとともに、こうした説明の機会は利用者個々の工賃向上に向けてモチベーションを高めるためにも重要な機会と捉えて取り組む。

### ③苦情解決対応

○利用者からの苦情（虐待・差別に関する相談も含む）については、設置者・管理者とサービス管理責任者の指導の下、適切な対応を図る必要がある。

### ④適切な情報伝達手段の確保

○事業所は定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制の情報を利用者に対して発信することが必要である。

○視覚障害や聴覚障害等障害等の種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、利用者との意思の疎通、情報伝達のための手話、絵カード等による配慮が必要である。

## （４）緊急時の対応と法令遵守

### ①緊急時対応

○利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、事業所で作成された「緊急事態への対応マニュアル」に沿って、速やかに、協力医療機関及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。緊急時における対応方法については理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく。

○特に、医療的ケアを必要とする利用者に対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を理解し、実践できるようにしておく必要がある。

### ②非常災害・防犯対応

○従業者は、災害時避難場所や避難経路等、非常災害に関する具体的計画について十分に熟知し、非常災害時に利用者を誘導できるよう、定期的に訓練しておく。

○障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、利用者ごとの個別支援計画に災害時の対応について記載されている内容を理解しておく。特に医療的ケアが必要な利用者については、主治医等との間で災害発生時の対応について、綿密に意思疎通を図っておく。

### ③虐待防止の取組

○事業所内で実施される虐待防止研修や自治体実施する虐待防止研修等を積極的に受講する、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読む等により、障害者虐待防止法及び差別解消法の趣旨と通報制度等を理解し、発生予防に努める。

○従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の観察や情報収集により、虐待



の早期発見に努める必要がある。

#### ④身体拘束等への対応

○従業者等（実習生やボランティアを含む。）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。個別支援計画に身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、利用者及び養護者、成年後見人等に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載されていることが必要である。

○身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。なお、必要な記録を行っていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

#### ⑤衛生・健康管理

○感染症の予防や健康維持のため、常に清潔を心がけ、手洗い、うがい、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

○感染症又は食中毒が発生した場合や排泄物や嘔吐物等に関する処理方法について対応マニュアルを熟知し、マニュアルに沿って対応する。

○農業等、事業所外の生産現場においてトイレ等の衛生環境・健康管理を行うこと。

#### ⑥安全確保

○日常生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について、毎日点検し、必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。

○ヒヤリハット事例集作成に協力し、内容を理解し実施する。

#### ⑦秘密保持等

○従業者は、他人が容易に知り得ない個人情報を知りうる立場にあり、個人情報の適正な取扱いが強く求められる。

○関係機関・団体に利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び養護者、成年後見人等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者の写真や氏名を掲載する際には、利用者及び養護者、成年後見人等の許諾を得ることが必要である。

○従業者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

事業所の取り組みを振り返るための

# 自己点検チェックリスト案

## 【生活介護・就労継続支援B型】

平成31年（2019年）

平成30年度厚生労働科学研究費補助金

「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

国立のぞみの園では、厚生労働科学研究として、平成29年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」、平成30年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を実施し、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所についての調査研究を行ってきました。その成果物として、生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所において、自分たちの支援を振り返るためのツールとなる「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト案」を作成しました。あわせて、障害のある人たちの支援する上での基本的な姿勢や守るべきもの、役割などを示した「自己点検チェックのためのガイドライン案」を作成しました。

#### 【自己点検チェックリスト案の内容と活用の仕方】

- この「自己点検チェックリスト案」は、平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を通じて作成したツールであり、結果については、一定の目安として、今後の事業所の取り組みを振り返るにあたって参考にさせていただくものです。なお、項目の内容は、研究検討委員会などにおいて作成しました。
- 「社会参加・地域連携に取り組んでいる」「権利擁護・虐待防止に取り組んでいる」「業務改善の仕組みがある」「利用者の状況に応じた支援を行っている」などの10の大項目に、それぞれ小項目を5問ずつ設定し、全部で50問のチェック項目を設定しています。
- 各小項目を「できている」「あまりできていない」「概ねできている」「できていない」の4件法で評価します。該当する数字を、「評価」の項目に入力します。
- 全項目の評価は、「自己点検チェックチャート」に図として反映され、自分たちの事業所の取り組んでいる点、課題点などが視覚化される体裁となっています。
- 各項目について、「自己点検チェックのためのガイドライン案」において具体的に記載されている対応箇所をあわせて示し、連動して活用できるものとして作成しています。

平成31年（2019年）

平成30年度厚生労働科学研究費補助金  
「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」  
研究検討委員会

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 自己点検チェックリスト案【生活介護事業所】

チェック項目	評価 (1～4を記入) 1. できていない 2. あまりできていない 3. 概ねできている 4. できている	ガイドライン案対応項目			
		総則	設置者・ 管理者 向け	サービス 管理責任者 向け	従業者 向け
<b>I サービス提供方針を明確にしている</b>	<b>18</b>				
① 利用者を主体とした支援を行なっている。	4	(1)(2)(3)(4)		(2)	
② 利用者の意思を尊重し、利用者自身の自己決定の機会を保障している。	3	(2)(3)(4)	(2)	(2)	(2)
③ 運営規程や活動内容、個別支援計画等の内容について、利用者に正しく説明を行い、同意を得ている。	4		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
④ 利用者の社会参加の機会を保障している。	3	(1)(2)			
⑤ 障害者福祉に関する法令、人権、労働、社会保障、消防等事業の運営に係るすべての関係法令を遵守している。	4	(5)			
<b>II 社会参加・地域連携に取り組んでいる</b>	<b>5</b>				
① 利用者が地域社会に参加し、役割を担い、社会経験の幅を広げる機会を作っている。	1	(1)(2)(3)			
② 利用者の希望や障害特性に応じ、地域社会につながる生産活動または創作的活動を行なっている。	1	(2)(3)			
③ 事業所内の活動にとどまらず、地域の社会資源を活用した支援に取り組んでいる。	1	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
④ さまざまな関係機関・団体と連携し、地域における支援のネットワーク作りに取り組んでいる。	1		(2)	(2)	(2)
⑤ 事業所が地域生活支援拠点を視野にいれ、積極的に体験利用や緊急時の受け入れを行なっている。	1	(3)			
<b>III 支援体制を整えている</b>	<b>15</b>				
① サービス提供に必要な人員を配置している。	4		(2)		
② 事業運営の理念・方針が設定され、職員間で遵守されている。	4		(2)		
③ 職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるような労働環境を整備している。	2		(2)	(2)	
④ 職員の知識・技術の向上のために、研修等の機会を確保している。	3		(2)	(2)	(2)
⑤ 職員間の意思疎通、支援内容の共有等を行うための時間や機会を日常的に確保している。	2		(2)	(2)	(2)

<b>IV 権利擁護・虐待防止に取り組んでいる</b>	<b>17</b>				
① 職員による利用者への暴言や差別等の不適切行為を防ぐため、支援者間で支援を振り返り、意識を高めている。	2	(2)(4)			
② 職員による利用者への虐待行為を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	4	(2)(4)			
③ 利用者からの苦情に対する「苦情解決体制」やマニュアルが整備されている。	3		(4)	(4)	(4)
④ 虐待防止委員会の設置等、職員による虐待・差別行為の防止を徹底している。	4	(4)	(4)	(4)	(4)
⑤ 個人情報の取り扱い、秘密保持に十分注意している。	4	(4)	(4)	(4)	(4)
<b>V 緊急時の対応のための備えができています</b>	<b>12</b>				
① 「緊急時対応マニュアル」が策定されており、利用者の事故やケガ等が生じた際の対応を行っている。	3		(4)	(4)	(4)
② 身体拘束について職員間で共有し、やむを得ず行う場合の対応についての記録や説明を十分に行っている。	4		(4)	(4)	(4)
③ 防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定している。	2		(4)	(4)	(4)
④ 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	2		(4)	(4)	(4)
⑤ 安全確保のためのヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有している。	1		(4)	(4)	(4)
<b>VI 業務改善の仕組みがある</b>	<b>18</b>				
① 業務改善を進めるために、PDCAサイクルに広く職員が参画している。	3		(2)	(2)	(2)
② 利用者の意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、その結果を業務改善につなげている。	4		(2)	(2)	(2)
③ サービス提供時に得られた事柄を、マニュアルや手順書の見直しに反映させている。	3		(2)	(2)	(2)
④ この「自己点検チェックリスト」の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している。	4		(2)(3)	(2)	(2)
⑤ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	4	(4)	(3)		
<b>VII アセスメントを適切に行っている</b>	<b>17</b>				
① 利用者の意思を尊重し、利用者一人ひとりのニーズや希望する生活等を、アセスメントを通して把握している。	4	(3)	(1)(2)	(2)	(2)
② 利用者の理解度に合わせてアセスメントの趣旨と今後の手順を適切に説明し、丁寧な聞き取りを行っている。	3		(2)	(2)	(2)
③ 利用者の心身の状況や障害特性等を適切に把握している。	3		(2)	(2)	(2)
④ これまでの生活歴や支援経過も念頭において、聞き取りを行っている。	3		(2)	(2)	(2)
⑤ 利用者に関係する部署、機関、家族、ボランティアなどから情報を収集している。	4		(2)	(2)	(2)

<b>VIII 個別支援計画に沿った支援を行っている</b>	<b>16</b>				
① 利用者一人ひとりのニーズや希望する生活等を実現するための支援を個別支援計画に記載している。	3	(1)(3)	(2)	(1)(2)(3)	(1)
② 個別支援計画の内容は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画の内容と連動している。	3		(2)	(2)	(2)
③ 目標、期間、支援内容が具体的であり、役割が明確になっている。	4			(2)	(2)
④ 個別支援計画作成の際にできるだけ利用者の言葉を用いて分かり易く表現している。	2		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
⑤ 個別支援計画の内容を支援者間で共有し、計画に沿った支援を行なっている。	4	(3)	(2)	(2)	(2)
<b>IX 利用者の状況に応じた支援を行っている</b>	<b>17</b>				
① 利用者の心身の状況や障害特性等を把握し、一人ひとりに応じた適切な日常生活支援を提供している。	4	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
② 障害特性に応じて、居住空間など利用者が安心して過ごしやすい環境を整えている。	3	(3)	(2)	(2)	(2)
③ 支援内容の説明や情報の提供の際は、利用者の特性に配慮して、適切に行っている。	3	(3)	(3)	(3)	(3)
④ 利用者と共に意思疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努めている。	4		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
⑤ モニタリングを行い、利用者の状況や意向を確認し、それを反映した支援を随時行っている。	3		(2)	(2)	(2)
<b>X 医療的支援・リハビリ等日常生活の支援を提供している</b>	<b>16</b>				
① 利用者の特性やニーズに応じて、喜びややりがいを感じられる日中プログラムを実践している。	3	(1)(3)			(2)
② PT、OT、栄養士等の専門職による支援等も活用し、身体機能の維持・向上を保障している。	3	(3)	(2)		
③ 主治医や看護師、地域の医療機関と密に連携し、医療的な支援を適切に行っている。	3	(3)	(2)	(2)	(2)
④ 日常生活上のバイタルチェックや服薬の管理、健康に関する相談等の支援を適宜行っている。	4	(3)	(2)	(2)	(2)
⑤ 利用者の日々の様子や行った支援を適切に記録し、支援の検証や改善につなげている。	3		(2)(3)(4)	(2)(4)	(2)(4)

※この「自己点検チェックリスト案」は、平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を通じて作成したツールであり、結果については、一定の目安として、今後の自事業所の取り組みを振り返るにあたって参考にさせていただくものです。

チェック項目	評価 (合計)
I. サービス提供方針を明確にしている	18
II. 社会参加・地域連携に取り組んでいる	5
III. 支援体制を整えている	15
IV. 権利擁護・虐待防止に取り組んでいる	17
V. 緊急時対応のための備えができています	12
VI. 業務改善の仕組みがある	18
VII. アセスメントを適切に行っている	17
VIII. 個別支援計画に沿った支援を行っている	16
IX. 利用者の状況に応じた支援を行っている	17
X. 医療的支援・リハビリ等日常生活の支援を提供している	16
<b>合計</b>	<b>151</b>

／200

## 自己点検チェックチャート



## 自己点検チェックリスト案〔就労継続支援B型事業所〕

チェック項目	評価 (1~4を記入) 1. できていない 2. あまりできていない 3. 概ねできている 4. できている	ガイドライン案対応項目			
		総則	設置者・ 管理者 向け	サービス 管理責任者 向け	従業者 向け
<b>I サービス提供方針を明確にしている</b>	<b>18</b>				
① 利用者を主体とした支援を行なっている。	4	(1)(2)(3)(4)		(2)	
② 利用者の意思を尊重し、利用者自身の自己決定の機会を保障している。	3	(2)(3)(4)	(2)	(2)	(2)
③ 運営規程や活動内容、個別支援計画等の内容について、利用者に正しく説明を行い、同意を得ている。	4		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
④ 利用者の社会参加の機会を保障している。	3	(1)(2)			
⑤ 障害者福祉に関する法令、人権、労働、社会保障、消防等事業の運営に係るすべての関係法令を遵守している。	4	(5)			
<b>II 社会参加・地域連携に取り組んでいる</b>	<b>11</b>				
① 利用者が地域社会に参加し、役割を担い、社会経験の幅を広げる機会を作っている。	3	(1)(2)(3)			
② 地域の企業や産業等との連携を通して、地域社会のニーズに応じた生産活動を行っている。	2	(2)(3)			
③ 社会資源を活用し、地域における障害者のニーズに応じた支援に取り組んでいる。	2	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
④ さまざまな関係機関・団体と連携し、地域における支援のネットワーク作りに取り組んでいる。	3		(2)	(2)	(2)
⑤ 地域のなかで、事業所が地域の状況に応じた役割を果たしている。	1	(3)			
<b>III 支援体制を整えている</b>	<b>15</b>				
① サービス提供に必要な人員を配置している。	4		(2)		
② 事業運営の理念・方針が設定され、職員間で遵守されている。	4		(2)		
③ 職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるような労働環境を整備している。	2		(2)	(2)	
④ 職員の知識・技術の向上のために、研修等の機会を確保している。	3		(2)	(2)	(2)
⑤ 職員間の意思疎通、支援内容の共有等を行うための時間や機会を日常的に確保している。	2		(2)	(2)	(2)



<b>IV 権利擁護・虐待防止に取り組んでいる</b>	<b>17</b>				
① 職員による利用者への暴言や差別等の不適切行為を防ぐため、支援者間で支援を振り返り、意識を高めている。	2	(2)(4)			
② 職員による利用者への虐待行為を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	4	(2)(4)			
③ 利用者からの苦情に対する「苦情解決体制」やマニュアルが整備されている。	3		(4)	(4)	(4)
④ 虐待防止委員会の設置等、職員による虐待・差別行為の防止を徹底している。	4	(4)	(4)	(4)	(4)
⑤ 個人情報の取り扱い、秘密保持に十分注意している。	4	(4)	(4)	(4)	(4)
<b>V 緊急時の対応のための備えができています</b>	<b>12</b>				
① 「緊急時対応マニュアル」が策定されており、利用者の事故やケガ等が生じた際の対応を行っている。	3		(4)	(4)	(4)
② 身体拘束について職員間で共有し、やむを得ず行う場合の対応についての記録や説明を十分に行っている。	4		(4)	(4)	(4)
③ 防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定している。	2		(4)	(4)	(4)
④ 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	2		(4)	(4)	(4)
⑤ 安全確保のためのヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有している。	1		(4)	(4)	(4)
<b>VI 業務改善の仕組みがある</b>	<b>7</b>				
① 業務改善を進めるために、PDCAサイクルに広く職員が参画している。	2		(2)	(2)	(2)
② 利用者の意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、その結果を業務改善につなげている。	1		(2)	(2)	(2)
③ サービス提供時に得られた事柄を、マニュアルや手順書の見直しに反映させている。	1		(2)	(2)	(2)
④ この「自己点検チェックリスト」の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している。	2		(2)(3)	(2)	(2)
⑤ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	1	(4)	(3)		
<b>VII アセスメントを適切に行っている</b>	<b>17</b>				
① 利用者の意思を尊重し、利用者一人ひとりのニーズや希望する生活等を、アセスメントを通して把握している。	4	(3)	(1)(2)	(2)	(2)
② 利用者の理解度に合わせてアセスメントの趣旨と今後の手順を適切に説明し、丁寧な聞き取りを行っている。	3		(2)	(2)	(2)
③ 利用者の心身の状況や障害特性等を適切に把握している。	3		(2)	(2)	(2)
④ これまでの生活歴や支援経過も念頭において、聞き取りを行っている。	3		(2)	(2)	(2)
⑤ 利用者に関係する部署、機関、家族、ボランティアなどから情報を収集している。	4		(2)	(2)	(2)

<b>VIII 個別支援計画に沿った支援を行っている</b>	<b>16</b>				
① 利用者一人ひとりのニーズや希望する生活等を実現するための支援を個別支援計画に記載している。	3	(1)(3)	(2)	(1)(2)(3)	(1)
② 個別支援計画の内容は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画の内容と連動している。	3		(2)	(2)	(2)
③ 目標、期間、支援内容が具体的であり、役割が明確になっている。	4			(2)	(2)
④ 個別支援計画作成の際にできるだけ利用者の言葉を用いて分かり易く表現している。	2		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
⑤ 個別支援計画の内容を支援者間で共有し、計画に沿った支援を行なっている。	4	(3)	(2)	(2)	(2)
<b>IX 利用者の状況に応じた支援を行っている</b>	<b>17</b>				
① 利用者の心身の状況や障害特性等を把握し、一人ひとりに応じた適切な支援を提供している。	4	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
② 利用者の特性や状態に応じて、利用者が安心して過ごしやすい環境を整えている。	3	(3)	(2)	(2)	(2)
③ 支援内容の説明や情報の提供の際は、利用者の特性に配慮して、適切に行っている。	3	(3)	(3)	(3)	(3)
④ 利用者と共に意思疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努めている。	4		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
⑤ モニタリングを行い、利用者の状況や意向を確認し、それを反映した支援を随時行っている。	3		(2)	(2)	(2)
<b>X 就労に関する支援を行っている</b>	<b>12</b>				
① 生産活動によって得られた収入から、利用者の工賃を適切に支払っている。	4	(3)	(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
② 工賃の向上のために、営業活動等の収益を増やすための取り組みを行っている。	2	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
③ 生産活動を通して、一人ひとりの役割ややりがいを高めるための取り組みを行っている。	3	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
④ 利用者の希望に応じて、一般就労や就労A型などへの移行のための取り組みを行なっている。	1	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
⑤ 生産活動に必要な設備、備品等、利用者一人ひとりの特性に応じた工夫をしている。	2	(2)(3)	(2)	(2)	(2)

※この「自己点検チェックリスト案」は、平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を通じて作成したツールであり、結果については、一定の目安として、今後の自事業所の取り組みを振り返るにあたって参考にさせていただくものです。

チェック項目	評価 (合計)
I. サービス提供方針を明確にしている	18
II. 社会参加・地域連携に取り組んでいる	11
III. 支援体制を整えている	15
IV. 権利擁護・虐待防止に取り組んでいる	17
V. 緊急時対応のための備えができています	12
VI. 業務改善の仕組みがある	7
VII. アセスメントを適切に行っている	17
VIII. 個別支援計画に沿った支援を行っている	16
IX. 利用者の状況に応じた支援を行っている	17
X. 就労に関する支援を行っている	12
<b>合計</b>	<b>142</b>

／200

## 自己点検チェックチャート



「自己点検チェックのためのガイドライン」に対応した

**生活介護事業所  
就労継続支援 B 型事業所  
実践事例集**

平成 31 年（2019 年）

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設  
のぞみの園

## ■はじめに

障害福祉サービスを提供する事業のなかで、通所による日中活動を提供する生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大しており、平成 29（2017 年）では、就労継続支援 B 型事業所は全国で約 1 万 1 千事業所であり、生活介護事業所も障害者支援施設の生活介護を含めると約 1 万事業所となっています。

国立のぞみの園では、厚生労働科学研究として、平成 29 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」、平成 30 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」を実施し、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所についての調査研究を行ってきました。その成果物として、生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所において、障害のある人たちを支援する上での基本的な姿勢や守るべきもの、役割などを示した「自己点検チェックのためのガイドライン案」と、自分たちの支援を振り返るためのツールとなる「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト」を作成しました。そして、これらの実践を具体化している事例を取りまとめたものとして、このたび「生活介護事業所・就労継続支援 B 型事業所実践事例集」を作成しました。

本事例集を作成するにあたり、研究検討委員の方々や、障害者団体、厚生労働省などより推薦のあった事業所を中心に訪問調査を実施しました。いずれも、障害福祉サービス事業所として利用者を主体とした細やかな支援と、社会参加の機会や地域とのつながりを保障した取り組みを実践しており、自己点検チェックリストに示す実践を具現化している好事例として選定いたしました。

本事例集が、全国の生活介護事業所、就労継続支援 B 型事業所の参考となり、障害のある人たちの生きがいややがいの創出に貢献できることを願っております。

### ■本事例集の留意事項

- 本事例集は、平成 30 年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」において実施した訪問による事業所ヒアリング調査（33 事業所実施）の内容に基づき、25 事業所の事例について作成しています。
- 本事例集では、生活介護事業所のうち、障害者支援施設の日中活動の場である生活介護を「入所系」と記載します。
- 生活介護と就労継続支援 B 型両事業を行う多機能型事業所については、特徴的な事例として、いずれかの事業を中心に示しています。
- 掲載された内容は、平成 30 年 9 月から平成 31 年 3 月までに行った調査に基づいており、生産活動による収入等は平成 29 年度、利用者数等は平成 30 年 9 月の状況としています。

## ●目次について●

- それぞれの事業所の特徴を、「多様な人たちを支える」「充実した日中活動を提供する」「社会参加を目指す」の3つのカテゴリに対応する事業所として示しています。それぞれの事業所には、特に合致するカテゴリに「●印」をつけています。
- 「自己点検チェックリストのためのガイドライン案 対応項目」では、「自己点検チェックリストのためのガイドライン案」のなかで、事業所の特徴が主に対応する項目を示しています。  
なお、対応項目は以下としております。

### ■生活介護ガイドライン案 ※項目では「生」と表記

#### **「1. 総則 (3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動 ②基本活動」より**

- ア) 自立支援と日常生活の充実のための支援
- イ) 創作的活動
- ウ) 生産活動
- エ) 利用者の心身の状況に応じた支援
- オ) 障害の状態像に応じた支援
- カ) 社会参加・地域交流の機会の提供
- キ) 地域の状況やニーズに応じた支援
- ク) 社会生活のための支援

### ■就労継続支援B型ガイドライン案 ※項目では「就」と表記

#### **「1. 総則 (3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動 ②基本活動」より**

- ア) 自立支援と日常生活の充実のための支援
- イ) 生産活動及び工賃の向上
- ウ) 利用者の特性や状態に応じた支援
- エ) 地域の状況やニーズに応じた支援
- オ) 生産活動を通じた地域における経済活動のための支援
- カ) 社会生活のための支援

## ●事業所紹介について●

- 前半は、「事業所の特徴」「利用者の状況」「利用者の支援、活動等で工夫されている点」として、訪問による事業所ヒアリング調査の内容に基づき作成しています。
- 後半は「事業所より」として、事業所が主体となって回答していただいた内容に基づき作成しています。
- 「課題項目に対する状況や対応」は、平成29年度「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」において実施した全国の事業所を対象としたアンケート調査の結果より、多くの事業所で課題として挙がっていた「利用者の高齢化」「障害の重度・多様化」「送迎支援」「人材確保／人材育成」「利用者の確保／利用率の安定」「運営（事業継続のための取り組み）」「外部評価の取り組み」を項目としています。

# 生活介護事業所・就労継続支援 B 型事業所 実践事例集

## 目次

No.	事業所名	運営主体	事業	頁	★カテゴリー	多様な人々を支える	充実した日中活動を提供する	社会参加を目指す	自己点検チェックのためのガイドライン案
					★キーワード	高齢者 医療的ケア 行動障害 多様な障害	高い工賃 就労 創作的活動	居場所作り 地域貢献 地域とのつながり	対応項目
<b>■ <u>健康に、いきいきとすごしたい</u></b>									
1.	朋	社会福祉法人 訪問の家	生活介護	1		●		●	生 ア、エ、カ、ク
2.	ひだまりいろ	社会福祉法人 中野社会福祉協会	生活介護	5		●	●		生 ア、エ、カ、ク
<b>■ <u>自分に合った環境ですごしたい</u></b>									
3.	氷川学園	社会福祉法人 清流会	生活介護 (入所系)	9		●	●		生 ア、エ、オ、ク
4.	ライフサポートはる	社会福祉法人 はる	生活介護	13		●	●		生 ア、オ、カ、ク
5.	野坂の郷 第2事業所	社会福祉法人 ウェルビーイングつるが	就労B / 生活介護	17		●	●		就 生 ア、ウ、オ、カ ア、ウ、オ、キ
6.	青い空	NPO 法人 脳損傷友の会高知	就労B	21		●	●		就 ア、ウ、エ、オ
7.	ともしび	NPO 法人 ともしび	就労B / 生活介護	25		●	●		就 生 ア、ウ、エ、オ ア、エ、オ、キ
<b>■ <u>働きたい、お金をかせぎたい</u></b>									
8.	ワークショップ SUN	社会福祉法人 すずらんの会	就労B	29			●	●	就 ア、イ、エ、オ
9.	ピアファーム	NPO 法人 ピアファーム	就労B	33			●	●	就 ア、イ、エ、オ
10.	Do やまびこ 田村事業所	社会福祉法人 やまびこ会	就労B / 生活介護	37		●	●		就 生 ア、イ、エ、オ ア、エ、オ、カ
11.	セルフ箸蔵	社会福祉法人 池田博愛会	就労B	41			●	●	就 ア、イ、エ、オ

No.	事業所名	運営主体	事業	頁	★カテゴリー	多様な人々を支える	充実した日中活動を 提供する	社会参加を 目指す	自己点検 チェックの ための ガイドライン案
					★キーワード	高齢者 医療的ケア 行動障害 多様な障害	高い工賃 就労 創作的活動	居場所作り 地域貢献 地域との つながり	対応項目
<b>■ いろいろな活動をしたい</b>									
12.	たんぼぼの家アート センター-HANA	社会福祉法人 わたぼうしの会	生活介護 ／就労B	45			●	●	生 就 ア、イ、カ、ク ア、ウ、カ、ク
13.	ぬか つくるとこ	株式会社 ぬか	生活介護	49		●	●		生 ア、イ、カ、ク
14.	福祉創造スクウェア すぷら	社会福祉法人 県央福祉会	就労B／ 生活介護	53		●	●		就 生 ア、ウ、エ、ク ア、オ、カ、ク
<b>■ 安心して過ごしたい、仲間をつくりたい</b>									
15.	カラコネオフィス	NPO 法人 カラフル・コネクターズ	就労B	57			●	●	就 ア、イ、エ、オ
16.	ほっとステーション ぼてと／Job ステーション ぼてと	NPO 法人 ひやしんす	就労B	61			●	●	就 ア、ウ、エ、オ
17.	ライフサポート・ラヴィ	社会福祉法人 蒼溪会	生活介護	65		●		●	生 ア、エ、オ、キ
<b>■ 高齢になっても通いたい、働きたい</b>									
18.	ふみだす	社会福祉法人 伊達コスモス 21	生活介護 ／就労B	69		●		●	生 就 ア、エ、カ、ク ア、イ、エ、オ
19.	パン工房いそっぽ	社会福祉法人 栗原秀峰会	生活介護 ／就労B	73		●	●		生 就 ア、ウ、エ、オ ア、イ、エ、オ
20.	アンジュ	社会福祉法人 原町成年寮	生活介護	77		●	●		生 ア、ウ、エ、オ
<b>■ 地域のなかで生きがいを見つけたい</b>									
21.	日中支援センター 八兵衛・十兵衛	NPO 法人 楽笑	就労B	81			●	●	就 ア、イ、エ、オ
22.	ヴィ長屋	社会福祉法人 ドリームヴィ	就労B	85			●	●	就 ア、イ、エ、オ
23.	いにしき	NPO 法人 Re-Live	就労B	89			●	●	就 ア、イ、エ、オ
24.	あすなるホーム	社会福祉法人 燦々会	就労B	93			●	●	就 ア、イ、エ、オ
25.	なのはな園	社会福祉法人 幸喜会	生活介護 (入所系)	97		●		●	生 ア、エ、キ、ク



## 朋

—重症心身障害の人たちを支え、誰もが暮らしやすい地域をつくる—

## 神奈川県横浜市／社会福祉法人訪問の家

## ■事業所の特徴

横浜市栄区に所在。利用者のほぼ全員が重症心身障害者であり、医療的な支援も含めて支援を行っている。元々は横浜市立小学校の訪問学級と母親学級が母体となり、学校卒業後も通える場、集える場をとの願いと運動の結実として、昭和 61（1986）年に「朋」が開設された。開設当時から利用者のほとんどは重症心身障害者であり、医療的な支援が必要な重度の障害がある人たちを地域のなかで支援する事業所として先駆的な活動を行なっている。現在法人の事業所として、生活介護が 5 か所、共同生活援助が 13 か所あり、障害が重い人たちの地域生活を支えている。



地域にて空き缶回収

## ■利用者の状況

利用者のほとんどがなんらかの医療的ケアを必要とする重症心身障害者といわれる方々。定員 40 人、現在利用者は 40 人で、区分 6 の人が大半である。

## ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

313,470 円（生産活動での売り上げ）

## ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

250 円（年 1 回、1 人 3,000 円支給）

## ●日中活動の内容

- ・自主製品（クッキー、どら焼き、ハーブソルト、ジャム、和紙製品等）製作及び販売
- ・近隣宅への空き缶回収及び缶プレス
- ・バンド活動、地域イベントへの出演
- ・近隣の保育園、小学校、中学校との年間を通じた交流
- ・その他（地域で活動する音楽グループ等によるミニコンサート、地域自治会との協同事業として園庭のみどりアップとオープンガーデン、地域行事への参加等）

### ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

言葉での意思表示が難しい利用者が多いが、一人ひとりの表情やからだの動きなどの表現を大切にしながら、一人ひとりにあった支援やプログラムを提供している。日中活動は、「だいち」「ひびき」「ぎんが」「つばさ」の4グループがあり、クッキーやハーブソルトの製造や、和紙づくりなど、生産活動も行っている。また、外出プログラムや、事業所内のホールでの地域交流の活動などを積極的に行ない、利用者が地域とつながれる場を創出している。

事業所は住宅街のなかにあるが、事業所が地域に溶けこみ、住民との交流がなされている。特に、隣接する小学校や中学校との交流は長年続いており、利用者と生徒が交流する貴重な機会となっている。



クッキーづくり

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・メンバーのほぼ全員が重症心身障害者であるが、表情その他共に過ごす中で汲み取られる本人の希望から、活動内容を検討し、実施している。
- ・本人だけの作業的な活動は困難だが、表情や視線から意欲を確認しながら、手添え等でスタッフやボランティアと共に行う。
- ・活動を媒介に、地域の方々とメンバーが実際に関わり合うことをめざしている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・毎日の健康状態の確認に加え、注入や排痰等、活動に入る前に、まず身体のコンディションを整えることを行う。
- ・身体の変形、拘縮等が著しく、通常はリクライニングさせた車いすを使用するか、寝た姿勢が多いメンバーだが、作業的な活動の際は、スタッフが抱きかかえて手元に視線を向けやすい姿勢を作ったり、本人が自力で動かせるわずかな動きで作動するスイッチなどの機器を使用し、できるだけ本人が実感できるようにする。
- ・活動中の本人の様子が、周囲にも伝わるように、スタッフ同士やその時関わった地域の方等とも声を掛け、確認し合い、それ（本人の気持ちが相手に伝わっていること）が本人にも返っていくようにする。



オープンガーデンのお店

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長い年月の間に、法人内外の他事業所への移動や逝去等により、新しいメンバーへの入れ替わりはある。</li> <li>・開所当初からのメンバー等、40代、50代の人もあり、加齢と共に、呼吸や摂食状況等に変化が現れている人が多い。</li> </ul>
障害の重度・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もともとのメンバーで、加齢等により状態像が変わり、具体的には胃ろうや気管切開等の医療ケアが必要となった人もいる。</li> <li>・最近10年程の間に新規に利用が開始した人は、濃厚な医療ケアを要する人が多い。</li> <li>・児童期に重症心身障害児の認定を受けていない、成人以降の事故や難病により重症心身障害児者と同様の状態となられた人も増えている。</li> </ul>
送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で通所できる方はいない。全員が何らかの送迎手段が必要である。</li> <li>・事業所でも、車いすが固定できる車両（8台）を所有、支援スタッフの他運転選任スタッフも雇用し、できる範囲の送迎を対応しているが限界がある。</li> <li>・医療的ケアの必要な人の場合は、看護師の添乗が必要な場合もあり、可能な限り対応している。</li> <li>・事業所による送迎以外は、家族（主に母の運転）送迎または、各自が契約した送迎サービスを利用。</li> </ul>
人材確保／人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員は法人採用、非常勤は事業所で採用している。常勤、非常勤いずれも、応募が少なく、常に募集をしている状態。必要人員の確保は困難を極めている。</li> <li>・法人全体の研修プログラムに加え、事業所独自の研修も実施。</li> <li>・メンバーとの関わりから学び、力をつけていけるよう、先輩職員によるOJTを重視している。</li> </ul>
利用者の確保／利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市全体で、特別支援学校と福祉施設（卒業後の進路先）、行政等その他の関係機関とで、情報共有の機会を持っており、数年後を含めた重症心身障害児者の利用希望状況を把握している。</li> <li>・利用率については、一人ひとりの健康状態や短期入所利用状況により、予測できない要因が多く、利用率はたいへん不安定である。</li> </ul>
運営（事業継続のための取り組み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・33年前の開所時から、横浜市による市単独の加算があり、運営が成り立ってきた。</li> <li>・「生活介護」移行後、介護給付費の加算等報酬改定があり、市単の仕組みが変更されてきている。</li> </ul>
外部評価の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価は、導入していない。</li> <li>・第三者委員への報告を最低年1回（その他必要に応じて）実施している。</li> <li>・日常的に、地域の方々の出入りがあり、“外部の目”は常に意識している。指摘をいただける関係でもあると認識している。</li> </ul>

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・33 年前の開所時より、近隣住民を中心としたボランティアグループが立ち上がっている。
- ・地元自治会主催の行事（運動会、夏祭り等）にお声かけいただき、参加を継続している。
- ・近隣小中学校と、年間を通じた交流を続けている。
- ・活動の手伝いや音楽等の特技の披露等、常に、気軽に施設に入りやすい雰囲気心を心がけている。
- ・施設の行事（成人式、ビアガーデン、フェスタ等）に、手伝いをお願いする等、参加を呼びかける。



地域交流のイベント

- ・自主製品の製作と販売等、地域の人と直接関わり合うことができる活動を実施し、実際の関わりの場面では、メンバーの個性や好み、その時の気持ち等が相手に伝わるよう、スタッフはつなぎ役に徹する。

## ■ 周辺地域の課題

- ・住民の高齢化が進んでいる。元気な高齢者が多く、街の活性化に向けて意識が高く、地域活動に積極的な住民が多い。住民活動への支援は重要。
- ・老老介護や単身世帯、老親と引きこもりの子の世帯等、何らかの支援が必要な住民の存在もあり、助け合える土壌づくりは常に必要である。

### —伝えたいこと—

重い障害がある方がほぼ毎日通う「生活介護事業所」は、生活全般、将来についても、本人がどのような生き方を希望しているのか、共に過ごす中で汲み取ることができる、重要な場である。

### 事業所情報

所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7
TEL/FAX	045-894-4640 / 045-894-4647
事業種別	生活介護
開所年	昭和 61 (1986) 年
定員数/利用者数	定員数 40 人 利用者数 40 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 39 人 療育 25 人 精神 0 人
利用者の障害支援区分	区分 6 : 39 人、区分 5 : 1 人
利用者の年齢	平均年齢 32.6 歳

## —重症心身障がいの利用者を支える。本人の希望に沿った活動の実践—

### 岡山県倉敷市／社会福祉法人中野社会福祉協会

#### ■事業所の特徴

岡山県倉敷市に所在。平成 27（2015）年、主に重症心身障がいの方たちを対象とした事業所としてスタートする。現在は約 30 人利用しており、利用者一人ひとりの希望に沿った支援が日常的に行われている。毎月行事を行っており、週に一度しか通わない利用者も居ることから、全員が参加できるようそれぞれの行事を 1 週間かけて行っている。事業所外の活動を多く取り入れ、車椅子利用者の海水浴等も積極的に行っている。施設外の活動を多く取り入れることで、地域の方との関わりを深める機会にもつなげている。年に一度の文化祭では、地域住民を招待して交流を行なっている。

#### ■利用者の状況

定員は 25 人で、利用者は 32 人。重症心身障がいの利用者を含む身体障がいの方が中心で、知的障がいや自閉症の人も利用している。



事業所の外観

#### ■活動内容

##### ●日中活動の内容

毎月の取り組みをあまり決めずにその日ごとに活動を考えることが多い。1 か月に 1 度は行事があり、おおよその行事は、1 週間をかけたで行う。春は花見、5 月は外出企画（ボウリングか買い物のどちらかを選んでもらう）、夏は海水浴、8 月には夏祭り、9 月にお月見会、10 月は運動会、11 月に文化祭、12 月はクリスマス会、1 月には初詣、2 月に節分、3 月にははしめくり週間を設け、1 年を振り返られるような企画を提供している。それ以外にも、日々の活動では健康づくりとして身体を動かす活動、地域交流、ドライブ等の外出、創作活動やクッキングや、レクレーション等、利用者の好きなことや得意なことを盛り込んで取り組みを進めている。また、看護師による、ブラッシング指導や足浴等の企画の他、作業活動として、利用者が楽しみながら作った作品等を販売し、1 年間の売上げを利用者人数で頭割りした額を、給料として支給している。

#### ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

日々の活動に決まりはなく、当日の朝に決まることが多い。個人の思いや希望をどのように形にするかを考えて取り組むことが中心であり、あわせて、本人の身体的な機能訓練を意識して盛り込むようにしてい

る。四季を通じたイベント（入所式、花見、文化祭、クリスマス会、正月、歓送迎会等）に向け、準備から片づけまでを利用者が中心になり、行っている。

秋に開催する文化祭等では、個々の作品の作成にあたり、材料準備、手順、工程等も利用者本人が中心になって決めており、足りないところを支援員が補うという形で行っている。通所している時間に準備、作成、片付けも行うことから、支援員が利用者のいないところで補ってしまうことはほとんどなく、その体験を通じて、充実感を得られることも大切にしている。活動に使用する材料も、廃材や町内や企業から無料で提供された物を活用し、作品が完成すると事業所の広い廊下に展示している。



事業所の中の様子

## —事業所より—

### ■わたしたちのセールスポイント

・日中活動は、利用者の方の自己実現をめざし、一人ひとりの「やりたいこと」を皆で実現したり、自分で決めて挑戦したりする時間を大切にしている。行事などは、企画から準備、片づけまで利用者と一緒にしている。活動の中でも、利用者の方が、力を発揮出来るよう努めている。地域に出向いたり、地域の方が気軽に事業所に足を運んでもらえるような取り組みも行っている。職員だけでなく、身近な周囲の方との触れ合いで、利用者の皆さまに、「ひだまりいろに来て良かった」という気持ちや、活動に参加したことでの達成感を感じて貰えたらと思っている。



活動の様子

### ■利用者の支援で工夫していること

・利用者の好きなことや得意なことを日々の関わりの中で見つけられるよう、努めている。また、表情（目線や笑顔、ウインク等も含め）や動作（その方が伝えてくれる方法）や発する言葉などを受け止め、何を伝えてくれているのかを理解できるよう努めている。全員で何かに取り組むことが多いが、その中で、一人ひとりの力が、どうしたら発揮されるかを考え、隣りに職員が寄り添っている。その日のバディーを決めて、およそ 2 対 1 で付き添いを行っている。



## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	現在、平均年齢 29.5 歳と、まだ若い方も多く、活気のある事業所。50 代の方もおり、相談支援事業所の担当者の方や、関係機関の方と連携し、家族の状況を含めた利用者の方の状態や状況を把握する様努めている。必要時は、事業所の方で相談支援事業所の担当者の方に情報を伝え、必要な支援を一緒に検討している。
障害の重度・多様化	開所して 4 年目になるが、利用者の方の状態は、変化して来ている。進行性の障がいのある方は、少しずつ症状が進み、医療的ケアが必要になった方もいる。1 人 1 人の状態も、年齢が上がるにつれて変化が見られ、支援度も上がって来ている。パート看護師を 1 名増員し、医療面への支援を手厚くした。また、職員は、開所時からほぼ同じ職員で担当している。個々の職員の質だけでなく、チーム力を高めていけるよう努めている。
送迎支援	現在車 4 台で送迎をしている。リフト車（キャラバン）が 2 台、車いす仕様（ミニキャブ）の車が 1 台（ラクテイス）があり、基本は事業所からご自宅までの送迎をしている。車いすの方も多いため、送迎出来る人数に限りがあり、ルートを調整したり、時には、車を変更してメンバーを組み直したりしながら対応している。大きな課題は、車内で医療的ケアが必要な方の対応で、送迎に当たることの出来る看護師は 1 名であり、新規の利用者の方は、（車内での医療的ケアが必要な方の場合）ご家族に送迎をお願いしている状況である。
人材確保／人材育成	新年度最初の会議で、事業所の方向性、事業所の考え方、大事にしている視点等を毎年確認している。資料で提示し、同じ内容を何度も確認していくことで、職員も、それぞれの言葉で次の職員に伝えることが出来るようになって来ている。また、支援や介助等の引き継ぎは、スローステップで行い、分からない時には聞けるよう、また、1 人で対応が難しい場合は、チームで支援に当たるようにしている。自信がなく、不安に思う間は、支援や介助を一緒に行っている。また、会議の在り方としては、疑問に思ったことは全員で支援方法等を確認し、1 つの方向性を具体的に決めている。決まるまでに、しっかり意見を出し合い、それに対して 1 つ具体策を決めたら、自分の意見と違っていても、次の会議までは職員で統一して支援を行い、次の会議の時にどうだったかを、全員で振り返り、修正している。支援方法や関わり方等を決めつけてしまうことはせず、いつでも変更が出来ることを確認している。日頃から職員同士の信頼関係を深めることで、言いづらいことこそ、話し合える関係を目指している。
利用者の確保／利用率の安定	定員が 25 名のうち、登録人数が 32 名、平均利用者数がおよそ 15 人前後なので赤字の状態に 4 年目に入っている。利用者の確保に向け、県下の相談支援事業所や、関係機関等に出向き、情報提供させていただくとともに、パンフレットを配布している。また、広報誌の発行だけでなく、今年度は、ホームページをリニューアルし、活動の様子等を写真で紹介したり、事業所の紹介を詳しく掲載したりしている。そして何より、利用者の方が来られた時に、「ここに来て良かった」と思ってもらえるような場所になるよう努めている。

運営（事業継続のための取り組み）	法人内に就労継続支援B型事業所がある。ご家族の方が中心となって立ち上げた事業所で、開所当時から、グループホームを作って欲しいという願いがあった。次のステップとして生活介護事業所を立ち上げ、現在は、どちらの事業所も利用者の方の状況が重度化、多様化してきてこともあり、それぞれの事業所の運営に留まっている状態である。
外部評価の取り組み	今のところ取り組みはなし

### ■地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・法人内に保育園があり、そこを利用している地域の方も多く、法人自体も、地域とのつながりをとても大切にしている。文化行事を1か月に1度は企画し、地域の子どもたちが誰でも参加出来る年中行事を企画したり、学区の小中学校で幼保小中学校とでジョイントコンサートを企画したりしている。
- ・日々の活動の中で、近くの公園に行ったり、紅葉を見に行ったり、神社へ参ったりと、地域へ出向く機会を大切にしている。また、1年に1度は、ひだまりいる文化祭を事業所内で開催している。



### ■周辺地域の課題

- ・平成30年度、子ども会が解散し、近隣地区の地域の方の高齢化が少しずつ進んでいる。また、事業所の職員駐車場の一部が土砂災害警戒に当たっており、警報が発令されている時には事業所は休みにしている。

#### —伝えたいこと—

お近くへお越しの際はぜひ、遊びにいらして下さいね。

### 事業所情報

所在地	岡山県倉敷市藤戸町藤戸 1406-6
TEL/FAX	086-420-0770 / 086-420-0880
事業種別	生活介護
開所年	平成27(2015)年4月
定員数/利用者数	定員数25人 利用者数32人(平成30(2018)年9月1日現在)
利用者の障害(手帳別)	身体24人 療育32人 精神1人
利用者の障害支援区分	区分6:16人、区分4:11人、区分5:4人
利用者の年齢	平均年齢29.5歳



生活介護（入所系）

# 氷川学園

多様な人たちを支える

充実した日中活動を提供する

一人としての尊厳を守り、笑顔の多い時間を過ごしてもらおう

熊本県八代郡氷川町／社会福祉法人清流会

## ■事業所の特徴

事業所は山間部に位置し、町内も高齢化・過疎化が顕著であり、高齢世帯、独居世帯が増える中で基本的な生活を送るため、必要な商店まで行く交通の便もない状況である。開園から38年経過し、地域だけでなく利用者の高齢化も顕著であり、地域との交流のあり方も大きく見直すことが求められている。昨年の平成29（2017）年に、最高齢の88歳の利用者を看取っている。障害の重度化・多様化は著しく、高齢・加齢による身体機能・認知機能の低下や加齢に伴う疾病の発症率の増加、その一方で発達障害、自閉スペクトラム症の利用者が一定数在籍している状態である。昨年4月の入所棟立替えに伴い、ユニット型の生活環境を整備し、障害特性や年齢等を勘案して生活全体を通しての支援をスタートさせている。

（入所40名⇒高齢棟10名×2ユニット、自閉棟5名×2ユニット、混在棟5名×2ユニット）

## ■利用者の状況

知的障害（76人）が主であり、身体障害13人、精神障害13人、発達障害15人が障害を併せ持っている。昭和56（1981）年に入所30人で開設したが、障害の重度化・多様化は著しい。50代が14人、60代が18人、70代5人、80代以上が3人在籍しており、平均年齢は全体で48.9歳入所のみだと56歳であり、最高齢は82歳である。また、障害支援区分は、区分6が50人、区分5が16人、区分4が6人、区分3が4人で、平均区分は5.4である。

昨年、癌で2人（50代）看取っている。家族の支援協力は難しい状況であり、相当な努力が必要である。



事業所の外観

## ■活動内容

### ●日中活動の内容

- 高齢棟 20 人を 2 グループ、ユニット（10 人）ごとに日中活動と生活全体を通してプログラムを設定している。ADL・身体機能の保持・低下防止に努め、より一層の QOL の向上を図るを目的として機能訓練・予防リハビリ・創作活動・外出等のプログラムを用意している。
- 生活介護全体の活動グループ
  - ・すまいる班・・・加齢に伴う身体・精神機能共に低下。維持・予防を目指したプログラムを設定。
  - ・すまばれ班・・・残存機能を活かした活動プログラムを設定。本人の好みを配慮した創作活動。
  - ・あおぞら班・・・発達障害を伴う方々に自立（律）的な生活を目指したプログラムを設定。
  - ・サニー班・・・個別活動から得られる充実感と共動することの楽しさが感じられるプログラムを設定。
  - ・ぼれぼれ班・・・知的、身体機能双方に社会体験の機会と機能維持・低下予防を目指したプログラム。
  - ・エンジョイ班・・・働くこと役割を担う活動。畑やりサイクル作業や、地域清掃、創作活動等のプログラム。
  - ・ひまわり班・・・発達障害を伴う方々に構造化された環境のもと個別の活動に取り組むプログラム。

## ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

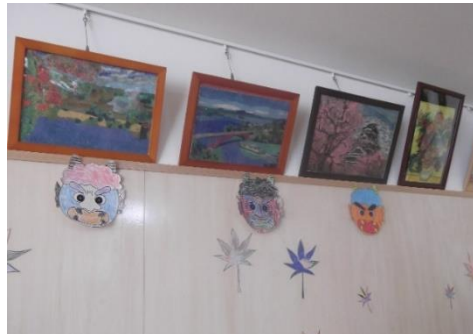
### ●生活空間を障害の特性や年齢に合わせたユニット化

作業を止め日中活動内容を再検討し、ユニットごとに日中活動と生活全体を通してプログラムを設定している。さらに、外部の専門職や講師に協力を依頼し、実際の活動場面においてコンサルテーション形式で進めている。一日一日を大切に利用者の尊厳が守られ、少しでも笑顔の多い時間を過ごせるよう努めている。また、事業所内で支援が完結しないよう外出の機会や外部の方々との関わりを大切にしている。



### ●社会参加、地域とのつながり

入所施設の利用者や地域の高齢化に伴い、グループホームを拠点として地域の祭りに参画し交流を図っている。震災の時には、家族単位での居場所を提供する等行い、今後は地区の各役員の方々と協力して子ども食堂ならぬ地域住民全体を対象とした「おかげさま食堂」の開催を計画したいと考えている。社会福祉法人として職員のマンパワーを活用し障害理解のための講話や体験研修等を実施していく。



■わたしたちのセールスポイント

・年齢を重ねてこられた利用者の方々に、一日一日を大切に尊厳を守られ、日々をより豊かなものにして笑顔で過ごして頂くための環境整備と、高齢化支援に必要な支援者のスキルアップに努めている。

■利用者の支援で工夫していること

●利用者の希望やニーズを把握し実現する、利用者の知識及び機能向上のための工夫。  
こまめに声をかけ表情から気持ちをくみ取り、利用者の言動を受け止め、共感するようにしている。また、職員間での利用者の情報を共有し支援に活かしている。

■課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	利用者が高齢化することに伴い、家族も高齢化している。昨年、2 人の利用者の看取りを行っている。二人とも家族の支援協力はなく「職員による介護と看取り、葬儀から火葬・納骨まで行っている。実際の場面で、医療行為の決定・承諾をしていくが、家族でないことや障害特性の理解を求めることにおいて医療現場の認識に格差があり、相当の努力が必要である。 高齢・加齢に伴う疾病等の知識やスキルを学ぶ必要は大きく、研修や専門家の協力を得てコンサル形式を依頼し、実践に結びつけている。
障害の重度・多様化	利用者の年齢や性格、障害特性、家族背景、成育歴等を勘案して出来る限りの個別対応を行うため、日中活動のグループ分けや生活環境の工夫・配慮を行っている。高齢化のため、献立の個別配慮や身体を動かす機会や入浴の時間も工夫している。
送迎支援	活動時間を充実させるため、基本的には、家族での送迎をお願いしている。家族構成や状況によっては、事業所にて送迎を行っている。（現在 17 人）
人材確保／ 人材育成	学校の就職担当との連絡や訪問で情報交換を行っている。学校での説明はもとよりクナビ・マイナビ・法人 HP を活用し就職に対する広報を行っている。人材育成では、チューター制度の導入や法人内でのスキルアップ研修の開催、事業所外での研修に参加して育成している。
利用者の確保／ 利用率の安定	入所の待機者 33 人。居室の空き状況がなく超過受け入れは無し。生活介護については、今後のスタッフ数の増加により受け入れが可能になれば検討。
運営（事業継続のための取り組み）	支援者のスキルアップが一番の運営安定と考える。また、人材定着に向けて福利厚生の改善にも努めている。適材適所に支援員を配置できるよう積極的に人事異動を行い、社労士、税理士の指導を受けながら運営を進めている。
外部評価の取り組み	現在、取り組みはしていない。令和元（2019）年度に第三者評価を受けるための情報収集を行う予定。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・資格取得のための実習生を受け入れている。
- ・ボランティア、体験学習等の受け入れ・育成
- ・地域行事への参加
- ・福祉に関する講和・講義・研修等への職員派遣
- ・学園の行事での地域の方々への啓発活動
- ・地域での清掃活動の参加
- ・地域の保育、教育現場との交流
- ・地域の文化活動（グループ、個人）の活用



地域交流～フラメンコを鑑賞

### ■ 周辺地域の課題

- ・地域の過疎化、高齢化が顕著になってきている。地域との交流のあり方を大きく見直すことが求められる。高齢者から若年層まで、また教育・医療・行政との連携が必要と考えている。

#### —伝えたいこと—

年齢を重ねられた利用者の尊厳を守り、少しでも笑顔の多い充実した時間を過ごせることを大切に考えている。

#### 事業所情報

所在地	熊本県八代郡氷川町宮原 1 1 1 6
TEL/FAX	0965-62-4081 / 0965-62-4080
事業種別	障害者支援施設 生活介護
開所年	昭和 56 (1981) 年 4 月 (現事業は平成 24 (2012) 年 4 月から)
定員数/利用者数	定員数 40 人 (施設入所) 75 人 (生活介護) 利用者数 40 人 76 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 13 人 療育 76 人 精神 13 人 発達障害 15 人
利用者の障害支援区分	区分 3 : 4 人 区分 4 : 6 人 区分 5 : 1 6 人 区分 6 : 5 0 人
利用者の年齢	平均年齢 48.9 歳 最高齢 82 歳

# ライフサポートはる

— 自閉症をともなう利用者が安心して過ごせる環境を作る —

佐賀県佐賀市 / 社会福祉法人はる

## ■ 事業所の特徴

佐賀県佐賀市に所在。平成 14（2002）年に小規模作業所として開所。障害者自立支援法制定にともない生活介護事業所となった。利用者の多くが自閉スペクトラム症をともなう知的障害者で、特に強度行動障害のある人たちの支援を特化して行っている。日中活動では、生産活動や運動、アート活動なども取り入れている。職員は強度行動障害支援者養成研修への受講などを通して専門的な知識を深め、個々の利用者の特性に合わせた支援を細やかに行っている。また、海外への福祉研修なども積極的に行い、人材育成に努めている。

## ■ 利用者の状況

自閉スペクトラム症をともなう知的障害のある人が多く利用している。定員 20 人、現在利用者は 19 人で、平均年齢 30 歳と若い年齢層の利用者が多い。



事業所の外観

## ■ 活動内容

### ● 年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

963,597 円（生産活動での売り上げ）

### ● 利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

987 円（生産活動）

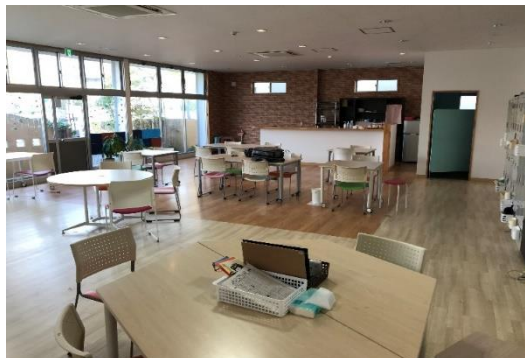
### ● 日中活動の内容

- ・作業（下請け）や自立課題を中心に、毎日のプール、ウォーキング、週 1 回のバランスボールなどの運動
- ・週 1 回の個々に合わせた創作活動を行うアート活動
- ・月 1 回のカラオケ、ボウリング、乗馬など、楽しみを取り入れた活動を行っている。

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

建物内には広く見渡せる活動しやすい場所だけでなく、構造化を取り入れた個別対応をスムーズに行えるように仕切られたブースが複数設置されており、利用者一人ひとりのニーズに合わせた安心して過ごせるような様々な工夫がなされている。

地域とのかかわりでは、町中に事業所を構え、外からも様子をうかがえるような建築になっており、地域に向けてオープンな建物である。地域の資源（プールや乗馬など）を有効に使い、外へ向けた活動をしている。また、地域のイベントやゴミ拾い活動などを通じて、地域と密着した社会を作り上げている。



広く見渡せる活動のスペース



障害特性にあわせて構造化されたスペース

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・事業所外への外出（ウォーキング、プール、買い物、近所のゴミ拾い等）の機会を多く取り入れるようにしている。特にプール活動は県営のプールに夏場は毎日、冬場は週3～4回通っている。
- ・年間通しての外出のイベント（野球観戦、サッカー観戦、スケート、一泊旅行）も多く実施している。
- ・「地域の中で」、という法人の理念で、なるべく外へ出るようにしている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・一人ひとりの障害特性に合わせた個別のスケジュールやパーソナルスペース等を活用して、落ち着いて活動できるようにしている。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	長年利用されている方たちが高齢となり、以前できていたことができなくなってきている。そのため、高齢化への色々な対応として研修を受けたりしている。
障害の重度・多様化	障害支援区分の高い方や、強度行動障害の方たちの利用が増え、支援内容の工夫など支援度が高くなってきている。
送迎支援	朝夕の送迎を行っているが、利用者の方たち同士の相性に合わせた乗り合わせの配慮やご家族の要望により送迎時間の調整を行っている。 送迎はほぼ市内で、往復で1時間は要している。
人材確保／ 人材育成	実習生やボランティアを受け入れ、興味を持ってもらうようにしている。 新しく入ったスタッフには「新人サポーター」という指導担当を付け、スキルアップできるように法人として研修を多く実施している。
利用者の確保／ 利用率の安定	特別支援学校からの実習の受け入れや、見学希望への対応などを行っている。
運営（事業継続のための取り組み）	人材の確保が課題となっている。 ※今後ははるの利用者のニーズで GH をより作っていかねばと考えている。
外部評価の取り組み	特になし

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・夏祭りや、餅つきなどのイベントを通して、地域の方たちやボランティアの方たちと交流を行っている。
- ・月1回、近所のゴミ拾いを実施している。
- ・普段の活動の中で、買い物やプール、乗馬など地域の中に積極的に出ていくようにしている。



## ■ 周辺地域の課題

- ・住宅や店舗などが並ぶ地域だが、地元の自治会などは高齢化が進み若い世代が入っていない状況。



—伝えたいこと—

地域で生活する障害のある方々の生活・人生・生命の質を維持・向上することを目指して、それぞれの可能性を発見する視点を持ち、それぞれが自己選択・自己決定ができる環境づくりを大切にしています。  
ひとりひとりが「自分らしく」充実した毎日を。

事業所情報

所在地	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 1168-1
TEL/FAX	0952-37-7078 / 0952-34-1024
事業種別	生活介護
開所年	平成 28 (2016) 年 9 月 (社会福祉法人設立に伴い指定申請。小規模作業所としての開設は、平成 14 (2002) 年 4 月※育成会 知的障害がメインで)
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 19 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 4 人 療育 19 人 精神 0 人
利用者の障害支援区分	区分 5 : 7 人、区分 4、区分 6 : 5 人
利用者の年齢	平均年齢 30 歳



一約 7 割が自閉症利用者。利用者のニーズにあわせた環境をつくる一

福井県敦賀市 / 社会福祉法人ウェルビーイングつるが

## ■ 事業所の特徴

福井県敦賀市に所在する、就労継続支援 B 型と生活介護の多機能型事業所。平成 13（2001）年に敦賀市自閉症児者親の会が設立され、平成 15（2003）年に法人化。知的障害者通所授産事業、デイサービス事業として事業所がスタートした。障害者自立支援法施行にともない平成 21（2009）年に生活介護・就労移行支援・就労継続支援 A 型の多機能型となる。平成 24（2012）年に就労 B 型を開始し、生活介護とあわせて第 2 事業所として現在に至る。自閉症などの発達障害の利用者が多く、法人では県の発達障害児者支援センターの運営を行うなど、専門的な支援を行っている。

## ■ 利用者の状況

生活介護は定員 15 人で、現在利用者は 17 人。そのうち自閉症の人は 13 人で、全体の 76%にあたる（うち強度行動障害者 5 人）。そのほか重複障害者 2 人、知的障害者 1 人、ダウン症 1 人。就労 B 型は定員 20 人で、現在利用者は 19 人。事業所全体でも、自閉症の人が 7 割を占めている。



事業所内の食堂

## ■ 活動内容

### ● 日中活動の内容

#### ■ 生活介護

一般的活動（自立課題、缶つぶし、廃品回収、ペットボトルのラベルはがし、チラシでゴミ箱作成、シュレッダー）

余暇活動（散歩、ドライブ、おやつ作り、工作、リズムダンス、ゲーム、歌の練習、ティータイム）

個別支援（散歩、ドライブ、映画鑑賞、カラオケ、食事、お祭りに参加、買い物、体力作り、DVD 鑑賞など）

#### ■ 就労 B 型（生産活動）

生産活動の内容

パン・クッキーの販売、委託清掃業務、（小鯛のささ漬の）タルの組立、企業の下請け

生産活動の売り上げ：1 千 2 百万円、平均工賃：約 1 万 5 千円。

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

自閉症の利用者が多いため、障害特性に特化した支援を細やかに実践している。見通しが持ちやすくわかりやすい環境、わかりやすい情報提供を心掛けており、構造化された実践を行っている。生活介護では、仕事や余暇的な活動など多様なプログラムがあり、自閉症の人だけではなく多様な障害などの特性にも対応した支援を行っている。利用者一人ひとりに合わせた個別の支援も行っており、強度行動障害の利用者も複数いるが、それぞれ安心して過ごせる環境を整えている。

就労B型では、利用者の特性やニーズにあわせて、主に自閉症の利用者中心で事業所内で働くことを希望する人たちのグループと、施設外就労や一般就労を目指す人たちのグループの2つのグループに分かれて仕事に取り組んでいる。



スノーズレン

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

支援当日の利用者の状況や情報を共有した職員の支援（個別支援記録の工夫）

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・自閉症の方が多いため、構造化し、わかりやすい環境、わかりやすい情報提供を心がけている。
- ・意思決定支援にもつながるように、自分自身が、自分で考え、自分で決めることを支援している。
- ・支援者が、良い悪いと決めるような発言はせず、本人の意思を聞き、選択肢、メリット・デメリット、条件等を提案し、本人に決めてもらうようにする。（日々のささいなことでも）
- ・既存の枠に当てはめる支援ではなく、本人のニーズや特性に合わせて、柔軟な支援を行うことをグループ会議の中で確認している。
- ・毎月、全利用者とは面談をし、気持ちや状況の確認、目標のすすみ具合の確認をしている（必要に応じて、月1～4回）
- ・支援している職員間で、支援の時間にその日の状況（情報）を交換するのは難しいため、支援記録の記載内容を一人ひとり工夫して作成し、保護者からの情報や本人の様子、調子の良し悪しなど、時系列的に、また、突起的に記載し、その支援記録を見れば、ある程度本人の状況が分かるような支援記録を作成している。他の職員が見ても、利用者本人に対する見通しが、持てるようになっている。



タルの組み立ての仕事：福井県の嶺南地方（敦賀市・小浜市）では、小さい鯛のタル漬けが、お土産品として販売されており、その「タル」を事業所で作成している

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護では、62歳の方が、週1回の利用。</li> <li>・施設として、まだ、高齢化を強く感じていない。</li> <li>・高齢化の対応として、50歳前後から、早めに将来のイメージを、本人や家族と話すようにしている。</li> </ul>
障害の重度・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的介護が必要な方もいるため、介護福祉士2名配置している。</li> <li>・自閉症の方が多いため、構造化し、分かりやすい環境、分かりやすい情報提供を心がけている。</li> <li>・知的には軽度もしくは知的障害がないが、メンタル面の支援の必要な方が増えている。</li> <li>・就労B型では特に、毎日利用ができなかったり、短時間利用など、個別の対応をしている。</li> </ul>
送迎支援	現在、送迎はしていない。次年度より予定。
人材確保／ 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県、障害者団体と連携した人材確保</li> <li>・人材育成：研修費助成、同法人の発達障害者支援センターと連携した支援体制</li> <li>・毎年1人1回以上は、研修に参加している。</li> <li>・グループリーダー等、役割と業務を明確にし、自分で考えて動ける支援者育成を目指している。</li> <li>・ミーティングで情報共有している。（グループミーティング：月1～2回、リーダーミーティング：月1回、全体ミーティング月1回）</li> </ul>
利用者の確保／ 利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の自立支援協議会のなかの就労支援部会や相談部会で、定員の空き状況を報告している（毎月）。</li> <li>・就労B型を退所される方は、年1名程度で、出入りは少ない（長く利用している方が多い）</li> </ul>
運営（事業継続のための取り組み）	利用者にアンケートを実施して、社会参加するための活動やイベントのパン販売、レクレーションなどの日を設定し、日々の生活に変化をつけている。
外部評価の取り組み	特になし

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・特に就労B型で、パンの販売、施設外就労などで地域とのつながりがある。施設外の作業や活動を行うときは、事前にマナーや約束の確認をし、気持ちの良いやりとりができるよう支援している。また、月1回、パン販売練習会を実施し、マナー・スキルアップを目指している。
- ・設立が自閉症親の会であるため、子供たちの支援に悩んできた方が多いことや、発達障害者支援センターを法人内で運営していることなど、リアルタイムに自閉症支援の方法を必要とすることが多いため、地域内において、自閉症の専門家の講演会を開催したり、施設に専門家をお招きし意見交換をおこなうなど、自閉症支援の専門家といわれる方たちとのネットワーク作りに力を注いでいる。

## ■ 周辺地域の課題

地域のイベントなどにパン販売にでかけているが、イベントの開催する時期が重なったり、参加できる職員の数に限られているなど、参加したくても参加できないイベントがある。



パンの販売へ、いざ出発！！

### —伝えたいこと—

支援方針として、開所以来、「一人でできる」「見て分かる」というテーマに取り組み、利用者本人が自分の意思で、自分の力で活動できるように工夫を進めている。

### 事業所情報

所在地	福井県敦賀市桜ヶ丘町 8 番 6 号
TEL/FAX	0770-22-2022 / 0220-25-8588
事業種別	就労継続支援 B 型 / 生活介護 (多機能型)
開所年	平成 16 (2004) 年
定員数 / 利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活介護 定員数 15 人 利用者数 17 人</li> <li>●就労 B 型 定員数 20 人 利用者数 19 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)</li> </ul>
利用者の障害 (手帳別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活介護 身体 3 人 療育 16 人 精神 0 人</li> <li>●就労 B 型 身体 5 人 療育 15 人 精神 5 人</li> </ul>
利用者の障害支援区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活介護 区分 6 : 6 人、区分 4 : 4 人、区分 5、区分 3 : 3 人</li> <li>●就労 B 型 区分なし : 7 人、区分 2、区分 3 : 4 人</li> </ul>
利用者の年齢	平均年齢 ●生活介護 30.5 歳 ●就労 B 型 30.1 歳

# 青い空

— 高次脳機能障害の利用者の仕事を支え、地域とのつながりを作る —

## 高知県高知市 / NPO 法人脳損傷友の会高知青い空

### ■ 事業所の特徴

高知県高知市に所在。主に高次脳機能障害がある利用者が通所し、仕事を通して地域生活を支えるための活動を行っている。運営主体は NPO 法人脳損傷友の会高知青い空で、高次脳機能障害をもつ当事者および家族に対して、高次脳機能障害についての正しい知識や情報の提供、及び社会参加を促進するための事業を行っている。青い空は、平成 17（2005）年に小規模作業所として開所し、翌年平成 18（2006）年に無認可の精神障害者小規模作業所となり、平成 23（2011）年 4 月から就労継続支援 B 型事業所として運営を開始した。

現在利用者は 28 人。医療、相談、役所等から希望の連絡が入ると、「断らない」ことを基本に支援を行っている。近隣にも積極的に向き、障害への理解や社会への参加のための働きかけを行っている。

### ■ 利用者の状況

高次脳機能障害者が利用者全体の 8 割を占めている。その他は、知的障害者や精神障害者など多様な特性のある人が利用している。

年齢は、平均年齢が 48 歳で、65 歳以上の利用者が 4 人おり、高齢の人も多く利用している。



事業所の外観

### ■ 活動内容

● 年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）
4,268,563 円（生産活動での売り上げ）
● 利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）
15,998 円
● 日中活動の内容
・作業内容は、浄水器カートリッジやガスメーターの解体作業や農作業（野菜の選定など）を実施している。
・平成 27（2015）年度からクリエイティブな作業としてレザークラフトを導入している。
・作業以外にも、高次脳機能に関する勉強会なども利用者向けに行っている。

### ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

障害特性から利用者本人とのやり取りや本人の気持ちを受け止め理解することを大切にしている。事故を起こす前にやっていた仕事は難しいことなども面談を通して伝えて理解してもらい、現在の本人がやりたいこと、できることをアセスメントし、それに見合った活動を提供している。賃金を希望する方は請負の仕事をしてもらい、趣味を生かした活動を希望する方は作品を作成し販売を行うなど、様々な活動を提供している。近隣から〇〇をやらないかと言われ取り組む仕事から定期に請け負っている仕事を中心となっている。



レザークラフトの作業の様子

言葉遣いや態度、思っていたことが違うとトラブルに発展する可能性もあることから、仕事面だけではなく生活面も含めて幅広い関りが重要であり、定期的に本人との面談や、医療ソーシャルワーカーと連携を組んで支援をしている。

### ■ 利用者の社会参加、地域とのつながりで工夫されている点

高次脳機能障害の方は医療との連携もあるが、現在の本人の状況について地域の理解が進むために、住まいの周辺へ障害について勉強会等を通して知識や理解を深めてもらう活動を行っている。

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

・作業療法士 2 名・理学療法士 2 名を配置し、障害の特性にあった作業を提供するように努めている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

・個々の障害特性を考慮し作業配置を行っている。



作業場の様子

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	むせこみやすい方にはどの食材がむせやすいのかの説明を実施している。 転倒をしないように、通路には物を置かないようにしている。 重い物を持たせないようにしている。
障害の重度・多様化	最近では他施設から難渋しているケースの紹介があり（社会的行動障害のある方）利用開始になることが増えている。
利用者の工賃	仕事の伸び率よりも利用者の伸び率が増加しており、3年連続で工賃は低下している。
送迎支援	15名前後の方が送迎を利用している（西は土佐市高岡、東は南国稲生）。
人材確保／ 人材育成	研修会には積極的に職員に参加してもらっている。
利用者の確保／ 利用率の安定	障害者相談センターや他施設からの紹介が続いている。
運営（事業継続のための取り組み）	高次脳機能障害に対する啓蒙・啓発活動を実施している。
外部評価の取り組み	高次脳機能障害者の家族および臨床心理士、作業療法士の方に当法人の理事になっていただき、外部からの評価を受けている。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・知り合いの農家さんから野菜の選定作業の仕事を提供してもらったり、仁淀川町にて楮の栽培を行い、そのなかで地元住民との交流も実施している。
- ・当法人の家族会と合同で花見や新年会を実施している。

## ■ 周辺地域の課題

- ・重い障害、行動障害のある方を支援する事業所が少ない。

### — 伝えたいこと —

当法人は、高次脳機能障害者への支援を模索中です。難渋するケースであっても関わり続けることで、改善していきます。高次脳機能障害者への支援を継続し続けることで高次脳機能障害者支援の啓発になればと考えています。

## 事業所情報

所在地	高知県高知市神田 462-7
TEL/FAX	088-803-4100 / 088-803-4420
事業種別	就労継続支援 B 型
開所年	平成 23 (2011) 年 4 月
定員数/利用者数	定員数 30 人 利用者数 28 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 15 療育 1 人 精神 3 人
利用者の障害支援区分	区分なし : 19 人、区分 2、区分 3 : 3 人、区分 4、区分 5 : 2 人
利用者の年齢	平均年齢 48 歳 65 歳以上 4 人



# ともしび

— 難病の人たちが安心して過ごせる地域と、働ける場所を作る —

佐賀県佐賀市 / NPO 法人ともしび

## ■ 事業所の特徴

佐賀県佐賀市鍋島町に所在する、就労継続支援 B 型と生活介護の多機能型事業所。特徴として、難病の方を積極的に受け入れている事業所である。もともとは難病患者の会から発足しており、無認可の患者会の佐賀県支部の中で作業所を作ろうという事から会員 5～6 名で、平成 14 年から活動を始めた。生産活動では、ハウス栽培を行っており、シイタケ・キクラゲを栽培し、販売している。また、女性のみ利用者・スタッフで運営している九州で唯一の事業所であり、女性ならではの視点で、女性が働きやすい職場環境を整えている。障害者、難病患者への正しい理解を深め、地域で理解される啓発を行い社会の一員として社会復帰を図る為の支援を提供する事により、市民の誰もが生き生きと安心して暮らしていく事のできる社会の創造に寄与することを目的とする。

## ■ 利用者の状況

現在利用者は定員 30 人に対して 33 人。利用者の障害は、難病、知的障害、精神障害、身体障害と幅広い。現在難病指定の利用者は 1 人。



事業所の外観

## ■ 活動内容

### ● 年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

約 71,100,000 円（うち就労 B 型の売上：9,680,516 円）

### ● 利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

12,300 円

### ● 日中活動の内容

ハウス栽培では、シイタケ・キクラゲを栽培。空調が効いていて温度も安定している。

5 年前から栽培を開始し、2 年前に現在の場所へ移設。主な仕事として、シイタケ、キクラゲの菌床栽培を行っており、菌床を棚に並べたり、収穫したものをパック詰めして納品まで行っている。

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

- ・ハウス栽培では、秋～冬にシイタケ、春～夏にキクラゲと時期をずらして1年間を通して収穫ができるように工夫されている。
- ・ハウス栽培だけではなく、新しい事業（信書便）にも積極的に取り組み、工賃の向上に努めている。
- ・内職では、車の部品を取り扱っている。細かな作業では、作業工程がわかりやすいように作業シートを作成してあっている。
- ・利用者が全員女性であるが、スタッフも全員女性であるため、同性目線で支援にあたることができている。利用される側もスタッフが女性であることから安心できる環境にある。
- ・佐賀市内では、福祉事業所が集まり、「福祉ネット」を展開し、様々な情報共有を行っている。それに伴い行政との橋渡しや、地域への参加も個別の事業所のみで完結せず、ネットワークを作っている。施設内にとどまらず、外部への販売会を設けたり、地域のイベントに多く参加することで、地域とのつながりを大切にしている。



シイタケの菌床



販売するキクラゲ

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・九州で唯一の利用者・スタッフが女性だけの事業所である。
- ・シイタケ・キクラゲの栽培をハウスを使って行っている。
- ・信書便を平成30年度より行い、安定した収入につながっている。
- ・ミカンの皮むき作業や、内職も行っている。
- ・ふるさと納税への参加。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・その人に沿った支援を第一に行っている。併設の生活介護事業所と就労継続支援 B 型で支援の内容に違いはあるが、難病や障害の種別での違いはない。
- ・難病の利用者に対しては、自分のペースで作業をすすめることを大切に、なるべく工程のなかで手先のリハビリになるような作業を取り入れることを心がけている。

### ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	グループホームを所有しておらず、保護者からも要望が上がってきている。60代の利用者も3人いる。
障害の重度・多様化	難病、知的障害、精神障害、身体障害と幅広い利用者を受け入れている。
利用者の工賃	現在は月平均で約1万2,000円
送迎支援	ほとんどの利用者が送迎支援あり。居住地は佐賀市内の人が多数。
人材確保／ 人材育成	人材確保については現状困っておらず、募集もしていない。主婦の人が働きやすい職場環境にしている。 支援者が女性だけで苦労していることも特になし。
利用者の確保／ 利用率の安定	特別支援学校から入ってくることが多い。
運営（事業継続のための取り組み）	工賃を下げないようにすること。販路を増やして、販売会を多く開催できるようにする。
外部評価の取り組み	特になし

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・地域で餅つきを行ったり、シイタケをご近所に配布したり、地域との交流を大切にしている。
- ・信書便は365日仕事がある。元々シイタケ栽培も365日見ないといけない事業であったということからも、あまり抵抗なく行うことができた。



作業するスペース

## ■ 周辺地域の課題

- ・佐賀市内には福祉事業所の取りまとめ（福祉ネット）があり、地域のイベントの情報共有や、仕事の情報収集、啓発活動や地域への貢献を行っている。
- ・行政から福祉ネットへ依頼があり、そこから各事業所へ割り振られたりもする。最近では農福連携がなされているが、農家からの賃金の低さが課題となっている。

### —伝えたいこと—

平成 25 年に難病法が成立し、難病の方も障害者の枠の中に入っているものの、難病の方々への支援が障害者への支援より遅れていることを痛感しております。福祉サービスを利用できることすら知られていません。

今後の難病の方々への支援が一步でも進んでいくことを期待しています。

### 事業所情報

所在地	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田 2075-1
TEL/FAX	0952-37-8575 / 0952-37-8675
事業種別	就労継続支援 B 型 / 生活介護（多機能型）
開所年	平成 14（2002）年
定員数 / 利用者数	定員数 30 人 利用者数 33 人 （平成 30（2018）年 9 月 1 日現在）
利用者の障害（手帳別）	身体 8 人 療育 17 人 精神 8 人
利用者の障害支援区分	区分 3 : 6 人、区分 2、区分 4 : 4 人、区分 6 : 1 人
利用者の年齢	平均年齢 39 歳 65 歳以上 3 人

## 就労継続支援 B 型

# ワークショップ SUN

充実した日中活動を提供する

社会参加を目指す

— こだわりは「働く」ことを支える。下請け作業中心で高い工賃を達成 —

## 神奈川県相模原市 / 社会福祉法人すずらんの会

### ■ 事業所の特徴

神奈川県相模原市に所在する就労継続支援 B 型単独の事業所。運営主体の法人は、昭和 57（1982）年に地域作業所を開設し、平成 2（1990）年に社会福祉法人となった。法人の方針として、「働く」ことに力を入れており、高い工賃の保障や就労につながる支援を積極的に取り組んでいる。ワークショップ SUN は、神奈川県でトップの工賃支給額を支払っており、高い工賃を希望する利用者のニーズに応えている。

### ■ 利用者の状況

現在利用者数は 21 人で、主に知的障害者が利用している。平均年齢は 38.9 歳だが、作業所時代からサービス利用している利用者が 60 代、70 代となって高齢化してきており、今後の全体的な高齢化も視野に入れて支援を検討している。



事業所の外観

### ■ 活動内容

#### ● 年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

27,547,322 円（生産活動での売り上げ）

#### ● 利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

59,527 円（561 円/時間）

#### ● 日中活動の内容

##### 【施設内班】

企業からの受注作業

・検査、梱包・・・衛生用品（耳栓）やテープ、自動車部品などの検査・梱包

・部品の梱包・・・計量器や治具を使い、小部品の梱包や自動車専用カーテンレールの組み立て

##### 【施設外班】

工業用テープなどの検査梱包作業。法人内の他の事業所の利用者も含めて 10 人ほどが働いている。

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

主力の作業は、衛生用品（耳栓）や自動車部品の検品・梱包作業である。自分が仕上げた製品には 1 ケースごとに本人の名札をつけ、作業成果が利用者にわかりやすいようにしている。そのことで、本人のやる気と達成感を維持、向上させている。工賃が高いことは、自分の仕事としての意欲もさることながら自分の役割意識や責任感の向上にも役立ち、出席率はとても高い。

課題として、ひとつの作業がずっと続くとはいえないので、現状の作業を行いながら、どのタイミングで新しい作業を取り入れていくかの判断が難しいことがある。また、施設外就労の場もあり、高い工賃も得られることから、利用者が事業所での就労に満足しており、企業に就労したい気持ちになかなかならないことも課題のひとつである。現在、作業所時代から事業所を利用している方が高齢になり、今後の事業所のあり方を柔軟なプログラムを取り入れ、1 時間早く作業を終え、振り返りや体操等を行うことも試行している。

支援者の人材育成として、作業を安定させ工賃を維持させるために、企業との交渉に必要な見積書の書き方など単価交渉ができるスキルを身に付けるように取り組んでいる。

地域とのつながりでは、地元の企業との連携を大切にして、施設外の就労や受注作業の確保につなげている。企業の担当者との関係は重要であり、絶えず何か仕事がないか営業活動をしている。

また、日々の利用者支援を充実させつつ高工賃の支給を目指す為に、加配職員を配置し、その分の人件費の一部として就労支援事業会計（生産活動）から福祉事業会計（訓練等給付費）に繰り入れている。職員配置を充実させることで、作業の維持確保、収益の増加、品質の維持管理を行うことが可能となり、継続した付加価値の高い作業を行えている。

さらに企業に対して就労支援に関わる啓発や支援の一環として、就労の充実、施設外支援による関わり、在宅就業者支援制度の取り組み等を行っている。



作業の様子

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

・法人として「働く」ことに力を入れている。施設外就労と施設内作業の 2 班体制をとっている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・作業の内容や成果などを視覚的にわかりやすく示すなど、作業工程をわかりやすく説明する。
- ・ひとりひとりがやりがいを感じられる仕事（場所）作り。作業の出来上がり製品に名札を付けている。
- ・利用者にとっては魅力のある仕事を心掛けており、出勤率の安定を図っている。
- ・月曜日から金曜日は仕事、土曜日は余暇活動や仕事を続けるための訓練活動を行っている。

～社会参加を目指す取り組みについて～

・就労支援の取り組み

法人全体で取り組み、就労案件を事業所に周知。該当者を法人全体より募り、就労支援課との連携により、一般就労に繋げる動きを積極的に行っている。

・施設外就労取り組み

施設の中だけの利用ではなく、より就労した状態に近い場での作業提供を行っている。

そこでの作業訓練や作業スキル習得、職場でのルールやマナー習得が有効だと考えている。

・在宅就業者支援制度の活用

在宅就業者支援団体登録を行い、作業を発注してもらえる企業に対してメリットが生まれ、かつ継続的な作業確保につながることを目的として、この制度を活用してもらえるよう企業へ働きかけを行っている。

・職員配置について

必要な作業を進めるための職員配置を行うために就労支援事業会計（生産活動）から福祉事業会計（訓練等給付）へ職員人件費を負担し、高工賃を維持している。

◆平成 29 年度実績 収入 27,547,322 円

◆その内、職員人件費の繰入額 10,714,600 円

◆利用者工賃支給額 14,400,430 円



作業室の壁には目標工賃と、「V5達成!!」

■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆったりめの B 型：柔軟なプログラム設定を行っている。</li> <li>・特別支援学校卒業してすぐの利用者、高齢の利用者は 5 時間で対応している。（1 時間は、作業の振り返りや体力維持の体操等）今後、法人内の別の就労継続 B 型事業所とのすみわけにするのか、SUN の中ですみわけにするのか試行しながら見極めていく。</li> </ul>
障害の重度・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の力が発揮できるような工夫（治具の導入・環境の構造化・視覚的に作業工程を提示するなど）</li> </ul>
利用者の工賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持できるよう努力していきたい。高齢化による視力低下に伴い、従来と同じ作業（例えば検品作業）への対応が難しくなる者もいる。高い工賃に見合った仕事が出来なくなったらどう対応するかが課題である。</li> </ul>
送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄駅から事業所間を送迎している。駅までは、全員電車で通っている。</li> </ul>
人材確保／ 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員も含め、人材確保は困難である。</li> <li>・OJT を活用し見積書の書き方、考え方、捉え方等を指導している。</li> <li>・法人で新卒職員採用ワーキンググループを設置。</li> </ul>
利用者の確保／ 利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率は安定している。</li> </ul>

運営（事業継続のための取り組み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置の工夫（過配置職員人件費の生産活動収入からの繰り入れ）</li> <li>・積極的な施設外支援の実施</li> <li>・在宅就業者支援制度の活用</li> </ul>
外部評価の取り組み	特になし

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

・取引企業との連携を大切にしている。（特に担当者との関係性は、重要である）施設外就労先の企業には、職員が常駐しており、何か新しく請け負える仕事がないか、絶えず営業をかけている。仕事は永遠にあるものではないので、絶えずどのタイミングで新しい作業を取り入れるのか検討している。平成 29 年度は、8 社と取引している。職員は、仕事の報酬を提案する見積書の書き方（この仕事は〇〇秒かかるから〇円）や、妥当な単価について根拠となる数値を持って交渉するスキルが求められ、営業力についての職員研修を重視して実施している。10 円の単価の物を何個製造したら利用者の工賃が増加するのかを考え、生産効率や隙間時間に何の作業を行うのかなどを常に考えている。

・利用者が地域、社会に参加できるための取り組み：地域清掃、社会福祉協議会、公民館祭りに参加。赤い羽根共同募金。



地域清掃の様子

### ■ 周辺地域の課題

・社会福祉法人が行っている就労継続 B 型事業所が少ない。市の担当者会議はあり情報共有をするが、今のところ連携はない。

#### —伝えたいこと—

**工賃だけでなく(生活、自立)「働く気持ち」を支えていくことが大切である。働く喜びが得られる事業所でありたい。**

#### 事業所情報

所在地	神奈川県相模原市中央区小町通 2-8-15
TEL/FAX	042-779-8909 / 042-771-7193
事業種別	就労継続支援 B 型
開所年	平成 19（2007）年 4 月 1 日
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 22 人（2019 年 4 月 1 日現在）
利用者の障害（手帳別）	身体 3 人 療育 22 人 精神 1 人
利用者の障害支援区分	区分 3：6 名/区分 4：7 人/ 区分 5：3 名/未判定：6 人
利用者の年齢	平均年齢 38.9 歳 最高齢 71 歳



## 就労継続支援 B 型

# ピアファーム

充実した日中活動を提供する

社会参加を目指す

—農業を通して、やりがいのある仕事と高い工賃、地域の活性化を目指す—

福井県あわら市／NPO 法人ピアファーム

### ■事業所の特徴

福井県の北端に位置するあわら市に所在する、就労継続支援 B 型単独の事業所。運営主体である法人は、北陸農政局管内の NPO 法人で初めての認定農業者として、農業と農産物販売に特化した就労継続支援 B 型事業を展開している。目標である利用者の平均工賃月額 4 万円を達成し、最近では就労継続支援 A 型事業所から移行する利用者も多く、利用希望は多い。現在法人では 2 か所の就労継続支援 B 型事業所を運営している。

### ■利用者の状況

定員 20 人で、現在利用者は 24 人。知的障害の利用者が多いが、精神障害や発達障害など多様な障害や、中途障害や引きこもりだった人など多様な人たちを受け入れている。仕事を中心の場であるが、20 代から 60 代の利用者がおり、年齢層の幅も広い。



直売所の「産直市場ピアファーム」

### ■活動内容

#### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

43,752,139 円

#### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

37,872 円

#### ●日中活動の内容

##### ●生産活動の内容

##### ・農産物の栽培

※栽培面積 ナシ 25,014 m<sup>2</sup>、ブドウ 10,000 m<sup>2</sup>、リンゴ、ブルーベリー他 7,510 m<sup>2</sup>、野菜 10,470 m<sup>2</sup>  
保全農地 7,237 m<sup>2</sup> 資材置き場他 6,230 m<sup>2</sup> 計 66,461 m<sup>2</sup>

##### ・農産物の販売

県内スーパー 22 店舗、農産物直売所 6 か所、販売協力福祉事業所 12 ヶ所で農産物の販売

##### ・農産物直売所の経営

事業所に併設した農産物直売所と坂井市三国町駅前に産直市場ピアファーム（就労継続支援 B 型事業所）で農家等 150 団体の出荷者の農産物加工品等を販売

●生産活動以外の内容

メンバー会議月 1 回、パーカッション月 1 回（9 月コンサート）、年 2 回のレクレーション（6 月 B B Q、11 月旅行）

■利用者の支援、活動等で工夫されている点

経営理念に「地域の人たちと共に農業の振興、活性化を図る」とあるように、障害のある利用者が畑作や果樹園、産直市場などで働き手となり、地域の産業に貢献をしており、利用者も地域のなかで役割を担い、高い工賃を得ている。「さりげなく あたりまえに はたらく」というスローガンのもと、働きがいのある仕事の環境を生み出すことへの工夫がされている。

—事業所より—

■わたしたちのセールスポイント

- ・農業に特化した就労継続支援 B 型事業で利用者の高い工賃給与をめざして社会福祉法人より 10 名の利用者と 3 名のスタッフで独立分社した。ナシ等の果樹栽培を当初より手がけて、販売も自主販売して収益の向上をめざした。農産物直売所を併設し、収益と利用者の職域拡大を図った。
- ・あわら市の認定農業者になり、耕作放棄地の再生事業を手掛け耕作面積の集積を図った。そうした農地を使って、福井県の農林関係の補助事業を受けてブドウ栽培事業を手がけた。
- ・農産物の販売にも力を入れ、企業が不採算として撤退したスーパーマーケットを就労 B 型事業所として運営している。

■利用者の支援で工夫していること

★利用者の希望やニーズを把握するための工夫、利用者の希望やニーズを実現するための工夫、利用者の知識及び能力向上のための工夫、など

- ①作業支援～一緒に作業をする。出来ることをしてもらうこと。メンバーには教えて覚えられない苦痛を与えない。スタッフには教えて覚えられない、覚えられないことへのストレスを与えない。できることで作業工程を組立てることで成就感を共有する。
- ②利用者に働く、給料を得ることに自覚を持つようにする。ピアファームでは働くことが基本、それ以外はないことを朝礼や終礼で確認する
- ③熱中症、農業機械のトラブル、利用者同士のケンカ等の事故や怪我防止を最優先にした作業配置、農作業のスケジュールややり方等を可視化と十分な説明をする。野外での活動が多いので、体調管理と理解しながら支援をして強制的な言動はしない。



ナシの摘果作業と選果作業の様子

★農業に特化した事業所として下記の3点に特に気をつけている

- ①収益目標を立てた栽培生産～収益目標を立てて栽培を計画、売先、売り方、調整の方法の検討をしたうえで、栽培にかかる。
- ②販売は栽培の3倍の総力を掛ける～栽培生産しても売れないとダメ。売るための努力を最大限する
- ③農産物栽培生産と販売に特化する～委託加工等はしない。農業部門で収益が伸ばせるようにする。

■課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	企業を退職した方や介護保険の対象だが、少しでも働きたい、工賃給与が欲しいとのことで65歳以上でも利用する方も増えてきた。
障害の重度・多様化	精神障害、発達障がい、知的障がい等の合併症の方、生活困窮、引きこもり、中途障がいの方の利用ニーズが増えてきた。
利用者の工賃	毎年、工賃向上計画に基づき工賃給与のアップを図っている。工賃給与が低いと利用率も下がり、工賃給与が高く、仕事が充実していることが当事業所の売りになっている
送迎支援	街中の事業所なので、自宅から徒歩、交通機関利用が15%、それ以外は送迎となっている
人材確保／ 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人材確保</li> </ul> NPO法人で認定農業者、就労継続支援B型事業で募集、農業をしたい若者が応募、千葉、大阪市より移住し就業中 <ul style="list-style-type: none"> <li>●人材育成</li> </ul> 就労支援、農業、販売の現業訓練にて育成、就労支援・福祉については日常的にはスタッフミーティングを週1回ケースカンファレンスを実施して農業を中心とした多様なニーズを持つ人たちの支援について指導をしていく。
利用者の確保／ 利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の確保</li> </ul> 当初は就労支援事業を軌道に乗せるため、利用者の確保にこだわらなかった。そのお蔭で月平均工賃を高くていく事業努力で利用者の確保はできている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用率の安定</li> </ul> 安定している。10年で契約を解除した方がA型への就職1名、病気、他事業所への移動等3名にとどまっている。但し、精神、発達等の障がいの方が欠勤率が高いので、多少多めに利用希望を受けている。
運営（事業継続のための取り組み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①スタッフが夢と希望の持てる職場づくり</li> <li>②見方、考え方を育てていく</li> <li>③就労事業、福祉支援事業の運営と経営力の向上</li> <li>④若いスタッフの管理職登用</li> <li>⑤女性が働きやすい職場環境づくり</li> <li>⑥就労B型事業を通じて地域創生、貢献することを事業目標とする。</li> </ul>
外部評価の取り組み	特にしていない

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・農業は地域のつながりがあってできるものであり、特段連携はしていないが、作物をつくり販売することでつながりと連携が達成されている。
- ・農園で働くことが地域に参加していることになり、地域の方から「よくやっている」と褒められることがある。



直売所のスタッフ

### ■ 周辺地域の課題

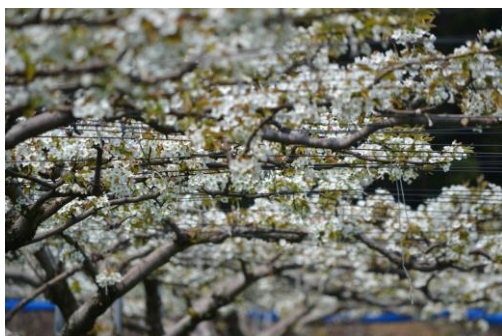
- ・高齢化でナシ園、野菜、スイカ等の担い手不足になっている。耕作放棄地が増え、地域特産の果樹や野菜生産が落ち込んでいる。就労支援では、従来は知的障がいの方の利用が多かったが、最近は発達障害、精神障害、引きこもり、生活困窮者の利用ニーズが高まっている。また、就労A型事業から移ってくる人も多くなっている状況になっている。

#### —伝えたいこと—

農業で地域を耕し育み、障がいがあっても「さりげなく あたりまえに はたらく」ことを実践していきたい。

#### 事業所情報

所在地	福井県あわら市二面 45-19-1
TEL/FAX	0776-77-2930 / 0776-77-2931
事業種別	就労継続支援B型
開所年	平成20(2008)年4月
定員数/利用者数	定員数20人 利用者数24人(平成30(2018)年9月1日現在)
利用者の障害(手帳別)	身体1人 療育19人 精神2人
利用者の障害支援区分	区分判定は受けていない
利用者の年齢	平均年齢44歳



4月…ナシの花が咲きます



9月…豊水ナシの収穫の時期

# Do やまびこ田村事業所

— 地元企業とタイアップし、強みを生かして高工賃を目指す —

香川県高松市 / 社会福祉法人やまびこ会

## ■ 事業所の特徴

香川県高松市の住宅街に所在する、就労継続支援 B 型と生活介護の多機能型事業所。運営主体の法人は、平成 10（1998）年に小規模作業所として設立された。現在利用者は特別支援学校を卒業後利用する方が多い。生産活動では、自社製品の販路拡大だけでなく企業とタイアップした仕事の展開や、外部の評価を受ける場を設けるなど、積極的に取り組んでいる。

## ■ 利用者の状況

障害種別は、就労 B 型は知的障害 6 人、身体障害 2 人で、高次脳機能障害の方も利用している。生活介護は重複障害、重症心身障害の方も利用している。養護学校の近くに立地している為、通勤など学校生活の延長での利用が可能であり、バスを使って通勤している利用者も多い。また、平均年齢は、就労 B が 25.5 歳、生活介護が 29.3 歳と全体的に若い。



事業所の外観

## ■ 活動内容

### ● 年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

12,623,202 円（生産活動での売り上げ）

### ● 利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

35,156 円

### ● 日中活動の内容

自社製品・企業請負商品の 2 パターン製造している。

#### 【菓子製造業】

下記商品の、製品企画・製造・パッケージングを、自施設内の製造工場で行う。

○揚げ菓子 うどんさくさく（自主製品・企業用商品） … うどん粉で作った、かりんとう風揚げ菓

かりんとう（自主製品・企業用商品） … 一般的なかりんとう

もちっころ（自主製品） … お餅を揚げて作ったお菓子

○アイスクリーム カップアイス（自主製品・企業用商品） もなかアイス（自主製品・企業用商品）

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

“地域で働き地域で暮らす”という理念の基、法人全体で仕事を中心とした活動を行っている。就労 B 型では香川の特産品をイメージした商品作りを行い、土産物をお求めのお客様をターゲットにした販路を開拓している。現在、香川県に關係する各サービスエリアや、空港、観光地のお土産物売り場、東京のアンテナショップなどで販売している。また、一般企業とタイアップし、商品提案・販路・パッケージ等は企業、提案に沿った商品製造は事業所が請け負い販売している。小ロットの対応やスポット商品の企画など、一般企業では参入しにくい部分へアプローチできるのが自分たちの強みであり、そこを活かして取り組んでいる。平均工賃は 35,156 円で、5 万円支給されている利用者もいる。

平成 21（2009）年に、「経営品質改善活動」を 1 年間実施し、生活・作業環境の整理整頓や作業部門ごとの原価計算を行なうなど改善を行なった。以後、年 1 回「経営品質改善活動事例発表会」を実施しており、外部講師を招いて評価を受ける取り組みを続けている。

生活介護は、下請け軽作業と洗車・クリーニングの下請けなどを行い、平均 9,190 円支給している。生産活動だけではなく、PT による専門的なりハビリ支援を行うなど、生活支援も重視している。

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

仕事を中心とした活動により、ある程度の工賃を得る事ができ所得補償に繋がっている。また、積極的に作業参加してもらう事で、仕事意識・技術の向上につながると共に、自信が付く事で問題行動やこだわりも少なくなるなど精神面への支援にも繋がっている。

○仕事…作業の細分化・機械化を行い、利用者のみで作業ができる環境を作っている。また、自社製品・企業請負商品の製造販売により常に仕事がある状況を作っている。

○生活…プライベートでの生活充実を目的に、年 1 回の日帰り旅行を行っている。家族と離れた生活を始めた時の選択肢の一つとして自分たちで旅行に行ける事を目指し、一般の日帰り旅行プランを中心に、利用者が選択・予約体験をする機会を作っている。



自主製品の製造作業の様子

### ■ 利用者の支援で工夫していること

○職員がいなくても仕事ができる環境を意識して、現場作りを行っている。

- ・「作業の簡素化・一律化」…工程を、ある程度一律の作り方でできるようにレシピを作成する。
- ・「作業工程の細分化」…障がいや経験値を問わず、作業の一角を担える環境を作る。
- ・「機械化」…商品の安定化、大量生産を行うには必須。また、利用者が仕事に参加しやすくなる。
- ・納品や、外部販売など、事業所外の人との関わりを大切にしている。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	年齢とともに、手の震えなどの身体機能的なものや、簡単な判断力などの認知機能の低下が見られはじめてきている。生活介護の利用という相談があるが、環境が変わる事で精神的な部分をきっかけに更なる認知機能の低下が起こる可能性が高い。ギリギリまで現在の仕事を続けられる方法を模索している。
障害の重度・多様化	昨年度初めて高次脳機能障がいのある方の受け入れを行った。施設の理念に則った形であれば、特に利用者の制限は考えていない。
利用者の工賃	工賃は、常に上げており、今後も上げる予定。作業能力に合わせた工賃評価により、個々のスキルアップや就労 A 型などへの移行に繋がると考えている。
送迎支援	送迎は行っている。 家族との連携・情報共有が必要と考えている。家族による送迎は、職員と家族のコミュニケーションの機会であり、積極的な送迎については考えていない。 ただ、利用者・家族がまだ若いという状況が大前提である。
人材確保／ 人材育成	人材確保…ハローワーク・人材紹介に関係する会社への登録・外国人技能実習制度での外国人労働者の採用準備を進めており、来年度登録準備を行う。 人材育成…動作訓練研修（年 1 回） 経営品質改善活動事例発表会の開催（年 1 回） 全正規職員・一部パート職員が外部での販売に出る事で、営業スキルを身につける。
利用者の確保／ 利用率の安定	・養護学校近くに位置しているため、学校からの実習生等の受け入れを積極的に行っている。また、見学等の受け入れも制限なく行っている。 ・年間での利用率は 90%以上を維持できている。家族との情報共有ができていて、仕事をするという理念を共有できており、病気など避ける事のできない事由以外の休みに対して、家庭と協力した動きが取りやすい事も理由の一つと考えている。また、重症心身障がいのような重度の障がいのある方も利用しているが、体のケアなどのアプローチも重視している事で、大きな怪我や病気になることなく長く利用してもらっている。
運営（事業継続のための取り組み）	常に新しい挑戦を行う事（新商品の開発・販売、現場の改善、新規事業など）
外部評価の取り組み	年に 1 回 経営品質改善活動事例発表会（現在、全 9 回）という研修会を開き 1 年間行った経営や、支援に関する活動について発表する。その際に事業所以外の外部の方（行政・企業・福祉・教育・保護者など）を招き評価を頂く。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- 年に1回の地域交流会イベントの開催  
近隣の住民の方や、取引先、関係者、県内事業所などの方に来所頂き、うどんの無料接待を行う他、イベントなども行う。
- ・企業とのタイアップによる関係  
企業と商品開発に向けた相談・交渉を行ったり、納品などで企業やサービスエリアなどの販売店へ赴くなど、地域と常に関係している。



生活介護での仕事の様子

## ■ 周辺地域の課題

- 公共交通機関の発達が不十分であると感じる。自力で通う為に、早朝から家を出る方もいる。  
事業所の選択肢の幅が狭くなる。
- 精神障がい者への理解が低い印象を受ける。（施設建設に反対運動が起こる様子が見られた）
- 障がい者が地域の中に普通に生活できるためには、まだまだ地域の理解が進んでいない印象がある。
- ヘルパー事業所、GH、SS など、居宅のサポート体制が非常に弱い。

### —伝えたいこと—

- ・どんな障がいのある方でも働ける
- ・障がいのある方が主体的に働く環境を作る（職員がやるのではない。）
- ・企業感覚を持つ事、地域との協力が絶対必要

当事業所は基本的に、普通のライフステージをベースに障がいのある人の生活を考えています。養護学校を卒業したら、働くのが普通。そして働いていられる今の生活を長く維持するためにどのようなサポートが必要か？ということで生活支援を考える。そのように日進月歩で進んでいる事業所です。

## 事業所情報

所在地	香川県高松市田村町 1010
TEL/FAX	087-868-6971 / 087-868-6972
事業種別	就労継続支援 B型 / 生活介護（多機能型）
開所年	平成 18（2006）年 4 月
定員数 / 利用者数	定員数 10 人 利用者数 9 人（平成 30（2018）年 9 月 1 日現在） ※生活介護 定員数 30 人 利用者数 25 人
利用者の障害（手帳別）	身体 2 人 療育 6 人 精神 1 人
利用者の障害支援区分	区分 2、区分 3、区分 4、区分なし：2 人。区分 5：1 人
利用者の年齢	平均年齢 25.5 歳 65 歳以上 0 人



# 就労継続支援 B 型 セルフ箸蔵

充実した日中活動を提供する

社会参加を目指す

一地域の課題を“ほっとかない”、高い工賃と社会参加を目指す

徳島県三好市／社会福祉法人池田博愛会

## ■事業所の特徴

徳島県三好市の山間地域に所在する、就労継続支援 B 型と就労移行支援、就労定着支援を行う多機能型事業所。定員は就労 B 型が 50 人、就労移行支援が 6 人で、利用者の大半は知的障害がある方たちである。事業所の方針として、働くことを中心として、働き喜びを感じてもらえることと収入の確保を大切にしており、多様な障害や高齢の方でも積極的に受け入れて仕事を保障している。生産活動は、割り箸生産や弁当、パンの自主製造販売など様々な仕事を行なっている。また、近隣の孤立しがちな高齢者を対象として、宅配サービスを行なう「ほっとかない事業」を実施しており、地域の課題に対して利用者が貢献をする機会をつくっている。

## ■利用者の状況

定員は、就労継続支援 B 型事業 50 人、就労移行支援事業 6 人。現在の利用者数は、就労継続支援 B 型事業 66 人、就労移行支援事業 6 人の 72 人。利用者の年齢層も幅広く、最年少は 18 歳、最年長は 73 歳で、平均年齢は 46 歳。男性比率が高く、契約者数の内 50 人が男性である。障害種別では、知的障害が 66 人と大半を占めている。障害支援区分では、区分 4 が 17 人、区分 3 が 15 人、区分 6 が 8 人と比較的障害が重い方も利用している。



事業所の外観

## ■活動内容

### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

94,582,985 円（生産活動での売り上げ）

### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

25,917 円

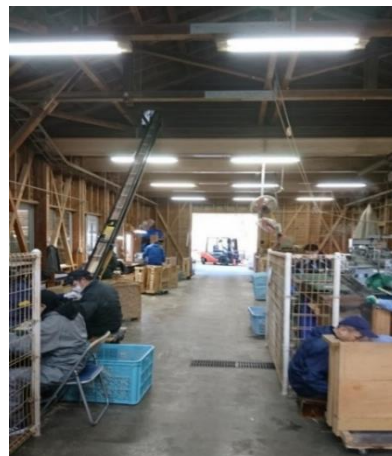
### ●日中活動の内容

割り箸製造販売 弁当製造販売 喫茶事業 製パン事業 ほっとかない事業  
グループホーム食材仕分け事業 リサイクルプラザ施設外作業

### ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

事業所が山間地域に所在していることから、仕事や就労先の確保の困難さに直面しているが、そのなかで仕事の確保に努めて、平均工賃 2 万円以上を保障している。割り箸事業では、事業所敷地内に木材の加工を行なう工場があり、事業所内で袋詰め等を行っている。一連の工程の中で多様な役割があるため、障害の程度に応じた作業を確保できている。弁当製造販売は、官公庁や企業を売り先としており、1 日 300 食～350 食販売している。また、利用者や家族に対して意見箱の設置や、顧客満足アンケート（年 2 回）を実施しており、把握した意見を反映して取り組んでいる。

地域とのかかわりでは、平成 25（2013）年より「ほっとかない事業」を始めている。移動手段がなく単身の高齢者が多いため、所在確認と必要な食品、生活用品の買い物支援を行っている。利用者の仕事としては、利用者がローテーションで高齢者宅に訪問し、頼まれた物を購入してもらい、その手数料を収入としている。現在訪問は 30 軒ほどで、利用者にとっても会話する訓練や、身なり、言葉遣いなどを覚える機会となっており、一般就労にもつながった方もいる。



割り箸の加工作業の様子



## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

・割り箸事業では、工程が多岐に渡り、各工程毎の難易度も様々あるので、障害の程度に応じた工程があり、どの利用者でもどこかの工程には取り組めるので、障害の程度等に合わせて取り組むことが出来る。ほっとかない事業では、高齢者の生活を支える一躍を担っている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

・利用者の希望やニーズを把握するための工夫、利用者の希望やニーズを実現するための工夫、利用者の知識及び能力向上のための工夫、など利用者からの相談や意見を把握する為の手順を、苦情対応マニュアルとして整備して、相談を受けた場合は利用者個々の特性に配慮し、相談しやすい環境を設定し、相談内容等については、支援記録に記載し、必要に応じて終礼で報告し対応している。意見箱につ

いても、契約時、朝のミーティング時等随時説明を実施し、顧客満足アンケートも年間で実施時期（9月と2月）を定めて実施している。把握した意見等については、改善点に関しては迅速に改善に繋げている。意見により福祉サービスの向上に繋げるため、必要に応じてサービス改善報告書、苦情受付書等で報告し福祉サービス相談委員会に上げて報告している。特に問題等がある事案については特別行動記録に記載し、保護者、職員に連絡報告をした後、改善策を検討し内容を保護者、職員に報告している。



事業所から見える風景

### ■課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	状況に応じて作業時間の短縮、作業内容の見直しを図り、個々の状況に応じて対応している。
障害の重度・多様化	利用されている方の中で、デイサービスでの機能訓練との併用を図りながら、機能維持を図りご本人様の状況に合わせてセルフ箸蔵を利用してもらっているケースもある。
利用者の工賃	平成 19（2007）年度に工賃倍増5ヶ年計画が始まり、セルフ箸蔵も同年より取り組んできているが、年々工賃水準を上げることが出来て昨年度の実績としては、25,917円
送迎支援	セルフ箸蔵より、三好市内及び東みよし町内の東方面と西方面と池田町内の3つのルートを設定し送迎を実施している。
人材確保／ 人材育成	各種研修への参加。国家資格及び割り箸、弁当等製造過程に必要な専門的な資格の取得。
利用者の確保／ 利用率の安定	生活支援センターや就業・生活支援センターと連携し、在宅者のニーズに添えている。支援学校の実習の受け入れも積極的に行い卒業後の進路として積極的に受け入れを行っている。
運営（事業継続のための取り組み）	平成 19（2007）年からの工賃倍増計画から現在の工賃向上計画に積極的に取り組み、現在まで実績を落とすことなく平均工賃を向上させている。
外部評価の取り組み	平成 31（2019）年1月30日～31日 第三者評価受信予定

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

・ほっとかない事業・・・過疎地域に住んでいる高齢者の暮らしを障害者が宅配サービスを通じて、生活支援や見守り、話し相手として地域を支えている。

### ■ 周辺地域の課題

・過疎地域で企業も少なく、それに伴って求人も少ない。交通の便も悪く、求人があったとしても、通勤が困難で就労に結びつかなかったケースもある。

#### —伝えたいこと—

利用者の方が働きやすい環境を整えて、割り箸は1膳1膳、弁当、パンは1食、1個を、心を込めて作っています。割り箸は全国の皆さんに、弁当、パンは地元の皆さんに毎日お届けし、利用者の方が充実した生活を送れるように日々応援しています。

#### 事業所情報

所在地	徳島県三好市池田町州津井関 1104-11
TEL/FAX	0883-72-2291 / 0883-72-0345
事業種別	就労継続支援B型/就労移行支援（多機能型）
開所年	平成13（2001）年1月1日
定員数/利用者数	定員数50人 利用者数66人 （平成30（2018）年9月1日現在）
利用者の障害（手帳別）	身体5人 療育66人 精神4人
利用者の障害支援区分	区分4：17人、区分3：15人、区分5：8人
利用者の年齢	平均年齢46歳 65歳以上9人

生活介護／就労継続支援 B 型

# たんぽぽの家 アートセンター-HANA

充実した日中活動を提供する

社会参加を目指す

—日本初の障害者アートセンター。一人ひとりの表現力を大切に—

奈良県奈良市／社会福祉法人わたぼうしの会

## ■事業所の特徴

奈良県奈良市に所在。アート、ワーク、ケア、コミュニケーションをコンセプトとした社会福祉法人わたぼうしの会が運営する、生活介護、就労継続支援 B 型の多機能型事業所。「たんぽぽの家アートセンター-HANA」は、日本初の障害のある人たちのアートセンターとして平成 16（2004）年にオープンした。法人の活動は、芸術、文化活動を通じて、障害のあるなしに関わらずさまざまな人たちと交流する市民運動として広がった。日本国内だけでなく、海外までも進出されてきた。昭和 48 年(1973 年)4 月、障害のある子の親が「奈良たんぽぽの会」を創設。市民が応援して広がり、障害のある人たちの自立の家づくり運動が共感を呼び、昭和 55（1980）年にたんぽぽの家、昭和 63（1988）年にわたぼうしの家、平成 10（1998）年にコットンハウス、平成 16（2004）年にアートセンター-HANA を相次いで建設。たんぽぽの会が誕生した翌年、資金集めの一環で「チャリティー絵画展・墨跡展」を行ったとき、奈良県下の若者たちでつくる「奈良フォーク村」のメンバーの一人がボランティアとして手伝い、詩を書くことの好きな障害のある子どもと音楽好きの若者をつなぎ、この偶然が「わたぼうしコンサート」の誕生となった。昭和 50（1975）年 4 月、奈良県文化会館大ホールで、初めての「わたぼうしコンサート」が開催された。



## ■利用者の状況

生活介護は、定員 30 人に対して利用者 58 人で、年齢層は 10 代から 60 代まで、幅広い層の利用がある。障害種別は、重度の身体障害、知的障害のある人が多く、発達障害や視覚障害、精神障害、また重複している人も多く、多様な障害特性がある。通所利用が週 1 回から安定的に毎日利用している人などさまざまで、他事業所と併用利用している人も数名いる。



## ■活動内容

●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）
9,140,000 円（生産活動での売り上げ）
●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）
12,570 円
●日中活動の内容
生産活動の内容
①アトリエ(原作品の販売、アートレンタル、著作権の販売)
②メンバー(利用者)の講演活動等
③施設の見学者の対応
④外部販売
●日中活動の内容
アトリエ、テキスタイル、陶芸、ショップ(商品の整理、販売)、パフォーマンスWS(ダンス、演劇、人形劇)、学びのWS(新聞WS、リラクゼーション、音楽、お菓子作り、ネイル、アレンジフラワー、カンフー)、見学者対応、展示会ツアー、リハビリ(P Tによる)、利用者向け勉強会、入浴、歯科診療

## ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

個々の表現活動としてのアート、音楽、舞台から生み出される作品を発表する機会を増やすとともに、障害者アートとして共感と理解の啓発に取り組んでいる。特に脳性まひで重複の障害の利用者にあっても、利用者個々の能力を引き出し、表現できるよう活動として展開される支援にとりくんでいる。

## —事業所より—

### ■わたしたちのセールスポイント

- ・表現活動を中心とした可能性の芸術活動（エイブルアート）を中心とした支援を行っている。作品を商品化して販売したり、発表する機会をもつなど開かれた活動を積極的に行っている。
- ・仕事以外で自己表現できたり、さまざまな人と交流できるプログラム（コミュニティカレッジプログラム）を毎日行っており、利用者が自由に選択することができる。



## ■ 利用者の支援で工夫していること

・利用者が実現したいことを汲み取るために年 3 回面談を実施し、必要時家族や他事業所などを含めたケース会議などを開催し、ニーズの抽出や実現できるよう支援を行っている。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	50 代、60 代が利用者全体の 2 割を占めている。
障害の重度・多様化	高齢化に伴って障害の重度化、内臓機能の低下がみられる方が増え、医療的ケアの需要も上がっている。具体的には経管栄養の注入、栄養補助食品の摂取、排便の管理などを必要とする方も年々増加しており、筋緊張が強くなる方も増えてきている。また、医療的ケア以外でも個別対応が必要な方も多くなりつつある。
送迎支援	現在、送迎が多い時で 6 コース必要になっている。上記に挙げたように個別の送迎対応が必要な方が 2 名、その他には遠方で片道 1 時間以上かかる方もいる。
人材確保／ 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性的に男性職員、パート職員ともに不足している。</li> <li>・研修など法人全体や就労支援施設独自で行うなど、ケアの技術の研鑽やコミュニケーションスキルを学ぶ機会などを定期的に設けている。</li> </ul>
利用者の確保／ 利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用登録者は増加している。</li> <li>・利用率に関しては、高齢化した重度の身体障害のある利用者が、入院などの体調面に大きな変化があった際に変動が大きい。</li> </ul>
運営（事業継続のための取り組み）	グループ組織である一般財団法人たんぼぼの家との連携により、外部のさまざまな機関との関係が生まれ、人材の交流とともに多様な情報がもたらされる。
外部評価の取り組み	第三者評価の導入はしていない。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

地域とのつながり

- ① バザーを年 2 回開催
- ② 地域のお祭や、イベントへの参加
- ③ 六条山カフェの土曜サロンの定期的な開催
- ④ たんぼぼの家子ども食堂の開催。

連携のための取り組み

- ① 地域の町内会への参加
- ② 生活の場である、ホームや有縁のすみかとの連携等
- ③ アート活動を通じて各展示会などの出店、アーティストトーク
- ④ 語りの講演、ダンス、演劇プログラムの実施。



## ■ 周辺地域の課題

・高齢化などの理由で、県営団地や空き地が増えている。一方、新築1戸建住宅も増え続け、京阪神のベッドタウン化するなど、地域の状況が二極化している。

### —伝えたいこと—

障害の有無に関わらず、さまざまな人たちが豊かに生きる社会の実現を目指し、国内外でネットワークを構築しています。

### 事業所情報

所在地	奈良県奈良市六条西 3-25-4
TEL/FAX	0742-43-7055 / 0742-49-5501
事業種別	生活介護/就労継続支援B型(多機能型)
開所年	平成19(2007)年4月 (現事業は平成24(2012)年4月から)
定員数/利用者数	定員数30人 利用者数58人 (平成30(2018)年9月1日現在)
利用者の障害(手帳別)	身体34人 療育45人 精神2人
利用者の障害支援区分	区分4、区分6:18人、区分5:17人
利用者の年齢	平均年齢41歳

写真: 衣笠 名津美





—“やりたいことを無理せずできる場所”。アートを通して地域とつながる—

## 岡山県都窪郡早島町／株式会社ぬか（nuca）

### ■事業所の特徴

岡山県都窪郡早島町に所在する、生活介護事業所。「ぬかつくるとこ」は、生活のケアを柱として、アートを活用した自分らしい生活をおくることのできる事業所で、支援にあたっては「やりたいことを無理せずできる場所」であることを大切にしている。利用者は年齢も特徴もさまざま、現在は 18 歳～65 歳までの幅広い年齢層の人たちが 1 日 20 名ほど通所しており、ダウン症や自閉スペクトラム症、統合失調症の方など多様な障害特性のある人が利用している。昔ながらの街並みにある一角で、蔵を改築して運営している。昼食は毎日一般の飲食を経験した調理師（シェフ）が献立を立て、洋食から和食まで様々な食材を利用して提供しており、一般の方にも予約制でランチを提供している。一般の方を自由に招き入れることで、障害の理解や個性的なアート作品に触れる機会を作り、地域とのつながりや社会参加を実現している。



### ■利用者の状況

定員は 20 人。現在 40 人以上の利用者が在籍している。平均年齢は 30 歳で、若い人から高齢者まで幅広く利用している。障害種別では、療育手帳所持者が 33 人で最も多いが、精神手帳所持者も 7 人おり、障害特性も多様である。障害支援区分は、区分 3、4、5 が 13 人、区分 6 が 10 人で、幅広い層の利用がみられている。



事業所は蔵を改築して利用（下は従たる事業所）

### ■活動内容

#### ●日中活動の内容

●創作活動（絵画、粘土、プラ板、刺繍など）、音楽活動（楽器演奏、歌、作詞、作曲）  
即興演劇、即興ダンス、ドライブ、散歩、買い物、カフェ巡り、休息

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

利用者支援において、通所されている利用者は様々な特徴ある利用者（発達障害、自閉症、車椅子利用の方、知的障害等）で、活動に参加する方、ゆっくり過ごしている方と一人ひとりが自由に活動している。日中の活動は、3カ所にわかれて絵画、踊り、音楽活動、課題作業等を行っていた。また、多様な障害特性のある人を支援するにあたり、隣接する道路を挟んだ一軒家を借用し、従たる事業所として活動をしている。支援員は、利用者へ寄り添う支援、遠目から見守る支援、一緒に活動する支援と様々だが、利用者のやりたいことを障害があるがゆえに手助けを行い、利用者が「ぬか」にきて、楽しめる1日を提供できるような支援を行っている。

室内はバリアフリーに改築されており、車いすの利用者も部屋からの移動はスムーズに出来ていた。利用者には自由に絵を描いてもらうことを基本としており、マジック書きや色付け等、スタッフが付かなくてもアートを完成させ、絵画展等にも出品している。制作品をブランドにしている人もおり、製作品を売ることについては個人が契約し、報酬も個人へ還元される。

事業所がある町は近隣に事業所が少なく、「ぬか」を利用したいが定員を超えている状況もあり、町外の事業所を利用されている方も多い。送迎支援に係る負担が増えてきていることが課題である。

制作品を地域で開催されるマルシェで販売することで、事業所をアピールすると共に、利用者のやる気や製品の付加価値を高めており、こだわって作っている食事を地域住民にも有償で提供することで、徐々に評判が上がることで、地域住民を事業所内に呼びこむことにつながっている。



## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

・表現活動（創作、音楽、ダンス、演劇）を中心に利用者の好きな活動を自由にしてもらっている。また利用者が必要であれば、何もしない事も活動の一つとして捉えている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

・障害特性上、必要な配慮と支援、環境整備を行い、そういった支援を行なった上で、利用者個々がやりたい活動をしていく。無理強いせずやりたくない事はしなくて良い事を前提としている。

・アート活動については、「教えない」ことを基本にしており。素材は様々なものを提供するが、表現においてはその人個人から生まれるものに極力職員の意図を入れない事を心がけている。



## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	1年前に介護保険に移行した利用者がいたが、重度の自閉傾向があったため、高齢者施設、ケアマネ、相談支援事業所等の連携を図り時間を掛けて、スムーズな移行が行うことができた。
障害の重度・多様化	精神障害の方の利用ニーズが増えている。情緒の変動により来たり来られなかったりするが、個人の心身の状況の把握し他機関（医療機関を含めた）との連携が必要不可欠である。個人の日中の過ごし方も、短時間利用の保証をすることで長期利用ができてきている方もいる。
送迎支援	8割9割の人が送迎を希望されている。車の台数を考えるとギリギリでまわしているのが現状。スタッフの送迎による負担、ガソリン代、車は消耗品なのでリース対応をしているが経費がかなりかかってしまうのが課題。
人材確保／ 人材育成	社内研修を不定期に実施。できるだけ、広い視点で物事が見られるように期待を込めた研修内容にしている。
利用者の確保／ 利用率の安定	活動内容の充実、スタッフが楽しんで働くことで現場の雰囲気が変わり、利用者が来たいと思ってくれる場所になっていく。それが利用者の確保に繋がる。
運営（事業継続のための取り組み）	スタッフのモチベーションを保つために、外部の人との関わりが重要になってくると考える。ランチを通じて地域の方に来てもらうのも利用者との関わりだけではなくスタッフとの関わりも大事と考えての事で、施設病にならないために一般の方に見てもらう事も大事だと考える。
外部評価の取り組み	特になし

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・地域の祭りに参加、近所の幼稚園と交流、早島地区の中学校との ESD 活動の一環としての交流、民生委員の協力のもと事業所内の行事を実施。
- ・周年記念として地域に解放した独自のイベントを開催など行っている。

## ■ 周辺地域の課題

- ・若い世代の移住も増えているが、高齢化も進んでいる。
- ・町内のハード（福祉事業所）は少なく、町内の障害者は町外の事業所に通われている方が多い。



—伝えたいこと—

多様な個性ある人たちが来られるなかで、事業所も多様性と個性を求められる時代が来たと感じています。

「何ができるか」ではなく、「何がしたいか」を大事にしていきたいと思っています。

事業所情報

所在地	岡山県都窪郡早島町早島 1465-1
TEL/FAX	086-482-0002 / 086-482-0002
事業種別	生活介護
開所年	平成 25 (2013) 年 12 月
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 48 人 (平成 30 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 8 人 療育 33 人 精神 7 人
利用者の障害支援区分	区分 3、区分 4、区分 5 : 13 人、区分 6 : 10 人
利用者の年齢	平均年齢 30 歳



地域住民にも提供しているランチ

# 福祉創造スクウェア・すぷら

—多様な障害がある利用者の多様なニーズに応える支援—

## 神奈川県大和市 / 社会福祉法人県央福祉会

### ■ 事業所の特徴

神奈川県大和市に所在。運営主体の法人は、神奈川県内 11 市に 110 を超える事業所を運営する大きな社会福祉法人。そのなかで、福祉創造スクウェア・すぷらは平成 28（2016）年に開所したばかりの新しい事業所で、就労継続支援 B 型、生活介護の多機能型事業所である。事業所は明るく開放的な建物で、日差しがステンドグラスに反射して心地よい印象が感じられ、また様々な活動に取り組めるよう利用者や支援者の動線を考えての可動式の壁や見通しの良い窓の配置、利用者が穏やかに安心して過ごせるようテラスや中庭や構造化した環境も整備してある。地域住民にも開放しており、地域とのつながりを大切にしている。



事業所の外観

### ■ 利用者の状況

肢体不自由の利用者、知的障害、精神障害に、重症心身障害や、重度の自閉症の方など、幅広い障害特性の人たちが利用している。

### ■ 活動内容

#### ● 年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

5,000,564 円（生産活動での売り上げ）

#### ● 利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

4,539 円

#### ● 日中活動の内容

##### ● 生産活動の内容

- ① パソコンを使ったホームページの製作
- ② パソコンのキッティング（初期設定）
- ③ Microsoft word および Excel の学習
- ④ ステンドグラスの製作および販売、体験教室の実施
- ⑤ さき織りなどの軽作業
- ⑥ 施設内の清掃や給食の準備、後片付け

従たる事業所の「ダン・デ・リオン」は小田急江の島線桜ヶ丘駅近くにあるレストランで、30 年近い歴史がある。店舗は 30 席ほどあり注文を取るホールの仕事や、厨房内の仕事も行っている。

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

利用者にとって魅力ある事業所にするために、パソコン作業の充実、スタンドグラス、軽作業の充実、アクティビティやトランスフィットネスを開催している。利用者の確保と仕事の受注という目的で IT 企業と連携して仕事をするプロジェクトを立ち上げたり、ホームページ制作とアクセシビリティの検査については講師を招いて研修している。専門家を導入してのスタンドグラス、アクティビティ、トランスフィットネスを開催することで利用者の満足感を充足させるだけでなく、職員のスキルアップにもつながっている。

また、重度の自閉症の利用者支援のため、活動場所やトイレや食堂等構造化を行い体験の幅が広がるようにしている。近隣の病院と連携して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を派遣してもらい、支援へのアドバイスをもらうことで日頃の支援に活かしている。

地域とのつながりは、畑の跡地に事業所を建設した経緯もあり、地域の方々にとっては事業所があることで街灯がつき地域の安心・安全につながるととても好意的に受け入れてもらっている。事業所のイベントにも自治会あげて運営に協力してもらっている。また、事業所で民生児童委員主催の介護予防の体操教室やスタンドグラス体験教室を開催し、場所だけでなく講師のマンパワーの提供を行っている。



スタンドグラスの制作風景と作品



## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・パソコンを使う作業がとても需要が多く、Microsoft word、Excel の学習、ホームページを製作、フォトショップや illustrator などのソフトを使用してイラストを描くなど、大変人気がある。
- ・スタンドグラスの作成は、毎週月曜日に体験学習をしており、地域の方などが直接スタンドグラスを体験していただいている。
- ・近隣の病院と連携して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の方を派遣してもらっており、今までできなかったことが出来る様にアドバイスをもらっている。
- ・毎週木曜日には、アクティビティの実施、金曜日は、トランスフィットネスを実施して汗をかいている。
- ・従たる事業所のダン・デ・リオンでは、地域の方が来やすく入れるようなレストランになっており、多くのお客様がご利用されている。

## ■ 利用者の支援で工夫していること

利用者の確保と仕事の受注と言う目的で神奈川県海老名市の IT 企業と連携して仕事をするプロジェクトを立ち上げた。既に会社訪問を 3 日に分けて実施して、会社の様子を利用者が見て体験してもらっている。まずは、ホームページの制作とアクセシビリティの検査について会社より講師を招いて研修をする予定である。

スタンドグラスのチームは、スタンドの先生が毎週月曜日に来て下さり、地域の方などに教室を開いていただき、地域の方との交流やスタンドグラスの良さを知っていただくように努めている。

また、重度の自閉症の方に合わせて自立課題を設定している。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	施設ができて間もないこともあり、特別支援学校からの卒業生が圧倒的に多くいる。高齢の方もいるので今後の事を一緒に考えていく予定。社会福祉法人県央福祉会後援会には、成年後見「かけはし」があり、親亡き後の財産管理などを行う事が出来る様な仕組みが揃っている。短期入所も併設しているので、家族に突然不慮の事故が起きても対応できる体制がある。
障害の重度・多様化	肢体不自由の方、知的障害の方、重度の自閉症の方、アスペルガーや ADHD の方など様々な障害種別の方が利用されているので、作業室の配置や食事の時間帯、支援方法など障害種別に合わせて支援している。
利用者の工賃	時給 30 円からスタートして、生活介護の方にもお支払している。賃金算定規定により工賃の支払いをしており、スタンドグラスなどの作業については加給として売り上げの作業割合に応じて工賃を支払う仕組みもある。
送迎支援	送迎の需要は高く、車いすの方が多いことや、重度の障害をお持ちの方が多いことから、送迎は希望者に対して行うようにしている。5 台のリフト車と 2 台の介助車両があり、大和市内はもとより海老名市、座間市、横浜市泉区、瀬谷区、戸塚区に送迎している。
人材確保／ 人材育成	法人の研修委員会より、人材育成のための研修を実施している。
利用者の確保／ 利用率の安定	魅力ある事業所にするために、パソコン作業の充実、スタンドグラス、軽作業の充実、アクティビティの開催、トランスフィットネスの開催により体を動かすようなプログラムを実施して、利用者の確保に努めている。
運営（事業継続のための取り組み）	健全な施設運営が出来る様に、財務状況を確認し必要な情報分析を行い、5 年後、10 年後を見据えた経営戦略を立てている。
外部評価の取り組み	平成 29（2017）年度第三者評価を実施済み。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

・民生委員児童委員の方は自治会の方と催し物を一緒に開催している。民生員児童員主催の介護予防体操は、毎年恒例事業になっている。また、老人クラブでは、毎年 50 人以上の方が当事業所を使って催し物を行っている。

・スタンドグラスの体験教室を開催しており、地域の方やスタンドグラスに興味のある方が利用されている。



### ■ 周辺地域の課題

・自治会、民生委員児童員の方が施設によく来て下さり、非常に関係は良好。



#### —伝えたいこと—

「すぷら」という名前は「sprout:芽吹き」からつけました。ここは、心地よい刺激を与える、さまざまな体験ができる場所を目指しています。そこで生まれる小さな芽吹きを、多くの人々と喜び合いたいと思っています。

#### 事業所情報

所在地	神奈川県大和市上和田 1083-1
TEL/FAX	046-204-6470 / 046-204-6104
事業種別	就労継続支援 B 型 / 生活介護 (多機能型)
開所年	平成 28 (2016) 年 5 月
定員数 / 利用者数	定員数 30 人 利用者数 37 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 22 人 療育 51 人 精神 5 人 (事業所全体)
利用者の障害支援区分	区分なし : 14 人、区分 3 : 9 人、区分 4 : 8 人
利用者の年齢	平均年齢 31 歳 65 歳以上 2 人



# カラコネオフィス

一下町の銭湯のなかにある事業所。人とまちをつなげる取り組み一

東京都墨田区／NPO 法人カラフル・コネクターズ

### ■事業所の特徴

東京都墨田区の「御谷湯（みこくゆ）」という銭湯のあるビルのなかにある、就労継続支援 B 型事業所。御谷湯は昭和 22（1947）年に創業した墨田区の老舗の銭湯で、『人と環境に優しい福祉型銭湯』をコンセプトに、平成 27（2015）年に 5 階建てのビルにリニューアルされた。このタイミングで、御谷湯とタイアップし、建物のなかに就労継続支援 B 型事業所として設立された。現在 20 名ほどの利用者がおり、主に銭湯の清掃作業を行っている。精神障害の方が多いが、地域で通える場所がなかったり引きこもりの状況にあった人なども積極的に受け入れている。

### ■利用者の状況

精神障害、発達障害、知的障害、高次脳機能障害の方が在籍。年齢は特別支援学校卒業後すぐの方から 50 代の方まで幅広い。ハローワークからの紹介で、一般就労を目指して利用する方が多いのが特徴。



利用者の仕事場である浴場

### ■活動内容

#### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

4,193,974 円

#### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

13,731 円

#### ●日中活動の内容

##### ●生産活動の内容

作業としては 3 か所の銭湯や町内会館と委託契約を結び、清掃作業を施設外就労として行っている。また、地元の化粧品会社とも契約をし、繁忙期のライン作業に従事している。内職作業はホテルで使用したワイン、シャンパンのコルクの洗浄をしている（きれいになったコルクはアートグッズに生まれ変わる）。また、お寺で行う財布供養で使うお札折りなどもしている。

仕事以外の活動として、ダンスレッスン、アート講座、清掃講座、気功、就労セミナーなどプロの講師による『学びの講座』のほか、地元神社の例大祭に参加したりストリートジャズフェスティバルに実行委員として参加し、カラコネを会場としても提供をし、みんなでジャズを楽しんでいる。また、毎月何らかの半日レクを企画しているほか、年に一回、一泊旅行を実施している。

### ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

清掃をしている御谷湯とは平成 18（2006）年から交流があり、当時は通いで清掃のみしていたが、御谷湯のリニューアルに合わせて平成 27（2015）年に同じビルに入居し、一体的な運営をしている。就労支援にも力を入れており、積極的に一般就労につなげる取り組みを行っている。反面、体調や気力が不安定で、毎日通えない方、半日しか作業できないような方も受け入れ、『居場所（通える場所）がある安心感』の提供も大切にしている。

障害者が社会に支えられるばかりの存在である、という意識を変えたい、という思いから地域社会を支えるフードバンクやこども食堂の運営に利用者の方たちと一緒にボランティアとして協力している。



仕事の様子（浴室清掃、ポリッシャー）

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

・全国的にもめずらしい銭湯の中にある福祉施設。主な作業は銭湯の清掃、水はり、湯沸かしなどの銭湯の裏方作業と、コルク洗いやお寺のお札づくりなど、少しかわった内職作業がある。その他、地域貢献の一環としてフードバンクのボランティア活動にも力を入れている。作業以外では就労 B 型事業所ではあるものの、ジョブコーチによる就労支援にも力を入れていて、毎年、数名の方が一般企業に就職している。



コルクの仕分けの仕事

### ■ 利用者の支援で工夫していること

地元の銭湯や企業との信頼関係を築けるよう、ビジネスマナーに気をつけながらも飲み会なども企画し、親しい関係を続けるようにしている。また、障害者の特性などを理解してもらうために勉強会などを開いている。

個別支援では、定期的に利用者と職員の面談の時間を設け、ニーズの掘り起こしをしている。就労相談のほか、生活相談にも応じ、問題解決のためにカラコネ自ら支援に動いたり、ケースによってはフォーマル、インフォーマルの外部支援を利用したりしている。



浴場からはスカイツリーも見える

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	高齢化の問題はカラコネに関してはまだ大きな課題ではないが、50 代の利用者もいることから足腰に負担の少ない作業方法を常に考えるようにしている。
障害の重度・多様化	もともとは精神障害（主に統合失調症や気分障害）の方のサポートを想定していたが、実際には精神障害のほか、発達障害、知的障害、高次脳機能障害など、様々な障害の方の利用が続いていて、障害特性や支援方法について常に悩み、学んでいる。
利用者の工賃	開設 4 年目の平成 30（2018）年度は当面の目標だった平均工賃 2 万円を何とか達成できた。最終的には 3 万円を目指して作業の効率化と同時に職場開拓を進めていきたいと考えている。（しかし、精神障害の方が多い施設では週に 1 回や 2 回の利用という利用者もいて、現在の平均工賃の計算の仕方には問題があると考えている）
送迎支援	実施していない。
人材確保／ 人材育成	カラコネに実習に来る精神保健福祉士の実習生の中から優秀と思われる学生に声をかけ、採用している。
利用者の確保／ 利用率の安定	ハローワークや各区就労支援センター、地域活動支援センター、保健センターなど、日ごろから関りのある場所に定期的に訪問、パンフレットやニュースレターを配布し、担当者との顔の見える関係を絶やさないように努力している。矯正施設退所者など他の施設ではなかなか受け入れてもらえなかった方も本人の就労意識などを確認の上、受け入れるようにしている。利用率の安定のためには毎月のローテンション表を事前に配り、作業現場の一員として作業に入る責任があり、必要とされていることを意識できるように工夫している。
運営（事業継続のための取り組み）	現状に満足することなく、常に新しい作業のやり方、作業開拓、利用者確保のためのネットワークづくり、一般就労のための職域開拓を考えている。
外部評価の取り組み	3 年に一回、運営と経営に関して第三者評価を受けている。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・神社の例大祭に協力したり、区内全域で行われるジャズフェスティバルに職員が実行委員として協力し、カラコネを会場として提供、当日は利用者と職員がボランティアスタッフとして働いている。日本最大のフードバンクのセカンドハーベスト・ジャパンに協力し、ボランティア活動をしている。
- ・地元で 70 年以上続く銭湯で働き、お客様と接し「いつもありがとう」などと声をかけていただくことで、地域のために仕事をしている



地域のお祭りに参加

のだ、という意識が芽生えている様子である。また、地元のお祭りやイベントなどにボランティアとして参加してもらうことで地域との連携を実感できるように工夫している。

### ■ 周辺地域の課題

・墨田区はいわゆるゼロメートル地帯に位置し、今後発生が懸念されている東京直下型地震やスーパー台風による被害が他地域よりも甚大になる可能性がある。利用者や地域の人々の防災意識向上のため、防災専門の NPO と組んで活動をする予定である。



町内清掃のボランティア活動

### — 伝えたいこと —

高齢化や少子化による地域ごとの課題は、就労 B 型事業所にとってはそれぞれが社会的なニーズととらえることができる。カラコネオフィスにとっては、そのニーズが経営者の高齢化と後継者がいないことにより減少を続ける銭湯であった。農業や林業、地方の地場産業などの中にも就労 B 型に関わることもできるものが多いと感じている。就労 B 型事業者には発想を転換し、社会のためにもなり、障害者の働く場の開拓にもつながる新しい試みにトライしてもらいたいと思う。

### 事業所情報

所在地	東京都墨田区石原 3-30-10 御谷湯ビル 201
TEL/FAX	03-6284-1787 / 03-6284-1788
事業種別	就労継続支援 B 型
開所年	平成 27 (2015) 年 6 月
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 20 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 0 人 療育 7 人 精神 13 人
利用者の障害支援区分	区分なし : 15 人、区分 2 : 2 人
利用者の年齢	平均年齢 42 歳



今日もお客様をお待ちしています

## 就労継続支援 B 型

充実した日中活動を提供する

# ほっとステーションぽてと Job ステーションぽてと

社会参加を目指す

—カフェと宅配で地域に貢献。地域で暮らすこと、働くことを支える—

兵庫県神戸市 / NPO 法人ひやしんす

### ■事業所の特徴

神戸市北区に所在する、山あいにある就労継続支援 B 型事業所。神戸電鉄大池駅の目の前に、スイーツや軽食を提供する「Café ぽてと」を運営している。運営主体の「NPO 法人ひやしんす」は、平成 17（2005）年に精神科病院の作業療法士と外来作業療法の患者と一緒に、精神障害の人たちが集い働ける場所を地域の中に作り、小規模作業所として始まった。周辺地域はかつてのニュータウンで、現在は住民の多くが高齢者世帯となっている。Café ぽてとの客層は地域の高齢者が多く、外出が困難な高齢者も増えていたことから、平成 19（2007）年から宅配弁当サービスを開始し、見守りの支援にもなっている。

「ほっとステーションぽてと・Job ステーションぽてと」は、働くことや人とのかかわりを通して、一人ひとりの自分らしさを見つける場所としての事業所であり、年齢や性別、障害の有無、文化の違いに関わらず、誰もが安心して生き生きと暮らしていけることが当たり前の地域社会、町づくりに貢献できるように活動している。



「Café ぽてと」の外観（大池駅すぐ）

### ■利用者の状況

利用者は 75 名で、精神障害者の方が多い。年齢層は、18 歳から 65 歳以上まで幅広く利用している。

### ■活動内容

#### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

23,253,876 円

#### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

13,852 円

#### ●日中活動の内容

#### ●生産活動の内容

喫茶店、スイーツの製造・販売、お弁当の製造と配達、高齢者・障害者へのサービス及び見守り、講演、ピアサポート、園芸、清掃など

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

精神病院での長期入院を余儀なくされている人たちが、地域で暮らすための支援の場と、日中活動を提供しており、精神病院からの地域移行に貢献している。入院生活や自宅でひきこもりがちな生活が長い方の場合、事業所に来るといふ事がとても高いステップなので様々な活動を通して、時間をかけてまずは居場所となるように働きかけている。そして、お弁当の配達や喫茶の仕事を通して人と交わることで自分らしさを発見できるという事を大切にしている。

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

・近隣の高齢者へ、手作りのお弁当を宅配し、簡単な買い物などのサービスや安否確認を行う「宅配サービス」など、地域とのつながりや地域への貢献などを法人として取り組んでいる。

・当法人は、精神障害者や作業療法士の任意グループに端を発し、法人化後も同様のメンバーで活動。理事長、法人役員には身体障害者、精神障害者の当事者が多く、法人運営や今次事業の企画等にも参画している。

・昨年、近くの県立精神医療センター内に、「Café はあと」がオープンし、入院患者様や家族の方が気軽に相談に訪れる事ができる場を作りピアサポーターも活躍している。また、専門学校の授業や実習も利用者様の仕事として受けており、リハビリテーションに携わる専門職の教育にも貢献している。

・スイーツの製造販売においては、プロのパティシエから指導を受けて、プリンやフィナンシェなどを製造しており、各所のイベントへ出店する機会も多い。

喫茶店での接客や調理、園芸での野菜や花づくり・販売など、仕事のやりがいや地域とのつながりなどを生み出す機会を創っている。

・仕事以外でも、スポーツやカラオケ、絵画教室などのクラブへ参加することもでき、利用者の活動・生活の幅を広げている。



### ■ 利用者の支援で工夫していること

・利用者自身の強みを引出し、自信をつけ、自分らしさを見つけられるようにすること。そのために、仕事に利用者当てはめるのではなく、あくまでも利用者の『ニーズ』に合わせて仕事を作り出していくことが大切だと考えること。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	30 歳台の登録が一番多く、若い 20 代の社会経験がない人も多い。高齢化への意識はないが、65 歳になり、介護保険に移行していく事がメリットになる方もあれば、デメリットになる方もいるので難しい。
障害の重度・多様化	障害が明確でない人、理解されない人が多い。 また、重複している人も多い
利用者の工賃	時給 320 円だが、居場所としての機能もあるため月額では 13,000 円前後
送迎支援	現在行なっていない。
人材確保／ 人材育成	専門学校の実習生を多く受け入れている。職員には現役を引退した地元の方も受け入れている。 ミーティングや、研修会などの機会を多く設けている。
利用者の確保／ 利用率の安定	見学者が多く、多方面から相談を受けている。
運営（事業継続のための取り組み）	ひきこもりがちな人や、家族まるごとの支援が必要な方もおられるので、支援力が問われる。
外部評価の取り組み	新聞、雑誌、広報誌などへの掲載や、取材を受けている。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・精神科病院の退院促進支援事業、相談支援事業をしており、多くの障害のある方や家族からの相談をうけ、また支援会議等に参加することが多い。
- ・地域の高齢者に対して宅配弁当のサービスを行っており、ケアマネジャーさん達から直接紹介されることが多い等、介護保険サービスにも利用されている。
- ・13 年前に地元の自治会と始めた、「さくらまつり」「夏祭り」「文化祭」など、現在も続いている。また、町の中心にある Café ぼてとは連日、地元のお客様の憩いの場、交流の場になっている。

## ■ 周辺地域の課題

- ・エリアが狭いことと、神戸(中心部)と距離は短い、交通費が高い。
- ・かつてのニュータウンだが、現在住民の多くは高齢者世帯で、坂や道幅も狭いところが多いこともあり、外出が困難で孤立しがちな人が多い。
- ・飲食店が少ない



—伝えたいこと—

私たちの法人の理念はどんな人にも役割があり、その役割を見つけて行えること、そうして誰もが地域で安心していきいきと過ごすことができる社会を実現していく事です。地域にはそれぞれ様々な問題を抱えています。地域のニーズに常にアンテナをはり、どうすれば貢献する事ができるか、どんな役割を求められているか考え、1人1人の役割と結びつけて、一丸となってニーズの達成を目指してきました。

誰もが安心していきいきと過ごすことができる社会の実現という理念をブレずに活動してきたことで精神障害のある方々の施設が町の中心にありながらも地域の人々に受け入れられ、13年続けてこれたのだと思います。

事業所情報

所在地	兵庫県神戸市北区山田町上谷上字古々山 29-221
TEL/FAX	078-581-3796 / 078-581-3796
事業種別	就労継続支援B型
開所年	平成17(2005)年にNPO法人として認可
定員数/利用者数	定員数40人 利用者数75人 (平成30(2018)年9月1日現在)
利用者の障害(手帳別)	身体6人 療育23人 精神46人
利用者の障害支援区分	区分なし:31人、区分2:23人、区分3:15人、 区分4:5人、区分5、区分6:1人
利用者の年齢	平均年齢41歳 65歳以上4人



# ライフサポート ラヴィ

—“施設や支援者がなくても安心して暮らせるように”地域と共生する—

山梨県南アルプス市／社会福祉法人蒼溪会

## ■事業所の特徴

山梨県南アルプス市に所在。運営主体である法人は、精神科病院から退院した後地域で生活していくための日中通える場所として、昭和 52（1977）年に、院外作業として地域の県立病院の入院患者の受け入れを開始し、以後は主に精神障害の方が地域で安心して生活ができる拠点を作ること为目标として、事業を展開している。ライフサポート「ラヴィ」は平成 30（2018）年 4 月に開所したばかりの新しい生活介護事業所であり、介護保険法に基づく「通所介護」事業をあわせて実施する「共生型サービス」の事業所である。

## ■利用者の状況

定員は 20 名で、現在契約者 16 名。障害種別では精神障害が大半で、平均支援区分は 2.4。平均年齢は 62 歳で高齢の利用者が多い。



事業所の外観

## ■活動内容

### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

平成 30（2018）年度スタートのため無し

### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

平成 30（2018）年度スタートのため無し

### ●日中活動の内容

午前：体を使った活動

・近隣のウォーキング（施設内には意図的に自動販売機を設置しなかった。近隣の自動販売機まで歩いて購入という目的を作ることによって参加を促している。）

・敷地内の散歩、キャッチボール（心臓に持病があったり、1.5Km ほどの距離が歩けない方が参加している。）

午後：心と頭を使った活動

・テーブルゲーム（トランプ、花札、オセロ、将棋、麻雀） \* 利用者同士の場合もあるが、調整のために支援員が加わったほうが参加がしやすい。

- ・脳トレ、塗り絵、読書（対人のゲームなどが苦手な方や一人でいたい時に取り組んでいることが多い。）
- ・YouTube トーク、カラオケ（支援員にリクエストをして過去の懐メロなどの動画をテレビで聴いている。） カラオケもだが順番やリクエストの調整は支援員が行っている。

### ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

総合支援法の生活介護と介護保険法の通所介護として共生型通所介護のサービスを提供しており、高齢の利用者の QOL を高めていくことを目的としている。利用者は精神障害の方が中心で、平均年齢が 62 歳ということもあり、日中のプログラムは細かい設定はしておらず、「体を使った活動」と「心と頭を使った活動」という枠組みを半日ずつと、ゆったりと過ごせる雰囲気づくりを心掛けている。事業所内に浴室が 2 室あり、日中利用ができる。グループホーム入居者であってもなかなか自分から入浴が十分にできていない利用者のニーズにも応え、毎日希望者が利用している。昼食は自家調理で提供しており、利用者からのリクエストにも応えて献立を組んでいる。利用者一人ひとりのニーズを大切に、安心して過ごせるための細やかな支援が提供されていた。

近隣の精神科病院のデイケア縮小から移行してくる利用者の受け入れも多く、利用者の背景に応じた支援を細やかに提供している。周辺地域の高齢化は進んでおり、法人全体で地域の課題を考えてアプローチしたいと考えている。事業所のある地区では、南アルプス市社会福祉協議会のバックアップを受けて「支え合い協議会」が平成 30（2018）年 9 月に発足。今後具体化していく予定で事業所としての参画・協力も検討している。

“施設や支援者がなくても安心して暮らせるように支援すること”という法人の理念から、利用者が地域の中で生活ができるための環境作りを積極的に取り組んでいる。



清潔感がありゆったりと過ごせるスペース

## —事業所より—

### ■わたしたちのセールスポイント

- ・浴室を 2 室設置している。グループホームや単身生活の方からは「家での入浴はしなければとは思いますが、ユニットバスで狭かったり、掃除が大変だから入らない。施設の風呂ならきれいだし掃除もしなくていいから入浴する」という意見が多く、毎日 3 ～ 8 人の利用されている。
- ・昼食は自家調理で週 5 日の提供をしている。食事が偏りがちな利用者からも「食事が手作りでおいしい」との声が多く、偏食傾向の利用者が完食するようになった方もいる。

## ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・日中活動の午前は「体を使った活動」、午後は「心と頭を使った活動」という大枠は決めているが、細かいメニュー設定はせず利用者に合わせて行うこととしている。
- ・利用者の希望に沿ってそれぞれが過ごせる環境づくりを大切にしている。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	最高齢が「71 歳」、最年少が「49 歳（障害支援区分 3）」である。従来の高齢者施設と比較すると年齢層が若いと方だと思われる。現状では歩行や嚥下に顕著な障害は見られないが、今後は十分に予想される。
障害の重度・多様化	主に精神障害福祉手帳を交付され、統合失調症、双極性障害の方が多い。来年（令和元年）度は近隣の特別支援学校より、18 歳の知的障害（ダウン症）の新規利用が予定されている。現在は児童支援まで含んだ共生型サービスは検討していないが、18 歳の新規利用者と現状の平均 62 歳の利用者とは混在することとなり、幅広い柔軟な日中活動が求められると予想される。「共生」に必要な不可欠なのは「相互理解」と考える。相互理解は支援者だけでなく、利用者同士にも必要であり、既存の利用者に知的障害、ダウン症の特性などを伝え理解を求める支援も必要と考える。
送迎支援	地域特性上、自家用車での移動が主であり公共交通機関は乏しい。利用者で自家用車を使って通所しているのは 2 名。過去に運転免許を取得している利用者もいるが、服薬による副作用のために運転を禁止されていたり、収入が障害年金 2 級のみで維持費を賄えないことも背景にあると思われる。送迎支援は通所のために必須だが、近年の燃料費の高騰や車両維持費による支出が増えている。
人材確保／ 人材育成	新卒職員の採用は、養成校も少ない理由から非常に確保が厳しい。魅力ある法人経営を考え確保につなげていきたいと考えている。／法人内での事例検討会や研修、また県内外の他施設を視察し、法人外研修に参加し、職員の育成を行っている。
利用者の確保／ 利用率の安定	近隣にある山梨県立北病院（精神科）で長年デイケアサービスを提供してきたが、サービス改編のためにデイケアを刷新・縮小をしている。これを受けて、デイケアから当施設への利用移行が多くなっている。
運営（事業継続のための取り組み）	相談支援、就労支援、居住支援など法人内外の事業所とのつながりを通し、障害者のニーズに応えられるように運営している。
外部評価の取り組み	取り組まれていない。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

施設のある源地区では、南アルプス市社会福祉協議会がバックアップとなり「支えあい協議体」が平成 30（2018）年 9 月に発足した。発足準備のために平成 29（2017）年頃より活動が始まっていたが、当施設が平成 30（2018）年 4 月に開所してから準備会の段階より話し合いに参加するようにしている。地域住民が主体となる活動とするために、まだ具体的な取り組みは始まっていないが地域の福祉施設としてニーズの発見と共有をするなかでできることを検討していく予定。



浴室は 2 室ある

### ■ 周辺地域の課題

・支えあい協議体の話し合いによると、施設近くの地域（組の範囲）では旧芦安村から移住してきた住民が多いとのこと。他地域のように高齢化は進んでいるが、例えばゴミ出しができない、買物ができないといった高齢化による課題はまだ出てきてはいないとのこと。世帯としては高齢化しても夫婦同居、または夫婦の子が近隣に住んでいて援助があるという状況が多い様子。

#### —伝えたいこと—

法人の設立経緯から、高齢精神障害者の地域生活支援を念頭に共生型サービス事業所をスタート。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築も目指し、精神障害者の支援を切り口に、高齢者や児童を含めて包括ケアに寄与していきたいと考える。また障害者支援施設ではあるが、地域に貢献し、地域活動の拠点になれるような事業経営に取り組んでいくことを目的にしています。

#### 事業所情報

所在地	山梨県南アルプス市有野 28271-1
TEL/FAX	055-267-8381 / 055-267-8380
事業種別	生活介護
開所年	平成 30（2018）年 4 月 1 日
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 16 人 (平成 30（2018）年 9 月 1 日現在)
利用者の障害（手帳別）	身体 0 人 療育 1 人 精神 18 人
利用者の障害支援区分	区分 2：16 人、区分 3：3 人、区分 4：1 人
利用者の年齢	平均年齢 62 歳

## 生活介護／就労継続支援 B 型

# ふみだす

多様な人たちを支える

社会参加を目指す

—誇りや生きがいを獲得する社会参加の場。“生きることへの支援”—

### 北海道伊達市／社会福祉法人伊達コスモス 21

#### ■事業所の特徴

北海道伊達市に所在する、生活介護と就労継続支援 B 型の多機能型事業所。運営主体の法人は、平成 13（2001）年に法人化、小規模通所授産施設としてパンの店「コスモス」を開所し発足した。平成 15（2003）年に、通所授産施設「ふみだす」を開所。同年にはグループホームも開設し、早くから地域での生活を具体化している。法人理念は「生きることへの支援」。ふみだすは、「障害がどんなに重くても、また高齢であっても、その思いや願いを叶えるため、支援を行う」ことを大切にしている。利用者のひとりひとりのやりたいことを叶える「自己実現の場」、どんなに障害の重い人でも社会の一員として役割を持つことを大切にする「社会参加の場」、ひとりひとりが役割を通して「誇りを獲得する場」であることを大切にしている。



#### ■利用者の状況

知的障がい者（中度～最重度）、重度重複障がい者、医療的ケアが必要な者（胃ろう・鼻腔栄養、気管切開、痰の吸引、呼吸器の対応、義眼洗浄、浣腸、導尿など）、高齢知的障がい者（認知症、身体障害、終末期の方の対応など）など



事業所の外観（下は「湯ったり館」）

#### ■活動内容

##### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

2,992,585 円（生活介護・生産活動での売り上げ）

##### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

3,424 円

##### ●日中活動の内容

- ・生産活動（菓子箱組み立ての受託作業、清掃業の受託作業、手工芸作成、販売、割りばしの詰め、農耕作業、お茶やだしなどの受託販売）
- ・創作活動
- ・社会参加活動
- ・社会貢献活動
- ・機能訓練
- ・生活圏域の拡大
- ・入浴（自宅、GHにて入浴が困難な方への入浴支援（特殊浴槽 2 台、ユニットバス 2 室））

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

生活介護は3つの班があり、年齢や障害特性などにあわせて一人ひとりが役割を持てることや、安心して過ごせる環境づくりを心掛けている。主に60歳以上の高齢の利用者で構成されている「てくてく班 2班」では、健康維持、病気の管理に配慮しながら、自分の役割を感じて生きがいを持って活動できることを大切にプログラムが組まれている。事業所内にエステを受けられる部屋があり、女性利用者のリラクゼーションや幾つになってもおしゃれな心を持つのは生活の張りにもつながっている。また、「湯ったり館」として、3種類の完全個室浴室（特殊浴槽、リフト浴、ユニットバス）があり、入浴の際は、利用者一人入るごとにお湯と床のマットをすべて入れ替えるなど細心の配慮がされている。また、入浴の機会がない地域の高齢者や障がい者も利用ができ、地域における社会貢献を果たしている。



ネイル、エステの様子

他の班では重度の知的障害や重度重複、発達障害の利用者などがおり、生産活動やアートなどの創作活動、機能維持のためのリハ、社会参加や生活圏域拡大のための活動など細やかに取り組まれている。

また、就労B型は、パンの製造販売を行なうパングループと、災害備蓄用ビスケット製造やクッキー、スイーツ製造などを行なうビスケットグループがあり、敷地内の店舗等で販売している。

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・障害が重たくても、年齢を重ねても日中活動をとoshi利用者の役割や出番を作り必要とされていることを意識してもらえる支援を実践している。
- ・常勤で看護師を複数（4.5人）配置し医療的ケアの必要な利用者の受入れを実施している。
- ・高齢知的障がい者が年齢や状況に応じた活動ができるよう、班を編成し取り組みを実施している。
- ・在宅高齢者・障害者入浴支援事業（公益事業）を実施し、地域の高齢者や障がい者が「湯ったり館」を利用する際、ふみだすの利用者と顔見知りとなり交流を行うことができる。
- ・赤い羽根共同募金やペットボトルキャップの収集・投函、高齢化した信者さんの教会のお御堂清掃など社会貢献できる活動に積極的に参加している。
- ・芸術やアート活動を実施し、街でアート展開催し作品をとoshie地域住民への発信を行っている。
- ・近隣の児童デイサービスの利用者がスヌーズレンの体験に来ることで交流できる。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・利用者の希望や心身の状況（高齢・重度重複・知的）に応じて班を編成し、班の特性に合わせた活動を提供している。また、重度・重複障がいや医療的ケアが必要な利用者が安心して活動を続けられるよう、看護師を複数（4.5人）配置し手厚い医療的ケアを実施している。
- ・家族、生活支援者と必要な時に面談や打ち合わせなどを行い、利用者の身体的な状況の共有や、そ

の時抱えている課題や問題点などについて迅速に対応し解決するよう取り組んでいる。

- ・増加する高齢知的障がい者の日中活動において、地域社会や班内などで役割を持ち、自信や生きる活力を失わず活動できるよう活動内容の工夫をしている。
- ・重度重複障がいのある利用者の生活圏域を拡げることを目的に公共交通機関の利用や海・山等の屋外活動を定期的実施している。

● 高齢期支援で大切にしていること

- ①歳を重ねるといことは身体機能の後退と比例して出番や役割が減少しがちになるが、「まだまだ、やらなきゃならないことがある、自分は必要とされている」という想いをもち続けて頂くよう日中活動や暮らしの場面において日々の出番や役割を創り出している。
- ②還暦祝いを一人ひとりホテルや料亭を会場にして、その人の人生に良い関わりをした人に臨席して頂き執り行う。「60年の人生でいろいろあったけど、そこそこ良い人生だったんだなあ・・・みんな有り難う・・・」という感謝の思いで人生を閉じて頂くために60歳の還暦祝いで一度人生を総括しておくため。
- ③いままでの人生でやってみたかったこと、歳を取ってしまったが故に手放したり諦めてしまったことを可能な限り実現するようにしている（例：船釣りやペットの飼育）
- ④利用者本人が高齢期を迎えるとき、親は更に高齢期を迎えている。当法人の考え方として「もしも、彼（彼女）に障がいが無かったら、息子として、娘として親の高齢期の支障にどう向き合うかを基準に考えていこう」としている。親御さんの看取りや葬儀への参列は当然のこととして、これまでの事例をあげると、市内に住む認知症が進む両親宅に毎日の見守り、入院先への頻繁なお見舞いと激励、人によっては自分のグループホームに認知症が進みつつある介助の必要な親を招き泊まって頂く（親御さんに子どもである自分の暮らしを安心してもらうために）、遠方の一人暮らしの母親を市内のケアハウスに呼び寄せ長男として毎週訪問と外出等、親の高齢期の支援を法人として手伝っている。

■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者 58 名中、50 歳以上の利用者が 35 名（60.3%）。</li> <li>●高齢者の割合が多いが重度重複の若い利用者も多く、平均年齢は 49.2 歳。</li> </ul>
障害の重度・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重さや多様化の内容に応じて、活動班の編制、看護師の複数配置や訪問リハ、個室浴 4 室・機械浴、職員の過配置等ハード・ソフトの環境を整えている。</li> </ul>
送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●58 名中、52 名が送迎サービスを利用（区分 5～6 が 60%以上、重度送迎加算対象）、車椅子送迎車 2 台、朝 8:30 から開始、帰りは 15:40 から。</li> </ul>
人材確保／人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人材確保のため 1 年中求人を行っている状態</li> <li>●朝、夕に常勤職員全員が集まり打ち合わせを行っている。朝は一日の流れの確認や、世話人からの GH での利用者の状況を確認する。夕方はふみだすの活動での出来事や支援の状況、対応した内容などを発表し合い、サビ管や管理職などが助言を行ったり、うまくいかない状況を解決に導くなど、職員ひとりひとりが自分だけの考え方や支援にならないよう、支援基準の共有化を図っている。また、新人職員に対し OJT の手法を用いて、教育係をつけている。新人研修を 2 期に分け、段階に応じ必要な研修を実施している。</li> </ul>
利用者の確保 利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常に満員で定員以上の受入を行っている。特別支援学校卒業後の進路として選択してもらい、一般就労をしていた障害者が高齢となり、ふみだすを選択する方が多い。</li> </ul>
運営（事業継続のための取り組み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「課題とニーズ」は利用者・家族の「辛さと痛み」と捉え事業運営を行っており、要望にできるだけ対応している。その姿勢が信頼という人気を生み運営を後押ししてくれている。</li> <li>●利用者や地域の障がい者の将来を見据え、今後の課題や必要となる事に対し具体的に取り</li> </ul>

	組んでいる（高齢障がい者・重度重複のGH、医的ケア対応短期入所等）。投資の為の出費も多い。また、地域の事業者へも発信している。
外部評価の取り組み	●北海道知的障がい福祉協会が実施しているオンブズマンを導入しているが、毎年は難しいので外部の第三者評価を入れたいと考えている。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・利用者とともに作品の販売先（道の駅、国立公園内のクマ牧場等）に在庫確認や納品に行っている。
- ・赤い羽根共同募金や歳末助け合い等の街頭募金活動に参加、街頭募金の部門では集金額が毎年首位となっており市の社会福祉大会で表彰されている。
- ・毎年開催のふれあい広場に出店や重度重複障がい利用者の活動について紹介のパネル展を実施、また、地域のイベントホールでアート展を開催し、利用者の作品や絵をとおしステキなセンスやパワーを市民に伝え好評を得ている。
- ・音楽、ストレッチ体操、読み聞かせ、お茶、そば打ち、作業の補助など様々な活動でボランティアが来所。
- ・重度重複障がいのある利用者が、一般市民の利用する地域資源を利用することにより、体験を通し生活圏域を拡げることや地域資源の従業者達に合理的配慮を考え実行して頂くことを目的とし、夏はニセコ連邦の神仙沼木道散策、噴火湾の船釣り、伊達武者祭り山車パレードの参加、冬はスキー場にて自作の車椅子そり滑走を毎年実施している。



重度重複のある方の船釣り

### ■ 周辺地域の課題

- ・医療的ケアの必要な障がい者や重度重複障がい者が利用できる事業所が限られている。
- ・課題やニーズに応えるほど、他市町村からの移住者が増え、伊達市行政の福祉予算（一般会計・扶助費）が膨大となり圧迫している。

#### —伝えたいこと—

この仕事に就く者の起点は「憂い（他者への愛）」であり、動く時に必要なのは「人としての誠実」であると思つづく。『課題』と『ニーズ』は利用者とその家族の辛さであり痛みである。

### 事業所情報

所在地	北海道伊達市松ヶ枝町 59 番地 4
TEL/FAX	0142-25-0022 / 0142-25-0066
事業種別	生活介護/就労継続支援B型（多機能型）
開所年	◎開所年 平成 15 年 ◎事業の開始年 平成 19 年（自立支援法）
定員数/利用者数	定員数 60 人 利用者数 78 人（平成 30 年 9 月 1 日現在）
利用者の障害（手帳別）	身体 20 人 療育 58 人 精神 0 人
利用者の障害支援区分	区分 6：25 人、区分 5：14 人
利用者の年齢	平均年齢 49.2 歳



# パン工房いそっぱ

— 高齢でも重い障害があっても役割があること、働くこと、通えることを大切に —

宮城県栗原市／社会福祉法人栗原秀峰会

## ■ 事業所の特徴

宮城県北部の栗原市にある、生活介護、就労 B 型の多機能型事業所。生活介護の利用者定員は 20 人。利用者の障害種別では、全員が知的障害で、なかには全盲・四肢麻痺・てんかんの全介助の利用者も利用している。法人の理念として、「日中行く場所があること」と、生活介護であっても「働けること」を大切にしている。生活介護の利用者は、事業所の中心的な生産活動であるパンの製造販売の仕事に必ず関わるようにしている。また、併設している就労 B 型では、災害備蓄用のパンの製造販売を行っており、ISO22000 を取得し衛生管理を徹底している。生活介護であっても仕事に関わることと併せて、「高品質の商品を製造販売すること」などの理念があり、パンの仕事を始めるにあたって、近隣のパン屋に依頼をして、パン職人に事業所に来てもらい、おいしいパン作りための技術を支援者が学び、修行を重ねた。現在そのノウハウを活かし、事業所敷地内にある店舗を中心に販売を行っている。

利用者への支援も細やかに実践されている。多機能型事業所であるが、生活介護と就労 B 型では作業スペースが分かれており、仕事の内容も線引きがされている。支給される工賃は、生活介護が約 7 千円、就労 B 型は約 1 万 5 千円である。

また、事業所内部で第三者評価、自己評価を行っており、利用者主体、権利擁護等に対する職員の意識を高めるための取り組みを積極的に行っている。

## ■ 利用者の状況

知的障害がある人の利用が多い。平成 18 年（2006 年）に作業所として開所した当時からサービスを利用している利用者が高齢化してきており、平均年齢は 53.6 歳。最高齢は 79 歳である。障害支援区分は、大半が区分 3 以上で、区分 3 の利用者が 12 人、区分 4 の利用者が 5 人である。



敷地内にある店舗にて焼き立てパンを販売している

## ■活動内容

●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）
10,249,845 円（生産活動での売り上げ）
●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）
7,248 円
●日中活動の内容
・生産活動：菓子パンの製造・販売 ・その他、創作的活動や手工芸品の制作などを日中活動のなかで行っている。

## ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

事業所内に店舗があり、菓子パン製造、販売を中心に、利用者全員がパンに関わる仕事を行なっている。また、法人の障害者支援施設では、近隣にある栗原合同庁舎のなかのレストランの業務を委託されており、いそづからもグループホーム入居者や支援施設の利用者が仕事をしている。昼食の時間には栗原合同庁舎職員をはじめ多くの利用客で賑わっており、利用者の社会参加ややりがい作りにもつながっている。また、法人内での第三者評価やサービス評価などしっかりと実施し、外部評価、自己評価を通して利用者への支援の充実を図っている。

地域とのつながりは、店舗での販売や栗原市合同庁舎、近隣企業、保育所、幼稚園などのおやつとしても提供しており、生産活動を通して地域と触れ合う機会を作っている。地域の防災訓練やイベント等にも積極的に参加している。



パン工房いそづ店舗と缶パン製造の様子

■わたしたちのセールスポイント

・生活介護事業所の前身、授産施設分場立ち上げた小規模作業所の活動が、一迫地区で長きにわたり引き継がれている。事業所の姿勢として、「日中に行く場所があること」を大切にしている。

■利用者の支援で工夫していること

- ・利用者の年齢や障害特性が多様なため、健康管理や情緒面の安定を心掛けている。
- ・生活介護ではあるが、利用者全員が必ず何らかの仕事に関わることを大切にしている。
- ・第三者評価については、法人内で苦情解決の委員会があり、地域住民、教諭、保護者、弁護士などで委員会を作っている。サービス評価については、毎年1回法人の全職員で実施している。
- ・虐待チェックリストを活用して自己評価を行い、自分の支援の姿勢や視点の振り返りをしている。

■課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	65歳以上は介護保険優先ではあるが、障害の強みと介護保険の強みが両方あると認識している。地域の中で障害者と高齢者が生活を組み立てていくうえで、各々の強みを生かす日課や支援が重要と考えている。
障害の重度・多様化	自閉スペクトラム症の支援に特化した研修の場を設ける必要があると考えている。
送迎支援	毎日3コース、往復約1時間かけて支援を行っている。送迎支援は利用者とのコミュニケーションの場となっており、生活支援の一つであると認識している。
人材確保／人材育成	人材確保は困難を極めている。福祉の仕事に対する報道などの影響もあると考える。楽しいことややりがいがあることを発信する対策が必要と感じている。
利用者の確保／利用率の安定	利用者は、現在は相談支援事業所や特別支援学校との連携により毎年確保できている。
運営（事業継続のための取り組み）	利用者の稼働率を意識した取り組みと、土日の行事の開催など、支援の在り方を工夫している。
外部評価の取り組み	事業所内部で第三者評価を実施している。サービス内容の評価について、年1回全職員を対象に実施している。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

・地域の防災訓練への参加や、イベント開催などで関わりをもっている。

### ■ 周辺地域の課題

・風土としてあまり障害についての関心が高くない。今後は地域の社会福祉協議会や学校などと関わりを持つことが重要と考えている。

#### —伝えたいこと—

**高齢であっても重い障害があっても、必ず仕事に携わる。日中通える場所があること、役割があることを大切にしている**

### 事業所情報

所在地	宮城県栗原市一迫柳目字曾根要害 24
TEL/FAX	0228-57-7366 / 0228-52-5650
事業種別	生活介護/就労継続支援B型(多機能型)
開所年	平成18(2006)年8月 (現事業は平成24(2012)年4月から)
定員数/利用者数	定員数20人 利用者数20人 (平成30(2018)年9月1日現在)
利用者の障害(手帳別)	身体3人 療育20人 精神0人
利用者の障害支援区分	区分3:12人、区分4:5人 区分2、5、6:1人
利用者の年齢	平均年齢53.6歳 最高齢79歳

# 生活介護 アンジュ

多様な人たちを支える

充実した日中活動を提供する

—平均年齢 56 歳。働きたい、通いたいニーズに応える場所—

## 東京都葛飾区／社会福祉法人原町成年寮

### ■事業所の特徴

東京都葛飾区に所在。運営主体の法人は、昭和 37（1962）年無認可の「通勤センター原町成年寮」を開設し、障害のある人の就労への取り組みから始まった。昭和 52（1977）年に社会福祉法人原町成年寮を設立し、東京都葛飾通勤寮を受託運営。アンジュは平成 20（2008）年に開所した、生活介護事業所。従たる事業所として、「かつしかエコライフプラザ（ゆず屋・タッセル）」「キッチン Kiss・原町食堂」を運営しており、事業所外での活動を行っている。高齢や障害の重い方が充実した日々を送れるよう、多様な活動を提供することを大切にしている。定員は60人で、65歳以上が18人、平均年齢 56.5 歳と高齢の利用者が多い。以前就労をしていて、リタイアして利用につながった方が多く、また平成 30（2018）年 9 月に法人内で新規事業所を立ち上げて障害が重い方が異動したこともあり、現在区分 3 以下が約半数を占めており、高齢者は多いが元気な方が多く、仕事を中心とした活動を行なっている。また利用者の大半が、法人内のグループホーム利用者である。



作業の様子

### ■利用者の状況

20～30 代の利用者の方が 9 名しかおらず、高齢の方が多い。以前一般就労し、年齢的に高くなり、リタイアした方が多く、仕事への意欲は若い方より高い。

### ■活動内容

#### ●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

28,986,952 円

#### ●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

5,764 円

#### ●日中活動の内容

##### 【事業所内】

軽作業（学校教材の部材入れ、ボールペンの組み立て等）

自主生産活動（しめ飾り・アクリルたわし）

創作活動・クラブ活動等

【事業所外】（従たる事業所）

「かつしかエコライフプラザ」：かつしかエコライフプラザ内で、日用不用品販売コーナー「ゆず屋」・喫茶コーナー「タッセル」を運営。

「キッチン Kiss・原町食堂」：アンジュ・シャングリラ（生活介護事業所）の給食の調理、配膳、配達の仕事。土曜日のサロン。



日曜不用品販売コーナー「ゆず屋」



喫茶コーナー「タッセル」

■利用者の支援、活動等で工夫されている点

事業所内での作業はボールペンの組み立て等の軽作業を中心に行なっており、高齢だがリタイアしても働く意欲の高い方のニーズに応える支援を行なっている。また、近隣の図書館に併設されている「かつしかエコライフプラザ」での日用不用品販売コーナーや喫茶コーナー「タッセル」での仕事や、従たる事業所での調理、配達等の仕事場もあり、幅広い活動が提供されている。利用者には月 4000 円の給料と、手当で等が支給されている。

一方で、高齢化によって身体機能の低下が生じており、月 1 回 P T による機能訓練等の支援が行われている。また、認知症の問題も見られてきている。集団としても、比較的障害の軽い高齢利用者と若い自閉症の利用者が混在しており、スペースのすみ分け等障害特性に特化した支援を模索している。

地域の中で、就労からリタイアした後の受け皿として周知されており、比較的元気な高齢の利用者の活動場所として機能している。

—事業所より—

■わたしたちのセールスポイント

・近くの図書館内のかつしかエコライフプラザにて日用不用品販売コーナー「ゆず屋」と喫茶コーナー「タッセル」を運営。キッチン Kiss・原町食堂にて給食調理、土曜日のサロン（夕食提供）を実施し、幅広い活動を提供している。

\*平成 31（2019）年 4 月よりかつしかエコライフプラザの運営が法人内の別事業所に移っている。

## ■ 利用者の支援で工夫していること

・法人内のグループホーム利用者がほとんどで、日中と生活の場が同じ方が多いため、席配置等を工夫している。席を固定ではなく、その日の作業、活動内容、利用者の相性等で決めている。高齢の方が多いため、作業や活動はゆったりペースで行なっている。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	高齢であっても元気な人が多いが、ここ最近身体機能の低下や認知症の問題も見られてきている。若い利用者との集団作りも課題。
障害の重度・多様化	平成 30（2018）年 9 月に比較的障害が重い方々が新規事業所「シャングリラ」へ移動したことで現在は介助が必要な方が数名に減った。
送迎支援	現在 12 名の方が利用。車 3 台を使い、ピストンで送迎。シャングリラと共同で送迎を行なっている。
人材確保／ 人材育成	人材確保は法人全体として行なっている。 人材育成は、新人教育は OJT、新人研修は年 10 回実施。
利用者の確保／ 利用率の安定	法人内の相談支援事業所と連携している。 高齢の方が増えている事で、休み・入院、デイサービスの利用等が増え、利用率が下がってきている。通所が困難になってきた方に対しては、送迎車の利用を促している。
運営（事業継続のための取り組み）	平成 31（2019）年度からの取り組み ・毎週金曜日に余暇活動を行う事で、満足度を高める。 ・土曜日又は祝日に通所日を設け、余暇活動の充実を図る。 ・機能訓練等を日常的に行う事で機能維持に努め、継続した通所に繋げる。
外部評価の取り組み	3 年毎に第三者評価を受けている。 平成 30（2018）年度も実施している。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

かつしかエコライフプラザでは地域の方が多く来店されるため、この活動に参加している方は関わりを持っている。ほぼ全員がグループホームで生活しており、地域の中で生きている。みなさんの中では地域の中に溶け込み、地域の方と仲良くしている方もおり、現在アンジュとしての地域との関わりに対して積極的に取り組んではない。



自主製品の「しめ飾り」

## ■ 周辺地域の課題

かつしかエコライフプラザでの活動開始当初は、障害を持った方が店頭に出る事、従事する事に対して心無い言葉を受ける事もあった。その事に対して泣いてしまう利用者もいたが、活動を日々続けていく事でお客様の意識にも変化が生まれ、レジ操作に時間がかかる利用者に対しても「ゆっくりやっていいのよ。」と優しい言葉がけもしてもらえるようになった。よく来店されるお客様とも顔なじみになり、街中で会っても挨拶を交わす仲になった方も多くいる。

### —伝えたいこと—

以前は、一般の会社で頑張って働いてきた方々が多く、仕事への意欲が非常に高い方達ばかりです。しかし、高齢化は進み作業効率の低下や機能低下は日々大きくなっています。働く事の意欲と機能維持を「生活リハビリ」の視点を持って支援し、皆さんが「アンジュにいつもでも通いたい。」と思ってもらえる事を目指しています。

### 事業所情報

所在地	東京都葛飾区立石 1-7-29
TEL/FAX	03-6905-9086 / 03-5670-7977
事業種別	生活介護
開所年	平成 20 (2008) 年 7 月
定員数/利用者数	定員数 60 人 利用者数 58 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 6 人 療育 58 人 精神 1 人
利用者の障害支援区分	区分 4 : 16 人、区分 3 : 15 人、区分 2 : 11 人、区分 5 : 11 人、 区分 6 : 5 人
利用者の年齢	平均年齢 56.5 歳 65 歳以上 18 人



## 就労継続支援 B 型

# 日中支援センター 八兵衛・十兵衛

充実した日中活動を提供する

社会参加を目指す

—港町の産業を活かした仕事を通して、地域とつながり貢献する—

愛知県蒲郡市／NPO 法人楽笑

### ■事業所の特徴

愛知県蒲郡市の港町である三谷町に所在。日中支援センター八兵衛ではパン工房、十兵衛では地元の三河湾で水揚げされた魚を活かした干物を製造販売している。八兵衛から十兵衛までは 50m 程離れているが、利用者が近隣を歩き来する中で、近隣住民との挨拶や声かけがあり、地域に溶け込んでいる。最近では、定期的に子ども食堂やイベントを開催し、地域連携を積極的に行っている。



事業所の外観（八兵衛）



事業所の外観（十兵衛）

### ■利用者の状況

開所当時は知的障害の利用者が多かったが、最近では中途障害の利用者も増えてきている。特に高次脳機能障害の方は、受け入れ先が地域になかったこともあり、噂で広まり利用につながることもある。仕事内容は、一定の技術が必要なパン製造や干物製造が中心であり、自立度が高い知的障害の方が多いが、軽作業の作業は「どんな人でも過ごせる」作業として取り組まれており、多様な特性がある利用者も参加できている。

### ■活動内容

●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

12,632,341 円

●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

17,171 円

## ●日中活動の内容

### ●生産活動の内容

- ・「パン工房」でのパンの製造や準備・販売
- ・片付けなど（立ち作業を基本としている）
- ・干物製造・梱包
- ・施設外就労 缶、ペットボトル、ビン、ゴミの仕分けなど
- ・車の部品の下請け作業
- ・施設内での清掃作業 など

## ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

八兵衛（パン工房内）では立ち仕事が多く、ある程度自立した方を中心に作業を行っている。製造から販売、配達までをスタッフと利用者で行い、最近では農協や小学校、旅館等への販売や、地域で行われるイベント等にも声がかかり参加している。

八兵衛ではパンや焼き菓子の製造業務、梱包、店頭準備、道具等の洗浄や販売を主な仕事としている。（粉の測量やオープンスタッフ）。十兵衛では、市場等から魚を仕入れ、魚を開く、肝を取る、洗う、干すまでを行っている。

2か所とも、利用者のアセスメントから、仕事の能力や得意なことなどを確認し、できることを伸ばすことを大切にしている。最初は戸惑い、嫌がることもあるが、地道に繰り返し行うことと、働くことで給料をもらえるといった喜びと達成感、周りから賞賛されることでやりがいが変わり、その先に施設外就労、企業から就職の声が掛かり一般就労につながっていくという流れができています。

最近では就労系のサービスが近隣に増えている。以前に比べると精神障害の方からの相談のケースも増えている。

周辺地域は高齢化が進み、隣接していた魚市場や商店等が閉まってきている。地域とつながる点として、町の中に店舗を構えることで地域住民が通える場所になっている。社会参加としては地域へパンの販売に出かけ、色々な場所で地域住民と触れ合う機会がある。



十兵衛での仕事の様子

## —事業所より—

### ■わたしたちのセールスポイント

- ・パン工房では、地の食材を使用したパンをはじめとしたおやつパンから惣菜パンまで取り揃えて店頭販売。また、イベント販売・学校の購買販売・旅館の朝食パン・保育園のおやつパンとして提供を行っている。
- ・干物製造では、水産業も障害のある方と団塊世代で担えるということを伝えることを目的として、旅館の朝食での提供、居酒屋での提供を中心に行っている。

- ・周りとは協力して働くことを意識して働くことを覚えるステップアップ先の作業場として、ゴミの分別を中心とした施設外就労を行っている。
- ・軽作業班として自動車系の部品を下請け作業として行っている。
- ・ひとつの作業にこだわらない ひとりひとりの できることやステップアップの目的にあわせての作業提案を行っている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・障害種別にこだわらず、利用者が地域の一員として溶け込んでいような環境を作ることを大切にしている。お祭のコミュニティが根強くある町であることから、職員が地域の方（働く地域の職員も含め）と関係を築いていく（挨拶・町を知る）ことを大切にしている。
- ・パン工房、干物販売の場合はイベント出店などで声をかけてもらいやすい。パンのイベント販売の誘いは市役所・企業（市内に限らず、近辺市外）からは月に1回程度ある。
- ・地域のニーズとして、廃業しそうな豆腐屋さんやみかんやさんが声をかけてくれたこともあり、施設外就労などにつなげることを目指している。また地域に求められているまちづくり事業（イベント、高齢者サロン等）を行っていくことで、少しずつではあるが福祉のサービスを行っているところという認識を広げていくことができ、通所している利用者が過ごしやすい環境や理解に繋げていくことのひとつになっている。

### ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	高齢化が進んでおり、最高齢は62歳。仕事という概念だけでは体力・気持ちも追いつかなくなっている
障害の重度・多様化	立ち上げ当初からいた働き手となる主に知的障害の方は一般就労につながった。現状は、高次脳機能障害、精神障害など一つの作業に様々な障害のある方がいらっしゃる。トラブルが起きる場合もあり、支援者のフォローが大事。多様化に対する学びや支援者の育成が課題である。
利用者の工賃	工賃規程を決めている。各事業から出しているため差があることが課題。利用者の工賃は7,000円から30,000円。
送迎支援	基本的には自主通勤をお願いしているが、送迎のニーズは高い。就労の報酬（送迎加算）では整備できない状態である。
人材確保／人材育成	新卒の確保は応募も少なく、確保が難しい。中途もハローワークから来ることもあるが見通しが持ちにくい。マイナビに応募するなどし、インターンに繋がる学生は増えた。そこからのフォローが取り組み中ではある。
利用者の確保／利用率の安定	利用率は、通院などで休む方も多いため土曜日の利用日を設けているが、内容とニーズ（仕事だと嫌だという方もいたり、レクリエーションにするとお金がかかるなら嫌だという方もいたり、家族の都合で来られないなど）の合わせ方に苦戦している。4年ほど前から同事業者が増えはじめ、同じような作業内容（特に下請け作業）、単独型が増えている。利用者のニーズとしては精神障害の方が増えてきている。

運営（事業継続のための取り組み）	工賃と作業内容（展開）も含めて課題である。
外部評価の取り組み	現在特に行っていない。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

・地域の中にある事業所で、行き来も多い。地域の方は普通に仕事をしている方として見てくれている。職員自身が地域のコミュニティを理解し、ここで働いている人として理解してもらうことが大事なのではないかと思う。特に、パン屋、干物屋として店舗を持っていることで、地域の顔になっていくことを感じる。この町で地域にもメリットのある活動を行う（こども食堂・シンポジウム・ぎよぎょうランド）ことで、地域に「楽笑＝福祉のサービスをやっている」という理解を得られている。利用者は、販売を通して地域に出ることや、漁港清掃を行うことで社会での役割を担っている。



### ■ 周辺地域の課題

- ・高齢化が進んでおり 若者が町から出て行っている（働き手が少ない）
- ・担い手不足

#### — 伝えたいこと —

楽笑がある三谷町というコミュニティを理解していくことが、支援をしていく上で大切なことだと感じています。挨拶だけで終わらない関係性が地域の方とできた時に、この地域のコミュニティの温かさを感じます。その中で通所先としての居場所があることに誇りを持ち、地域の方も、利用者さんも、ともに過ごしやすい場所になれる tara と考えます。

### 事業所情報

所在地	愛知県蒲郡市三谷町港町通 57-12
TEL/FAX	0533-66-0291 / 0533-66-0292
事業種別	就労継続支援 B 型
開所年	平成 19（2007）年 2 月設立 平成 19（2007）年 4 月 地域活動支援センター 平成 20（2008）年 10 月 就労 B
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 14 人（平成 30（2018）年 9 月 1 日現在）
利用者の障害（手帳別）	身体 4 人 療育 11 人 精神 2 人
利用者の障害支援区分	区分なし：11 人、区分 2：2 人、区分 1：1 人
利用者の年齢	平均年齢 38.7 歳 65 歳以上 0 人

# ヴィ長屋

—高齢者率58%の団地に食事の提供。地域の課題に役立つ実感を一

東京都北区／社会福祉法人ドリームヴィ

## ■事業所の特徴

東京都北区の桐が丘団地のなかに所在。運営主体である法人は、地元の特別支援学校の卒業生を応援する会を土台として、平成 15（2003）年より事業を開始している。桐が丘団地は高齢者率 50%を超え、団地内の商店街は軒並み閉店してシャッターが下り、高齢の住民が買い物にも行けない、食事をするにも外食する場所がないという孤立した状況にあった。そういった地域の課題に対して、商店街の理事長に相談を持ちかけて空き店舗を賃借して設立したのが「ヴィ長屋」である。地域の住民が立ち寄りやすい食事処となることを目指し、カフェレストランの事業を実施。店舗での食事の提供とあわせて、団地の高齢住民への夕食の配食と見守りサービスを行なっている。障害ある利用者が地域の高齢者に対してサービスを提供する仕組みを作り、障害ある人たちが地域に役立つ実感をもちながら働けることを大切にに取り組んでいる。

## ■利用者の状況

定員 20 人、現在利用者 20 人で、大半が知的障害者。一般就労をリタイアした人や、他の障害者支援事業所を退所後利用している人が多い。最高齢は 71 歳。



「カフェレストラン長屋」

## ■活動内容

●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）
7,121,649 円
●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）
14,500 円
●日中活動の内容
●生産活動の内容
・カフェレストランでの食事作り、食事の提供
・団地の住民に夕食の配食サービス
・高齢者活動施設の清掃 ・団地内ゴミ集積所清掃等

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

仕事の中で地域とのつながりを大切しており、利用者のやりがいにもつながっている。近年は一般就労をされて定年近い年齢になってから初めて福祉サービスを利用する方が増えてきている。

配食サービスは1日10食で、現状では職員が付き添って支援を行なっている。桐ヶ丘団地のなかでの外出が困難な高齢者への夕食配食やお弁当箱の回収に合わせて見守りサービス等を活動の中心として取り組んでいる。



「桐ヶ丘サロンあかしや」

また、地元の地域包括支援センターを運営する社会福祉法人、社会福祉協議会、行政と連携し、地域の課題に対して地域のために一緒にできることを模索し、地域住民から要望が多かった「いつでも気軽に立ち寄れる場所」を作るため、地域公益活動として平成28（2016）年に「桐ヶ丘サロンあかしや」を立ち上げている。「桐ヶ丘サロンあかしや」は、ヴィ長屋の近くにあり、両者ともに地域住民が気軽に立ち寄れる場所として地域に根付いている。

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・老朽化の進んだ大規模団地である桐ヶ丘団地の一角でカフェレストランを運営。地域で外出が困難な高齢者が立ち寄れる場所として、地域に貢献することを目指している。また、高齢者宅に夕食の配食を行い、見守りの支援も行っている。
- ・提供する食事は、栄養バランスのよい定食や和洋スイーツなど、からだにやさしい物にこだわっている。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・主に知的障害がある利用者が、地域のなかで役割を担って仕事ができることを大切にしている。
- ・就労長く続け、定年の状態になった後（シルバーの時）、まだ仕事がしたい、通いたいという利用者のニーズに応える支援を行っている。
- ・障害のある人がいつまでも元気で活躍してもらいたいという理念のもと、シルバー時代になった人たちにも地域に役立つ実感を得ながら生きがいややりがいのある仕事や活動ができることを目指している。



桐ヶ丘団地の様子

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	長い期間を施設で過ごされて高齢になる利用者以外に、最近では、長い期間一般企業で働いた後、(シルバーの時を)福祉サービスを利用される高齢利用者が増えて来たと感じている。その対象者を考えた制度の仕組みが必要だと考えている。
障害の重度・多様化	定年の状態後の方たちには、少しでも長く元気で過ごしていける様な仕組み、シルバー人材センター風のもの S 型事業? を B 型に接する形で合わせられたらと考えている。(S は、シルバー・シニア・スペシャルというイメージ)
利用者の工賃	工賃と報酬の連動により、出勤日数の少ない利用者の受入をどう考えればよいか? 一般就労出来る利用者を送り出す事を躊躇する事にならない為には、などを考えさせられている。
送迎支援	現時点では、実施していない。
人材確保/ 人材育成	短時間勤務(シルバー・パート・専門職等)の積極的採用、配置をおこないつながりながら若い世代の人件費確保や勤務・研修への財源を目指している。
利用者の確保/ 利用率の安定	定年後の人たちが就労支援センター等に「これからどうしたら良いか?」の相談にみえる。その方たちに「B 型に通い福祉を利用出来る様に勧めている。
運営(事業継続のための取り組み)	公的な仕事を担っていける道を地域の中で役立てる仕事を作り出す事で事業を継続的に運営出来ればと考えている。
外部評価の取り組み	3 年毎の第三者評価は受診している。 外部からの見学、取材等を可能な限り受けて評価・感想・刺激を得られる様にしている。

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

・地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、「桐ヶ丘サロンあかしや」を運営。地域活性のための新しい街づくりを進めている。



## ■ 周辺地域の課題

- ・桐ヶ丘団地は赤羽駅から徒歩約 20 分、高齢化が進む地域のなかで、特に高齢者が多く居住している。団地の商店街はほとんどの店でシャッターがおり、買い物も困難な状況。
- ・地域の高齢者が孤立しがちであり、気軽に通えたり、おしゃべりができるような場所が必要。

### —伝えたいこと—

障害のある人たちも一緒に生きていくのに、地域に出て仕事する中で共生社会を目指していきたい。

企業就労を長く続け、定年の状態になった人たちが、地域に戻って、地域で必要としている事を仕事として、少しでも元気に過ごして欲しい。その為にこれまでの B 型事業所に合わせ S 型（シルバー・シニアをイメージ）事業を作り出せないかと考えています。

## 事業所情報

所在地	東京都北区桐ヶ丘 1-9-4-2
TEL/FAX	03-5948-4300 / 03-5948-4300
事業種別	就労継続支援 B 型
開所年	平成 27（2015）年 4 月
定員数/利用者数	定員数 20 人 利用者数 20 人 (平成 30（2018）年 9 月 1 日現在)
利用者の障害（手帳別）	身体 1 人 療育 18 人 精神 1 人
利用者の障害支援区分	区分なし、区分 3：7 人、区分 2、区分 3：3 人
利用者の年齢	平均年齢 47 歳 65 歳以上 3 人



おいしい食事でお待ちしています！



## 就労継続支援 B 型

充実した日中活動を提供する

社会参加を目指す

# いにしき

—地域の課題の解決を目指し、仕事と社会参加の場を創出する—

## 大阪府泉南郡岬町／NPO 法人 Re-Live

### ■事業所の特徴

大阪府の最南端である岬町に所在。岬町は大阪府南部の泉南地域にある人口約 17,000 人の町で、なかでも岬町は基幹産業がなく、また住民の高齢化も顕著であり、それに伴い管理されない休耕地や空き家が急増している。これらの課題を解決することを目的に、地元住民を中心に「NPO 法人 Re-Live（リライブ）」が設立された。休耕地や空き地などを管理し、有効活用するためのリモコン農園や貸し農園などの事業を行っており、それらの活動の一環として障害者の働く場を設けている。障害者就労継続支援事業所にいにしきは、就労継続支援 B 型と就労継続支援 A 型の多機能型として、地域の課題に対応した仕事や活動を提供している。



休耕地を活用した貸し農園

### ■利用者の状況

定員は 10 名。精神障害の利用者が中心で、平均年齢は就労 B 型は約 40 歳。就労 B 型の利用者は、週 5 日出勤している人は 2 人、週 4 日は 1 人、2～3 日は 4 人と、それぞれの働き方に応じて支援を提供している。

### ■活動内容

●年間総売上高（平成 29 年度年間の総収入）

6,456,551 円（うち B 型売上：1,698,345 円）

●利用者平均工賃（平成 29 年度年間の平均月額）

21,906 円

## ●日中活動の内容

### ●生産活動の内容

- ・貸農園の整備・管理業務
- ・農作物の生産・販売
- ・宿泊施設の清掃・管理業務
- ・介護施設等の清掃業務
- ・請負
- ・イベント業務

## ■利用者の支援、活動等で工夫されている点

・働くことをとおして、利用者が地域とつながりを持ち、地域への社会参加を実現している。また、高齢化にともなう地域の諸課題に対して、障害のある利用者の仕事や活動がその解決のために貢献しており、地域の活性化にもつながっている。

・利用者一人ひとりのアセスメントをしっかりと行い、働くために必要なスキルや環境を把握し、事業所で働くことへのサポートや、ニーズに応じて一般就労に向けた支援を行っている。

## —事業所より—

## ■わたしたちのセールスポイント

・パソコンやスマホからの操作で野菜の栽培や収穫ができる遠隔農業『リモコン農園』の方式で、地域の休耕地や耕作放棄地を有効活用している。実際の栽培作業は障害のある利用者が担い、障害のある人たちの就労支援や地域への貢献につなげている。

・高い工賃を保障することも大切だが、ライブで技術を身に付け自信をつけて、就職につながることを目標としている。



古代米の田植えイベント

## ■利用者の支援で工夫していること

・アセスメントシートを活用して生活面・作業面の現状のアセスメントし、本人と面談を実施している。面談の中で、事業所側からの現状評価を伝えた上で、本人の自己評価をヒアリングし、最終評価と自分自身で取り組む課題設定を実施している。

## ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	2名の利用者が体の不調（膝が痛い等）の理由で業務に従事できていない。室内での作業を中心に実施してもらっている。
障害の重度・多様化	・精神障害の利用者と自閉スペクトラム症の利用者への支援方法が違い、事業所内で統一した支援方法をとることが出来ていない。現在は、個別に対応しているが、利用者間での理解が得られていない事がある。
利用者の工賃	より高工賃を支払う為、昨年より新たな業務（宿泊施設の清掃）を受託し工賃の引き上げを行っている。 （平成 29 年（2017）度平均工賃 21,906 円→ 平成 30 年（2018）度平均工賃 24,359 円 ※平成 30（2018）年 4～12 月実績）
送迎支援	自宅までの送迎は行っておらず、自宅付近の集合場所までは自力通勤を実施してもらっている。
人材確保／ 人材育成	・有資格者の確保が難しい為、事業展開をすることが出来ていない。 ・理事が専門学校で講師を実施しているため、授業の中で活動紹介の時間を取り学生の確保を実施している。 ・育成に関しては、職員研修の開催（法人全体：1 回／月・各事業部：1 回／月）と、外部研修や資格取得の為の講習受講を促している。
利用者の確保／ 利用率の安定	利用が安定しない利用者には、欠勤の連絡があった際にすぐに訪問するようにしている。（風邪などの明確な理由以外）
運営（事業継続のための取り組み）	事業の性質上、撤退することが出来ない為、考えうる努力は実施している。
外部評価の取り組み	実施していない

## ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・農場を活用した町づくりイベント（田植え・作付け体験等）を実施し、地域の方たちとの交流を図っている。また、地域で開催されている食事会（民生委員主催）に定期的に参加している。
- ・事業所内・地域内での仕事だけではなく、公共交通機関を使つての施設外就労先への出勤等、一般就労に向けた準備を行っている。

## ■ 周辺地域の課題

- ・少子高齢化が進行しており、高齢化率は 36%となっている。また、基幹産業がないため雇用喪失が顕著である。
- ・障害福祉施設が町内に乏しく、福祉サービスを利用したことがなく自宅にこもりがちなの人も多かった。

### —伝えたいこと—

利用者や社会における就労継続支援事業所の役割を果たす為、当事業所では『働く』ことに力を入れています。また、働く事が地域の抱える課題解決につながっており、地域住民から『あなたたちのおかげで町が良くなったよ』と言ってもらえ、利用者が暮らしやすい地域をつくる為に活動しています。

利用者の仕事を作ることと支援の実施という 2 つの事を同時にしなければいけない就労支援は非常に難易度の高い事ですが、プロフェッショナルとしての自覚と責任を持って頑張らしましょう。

### 事業所情報

所在地	大阪府泉南郡岬町淡輪 1774
TEL/FAX	072-477-4420
事業種別	就労継続支援 B 型 / 就労継続支援 A 型 (多機能型)
開所年	平成 25 (2013) 年 10 月
定員数 / 利用者数	定員数 10 人 利用者数 8 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 0 人 療育 2 人 精神 8 人
利用者の障害支援区分	区分なし : 8 人、区分 1、区分 2 : 2 人
利用者の年齢	平均年齢 40 歳

# あすなるホーム

— 震災を乗り越えて。働ける、通える場所があることを大切に —

## 岩手県陸前高田市 / 社会福祉法人燦々会

### ■ 事業所の特徴

岩手県東南部の陸前高田市に所在する就労継続支援 B 型と就労移行支援の多機能事業所。定員は就労 B 型が 27 人、就労移行が 6 人。障害種別は、利用者の大半は知的障害であるが、精神障害の人も増えている。区分 4 が 5 人、区分 5 が 3 人と比較的障害が重い方も受け入れている。生産活動がメインで、菓子製造が主となっている。利用者の自治会活動も積極的に推進している。

平成 23 (2011) 年の東日本大震災の際は、当事業所はやや高台に所在していたため全壊とはならなかったが、当日自宅で休んでいた利用者 2 人が被害にあった。利用者、職員の家族も被害にあった方がおり、また多くの利用者が自宅を失った。陸前高田市は市の中心部が壊滅したため、現在大規模な再建工事を至る所で行なっている。また、行政主導で障害者を含めた地域づくりを推進しており、あすなるホームの自主製品がふるさと納税の返礼品に採用されたり、市長と語る会を毎年実施するなど交流を深めている。震災後は周辺の企業が営業できなくなったことから利用者の生産活動が滞った時期があったが、行政を含めた地域との連携によって、現在は約 2 万円の工賃を保障している。

### ■ 利用者の状況

20 代、30 代が半数以上いるので活発である。知的障害の方がほとんどで、明るく新しいことにも取り組んでいこうとするパワーがある。(手話コース、アート教室、さんさ踊りなど)



新しくできた道路からの入り口

### ■ 活動内容

#### ● 年間総売上高 (平成 29 年度年間の総収入)

21,348,138 円 (うち就労 B 型売上 : 19,000,799 円)

#### ● 利用者平均工賃 (平成 29 年度年間の平均月額)

19,052 円

#### ● 日中活動の内容

#### ● 生産活動の内容

1 菓子製造 2 オリジナル製品製造 3 受託作業 4 販売

(手作りのお菓子の製造販売、海産物の加工販売、EM ほかしの製造販売及び EM 商品の販売、民間事業所などから委託された作業、施設外就労など)

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

仕事を支援の中心とし、工賃の向上のための努力を日常的に行なっている。地元の特産品である「北限のゆず」を活用したぶりんタルト、チーズケーキが市のふるさと納税の返礼品に採用され、工賃の保障につながっている。

地域とのかかわりでは、あすなるホーム祭を毎年開催。また、地域の行事への参加や清掃活動などを積極的に行ない、地域とのつながりを作っている。



仕事の様子（ドーナツ作り）



「たかたのゆめ」という地元の米粉を使ったぶりんタルト

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・利用者が楽しめる行事を増やす（旅行、お祭り、クラブ活動（毎月）、わくわくデーなど）
- ・利用者の自治会をできるだけ活発にできるように支援する（行事での取り組み、学習会など）
- ・就労を目指す人の希望に応えるための支援を行っている。平成 28（2016）年度は 3 人、平成 29（2017）年度は 5 人、平成 30（2018）年度は 3 人就労につながっている。



地元特産のワカメの加工作業

### ■ 利用者の支援で工夫していること

- ・販売先や利用者の就労先等に受託できる作業がないか聞く。
- ・仕事依頼の話があった時は積極的に聞き、まず職員が作業してみる
- ・その人の障害、こだわり、特性に合わせた作業を組み立てる。
- ・精神障害の方は特に、調子を崩した時にできるだけ早い対応をする。



地域での販売の様子

- ・利用者の活動の場（自治会や行事）での本人の考えを述べられるように支援している。
- ・健康であるための日々の声かけや健康診断の他、保険師の健康指導や歯科検診等も行っている。

### ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	ずっと通所していた人が高齢のため身体機能が衰えたり、認知症状が出たりしている。一般の人より早く、進行も速いように感じる。
障害の重度・多様化	精神障害の方の病名も症状も様々で、どのように理解し対応したらよいか、専門家に話を聞きながら日々すごしている。
利用者の工賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できれば月3万円を目指したいところではあるが、四苦八苦している。</li> <li>・製造したものはできるだけ売り切れるように訪問販売に力を入れている。</li> <li>・毎月の工賃の他、8月、12月、3月に特別工賃を出すことによって、利用者の意欲アップにつなげたい。</li> </ul>
送迎支援	町からも離れているし、公共交通機関が少ないので、送迎がなければほとんどの人は通所できなくなる。絶対必要。
人材確保／ 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に合わせていろいろな作業があるので職員は多い。ハローワークに求人を出し面接等で決める。（学校を卒業してすぐ入った人は2名のみ）</li> <li>・他職種を経験してきた人が多いので、職員研修には力を入れている。（施設外研修の他、施設に講師を招いて全体研修を行う）</li> <li>・資格を取る人への補助をする。</li> </ul>
利用者の確保／ 利用率の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所や支援学校からの依頼（ほとんど見学、体験、実習をしてから）</li> <li>・精神障害と身体障害の方の利用率が低い（週2～3回）</li> </ul>
運営（事業継続のための取り組み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労B型は特に今回の改正で収入減があり、毎月はらはらしている。</li> <li>・大きな出費をひかえている。</li> </ul>
外部評価の取り組み	第三者評価は実施していないが、毎月末に利用者から職員の対応の評価をもらい、年度末には家族からも評価をいただいている。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・あすなるホーム祭では、保育園児に演技をしてもらったり、地域にチラシを回してきてもらう。
- ・クラブ活動ごとに地域に出てボランティア活動をする（公民館や神社等の掃除や、道路等のごみ拾い）

- ・地域の行事に参加する
- ・市の福祉計画の策定委員やワーキングのメンバーになる
- ・市長と語る会を毎年 2 回ずつ行う

### ■ 周辺地域の課題

- ・道路の工事中や高台地の建設工事が多いので安全に気をつけている。
- ・公共交通機関を利用して買い物に出にくい人が多い。



近くに建設中の市立高田小学校。  
(平成 31 年秋完成予定)



津波被害を受けた市立気仙中学校  
(平成 30 年度より市立高田第一中学校に統合)

#### —伝えたいこと—

法人の理念を「笑顔さんさん」とし、ここを利用しているすべての人に燦々とお日様と愛情が降り注ぐような支援を心がけている。一般就労を目指す人には、個別の訓練も取り入れながら支援している。

#### 事業所情報

所在地	岩手県陸前高田市高田町字東和野 37-1
TEL/FAX	0192-55-2978 / 0192-53-1336
事業種別	就労継続支援 B 型 / 就労移行支援 (多機能型)
開所年	平成 16 (2004) 年 4 月 平成 18 (2006) 年 10 月
定員数 / 利用者数	定員数 33 人 利用者数 44 人 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日現在)
利用者の障害 (手帳別)	身体 3 人 療育 33 人 精神 8 人
利用者の障害支援区分	区分未判定 : 26 人、区分 3 : 6 人、区分 4 : 5 人
利用者の年齢	平均年齢 37.7 歳 65 歳以上 2 人



# なのはな園

—海に囲まれた離島での生活を支える。通所は海を渡って送迎支援—

鹿児島県大島郡瀬戸内町／社会福祉法人幸喜会

### ■事業所の特徴

鹿児島県の離島である奄美大島の南岸から数十キロ離れた加計呂麻島（人口約 1200 人）に所在している障害者支援施設。元々奄美本島の特別支援学校に通っていた児童の成人後の居場所を作ることを目的として、平成 10（1998）年に設立された事業所であり、理事長が所有していた加計呂麻島の土地を活用したため現在の所在地となっている。事業所が奄美大島からさらに離れた島に所在するという立地から、通所の利用者を対象に「船での送迎支援」を日常的に行なっている。

海と山に囲まれた自然豊かな環境のなかで、ゆったりとした生活を送ることを大切に日々のプログラムが設定されている。一方で、離島ならではの課題もあり、特に島での医療機関がなく、船で本島まで移動が必要である。しかし、台風等の状況によっては船が出ないため、緊急時の対応が課題となっている。また、同様に職員も通勤に支障が出るため、台風の時期は予報を常に把握しながら支援体制を組んでいる。

### ■利用者の状況

利用者は定員 50 人に対して現在 44 人で、全員知的障害がある。開所当時に特別支援学校を卒業して入所した利用者が多数おり、そのため 40 代の利用者が多い層となっている。平均年齢は 51 歳で、65 歳以上は 9 人いる。障害支援区分は区分 6 が 20 人、区分 5 が 12 人で重度の方が多い。

出身地域は、加計呂麻島は 4 人で、奄美本島や沖永良部島、沖縄などからも利用者を受け入れている。



事業所の外観

### ■活動内容

#### ●日中活動の内容

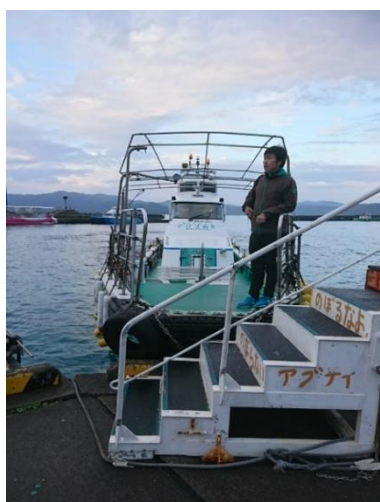
- ・作業棟活動（刺繍・塗り絵）、段ボールちぎり、ストレッチ、園外ウォーキング等
- ・畑作業（マンゴー、みかん、野菜などを栽培）

## ■ 利用者の支援、活動等で工夫されている点

通所利用者のほとんどが奄美の本島在住のため、本島から加計呂麻島までの行き帰りは船を使用し、職員が付き添い送迎している。日中は陶芸作り等の作業や、近隣の畑を利用した作業などを行っており、事業所が海沿いにあることを活かし、海水浴や釣りなどを余暇活動に取り入れている。

豊年祭など集落の行事の参加や民家の草取り作業など積極的に行ない、地域とのつながりも大事にしている。ただ、加計呂麻島自体が人口減少、過疎化、高齢化が顕著であり、地域への参加の幅は限られており、特に仕事はほとんどないため、島での生産活動は困難である。離島である奄美のなかでも、中心部の奄美市と南の瀬戸内町では地域格差があり、奄美市は障害者支援事業所は比較的多くあり、就労継続支援 A 型や放課後等デイサービス等も複数運営されている。一方瀬戸内町ではほとんど資源がないため、さらに離島にあるなのはな園が受け皿となっている状況である。毎日の船での送迎や余暇活動、イベント参加などで本島とのつながりを保っているため、事業所の存在が地域住民にも周知されている。

課題としては、所在する加計呂麻島に医療機関がないため、受診の際は奄美大島本島まで船で移動が必要である（約 10～15 分ほどかかる）。船の時間や海の状況に左右されるため、緊急時の通院の際に課題があり、特に台風の時期の対応が困難である。



船での送迎支援



船着き場から棧橋を渡って事業所に向かう

## —事業所より—

### ■ わたしたちのセールスポイント

- ・海が見えて静かな環境のなかで、ゆったりと過ごせる環境があること。
- ・活動は、毎週木曜日に陶芸づくり、畑作業などを行っている。月 1 回ドラムサークルを実施。

### ■ 利用者の支援で工夫していること

・障害の程度に合わせて活動内容を分けたり、好きな事を中心にして頂くようにしている。本人の意思を尊重して無理強いはないよう心がけている。



少し離れたところにある作業棟



利用者の陶芸作品

### ■ 課題項目に対する状況や対応

利用者の高齢化	高齢者や通院の多い利用者のみなさんを病院の近いグループホームへ移行（グループホームを設置予定）
障害の重度・多様化	障害特性はさまざまであり、加齢にともない重度化しつつある。
送迎支援	通所利用者さんは、奄美大島本島古仁屋港から通勤船に乗船して頂き職員と共に通園している。
人材確保／ 人材育成	ハローワークに登録し、人材の確保に努めている。人材育成については、外部研修等を利用し、中堅職員を育成しつつある。
利用者の確保／ 利用率の安定	特別支援学校、相談支援事業所との連携により対応している。
運営（事業継続のための取り組み）	現在の児童発達支援事業所ここ（児童発達支援・放課後等デイサービス、平成 30（2018）年 10 月より保育所等訪問を開始） 平成 31（2019）年 1 月より相談支援事業所つなぐを設置。事業の継続というよりは、利用者また地域の必要性に伴い開設。 また、共同生活援助事業所の開設に向けて施設の補助金を申請中。
外部評価の取り組み	現在検討中。

### ■ 地域とのつながり、連携のための取り組み

- ・集落行事への参加（豊年祭・集落作業）
- ・民家の草取り作業や月 1 回のバザー出店

### ■ 周辺地域の課題

- ・障害者の理解の浸透。（理解して頂きつつも不条理な行動に対して集落住民の怒り、不満の対応等）

#### —伝えたいこと—

豊かな自然環境のなかで「働く場」「楽しむ場」「安心して暮らす場」を提供しています。

### 事業所情報

所在地	鹿児島県大島郡瀬戸内町勝能 887
TEL/FAX	0997-73-2000 / 0997-76-0393
事業種別	障害者支援施設 生活介護
開所年	平成 10（1998）年 7 月
定員数/利用者数	定員数 50 人 利用者数 44 人 (平成 30（2018）年 9 月 1 日現在)
利用者の障害（手帳別）	身体 12 人 療育 44 人 精神 0 人
利用者の障害支援区分	区分 6：20 人、区分 5：12 人 区分 4：9 人
利用者の年齢	平均年齢 51 歳 65 歳以上 9 人



平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究

生活介護事業所・就労継続支援 B 型事業所  
実践事例集

平成 31 年 3 月

編集・発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120 番地 2  
TEL 027-325-1501 FAX 027-327-7628  
URL <http://www.nozomi.go.jp>

## 都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援 B 型事業所の評価についての実態調査

- 調査対象 都道府県・政令市・中核市 121自治体
- 回答数 96自治体
- 回収率 79.3%

## 1. 平成29年度各事業の実地指導・監査の状況についての実績

## 問①. 実地指導・監査を実施した事業所の数

生活介護	事業所数	1855	n = 5172	(当該自治体の全体事業所数 ※通所のみ)
	割合	35.9%		
就労 B	事業所数	2281	n = 8021	(当該自治体の全体事業所数)
	割合	28.4%		

## 問②-1. 問①のうち、文書指摘を行った事業所の数

生活介護	事業所数	883	n = 1855
	割合	47.6%	
就労 B	事業所数	1466	n = 2281
	割合	64.3%	

## 問②-2. 問②-1に該当する、以下の具体的な指摘があった事業所の数をご記入ください。(重複回答可)

		人員に関する 基準	設備に関する 基準	運営に関する 基準	その他	合計	
生活介護	事業所数	68	24	681	289	994	n = 883
	割合	7.7%	2.7%	77.1%	32.7%	112.6%	
就労 B	事業所数	108	42	1096	528	1666	n = 1466
	割合	7.4%	2.9%	74.8%	36.0%	113.6%	

## 問③. 問①のうち、勧告を行った事業所の数

生活介護	事業所数	4	n = 1855
	割合	0.2%	
就労 B	事業所数	7	n = 2281
	割合	0.3%	

## 問④. 問①のうち、行政処分を行った事業所の数

生活介護	事業所数	9	n = 1855
	割合	0.5%	
就労 B	事業所数	13	n = 2281
	割合	0.6%	

## 問⑤. 以下に該当する処分を行った事業所の数をご記入ください。(重複回答可)

		定員超過利用 減算	サービス提供 職員欠如減算	サービス管理責 任者欠如減算	生活介護計画 未作成減算	開所時間 減算	医師未配置 減算	合計	
生活介護	事業所数	4	6	6	19	17	66	118	n = 1855
	割合	0.2%	0.3%	0.3%	1.0%	0.9%	3.6%	6.4%	
		定員超過利用 減算	サービス提供 職員欠如減算	サービス管理責 任者欠如減算	就労継続支援 B 型計画 未作成減算	合計			
就労 B	事業所数	0	15	14	42	71			n = 2281
	割合	0.0%	0.7%	0.6%	1.8%	3.1%			

## 2. 地域（利用者、家族、他事業所・関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等

### ■ 回答の有無

		回答有り	回答無し	合計
生活介護	自治体数	60	36	96
	割合	62.5%	37.5%	100.0%
就労B	自治体数	68	28	96
	割合	70.8%	29.2%	100.0%

### ■ 回答の内容別

		支援に関する こと	運営に関する こと	地域に関する こと	制度に関する こと	特になし	合計
生活介護	回答数	54	11	17	4	19	105
	割合	51.4%	10.5%	16.2%	3.8%	18.1%	100.0%
就労B	回答数	80	13	13	9	12	127
	割合	63.0%	10.2%	10.2%	7.1%	9.4%	100.0%

n = 105

n = 127

### ● 生活介護

#### ① 支援に関すること

	支援の質	事業所・職員 の対応	サービス内容	その他	合計
回答数	15	30	7	2	54
割合	14.3%	28.6%	6.7%	1.9%	51.4%

n = 105

#### ② 運営に関すること

	人員・体制	設備・環境	その他	合計
回答数	7	2	2	11
割合	6.7%	1.9%	1.9%	10.5%

n = 105

#### ③ 地域に関すること

	資源の不足	事業所の利用	近隣との関係	その他	合計
回答数	6	2	1	8	17
割合	5.7%	1.9%	1.0%	7.6%	16.2%

n = 105

### ● 就労B型

#### ① 支援に関すること

	工賃	支援の質	事業所・職員 の対応	サービス内容	その他	合計
回答数	21	19	35	3	2	80
割合	16.5%	15.0%	27.6%	2.4%	1.6%	63.0%

n = 127

#### ② 運営に関すること

	人員・体制	設備・環境	その他	合計
回答数	7	1	5	13
割合	5.5%	0.8%	3.9%	10.2%

n = 127

#### ③ 地域に関すること

	資源の不足	事業所の利用	近隣との関係	その他	合計
回答数	4	3	5	1	9
割合	3.1%	2.4%	3.9%	0.8%	7.1%

n = 127

### 3. 自治体の生活介護／就労継続支援B型事業について、課題と思われること

#### ■ 回答の有無

		回答有り	回答無し	合計
生活介護	自治体数	72	24	96
	割合	75.0%	25.0%	100.0%
就労B	自治体数	81	15	96
	割合	84.4%	15.6%	100.0%

#### ■ 回答の内容別

		支援に関する こと	運営に関する こと	地域に関する こと	制度に関する こと	特になし	合計	
生活介護	回答数	36	14	52	17	12	132	n = 132
	割合	27.3%	10.6%	39.4%	12.9%	9.1%	100.0%	
就労B	回答数	107	52	31	24	13	227	n = 227
	割合	47.1%	22.9%	13.7%	10.6%	5.7%	100.0%	

#### ● 生活介護

##### ① 支援に関すること

		支援の質	高齢化	支援計画・ 記録	送迎	その他	合計	
回答数	21	6	4	3	2	36	n = 132	
割合	15.9%	4.5%	3.0%	2.3%	1.5%	27.3%		

##### ② 運営に関すること

		人材確保	提供時間	職員の定着	基準の遵守	その他	合計	
回答数	7	1	2	4	0	14	n = 132	
割合	5.3%	0.8%	1.5%	3.0%	0.0%	10.6%		

##### ③ 地域に関すること

		医ケアの 受入先	重度の受入先	入浴対応	地域格差	事業所不足	事業所過多	その他	合計	
回答数	21	8	6	8	5	2	2	52	n = 132	
割合	15.9%	6.1%	4.5%	6.1%	3.8%	1.5%	1.5%	39.4%		

##### ④ 制度に関すること

		制度・仕組み	監査	共生型	その他	合計	
回答数	9	3	2	3	17	n = 132	
割合	6.8%	2.3%	1.5%	2.3%	12.9%		

#### ● 就労B型

##### ① 支援に関すること

		工賃	支援の質	高齢化	支援計画・ 記録	就労支援	送迎	医ケア・ 健康管理	その他	合計	
回答数	51	20	7	7	13	3	3	3	107	n = 227	
割合	22.5%	8.8%	3.1%	3.1%	5.7%	1.3%	1.3%	1.3%	47.1%		

##### ② 運営に関すること

		人材確保	基準の遵守	健全な運営	職員の専門性	他事業との 差別化	その他	合計	
回答数	7	21	16	3	3	2	52	n = 227	
割合	3.1%	9.3%	7.0%	1.3%	1.3%	0.9%	22.9%		



③地域に関すること

	医ケアの 受入先	重度の受入先	入浴対応	地域格差	事業所不足	事業所過多	その他	合計
回答数	8	2	1	6	4	6	4	31
割合	3.5%	0.9%	0.4%	2.6%	1.8%	2.6%	1.8%	13.7%

n= 227

④制度に関すること

	制度・仕組み	監査	共生型	報酬改定	その他	合計
回答数	7	2	1	11	3	24
割合	3.1%	0.9%	0.4%	4.8%	1.3%	10.6%

n= 227

－自由記述回答（設問 2、3）－

2. 地域（利用者、家族、他事業所・関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等

■ 生活介護

（1）支援に関すること

カテゴリー	主な回答
支援の質	障がい特性に合わせた配慮をしてくれない。 これまで受けられたサービスが受けられなくなった。（例：個別対応してもらえなくなった。） 事業所内における利用者間トラブル。 利用者間の待遇に差がある。 利用者に最も適した作業が行われていない サービスの質（職員の質が低い・職員が多忙で話を聞いてくれない等） 生産活動が利用者にとって過重な負担。 将来の見通し（GH・入所）を考えてくれない 個別支援計画の手順書に基づいたサービスが行えていない。 職員間で介助内容の引き継ぎがされていない。
事業所・職員の対応	事業所職員の対応が悪い（利用者・家族から） 利用者同士のトラブルへの施設の対応。 （家族）利用中の怪我・事故に関するもの。 ロッカーのカギの紛失が多発したことに対して、今後あったら警察に通報すると言われて不安。 他の利用者に怪我をさせられたが、事業所従業者に適切な措置を講じてもらえなかった。 （家族より）利用者の粗暴行為を動画にとり、家族に見せ「家族の問題は家族で解決して」と言われた。 説明等が不十分 事業主や管理者が職員に対し、高圧的な態度をとる。 職員が利用者に対し、高圧的な態度をとる。 職員による虐待が疑われる事案。 事業所従業者から、手を触られる等のセクハラを受けた。 （家族より）支援員が他の支援員を叱責する声・様子が怖くて利用者が行くこと拒んでいる。 支援内容が乱暴である。 虐待・身体拘束に関すること
サービス内容	送迎ルートが限られていて、送迎を利用できない 送迎をしてほしい。 サービス提供時間が短い。 開所時間が延長できないのか（長い時間の受け入れ）という相談。 支給量を毎日にしてほしい（利用者、家族）
その他	送迎バスの運転が危険。 送迎車の運転について

（2）運営に関すること

カテゴリー	主な回答
人員・体制	（事業所）医師・看護職員の確保が困難。 支援員の入れ代わりが激しい。 人員欠如の疑い。（職員の未配置、名義だけの職員がいるなど） 看護職員の未配置。
設備・環境	（事業所）利用者による事業所の設備等の破損が多い。 作業室の環境が悪いこと。
その他	不正請求の疑い。（サービス提供記録を偽造しているなど） 正式に認められた事業所なのか（地域住民から）

### (3) 地域に関すること

カテゴリー	主な回答
資源の不足	事業所に空きがない。 入浴のできる生活介護事業所が少ない。(相談者の居住地において) 地位特性を踏まえた事業所の確保(山間地域ほど事業所数が少ない) 生活介護を利用したくても、どの事業所も定員いっぱいでは利用できない。 医療的ケアが必要な方に対応できる事業所が少ない。
事業所の利用	障害の種別を理由に、事業所に利用を拒否された。 重度の行動障害がある方を受け入れてくれない。
近隣との関係	近所の施設がうるさい 近隣住民からの苦情・トラブル 送迎時に長時間車を止めるときは、車のエンジンを止めてほしいと近隣住民からの苦情。 送迎時の車を止める場所について、近隣住民からの苦情。 騒音(地域住民)
その他	事業所による利用者の取り合い。

### (4) 制度に関すること

カテゴリー	主な回答
制度	就労継続支援B型との同日併用ができない。 同一建物に入所施設(グループホーム)との併設を認めてほしい。 65歳到達後も生活介護サービスを利用したい(利用者・家族) 報酬単価を上げてほしい(事業所)

## ■ 就労B型

### (1) 支援に関すること

カテゴリー	主な回答
工賃	工賃が低い。 工賃が同僚等に比べて低い。(利用者・利用者家族等) 工賃が利用者間で不公平であること(利用者) 工賃が突然引き下げられた。 工賃の支払いについて(支払い時期が遅い) 利用者への工賃額に誤りがあることがある。 工賃の未払い、不適切な支給 利用者の工賃が安い。(昼食代を差し引くとマイナスになってしまう) 自分で欲しい物が見えるよう、賃金の向上。 工賃が安すぎる(利用者・家族) 利用者間の工賃の差の有無(作業量や作業レベルが違うのに同額である。またはその逆) 工賃の算出方法(生産活動収入から必要経費を控除した額から充てていることを知らないケースがある)
支援の質	作業内容がどれも同じような内容で選択の幅が少ない。 本人に合った作業をさせていない。 作業環境に対する不満。 作業がつまらない・きつい(利用者) 利用者同士のトラブルへの施設の対応。 生産活動を行う作業環境について。 生産活動の機会が十分に与えられていない。 利用者に対し一般就労に向けた適切な支援がされていない。 利用者が事業所で何の作業もしていない。 障がい特性に合った生産活動が行えない。 障がい特性を理解していない支援について(自閉症等) 利用者の声がうるさいことについて。 勤務が強制的になっていることについて。

	<p>利用者一人ひとりに対処法及び、職員の資質の向上に力を入れてほしい。</p> <p>職員のサービスの質が悪い。</p>
事業所・職員の対応	<p>事業所職員による差別対応、高圧的対応、個人情報の濫用等について（利用者等）</p> <p>職場環境が悪い。</p> <p>作業中の事故の報告もない。</p> <p>代表者がお金をいっぱい持って贅沢をしている。</p> <p>サービスの質（職員の質が低い・職員が多忙で話を聞いてくれない等）</p> <p>従業者の利用者への態度や言動に不満がある。</p> <p>事業所に、利用契約を急に打ち切られた。</p> <p>口うるさい職員がおり、事業所の雰囲気ガビリガビリしている。</p> <p>職員による利用者への言葉遣い等障害者支援に関すること（利用者・地域から寄せられるものが多い）</p> <p>サービス内容に関する苦情（職員の態度が悪いなど）</p> <p>怪我に関する苦情（作業中・送迎中の怪我など）</p> <p>説明等が不十分</p> <p>職員の対応に対するもの（サービス提供時の態度・接遇など）</p> <p>サービス利用への勧誘の仕方などについて</p> <p>事業主や管理者が職員に対し、高圧的な態度をとる。</p> <p>職員が利用者に対して、高圧的な態度をとる。</p> <p>事業所への不信（運営内容・給与・指導）</p> <p>利用者からの苦情：支援員が支援中いなくなった。確認事項：担当者は利用者伝えて離籍した。</p> <p>職員による虐待が疑われる事案。</p> <p>事業所の人に暴言をはかれる。</p> <p>虐待の疑い。（利用者に対するセクハラ、不当な扱いなど）</p> <p>虐待の相談</p> <p>虐待に関する通報。</p> <p>職員が大声で“びっこを引く”と言っていた。</p> <p>就労継続支援B型事業所の利用者に対して、暴言や肘で突いてくる等をしてる方がいる。事業所職員が注意をしても聞かないので何とかしてほしい。</p> <p>職員のパワハラ</p>
サービス内容	<p>送迎してくれる事業所が少ない。</p> <p>受入れ時間が短い。</p> <p>開所時間の延長（長時間の受け入れ）について。</p>
その他	<p>事業所周辺への駐車</p> <p>利用者の欠席が多い事業所は、職員が受注した業務の穴埋めを行っている。</p>

## （２）運営に関すること

カテゴリー	主な回答
人員・体制	<p>サービス管理責任者や職業指導員が不在、繁忙等により対応してくれない。人員が少ない。（利用者・元職員等）</p> <p>事業所に人が少ないように思う。</p> <p>人員欠如の疑い。（職員の未配置、名義だけの職員がいるなど）</p> <p>人員基準違反に関する通報。</p> <p>正職員よりパート職員の人数が多い。正職員を増やしてほしい。</p>
設備・環境	<p>職場環境（作業場の温度、照明等）が悪い。</p>
その他	<p>民業圧迫</p> <p>不正請求の疑い。（サービス提供記録を偽造している。計画未作成など）</p> <p>訓練等給付費の不正受給</p> <p>地域の連絡会等に全く顔を出さない事業所がある。</p> <p>同一建物に入所施設（グループホーム）との併設を認めてほしい。</p>

### (3) 地域に関すること

カテゴリー	主な回答
資源の不足	事業所に空きがない。 (関係機関) 直Bの原則禁止に伴い就労移行支援事業所を利用する必要があるが、就労移行支援の事業所が少なく 特定地域における事業所数の不足 中山間地域を含め、地域によっては事業所が少なく、選べる仕事内容が選べない。
事業所の利用	一般就労可能な障がい者をB型事業所で囲い込んでいるという声がある 作業能力の高い利用者を引き抜く作業所について。 事業所からの苦情：他の事業所から利用者の引き抜き行為がある。
近隣との関係	事業所建設当初から反対していた特定の地域住民と折が合わない。 地域住民の理解が得られず、反対運動が起こった。 近所の施設がうるさい 騒音（地域住民） 近隣住民からの苦情：事業所がうるさい。 対応：できるだけ窓を閉めるようにする。
その他	(関係機関) A事業所が、十分に関係者に説明することなくA型を廃止してB型事業所の指定を受けている。

### (4) 制度に関すること

カテゴリー	主な回答
制度	就労アセスメントの簡素化を望む声がある 障がいが高く、利用時間が短い方を受け入れると、基本報酬算定に係る平均工賃月額が低くなっている。 体調により休みがちな利用者についても基本報酬の対象者とするのはいかなものか。 報酬改定で給付費が下がった（事業者） (事業所) H30年度報酬改定による収入減。特に月額工賃を基準とした本体報酬の算定方法が不適切。 目標工賃達成加算が廃止されたことにより、基本報酬の増額分よりも加算の廃止による減額分の方が大きくなり、事業所の収入が大幅に減少した。 基本報酬の平均工賃月額が5千円ごとに7段階に細分化されたが、平均工賃を5千円引き上げることは容易でないため、工賃向上のモチベーションの低下を招いている。 報酬改定による基本報酬減の影響が大きい（事業所）

## 3. 自治体の生活介護／就労継続支援B型事業について、課題と思われること

### ■ 生活介護

#### (1) 支援に関すること

カテゴリー	主な回答
支援の質	職員の体系的育成方法を定めている事業所が少ない。 外部の研修内容が職員全体にフィードバックされていない。(職員間の情報共有が出来ていない)。 集団生活がメインとなり、個々の障害特性に配慮した支援が提供できていない事業所が少ない。 障害の多様化に対する職員の対応。 共生型の生活介護事業の支援が可能となり、介護保険のデイサービス事業所における指定の増加が見込まれるが、一人ひとりの障害の状況を踏まえた支援を含む質の確保や向上を図ることができるか疑問である。 創作的活動や生産活動に関し、生活支援員が支援せず、自由に活動させている事業所がある。 利用者本人の自立（身体機能や生活能力の向上）のための支援と、利用者や家族が求める支援についての兼ね合いや保護者への理解・協力のアプローチについて。 就労Bとの多機能型事業所において、生活介護と就労Bの取り組み内容（作業内容）に違いがなく、障害支援区分の高い利用者を報酬単価の関係で生活介護としている事業所が多い。そのため、介護のみ（生産活動には取り組めない）を必要とする障がい者を受入れる事業所が少ない。 毎日支援で手一杯であり、制度理解や指定・報酬基準を満たしているかの随時確認までできていない事業所がある。例えば、強度行動障害や自閉症のある重度の利用者への支援を実施している事業者では、日々の利用者へのマンツーマンでの支援で支援者が手一杯であり、身体拘束に該当する行為の知識や、身体拘束を実施する際の必要な手続きの実施や、個別支援計画への支援内容の記載等の必要性といった一連の流れについての知識がない事業所が見られた。 障害種別に応じて生活介護事業の内容が異なり、障害支援区分が重い身体・知的障がい者に対しては、日中の入浴介助や作業療法（ぬり絵・音楽療法等）的な集団でのアプローチが多く、個別支援が乏しく感じる。この場合、日中一時支援事業との線引きが曖昧である。 職員の障害特性に関する理解。

	<p>ご本人の能力向上に必要な活動が十分とはいえない状況であると推測される。</p> <p>ご本人の特性に合った支援活動が十分に提供されているとはいえない状況があると推測される。</p> <p>事業所間で取り組みや従業者の力量格差を感じる。</p> <p>行動障害がある利用者を多く受入れている事業所のうち、利用者の家族や職員からしばしば、苦情・通報が入る事業所がある。実際の運営上人員が足りていないことが理由の一つであると考え、人員配置基準は満たしているため職員の増員を検討するよう助言することしかできない。</p> <p>事業所によって生活支援員等のスキル差が大きい（資格や研修の有無）。また、それに伴い、重度障害者の受け入れ割合に差が生じている。</p> <p>重複障害（例：精神障害と知的障害）を患っている者に対し、専門的知識を有している職員が少ない。</p> <p>利用者の家族から、事業所の支援員が理不尽なクレームを受けることが多いこと。</p>
高齢化	<p>利用者の高齢化に対応したサービス内容が不十分。</p> <p>利用者の高齢化により、転倒等の事故が多発している事業所が存在する。事業所の設備が老朽化していることも事故の原因の一つと考えられる。</p> <p>利用者の高齢化、利用者家族（特に親）の高齢化。</p> <p>利用者の高齢化に対応しながら個別のニーズに応じた支援方法</p>
支援計画・記録	<p>利用者の単なる日中の居場所となっている事業所については、障がい福祉サービスとして提供しているという意識が低く、サービスの提供の記録が具体的に残っていない事業所が多い。</p> <p>入所施設等において、身体拘束の実施内容等が適切に記録できていない事業所が存在する。直接処遇を行う生活支援員等に、記録の重要性を改めて認識してもらう必要があると考えられる。</p> <p>個別支援計画の内容が不十分である。</p> <p>作成された個別支援計画が事業所内で十分に共有されていない。</p>
送迎	<p>送迎体制が不十分な点。</p> <p>送迎エリア等の理由で利用できないケースがある。</p>
その他	<p>職員同士・事業所同士の横の繋がりが弱い。（自らの支援の課題や問題点を共有できていない）</p> <p>利用者の栄養管理や健康管理が不十分である。</p>

## （２）運営に関すること

カテゴリー	主な回答
人材確保	<p>事業継続に必要な人材確保策。</p> <p>看護職員・医師の確保が難しい。</p> <p>介護給付費だけでは重度重複障害者を受け入れるための手厚い職員配置が難しいこと。（本自治体では独自の補助金を交付）</p> <p>人員不足や、サービス管理責任者などの資格保持者の不足。</p> <p>有資格職員の充実。</p>
提供時間	<p>16時までで終了する事業所が2/3を占めており、家族に負担がかかっている。</p>
職員の定着	<p>職員の定着が悪い。</p> <p>職員の離職率が高く、統一した支援が出来ないため、支援の質が向上しない。</p>
基準の遵守	<p>医師が配置されていない事業所もある。（その際は、医師未配置減算適用を確認。）</p> <p>人員配置等の基準や加算・減算の制度を十分に理解しないで、事業運営している。</p> <p>同じ事故を繰り返す事業所が多い等、リスクマネジメントが不十分。</p> <p>医師の配置が行えていない事業所がある。</p>

## （３）地域に関すること

カテゴリー	主な回答
医ケアの受入先	<p>重症心身障害者を受け入れできる事業所が少ない。</p> <p>医療的ケア、強度行動障害を受入れている事業所が少ない。</p> <p>医療的ケアが必要な障がい者の受け入れ先が少ない。</p> <p>特に障害が重く医療的ケアが必要な人の事業所が少ない。また職員の資質についても専門的な知識もない中、十分な支援がされている状況であるとは言えない。</p> <p>看護師が常駐していない中、インシュリン注射等、常時必要な医療行為に対応できない。</p> <p>医療的ケアが必要な利用者への支援・介護の充実。（看護職員を配置することが難しい）</p> <p>緊急時の医療体制について取り組んでいるところである。災害時のみならず、平時においても重度の医療的ケアが必要な方の受け入れができる医療機関と連携することによって、重度の方が安心して利用できないか模索している。</p> <p>医療的ケア児を受け入れることのできる事業所が少ない。（学校卒業後等の進路）</p>

重度の受入先	<p>日中サービスの中で比較的重度障害者が多く、問題行動や自傷行為の制止をどこまで身体的虐待にならない範囲で実施するか。</p> <p>行動障がいのある利用者等への支援について、難しさを抱えている事業所等が見られる。</p> <p>強度行動障害などの重度障害者の方を受け入れることのできる生活介護事業所が不足している。</p> <p>重度の行動障害がある方を受け入れてくれない</p> <p>行動障害の著しい方の利用が難しい。</p> <p>事故報告書にて、誤薬も多いが、負傷が多いことが目立つ。内容は不穏による暴力行為からの負傷であるものが多く、事業所から聞き取った際に「なぜ不穏になるかわからない」「急に怒り出す」との返答が主である。対象者も行動援護項目点数が10点以上である方が多く、強度行動障害と言われる方に対する細かなアセスメントと支援方針のプラン化に、より力を入れるべきであると考えます。</p>
入浴対応	<p>入浴サービスを行う事業所が少ない。</p> <p>身体障害者の入浴に対応できる事業所が不足している。</p> <p>通所のみ生活介護事業所の多くは、入浴施設がない。</p> <p>入浴サービスは、ニーズが高いが実施している事業所が少ない。</p>
地域格差	<p>事業所数に地域偏差があること。</p> <p>事業所数が圏域によって偏りがある。</p> <p>全体として事業所数の伸びが鈍化している。</p> <p>事業所数に地域的な偏りがある。将来的に需要があるのは間違いないが、明らかに優良な新設の事業所にも利用者が集まりにくい（特別支援学校の新卒者は、高等部の1,2年時に実習により卒業後に利用する生活介護事業所を既に決めている場合が多いため）</p> <p>生活介護事業は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるが、県内の事業所は、人口密度が高い県南に集中していることから、県全域の利用ニーズや県下の地域性を踏まえた適正な事業所確保が必要である。</p> <p>市街地には事業所が多く、郊外には少ないといった地域格差が生じている。</p>
事業所不足	<p>事業所数が不足している。特に、重度の障害者や医療的ケアが必要な方の受け入れ可能な生活介護事業者が少ない。特別支援学校卒業後に通う事業所を見つけるのに苦労している。</p> <p>事業所数が不足している。支援学校の卒業生の行き先も不足している状況。</p> <p>事業所数が不足している。特に医療的ケアが必要な障害児者への生活介護事業所が不足している。</p> <p>障害種別（重心や医療ケアが必要な方）で不足している領域がある。</p>
事業所過多	<p>事業所数が増加の一途を辿っており、障がい福祉計画に定めるサービス量に到達しつつある。</p> <p>総量規制の計画に対して、立ち上げ希望の事業所が多い。</p>
その他	<p>特別支援学校卒業生の受け皿等を今後も整備する必要がある。</p> <p>市で研修や連絡会（交流会）等を企画し、開催しても参加率が低い。</p>

#### （４）制度に関すること

カテゴリー	主な回答
制度・仕組み	<p>市町村からは「就労継続支援B型との同日併用できないことが課題」との声が寄せられている。（午前中B型・午後、生活介後でリハビリや入浴介助、といった利用が報酬の仕組み上できない）</p> <p>支援内容について、事業所等で様々な取り組みが見られており、どのような取り組みが基本であるのかが分からない状況。</p> <p>配置医師の配置状態に関する基準が不明瞭。（*月1回、週1回などの基準がない）</p> <p>事業内容が広汎なため、事業所ごとの対応にバラつきがある。</p> <p>レクリエーションや行事等を実施した場合の報酬算定の取扱い。（自立支援法以前からあった事業所や作業所の設置法人による取り組みが多い。）</p> <p>定員超過に関する取扱い→適正な人員配置・設備要件等でサービス提供を行うためには、定員は遵守すべきである。一方、事業所数や職員の不足により、ニーズはあるが受け入れが出来ない状況も続いている。定員を増やすと報酬も下がってしまうため、定員は変更せず減算にならない範囲で受け入れを行いたいという事業所からの要望が複数あり、適切な対応についての判断基準がほしい。</p> <p>多機能事業所が多く、生活介護以外の通所事業を実施している場合、サービス毎の適切な支援ができていないか不透明である。</p> <p>生活介護事業所とグループホームを同じ法人で行っている場合、兼務関係で常勤の1ヶ月の働く時間を越えているという事例があることや、お互いの事業所の人員基準で常勤の必要数が足りているかどうかという事例はある。</p> <p>生活介護事業所の計画において定める必要量について総量規制が行われていない。</p>
監査	<p>実地監査等を実施しても、指定申請どおりの職員配置がなされているか確認しにくい。</p> <p>基準は満たしているが、運営に関する基準等の理解が不十分な事業所が見受けられる。</p> <p>指定時に訪問をしていないので、支援内容が書類チェックのみであり、実地指導を実施するまで詳細なところまで把握できていない。</p>
共生型	<p>利用者の高齢化に伴い、共生型サービスの促進が必要と考えるが整備が進んでいないこと。</p> <p>平成30年4月より共生型サービスが始まったが、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、双方ともに適用への動きは鈍い。</p>
	<p>入所施設で行う日中活動内容が不十分。</p>

その他	他事業と比べて、営利企業の参入が少ない（本市では0事業所） 生産活動を行う場合の会計処理について
-----	---

## ■ 就労B型

### （1）支援に関すること

カテゴリー	主な回答
工賃	<p>県内の事業所の平均工賃額は年々上昇しているものの、県で定める目標工賃額には至っていない。</p> <p>事業所によっては利用者の高齢化や障害の状態により、月に数日しか利用できない利用者も多く、その結果事業所の工賃水準の引き上げが困難な事業所もみられる。</p> <p>工賃の伸び率の鈍化。</p> <p>工賃の水準が全国平均に比べて低い。</p> <p>工賃実績の二極化、商品の販路と受注の確保。事業所の経営意識、経営感覚の乏しさ。</p> <p>利用者の障害の重度化によって、工賃を上げたとしてもそれに見合う作業を提供できないこと。</p> <p>本県では、全ての事業所に工賃向上計画の策定を促し、計画のPDCAを行う中で様々な支援等を講じているが、平均工賃は全国平均を下回っている状況である。</p> <p>全体の約65%の事業所が自治体内平均工賃を下回っている。（平成28年度）</p> <p>工賃アップに向けた取組に対し、消極的な意見が出やすい。</p> <p>目標工賃を支払うための損益分岐売上高を把握していない。</p> <p>B型利用者の労働者性を理解できておらず、利用者の技能に応じて工賃の差別化を行ってよいと考えている事業所がある。</p> <p>工賃の水準が上がらない。</p> <p>工賃向上に意欲的でない事業所が一部見受けられる。</p> <p>工賃支給水準の維持・向上に繋がる訓練の確保。</p> <p>障害の特性（精神障害等）によって、利用が不定期となる利用者が多いため、事業所としての工賃向上が難しい事業所がある。</p> <p>生産活動の利益以上の工賃を支払っている事業所が多く、工賃水準の適正化が必要。 * 就労Aや就労移行に比べると、比較的課題の少ないサービスと認識。</p> <p>工賃水準が上がらない。（10,000円以下が依然として多い）</p> <p>工賃水準に差が出ている。</p> <p>次のような事柄から工賃が上がらない事業所がある。・営業、販売スキルのある人材の不足。・利用者の高齢化や作業能力の不足。・作業スペースが狭く、新規に仕事を受注できない。</p> <p>工賃3千円ぎりぎりのところがある。</p> <p>工賃向上に対する意識が低い事業所への対応。</p> <p>事業者の中で工賃向上に向けた取り組みに差がある。</p> <p>生産活動の機会（仕事）が少ないため、工賃の水準が上がらない。</p> <p>利用者の障がい特性の多様性による支援への取り組みの難しさ。 工賃向上への取り組み。</p> <p>工賃に差を設けにくいこと。（技能に差のある利用者がある際に、技能の高い利用者から不満が出やすい）</p> <p>収益性の低い生産活動を行っている事業所が多く、工賃水準が上がらない。</p> <p>生産活動収入から工賃が払っていない事業所が多い。</p> <p>工賃向上。（企業からの受注の仕事がメインの収入源であり、限界がある）</p> <p>作業が苦手な利用者が多い事業所は、工賃の水準が上がらない。報酬に影響することから、水準を上げるために利用者の選別や困り込みが行われる可能性が高くなる。</p> <p>工賃を上げるための作業が中心となり、創作活動やレクリエーションなどの時間が削られる可能性が高いため、利用者の通所意欲が低下するのではないかと。</p> <p>現状に満足し、変化を嫌う（例えば工賃が上がり、作業が楽になる作業を紹介しても実施しない）。</p> <p>工賃意識が著しく低い事業所が多い。</p>
	<p>企業が、障害福祉サービス事業所に依頼する作業賃金単価が低い。</p> <p>作業及び支援内容等不透明。</p> <p>障害特性に応じた仕事・作業の開拓（特に山間部）</p> <p>利用者の能力や障がいの性質にはバラつきがあり、規模が大きくない事業所（定員に関わりなく利用者数が少ない事業所）においては複数の生産活動のサービスを提供できず（作業の受注が困難）、個々に合った生産活動を提供できている事業所が少ない。</p> <p>利用者を長期間通所させているが、能力向上に結びつかない事業所がある。</p> <p>支援員の障害理解、支援の質の向上。</p>



支援の質	<p>職員同士・事業所同士の横の繋がりが弱い。（自らの支援の課題や問題点を共有できない。）</p> <p>利用日数や利用時間が少ない利用者に対する支援について。</p> <p>支援方法のマンネリ化。</p> <p>職員の障害特性に関する理解。</p> <p>利用者や家族のニーズ（特性）に合った作業内容の提供が十分ではないと推測される。</p> <p>利用者の栄養管理や健康管理が不十分である。</p> <p>ご本人の能力向上に必要な活動が十分とはいえない状況にあると推測される。</p> <p>行動障害がある利用者を多く受入れている事業所のうち、利用者の家族や職員からしばしば、苦情・通報が入る事業所がある。実際の運営上人員が足りていないことが理由の一つであると考え、人員配置基準は満たしているため職員の増員を検討するよう助言することしかできない。</p> <p>事故報告書にて、誤薬も多いが、負傷が多いことが目立つ。内容は不穏による暴力行為からの負傷であるものが多く、事業所から聞き取った際に「なぜ不穏になるかわからない」「急に怒り出す」との返答が主である。対象者も行動援護項目点数が10点以上である方が多く、強度行動障害と言われる方に対する細かなアセスメントと支援方針のプラン化に、より力を入れるべきであると考え。</p>
高齢化	<p>利用者の重度化・高齢化への対応。</p> <p>利用者が高齢化・重度化しているが、他の事業所に変更が難しい。</p> <p>高齢者（65歳以上）については、原則介護保険へ移行するが、生産活動が低下しているにもかかわらず、引き続き居場所として利用していると思われるケースがあるが、明確な指導基準がない。同様に、高齢者（65歳以上）の方が、新規で申請された場合の適性判断についても、高齢者になってから障害者とされた人について、本当に必要なサービスなのか考えさせられる。</p> <p>利用者の高齢化、利用者家族（特に親）の高齢化。</p> <p>利用者の高齢化に対応しながら個別のニーズに応じた支援方法</p>
支援計画・記録	<p>個別支援計画の目標設定が具体的でないため、利用者の特性に合った福祉サービスが提供できていない事業所が多い。</p> <p>個別支援計画の内容が不十分である。</p> <p>作成された個別支援計画が事業所内で十分に共有されていない。</p> <p>毎日支援で手一杯であり、制度理解や指定・報酬基準を満たしているかの随時確認までできていない事業所がある。例えば、強度行動障害や自閉症のある重度の利用者への支援を実施している事業者では、日々の利用者へのマンツーマンでの支援で支援者が手一杯であり、身体拘束に該当する行為の知識や、身体拘束を実施する際の必要な手続きの実施や、個別支援計画への支援内容の記載等の必要性といった一連の流れについての知識がない事業所が見られた。</p> <p>作成された個別支援計画が事業所内で十分に共有されていない。</p>
就労支援	<p>「就労の場」として重視しない。（居場所として認識）</p> <p>一般就労への取り組みに対し意識の低い事業者がある。</p> <p>本来、訓練等給付事業は一般就労やひとり暮らしを目指すための通過点ではあるはずだが、最終目標になってきているように感じる。</p> <p>就労能力向上に結びつかない支援を行う事業者がある（音楽活動等）</p> <p>就労支援だけでなく、生活支援にも取り組まなければならない環境。</p> <p>利用者のモチベーション、ステップアップ。</p> <p>就労継続支援B型事業所を就労訓練の場ではなく、居場所として利用希望する方が増加している。</p> <p>利用者を一般就労に送り出そうという意識が薄い事業者が多い。</p> <p>作業能力の高い利用者が減ると効率が落ちるので、一般就労への取り組みが真剣ではない。</p> <p>就労継続支援B型利用者が、就労継続支援B型以外の就労系サービスを利用することや、一般企業への就労の可能性がある。</p> <p>就労に必要な知識及び、能力の向上のために必要な訓練等の支援が行えていない。支援内容を見る限りだと生活介護に近い。</p> <p>事業所を運営する者が、B型事業所の役割は、利用者の場（居場所）の提供という思いが強く、就労の作業場という意識が低い。</p>
送迎	<p>送迎がない事業者がある。</p> <p>送迎体制が不十分な点。</p> <p>送迎エリア等の理由で利用できないケースがある。</p>
医ケア・健康管理	<p>医療的ケアが必要な利用者への支援の充実。</p> <p>利用者の栄養管理や健康管理が不十分である。</p>
その他	<p>各生産活動におけるエース利用者の引き留め。</p> <p>障害の程度の差が大きい。</p> <p>利用者の能力差が大きくなりすぎて、公平性に欠ける面がある。</p>

(2) 運営に関すること

カテゴリー	主な回答
人材確保	<p>事業継続に必要な人材確保策。</p> <p>職員の離職率が高く、統一した支援ができていないため、支援の質が向上しない。</p> <p>有資格職員の充実。</p> <p>利用者の高齢化や障害の重度化に伴い、B型利用が困難な利用者が増加していく傾向がある。当該事業所職員と長年の支援関係が構築されている利用者にとって、他の生活介護事業所に移ることは負担が大きく、事業所としても生活介護への移行を検討せざるを得ないが、支援員の確保が難しい。</p> <p>重心等、利用者に重度な障害がある場合、地域によって配置すべき医師や看護師の確保が難しい事業所がある。</p>
基準の遵守	<p>自立支援給付費を工賃の支払いに回しているところがある。</p> <p>サービス管理責任者の不在、職員欠如で減算。</p> <p>就労会計と訓練等給付費を、明確に区別することを理解していないと思われる法人がある。</p> <p>人員配置基準を理解していない事業所がある。</p> <p>不適切な会計処理が多い。</p> <p>最低賃金を支払わなくてもいいという認識が蔓延している。</p> <p>基準を理解できていない事業所の対応。</p> <p>施設外就労が多くなっているが要件が満たせていない例あり。</p> <p>多機能事業所としての人の兼務（A・B・生活介護）による基準違反の例あり。</p> <p>給付費を利用者工賃に充てている事業所がある。</p> <p>利用者への工賃支払いにおいて、生産活動の収益では賄いきれず、結果として訓練等給付費を工賃に充ててしまっている事業所が存在する。</p> <p>事業所家賃の計上や減価償却費に生産活動で使用しないものを含んでいるなど</p> <p>就労支援会計の事務処理が不十分であるため、適正に工賃が支払われておらず、基本報酬算定に多大な影響がある。</p> <p>1日単位ではなく、短時間の施設外就労を実施した場合の人員配置の考え方に対する取扱い。</p> <p>人員配置等の基準や加算・減算の制度を十分に理解しないで、事業運営している。</p> <p>「就労支援等の事業に関する会計処理の扱いについて」（平成18年10月2日社援発代1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づいて適正な会計処理が出来ている事業所が少ない。</p> <p>会計基準についての認識が不足している</p> <p>人員不足や、サービス管理責任者などの資格保持者の不足。</p> <p>生産活動を行う場合の会計処理について</p>
健全な運営	<p>基準は満たしているが運営や支援内容が不透明な事業所がある。</p> <p>稚拙な運営が多い。</p> <p>事業者の経営センス。</p> <p>基準は満たしているが運営に関する基準等の理解が不十分な事業所が見受けられる。</p> <p>支援内容が不透明な事業所がある。</p> <p>基準は満たしているが、職業指導員と生活支援員の違いを理解していない。</p> <p>系列法人への施設外就労の事例が散見されるが、労働力の搾取にも見え、それが本当に制度の趣旨にかなっているかについて疑問がある。</p> <p>従業員には資格要件がないため、障がい者支援未経験者を配置する例が多い（そのような新規事業者が適切な支援を行っているのか）。</p> <p>施設外就労の実態把握に苦慮している。（事業所と実習先企業との契約に基づいて行われるため、現場の状況や人員配置等を確認することが難しい。）</p> <p>通所利用するだけで、就労継続支援事業の目的と合致しない受入れ方をしている事業所や、本人の課題に向け、本人主体で作られた個別支援計画に基づいての支援を行っているか、疑問に思える事業所がある。相談支援事業所と、本人の支援について連携できていない事業所、一般就労への支援も担うべきことを意識していない事業所があること、報告を受けることがある。</p> <p>生活介護事業所とグループホームを同じ法人で行っている場合、兼務関係で常勤の1ヶ月の働く時間を越えているという事例があることや、お互いの事業所の人員基準で常勤の必要数が足りているかどうかという事例はある。</p> <p>精神障害を持つ利用者が多い事業所においては特に、利用者が頻繁に欠席してしまうために安定的な事業運営が困難な事業所が存在する。</p> <p>事業所ごとの生産性が上がらず、生産活動において赤字となっている事業所が多くなっている。</p>
職員の専門性	<p>事業所間で取り組みや従業者の力量格差を感じる。</p> <p>事業所によって生活支援員等のスキル差が大きい（資格や研修の有無）。また、それに伴い、重度障害者の受け入れ割合に差が生じている。</p> <p>重複障害（例：精神障害と知的障害）を患っている者に対し、専門的知識を有している職員が少ない。</p>
他事業との差別化	<p>生活介護と併設されており、事業の目的に適した支援がされているか不明確であり、運営等が不明確。</p> <p>多機能型事業所において生活介護とのサービスの違いを意識できていない事業所が少ない。</p> <p>多機能事業所が多く、生活介護以外の通所事業を実施している場合、サービス毎の適切な支援ができていないか不透明である。</p>

その他	指定時に事業所訪問していないので、実地指導を実施するまで事業所の支援内容等の把握が十分ではない。 利用者の家族から、事業所の支援員が理不尽なクレームを受けることが多いこと。
-----	---

### (3) 地域に関すること

カテゴリー	主な回答
医ケアの受入先	地域に移行した重度障がい者や医療的ケアが必要な方が、日中活動の場として利用できる事業所が不足している。 強度行動障害や医療的ケアを必要とする障がい者が利用できる事業所が少ない。 事業所数が不足している。特に医療的ケアが必要な障害児者への生活介護事業所が不足している。 医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れられる事業所が不足している。 日中活動場所の数は充実しつつあるが、重度心身障がい者（身体・知的重複）や、強度行動障がいの利用希望者を受け入れられる事業所が不足している。 医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れる事業所が不足している。
重度の受入先	重度の行動障害がある方を受け入れてくれない（上記2と同様。と記載ありました） 行動障害の著しい方の利用が難しい。
入浴対応	入浴サービスは、ニーズが高いが実施している事業所が少ない。
地域格差	事業所数に地域偏差があること。 事業所数が圏域によって偏っている。 地域によって利用のばらつきがあり、利用者の少ない事業所がいくつかある。 就労継続支援B型事業所は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるが、県内の事業所は、人口密度が高い県南に集中していることから、県全域の利用ニーズや県下の地域性を踏まえた適正な事業所確保が必要である。また、各事業所では工賃水準の向上に向けた様々な取り組みを行うとともに、行政も共同受注等の取り組みを支援しているものの、全国的には低水準にある。 市街地には事業所が多く、郊外には少ないといった地域格差が生じている。
事業所不足	県で見込んでいる利用量に対して、事業所数が不足している。 事業所数が不足している圏域（市・町）がある。 事業所数が不足している。支援学校の卒業生の行き先も不足している状況。
事業所過多	事業所数がA型と比較し、増加している。 事業所数が多く、供給過多の状況にあるが、指定を制限するには様々な課題があり困難。 事業所数は増加を続けてる。 総量規制の計画値に対して、常に計画値を超える指定希望事業所が挙がり、指定事業所の優先順位づけに苦慮している。 定員に余裕（満たない）のある事業所の増加が懸念されている。 就労継続支援B型事業所の計画において定める必要量について総量規制が行われていない。報酬目当てにA型事業所からB型事業所に変わる動きがある。
その他	地域活動支援センターⅢ型から就労継続支援B型に転換する事業所が多く、平均工賃を引き下げている。 事業所と関係機関の連携を強くする必要がある。 特定の事業所に利用希望が集中している。（偏りがみられる） 市で研修や連絡会（交流会）等を企画し、開催しても参加率が低い。

### (4) 制度に関すること

カテゴリー	主な回答
制度・仕組み	多くの就労継続支援B型事業所が取り組む農福連携など、施設外就労について、現地（農地）までの移動手段がないとともに、B型事業所職員の随行が求められるなど課題がある。 施設外就労として、法人内の別施設や関連する民間企業で就労させている場合、それが施設外就労として適切なのか疑問を感じる。 就労継続支援A型事業所の運営が困難になり、B型に移行を考えている事業所があるが、運営側の都合で移行することに本来の支援はどこにあるのか疑問を感じる。 直Bのアセスメントのフォーマットが決まっていないため、アセスメントの視点が不明瞭である。 精神障がいの方を多く受入れている事業所では、予定通りの通所ができず、結果として平均工賃が下がるため、報酬区分が下がる状況にある。 B型に通いながら、アルバイトをしたいという声があるが、一般的には認めていない。一方で、短時間就労の創出を目指す政策の動きがある。 レクリエーションや行事等を実施した場合の報酬算定の取扱い。（自立支援法以前からあった事業所や作業所の設置法人による取り組みが多い。）
	複数事業者の利用について、生産活動に必要な訓練であるか明確な指導基準がない。また、上限管理ができていない。

監査	定員超過に関する取り扱い→適正な人員配置・設備要件等でサービス提供を行うためには、定員は遵守すべきである。一方、事業所数や職員の不足により、ニーズはあるが受け入れが出来ない状況も続いている。定員を増やすと報酬も下がってしまうため、定員は変更せず減算にならない範囲で受け入れを行いたいという事業所からの要望が複数あり、適切な対応についての判断基準がほしい。
共生型	平成30年4月より共生型サービスが始まったが、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、双方ともに適用への動きは鈍い。
報酬改定	<p>平成30年度の報酬改定で、精神障害者が障害福祉サービスを利用しにくくなったとの声を聞く。（制度上、精神障害者は生活介護等の他の通所事業を利用しにくい中、社会復帰を目標に少しずつ利用日数を増やそうとする精神障害者を受入れると、その就労B型の平均月額工賃が下がってしまう）</p> <p>H30年度報酬改定による月額工賃を基準とした本体報酬の算定は問題が多い。（利用日数の少ない利用者＝支援がより多く必要な利用者が多い事業所は報酬が少なくなってしまう、コンスタントな利用が見込めない利用者が排除される可能性がある、作業能力の高い利用者が一般就労したくても引き止められる可能性がある）</p> <p>今回の報酬改定で、約6割の事業所が報酬減になるなど、運営が厳しくなっている。</p> <p>平成30年度から本体報酬が前年度平均工賃月額に応じた区分となったが、生活活動に係る必要経費の年度総額は3月31日時点では未確定のため4月15日の介護給付費等に係る体制に関する届出は不可能で見込みで届出するしかない。後に修正請求となると事業所に多大な事務負担となる。また、目標工賃達成加算の復活の要望は多く聞いている。</p> <p>B型事業所に対する報酬体系（B型事業所は、入院中の精神障がい者の地域移行のステップとしても利用されており、雇用契約を締結できない障がい者の就労の場を確保するという役割がある。精神障がい者の中には、週5日の安定した活動が困難な方も多数利用されており、月額平均工賃が低下する要因の一つとなっている。現在の月額平均工賃を基本とした報酬体系では、適切な事業運営に支障をきたしていることから、例えば、日額換算や時間額換算を採用するなど、実態に即した運用を行う必要がある。）</p> <p>本年度の報酬改定により、高い工賃を稼ぐことが出来ない利用者が敬遠される傾向が生じている。</p> <p>報酬改定により、工賃向上に向け取り組んできた事業所に対する報酬上の評価が後退しており、事業所の工賃向上へのモチベーションの低下を招いている。</p> <p>H30報酬改定により、平均工賃月額に応じた報酬設定となったため、工賃が低い事業所は運営が困難となる懸念がある。また、工賃の低い事業所は、運営を継続するために報酬の中から工賃を支払うなど不適切な運営を行う事業所が増える懸念がある。</p> <p>手厚い支援が必要な利用者を受け入れており、工賃水準の引き上げが困難な事業所の報酬改定による影響が大きい。</p> <p>今年度から、基本報酬の算定根拠が利用者の平均工賃とされたため、やむを得ないと思われる事情により平均工賃が低くなってしまう事業所は報酬上不利になってしまう。（例）視覚障害者を主に受け入れている事業所の場合は、できる作業に限られるため、平均工賃が低く抑えられてしまう。</p> <p>今年度より基本報酬が前年度の平均工賃月額実績により算定されることとなった。利用者の特性上、休むことや短時間利用となる精神障害者を主に受け入れる事業所からは善処を望む声が聞かれる。</p>
その他	<p>就労継続支援B型、就労移行支援を経て就労という一連の流れではなく、最近では支援学校から直接障がい者枠で雇用となっていることが多くなっていると聞いている。</p> <p>就労継続支援より「居場所」としての意味合いが大きくなっている事例が見受けられる。</p> <p>障害種別に応じて生活介護事業の内容が異なり、障害支援区分が重い身体・知的障がい者に対しては、日中の入浴介助や作業療法（ぬり絵・音楽療法等）的な集団でのアプローチが多く、個別支援が乏しく感じる。この場合、日中一時支援事業との線引きが曖昧である。</p>

## 事業所ヒアリング調査 協力事業所一覧

	事業所名	運営主体名	調査実施日
1	ふみだす	社会福祉法人伊達コスモス 21	平成 31 年 3 月 14 日
2	あすなるホーム	社会福祉法人燦々会	平成 30 年 12 月 6 日
3	パン工房いそつば	社会福祉法人栗原秀峰会	平成 30 年 12 月 4 日
4	ヴィ長屋	社会福祉法人ドリームヴィ	平成 30 年 10 月 30 日
5	アンジュ	社会福祉法人原町成年寮	平成 30 年 11 月 1 日
6	カラコネオフィス	NPO 法人カラフル・コネクターズ	平成 31 年 2 月 28 日
7	ワークセンターこむたん	社会福祉法人あけぼの福祉会	平成 30 年 11 月 7 日
8	福祉創造スクウェアすぷら	社会福祉法人県央福祉会	平成 30 年 10 月 31 日
9	ワークショップ SUN	社会福祉法人すずらんの家	平成 30 年 10 月 31 日
10	朋	社会福祉法人訪問の家	平成 30 年 12 月 11 日
11	ライフサポート・ラヴィ	社会福祉法人蒼溪会	平成 31 年 1 月 23 日
12	ピアファーム	NPO 法人ピアファーム	平成 30 年 11 月 7 日
13	野坂の郷	社会福祉法人ウェルビーイングつるが	平成 30 年 11 月 8 日
14	あるく川名	カタリスト株式会社	平成 30 年 11 月 29 日
15	日中支援センター八兵衛・十兵衛	NPO 法人楽笑	平成 30 年 11 月 30 日
16	いにしき	NPO 法人 Re-Live	平成 31 年 2 月 7 日
17	ほっとステーションぼてと	NPO 法人ひやしんす	平成 31 年 2 月 8 日
18	ぷろぼの	社会福祉法人ぷろぼの	平成 31 年 1 月 30 日
19	たんぼぼの家アートセンター-HANA	社会福祉法人わたぼうしの会	平成 31 年 1 月 31 日
20	オーダーメイド、これから	社会福祉法人四ツ葉会	平成 30 年 11 月 19 日
21	ひだまりいろ	社会福祉法人中野社会福祉協会	平成 30 年 11 月 20 日
22	ぬか つくるとこ	株式会社ぬか	平成 30 年 11 月 20 日
23	セルフ南風	社会福祉法人南風荘	平成 30 年 9 月 22 日
24	緑豊舎	社会福祉法人千花千彩	平成 30 年 9 月 22 日
25	Do やまびこ田村事業所	社会福祉法人やまびこ会	平成 31 年 1 月 25 日
26	セルフ簞蔵	社会福祉法人池田博愛会	平成 31 年 1 月 24 日
27	あおぞらワークス、せいうん、はばたき園	社会福祉法人宗友福祉会	平成 30 年 12 月 11 日
28	青い空	NPO 法人脳損傷友の会高知	平成 30 年 12 月 10 日
29	ライフサポートはる	社会福祉法人はる	平成 30 年 11 月 2 日
30	ともしび	NPO 法人ともしび	平成 30 年 11 月 1 日
31	氷川学園	社会福祉法人清流会	平成 31 年 2 月 4 日
32	三気の里	社会福祉法人三気の里	平成 31 年 2 月 5 日
33	なのはな園	社会福祉法人幸喜会	平成 30 年 12 月 21 日

研究報告会  
「障害者の福祉的就労と日中活動サービス  
－就労継続支援B型・生活介護の事業と支援のあり方について－」

添付資料

- 7-1 次第
- 7-2 講演資料：朝日 雅也氏（埼玉県立大学 教授）
- 7-3 シンポジウム資料：志賀 利一 氏（社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援事業部長）
- 7-4 シンポジウム資料：大村 美保 氏（筑波大学 助教）
- 7-5 シンポジウム資料：相馬 大祐 氏（福井県立大学 講師）
- 7-6 研究報告資料：岡田 裕樹（国立のぞみの園 研究部研究員）

# 障害者の福祉的就労と日中活動サービス

—就労継続支援B型・生活介護の事業と支援のあり方について—

平成31年1月18日（金）9：30～14：30

品川フロントビル会議室

## < 本日の流れ >

- 9：30～ 9：35 開会、主催者挨拶： 深代 敬久（国立のぞみの園理事長）
- 9：35～ 9：50 厚生労働省挨拶： 石井悠久（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 課長補佐）
- 9：50～ 10：50 講演「障害者の福祉的就労と日中活動を展望する」  
講師：朝日 雅也氏（埼玉県立大学 教授）
- 10：50～ 11：00 休憩
- 11：00～ 11：45 研究報告「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」  
講師：岡田 裕樹（国立のぞみの園 研究部研究員）
- 11：45～ 12：45 休憩
- 12：45～ 14：30 シンポジウム  
村山 奈美子氏（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
就労支援専門官）  
原 雄亮氏（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉  
福祉サービス係長）  
志賀 利一氏（社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援事業部長）  
大村 美保氏（筑波大学 助教）  
相馬 大祐氏（福井県立大学 講師）  
日詰 正文氏（国立のぞみの園 研究部部長）
- 質疑応答

# 障害者の福祉的就労と日中活動を展望する

2019(平成31)年1月18日(金)

朝日雅也(埼玉県立大学)



## 本日の内容

1. 改めて“日中活動”を問う
2. 日中サービスの“質”とは何か
3. 関連する分野との関係を問う
4. ガイドラインに期待するもの

# 1. 改めて“日中活動”を問う

# “日中活動”って？

## S大学のゼミ(4年生)での会話①

学生S:A先生、ご心配をおかけしましたが、卒業できそうです。

A教授:それは良かった。ところでSさん、卒業後の日中活動は何をするの？

学生S:日中活動・・・ですか??

## S大学のゼミ(4年生)での会話②

学生Y:A先生、ご心配をおかけしましたが、内定をいただきました。

A教授:それは良かった。ところで、その就職は一般就労？

学生Y:一般就労・・・ですか??

## 当たり前前の働き方と暮らし方をめざして

- 障害があると働き方や暮らし方が違うのだろうか。
- はじめから「難しい」と決めつけてはいないだろうか。
- 制度に合わせた働き方や暮らし方をさせようとしていないだろうか。

# 地域社会で暮らし方を選択する権利

## ◆障害者基本法(第3条)

全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

## ◆国連障害者権利条約(第19条)

全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

(中略)

障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

\* to live in a particular living arrangement

# サービスの対象者とサービスの供給

- 地域においてどのようなサービスが必要か、誰を対象とするか。
- 必ずしも明確な基準に基づいてマッチングしていないのではないか。

《例》「働くこと」を標準化することの難しさ

# 第5期障害福祉計画における国の目標①

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・平成 32 年度末までの施設入所者の地域生活移行数  
⇒平成 28 年度末の施設入所者数の9%以上

## ・平成 32 年度末における施設入所者数

⇒平成 28 年度末の施設入所者数から2%以上削減

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・市町村ごとの保健、医療福祉関係者による協議場設置

⇒平成 32 年度までに全ての市町村ごと設置する。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

⇒平成 32 年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1つ整備

## 第5期障害福祉計画における国の目標②

### (4) 障害児支援の提供体制整備等

- ・児童発達支援センターの設置

  - ⇒平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置

- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

  - ⇒平成 32 年度末までに、全ての市町村において利用できる体制を構築

- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

- ・重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

  - ⇒平成 32 年度末までに、各市町村少なくとも1カ所以上確保

- ・医療的ケア児のため関係機関の協議の場の設置

  - ⇒平成 30 年度末までに、各市町村に設置



## 第5期障害福祉計画における国の目標③

- ・福祉施設から平成32年度中に一般就労に移行する者  
⇒平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上を基本。
- ・就労移行支援事業の平成32年度末における利用者数  
⇒平成28年度末における利用者数の2割以上増加。
- ・就労移行支援事業所の就労移行率  
⇒移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率  
⇒職場定着率を8割以上を基本。

# 鍵を握る社会的役割の保障

仕事か介護かではなく、**社会的役割**をいかに保障していくのか。

尊厳ある暮らし方の保障

## 2. “日中活動”の質とは何か

# 日中サービスの質とは何か(1)

高い工賃を実現すること？

自立を促進(実現)すること？

利用者が望む働き方と暮らし方を実現すること？

## 日中サービスの質とは何か(2)

“質”をどう測るのか

①結果

②プロセス

③利用者の満足度

④提供者の満足度

⑤利用者と提供者の“対話”による協働作業

⑥社会への説明

# 工賃という“モノサシ”

報酬基準の見直し

高工賃を評価

⇒経済活動を評価

⇒福祉的支援が高いので工賃が高い？

⇒対象者の状況と付加価値の高い仕事に左右される？

◆工賃しか測れない？

◆工賃だけでは測れない？



# 自立という“モノサシ”

介護の「先」にあるものは？

「自立」は測れない



# 就労継続支援B型と生活介護

- 多様な働き方としての生活介護
- 多様な暮らし方のひとつとしての就労継続支援B型



# その人にとっての働く意味を考える

《働く、仕事する、作業するに関する英語》



# その人にとっての働く意味を考える

## 《働く、仕事する、作業するに関する英語》

ワーク (work: 働く、なすべき仕事)

ジョブ (job: 賃仕事、請負仕事)

プロフェッション (profession: 専門的な仕事)

ヴォケーション (vocation: 天職)

キャリア (career: 経歴、職業での成功)

ポスト (post: 職位、仕事)

タスク (task: 義務として負わされた仕事)

レーバー (labor: 労役、骨の折れる仕事)

オキュペーション (occupation: 作業)

ビジネス (business: 用事、取引)

ミッション (mission: 使命)



### 3. 関連する分野との関係を問う

# 隣接する領域との関連性

働く、活動することについては隣接する領域との関わりが重要

○労働（障害者雇用）

○保健医療

○教育（特別支援教育）

⇒求められる連続性と非連続性

# 障害者就労支援の困難さとダイナミックさ

## 障害者就労支援施設のミッションと困難性

経済活動

福祉支援

## 障害者就労支援施設のミッションとダイナミックさ

経済活動

福祉支援

福祉の企業化



企業の福祉化



# 就労移行支援の「移行」

## ◆福祉から雇用への「移行」

就労移行支援 ⇒ 一般就労への移行

## ◆雇用から福祉への「移行」

一般就労から就労継続支援への移行

移行とは下位から上位をさす(その逆も含めて)のではなく  
「対等な双方向性」を持つ



## 4. ガイドラインに期待するもの

# 基盤にしたい共生社会の実現

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」

(障害者基本法第1条)

共生社会を構成する「当事者」は・・・

⇒すべての国民

インクルージョンとは・・・

⇒すべての国民がそこにいること



# 誰もが障害者福祉の当事者

- 第一義的な当事者は障害のある人
- でも、障害によって働き方や暮らし方に困難があるとしたら、その困難を取り巻く当事者は？
- せっかく同じ時代、同じ社会に生き合うのだから、共に手を携えていきたい

# ガイドラインに何を求めるのか

障害のある人、それを支援する人にとってより良いサービスの気付きになること

外発的誘導策に留まらず、内発的な動機付けになることを期待

ガイドラインに示された事項を具備しているかどうかを分別するのではなく、現状を踏まえながらも新たな気づきによって、サービスの質が向上することが重要

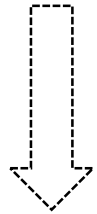
ご清聴、ありがとうございました



# 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上に関する研究 (報告会資料)

社会福祉法人横浜やまびこの里 志賀利一

# 福祉的就労・日中活動サービスの誕生の背景 I



H15年4月

ノーマライゼーション  
理念の実現

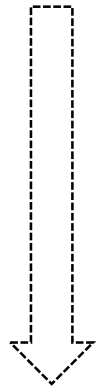
S56 国際障害者年  
H5 障害者基本計画

社会福祉の  
基礎構造改革

H2 社会福祉八法改正  
H12 介護保険

支援費制度（日中サービス変更なし）  
地域生活支援の充実と地域生活移行  
サービスの選択と契約

- ホームヘルプ等、想定以上の利用増
- 財政的な問題
- 地域格差・障害種別施策の弊害 等



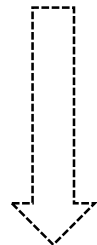
H18年10月

第18回社会保障審議会障害者部会（H16.10.12 改革のグランドデザイン案）

- 障害保険福祉の総合化：年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくりを進める
- 自立支援型システムへの転換：障害者が、就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進める
- 制度の持続可能性の確保：障害者を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度にする

障害者自立支援法（新サービス体系）

- 障害種別でないサービス体系の一元化
- サービス提供主体を市町村に一元化
- 支給決定プロセスの明確化
- 就労支援の強化
- 安定的な財源の確保



H30年4月

障害者総合支援法（日中サービス変更なし）

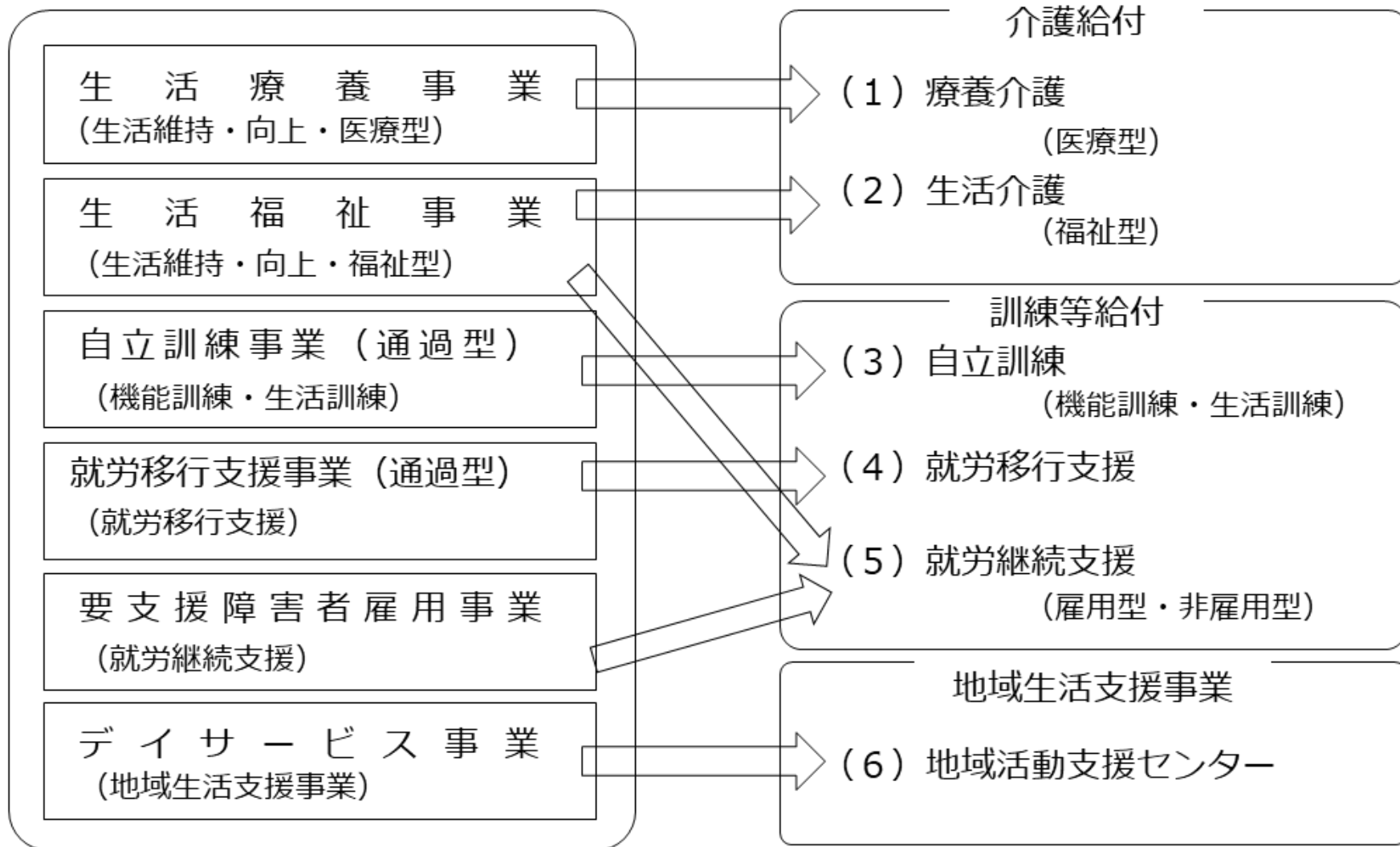
- 介護保険サービス利用の負担軽減
- きめの細かい障害児サービス
- サービスの質の確保向上に向け環境整備



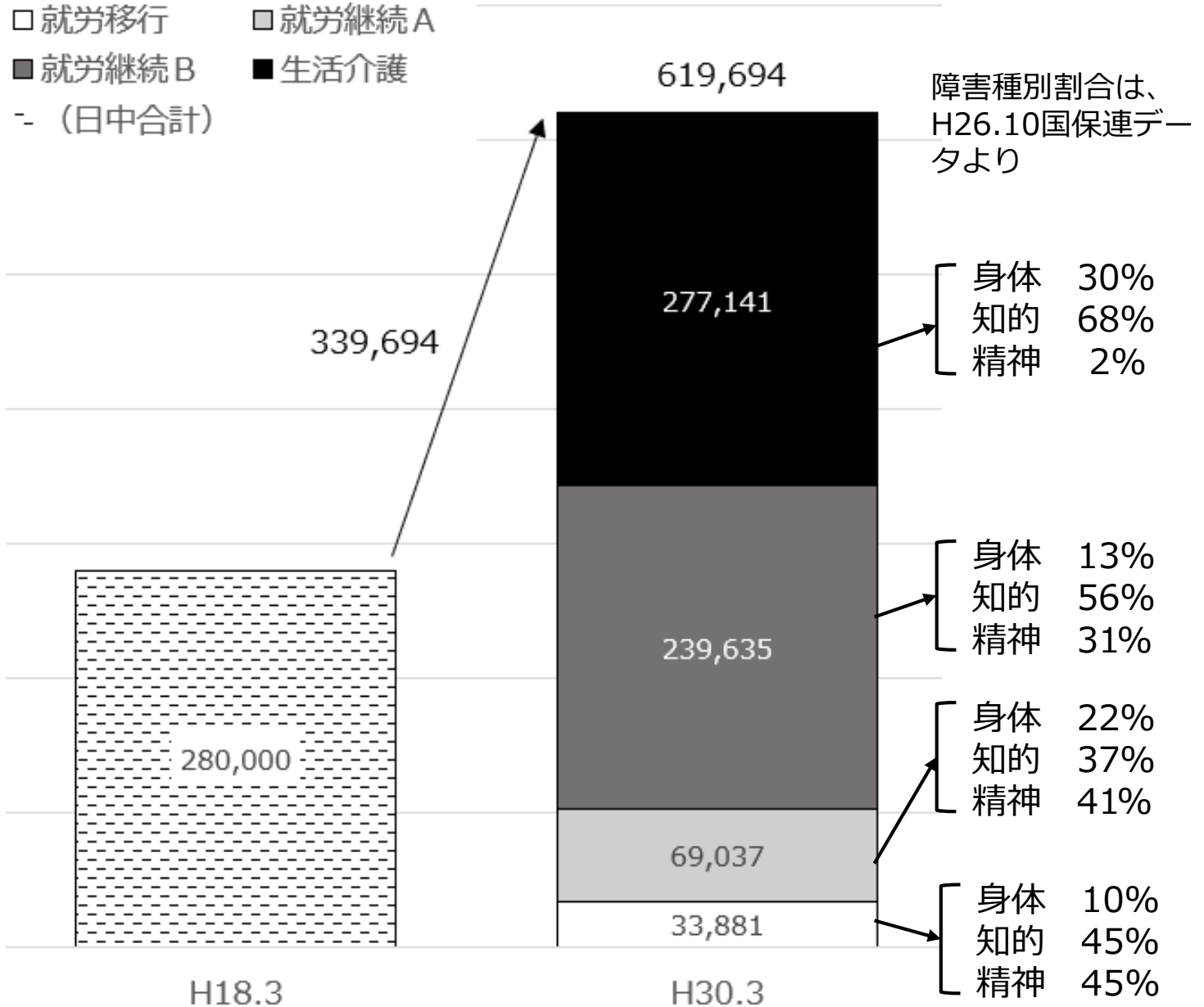
# 現在の日中活動サービスの体系

改革のグランドデザイン案のサービス体系  
2004年10月

障害者自立支援法のサービス体系案  
2006年10月

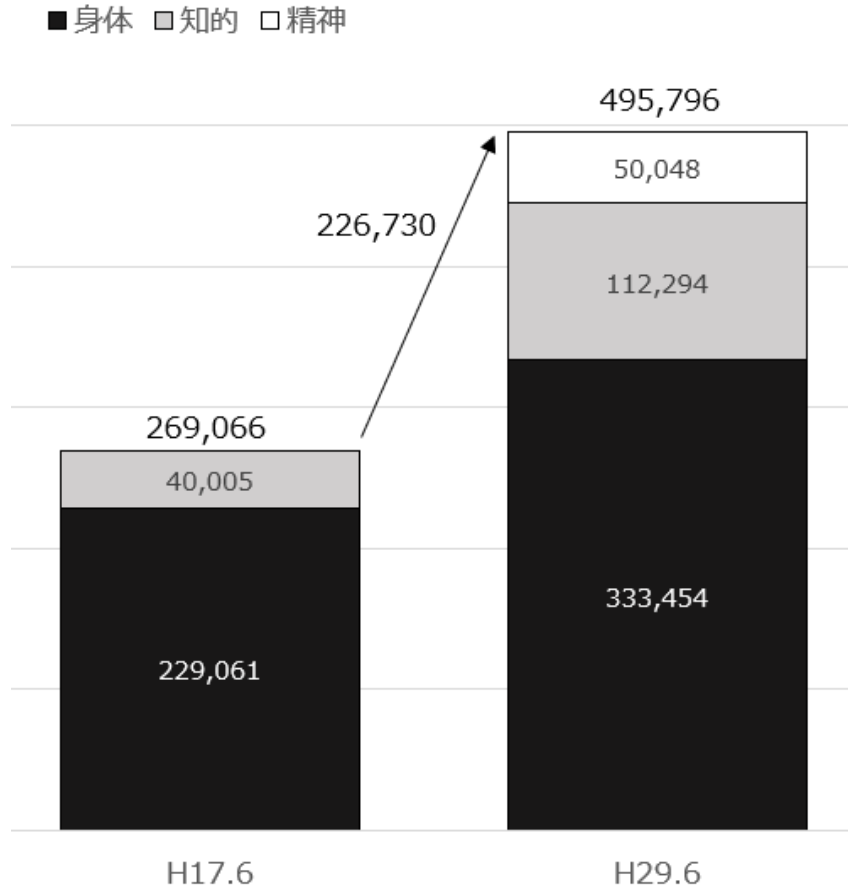


# 日中活動サービスの利用状況の変化

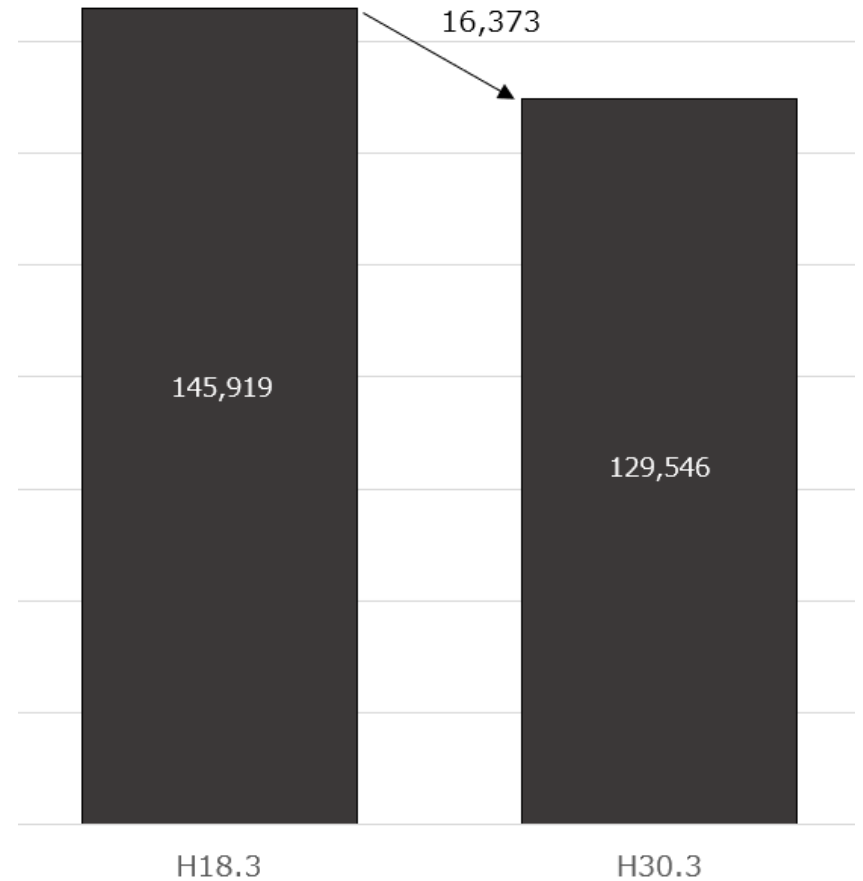


# 12年間の関連する変化

■ 身体 □ 知的 □ 精神



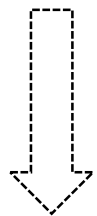
民間企業における障害者雇用数



障害者支援施設の入所者数



# 福祉的就労・日中活動サービスの誕生の背景Ⅱ



**H15年4月**

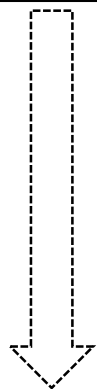
成年後見制度 (H12)  
改正社会福祉法 (H12)

社会福祉の  
基礎構造改革

H2 社会福祉八法改正  
H12 介護保険

ノーマライゼーション  
理念の実現

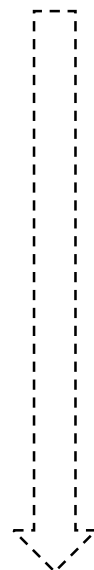
S56 国際障害者年  
H5 障害者基本計画



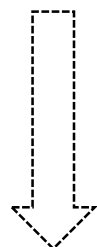
**H18年10月**

障害者基本法改正 (H23.8)  
障害者虐待防止法 (H24.10)

より多くの人が身近な地域  
で生活できる社会へ



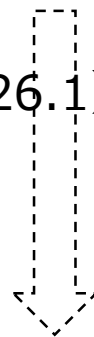
社会的障壁の除去  
共生社会



**H30年4月**

障害者差別解消法 (H28.4)

障害者権利条約批准 (H26.1)



# (論点)

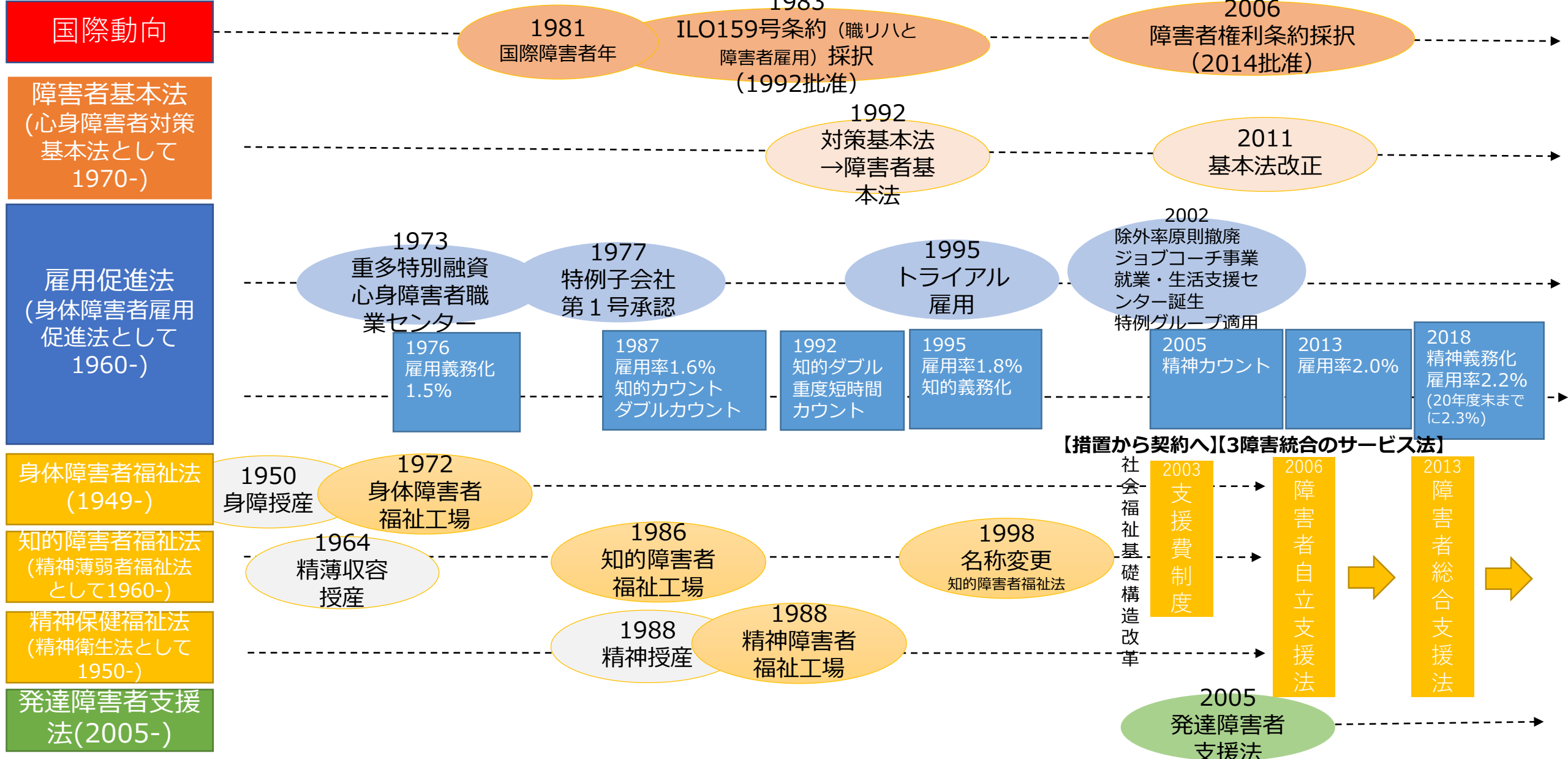
平成30年度厚生労働科学研究補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」シンポジウム  
障害者の福祉的就労と日中活動サービスー就労継続支援B型・生活介護の事業と支援のあり方についてー

# 障害者の労働・雇用と就労継続支援B型

ー 国際動向から事業と支援のあり方を考える ー

大村美保  
筑波大学人間系

# 障害者の労働・雇用の長い歴史と現在



---

# Sheltered Employment/Workをめぐる パラダイムシフト

## **ILO168号勧告(1983)**

II 11(b)一般雇用に就くことが可能でない障害者のための各種の保護雇用を  
確立するための適当な政府援助を行うこと

## **障害者権利条約(2007)**

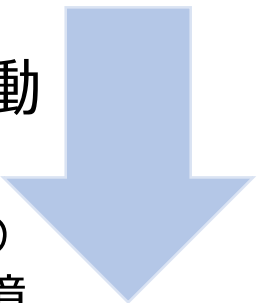
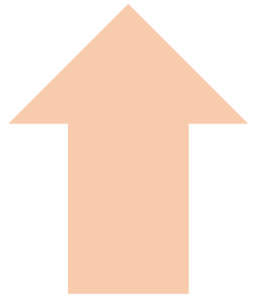
Sheltered Employment/ Sheltered Work は記載なし

他の者との平等を基礎として労働についての権利を有する。

開かれ、インクルーシブで、利用しやすい労働市場において、自由に選択する労働  
で生計を立てる権利を含む。

あらゆる形態の雇用における、募集・採用・昇進等の全ての事項に関する障害に基づく差別の  
禁止／他の者との平等を基礎として、労働条件、作業条件、苦情救済についての権利を保障  
／合理的配慮の提供／公的部門での障害者雇用／…

職業訓練及び継続的な訓練を利用する機会の確保／開かれた労働市場において職業経験を  
得ることを促進／自営・起業家精神・協同組合の発展の促進



# 障害者労働・雇用の選択肢

ILO(2015)を参考に作成

## 社会的企業 Social Enterprises/Firms

社会的経済モデル  
易排除グループ（障害者・刑余者・ひとり親・移民等）  
を一定割合雇用  
政府援助はまちまち  
サードセクター

## 一般・競争的雇用 Open/Competitive Employment

一般労働市場での雇用  
雇用率制度（日本：2.0%）  
雇用される割合：一般 > 障害者  
失業率：一般 < 障害者

- ✓ 教育・訓練レベル
- ✓ 事故や保険コスト
- ✓ 求人情報の不足
- ✓ 非熟練労働の減少
- ✓ 使用者の認識不足
- ✓ 給付の罨 etc.

## 保護雇用 Sheltered Employment

保護された環境での雇用・就労  
(新)就労継続支援A型・B型・地活  
ILO159号条約・168号勧告(1983)  
CPRD(2007)では言及なし  
労働 vs ケア・社会サービス

- ✓ 不十分な工賃
- ✓ 低い移行率
- ✓ 雇用契約の欠如
- ✓ 組合の結成権なし
- ✓ 費用便益の問題
- ✓ 技術水準の低さ
- ✓ 生産性の低さ

## 援助付き雇用 Supported Employment

一般労働市場での雇用  
いくつかのタイプ  
費用対効果 vs 選別・分離  
給付の罨による労働時間 ↓

- ✓ 個別配置（ジョブ  
コーチ等）
- ✓ インクレーブ(3-8人  
企業内)
- ✓ 移動作業班(3-8  
人・請負)
- ✓ 小企業オプション(単  
一製品・サービス提  
供)

# OECD諸国のCRPD国際モニタリング

障害者権利委員会からの総括初見で第27条関係において  
Sheltered Employment/Workに関して

言及あり

言及なし

扱っている

ドイツ  
スロバキア  
オーストラリア  
ルクセンブルグ  
ポルトガル  
オーストリア

スペイン  
ニュージーランド  
チェコ  
スウェーデン  
チリ  
ハンガリー

扱っていない

韓国  
カナダ

英国・北アイルランド  
ベルギー  
イタリア  
メキシコ  
デンマーク  
ラトビア

政府報告の  
第27条関係で  
Sheltered  
Employment/  
Workを

# OECD諸国のCRPD国際モニタリング

## Sheltered Employment/Workに関する障害者権利委員会からの指摘・勧告事項

### 懸念

- ✓ 一般労働市場への移行の準備や促進に失敗している事実。また、その打開のための方略の欠如 《ドイツ》《スロバキア》
- ✓ Sheltered Employment/Work で就業する障害者数の多さ 《スロバキア》《オーストリア》
- ✓ 非常に少ない賃金しか受け取っていない《ポルトガル》《オーストラリア》《オーストリア》
- ✓ 心理社会的な問題のある障害者がSheltered Employment/Workで就業し続けている 《韓国》
- ✓ Sheltered Employment/Work を終わらせるための戦略の欠如《カナダ》

### 勧告

- ✓ Sheltered Employment/Workのような一般から分離された労働環境の廃止 《ドイツ》《ポルトガル》《韓国》
- ✓ 障害者のSheltered Employment/Work から一般労働市場への移行に向けた施策及び実施工程表の作成 《ドイツ》《ルクセンブルグ》《スロバキア》
- ✓ 一般労働市場での雇用促進のための代替案の模索《韓国》

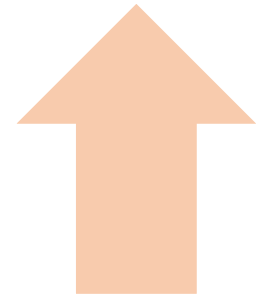


---

# Sheltered Employment/Workをめぐる パラダイムシフト

## ILO168号勧告(1983)

II 11(b)一般雇用に就くことが可能でない障害者のための各種の保護雇用を  
確立するための適当な政府援助を行うこと



## 障害者権利条約(2007)

Sheltered Employment/ Sheltered Work は記載なし

他の者との平等を基礎として労働についての権利を有する。

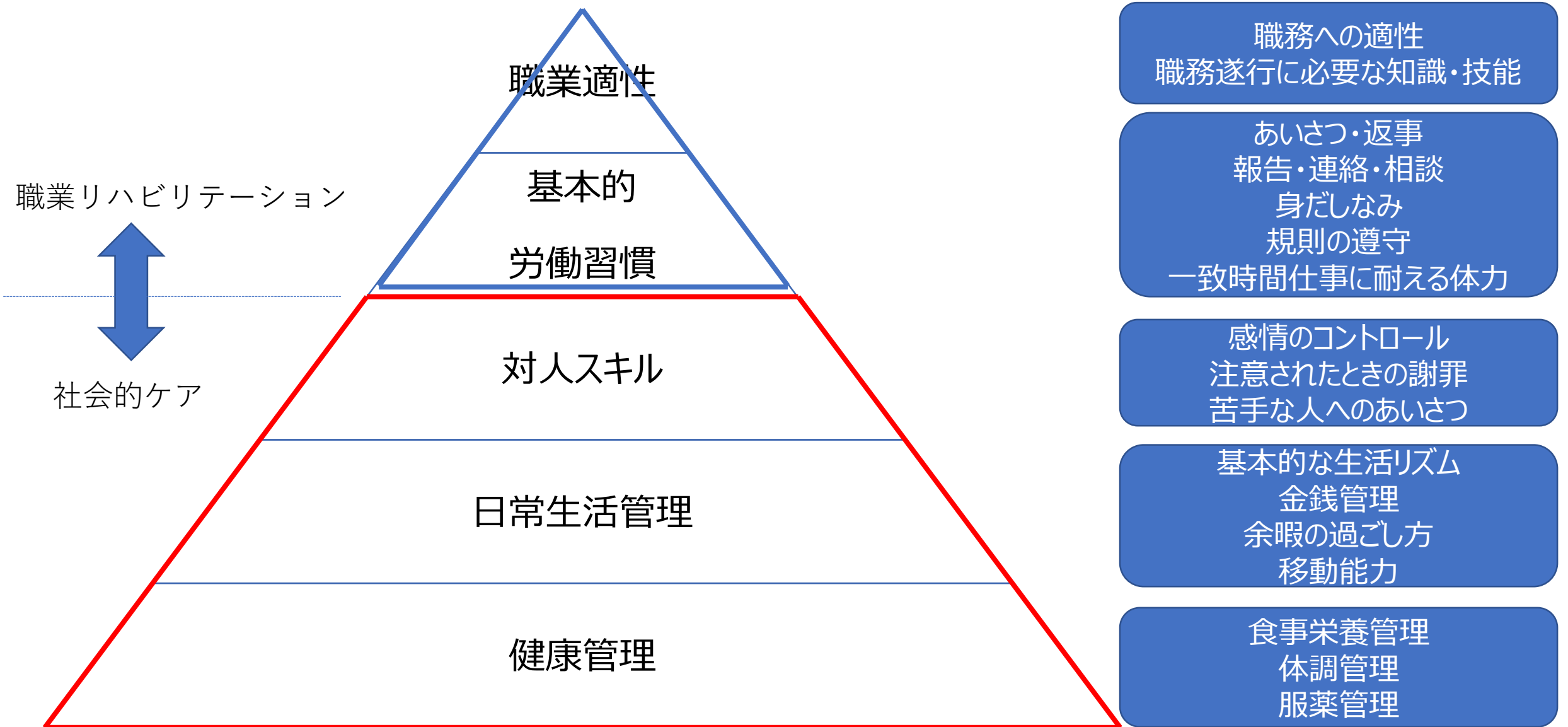
開かれ、インクルーシブで、利用しやすい労働市場において、自由に選択する労働  
で生計を立てる権利を含む。



あらゆる形態の雇用における、募集・採用・昇進等の全ての事項に関する障害に基づく差別の  
禁止／他の者との平等を基礎として、労働条件、作業条件、苦情救済についての権利を保障  
／合理的配慮の提供／公的部門での障害者雇用／...

職業訓練及び継続的な訓練を利用する機会の確保／開かれた労働市場において職業経験を  
得ることを促進／自営・起業家精神・協同組合の発展の促進

# 《論点1》 社会的ケアと職業準備の両方を行う



# 《論点2》 一般労働市場との関係を常に意識

法による権利擁護の仕組みが整う

一般労働市場における障害者の平等・差別禁止 → 障害者雇用促進法  
使用者による障害者虐待の防止 → 障害者虐待防止法

現実には、障害者の一般労働市場での就業は景気に左右されやすい  
障害者雇用では有期限雇用、非正規労働が少なくない

- ✓ 一般労働市場に挑戦する前段階での職業的な経験・体験の機会の提供
- ✓ 一般労働市場から排除される場合の救済や再チャレンジの機能
- ✓ 一般労働市場からリタイアした場合に、高齢期ケアに移行する前の段階での軟着陸先

一般労働市場は日進月歩、常に変化する

→ 障害者一人ひとりの一般就労の可能性を決して排除しないことが重要

# 《論点3》 個別支援の原則

## ケアマネジメント（サービス等利用計画と個別支援計画）が鍵となる

\* 調査では、サービス等利用計画「自法人率80%以上」が全体の38.5%も占める

- ✓ Place then Train を意識し、B型から別のステージへ  
→就労移行支援、A型、一般就労（短時間雇用含む）
- ✓ 職業生活からリタイア後の社会的ケアの場として
- ✓ 他の運営主体が実施する事業への利用変更も当然ありうる
- ✓ 基本的労働習慣や職業適性が目標とならない場合は生活介護／生活訓練

生活介護のあり方とも関連するが・・・

市場での価値を度外視し、ともかくも一生懸命に何かに励むことを「働く」と表現して、そのことに大きな価値を見出す文化・風土がこれまでであったのは事実

労働を含め、障害者の可能性を引き出し、多様な生き方を応援するのが我々のミッション

---

# 《論点4》 地域社会への包摂・社会的弱者の包摂

障害当事者にとって：施設外就労／移動作業班（≠sheltered）

地域社会に対して：持続可能な地域社会に事業を通じて貢献

周縁化した障害者に対して：社会的包摂を事業所が実現

# ガイドラインは、サービス提供構造・サービスプロセス・アウトカムの目標を示して サービスの質の確保に貢献する

## ✓ 工賃水準をめぐる議論から

工賃倍増5カ年計画、最低水準の設定、平均工賃へのインセンティブ付与

→ 多数を占める、非常に低い工賃の事業所に対する効果あり

《一方で》

→ 利用者の変化はあり得る：一般就労移行、他事業所への利用変更

→ 工賃水準というアウトカム指標だけでは評価できない部分がある

## ✓ 運営主体の多様化、価値観の違いがあることを前提にしたガイドラインの内容と水準 公立・公営／社会福祉協議会／社会福祉法人／NPO法人／営利企業／…

\* 人口規模に応じた適正なサービス量の設定 は別途検討する必要がある

・採算が合わない？利用者獲得競争？

・事業所がない？地方の送迎距離の長さ？

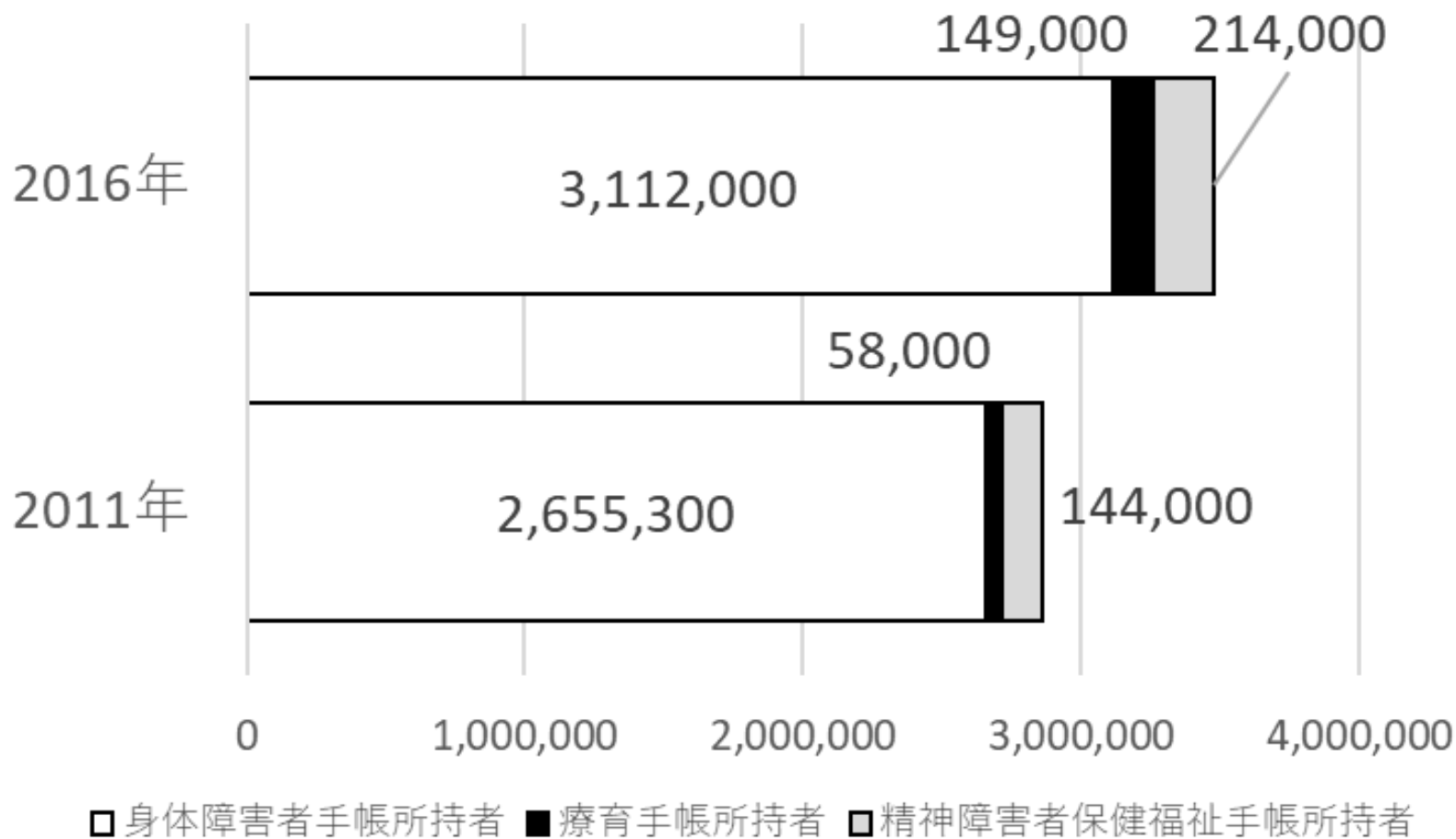
→ 障害福祉計画／自治体／協議会の責務は大きい

# 障害者の福祉的就労と日中活動サービス

—高齢化に視点を当てて—

福井県立大学  
相馬大祐

# 障害者の高齢化

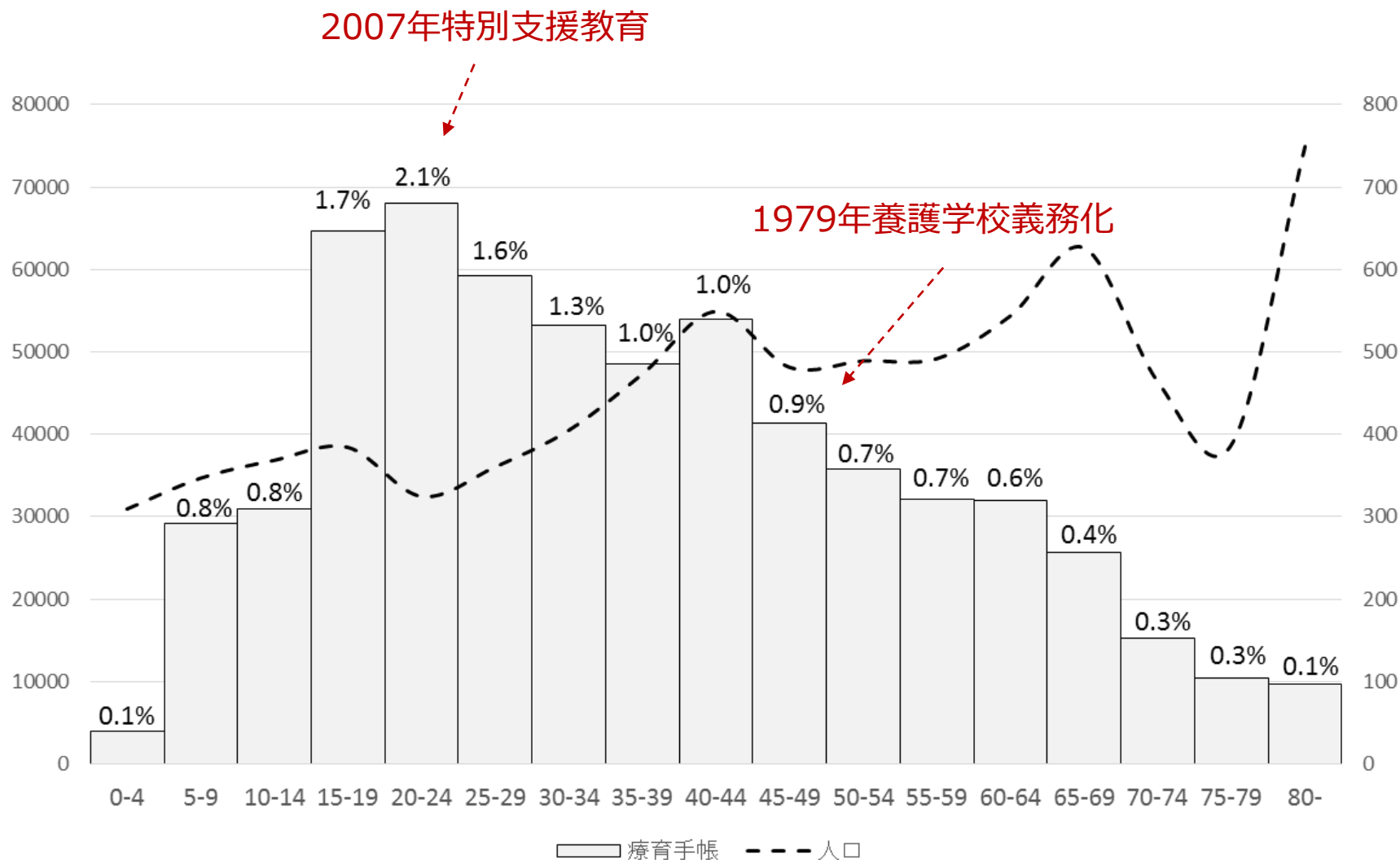


- 65歳以上の障害者手帳所持者数について、生活のしづらさなどに関する調査結果を比較。
- 身体障害者手帳所持者数は約1.2倍、療育手帳所持者数は約2.6倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約1.5倍の増加傾向。



# 急速な高齢化の背景

福井県（2015年度末）における年代別療育手帳取得者と年齢別人口分布の比較

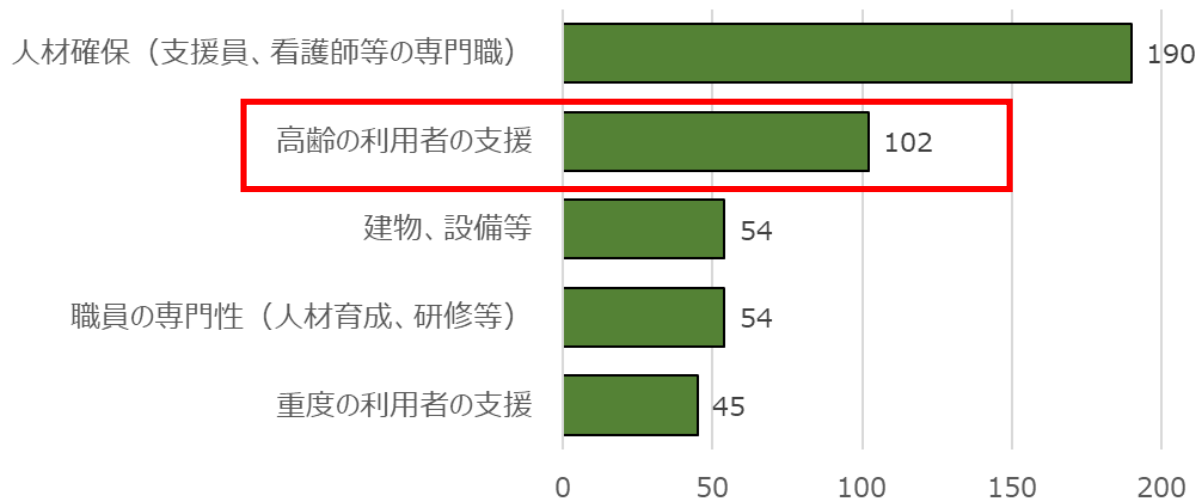


- 療育手帳は1973年に東京都の愛の手帳が交付され、次第に全国に広がった福祉制度。しかし、交付数の変化を見ると、教育の制度が大きく影響していることがわかる。

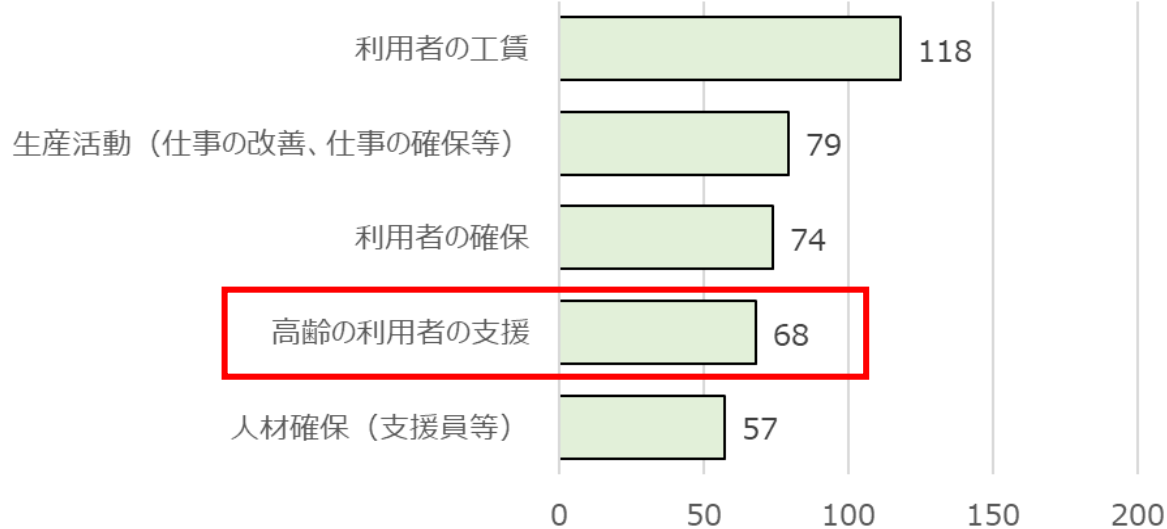
# 高齢の利用者支援に苦慮する事業所の実態

□ 生活介護事業所の上位5つ 有効回答：478

のぞみの園調査結果より

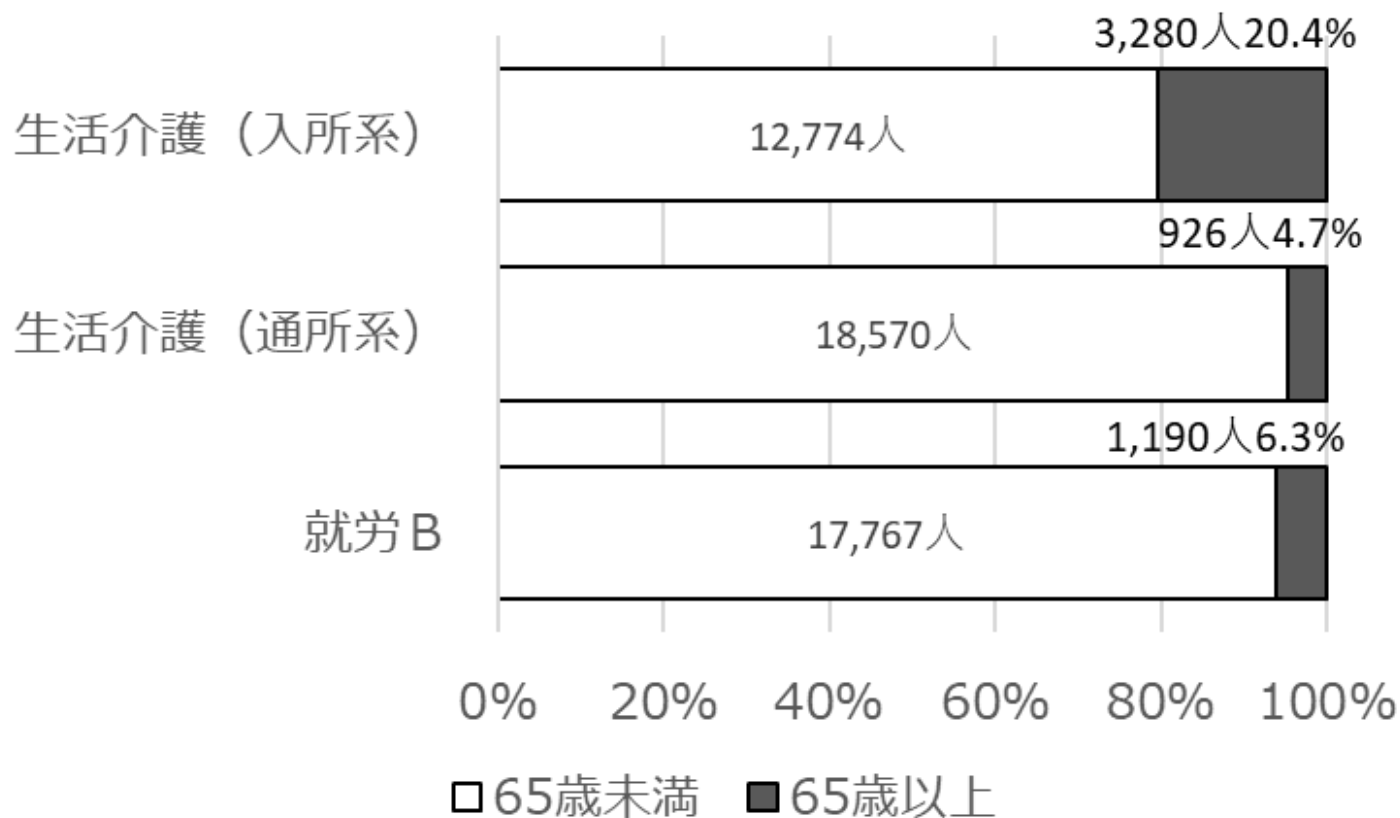


□ 就労継続支援B型事業所の上位5つ 有効回答：424



# 高齢の利用者の利用実態

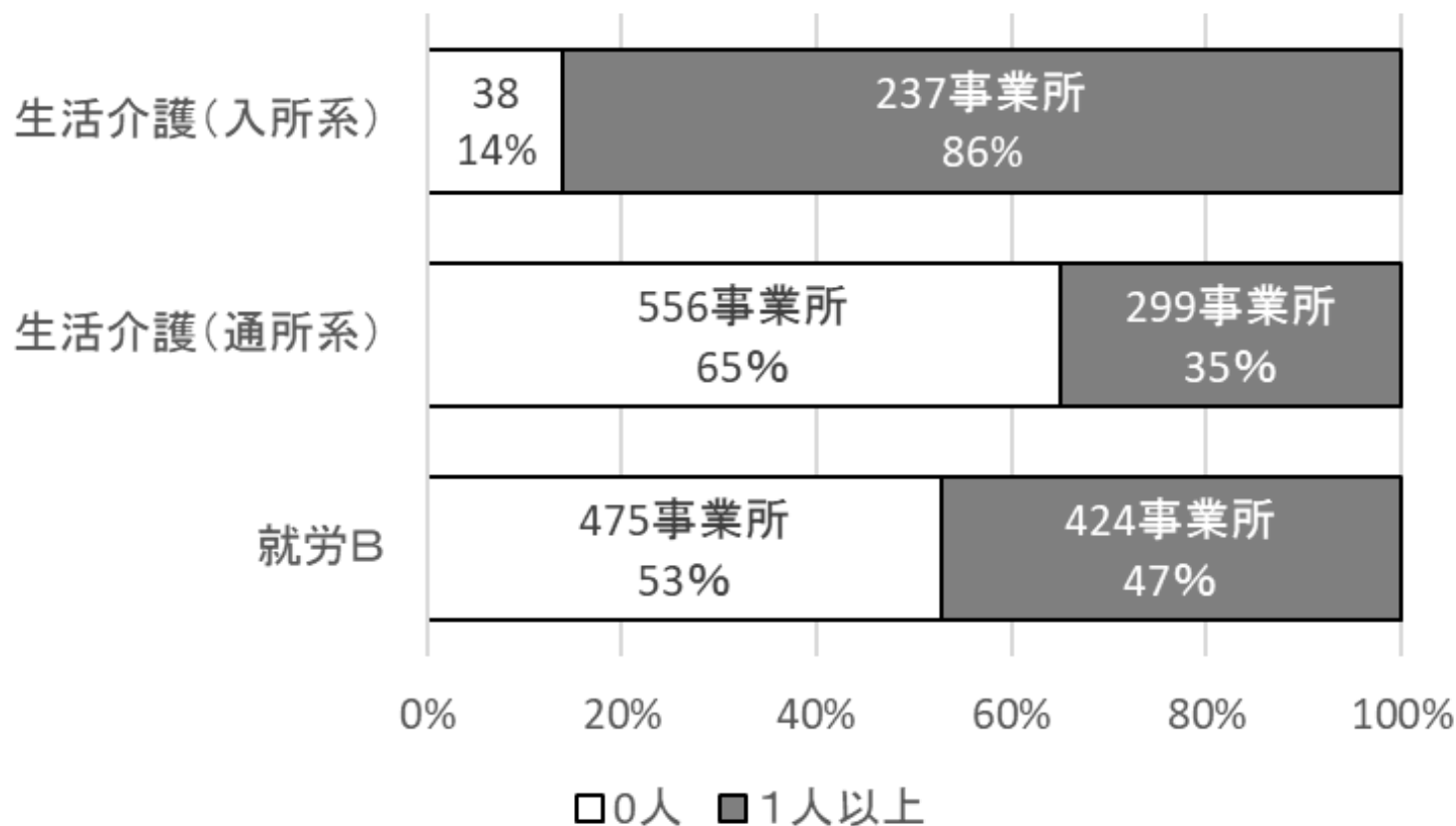
のぞみの園調査結果より



- 生活介護と言っても、施設入所支援を一体的に行っている入所系の事業所と施設入所支援を行っていない通所系の事業所では、利用している人の実態は大きく異なる。
- 一方、80歳以上の利用者は、生活介護（入所系）は3名、生活介護（通所系）は1名、就労Bは2名とそれほど大きな相違はない。

# 高齢障害者の契約者の有無

のぞみの園調査結果より



- 65歳以上の高齢障害者の契約者の有無別に事業所を整理すると、生活介護（通所系）では35%、就労継続支援B型では47%と、決して少数ではないことが分かる。

# 日中活動支援における高齢化を考える視点

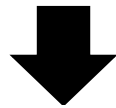
## 事業内容

- ①生活介護（入所系）
- ②生活介護（通所系）
- ③就労継続支援B型



## 加齢に伴う変化

- ①利用している人の高齢化
- ②高齢で新規に利用する人

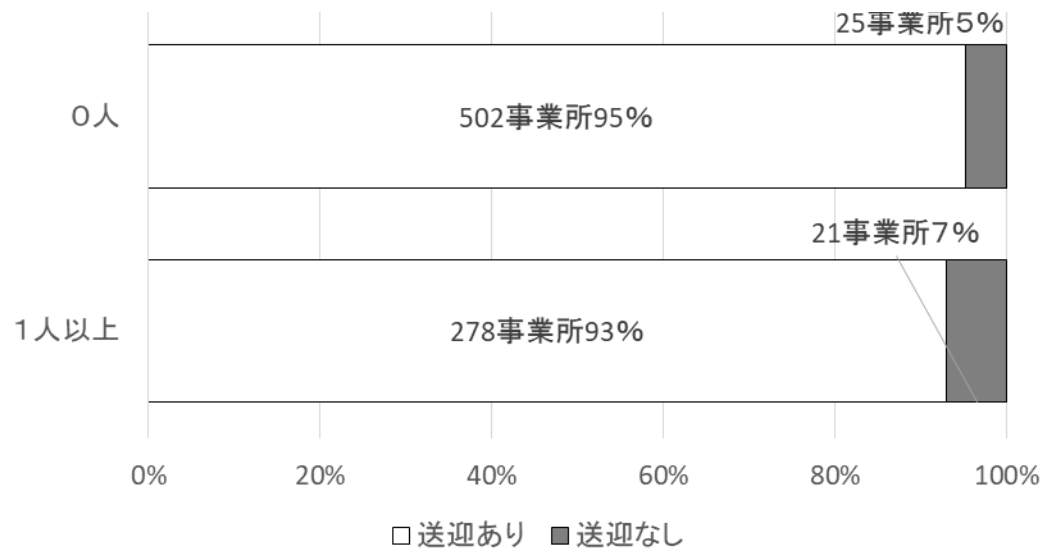


提供するサービス内容

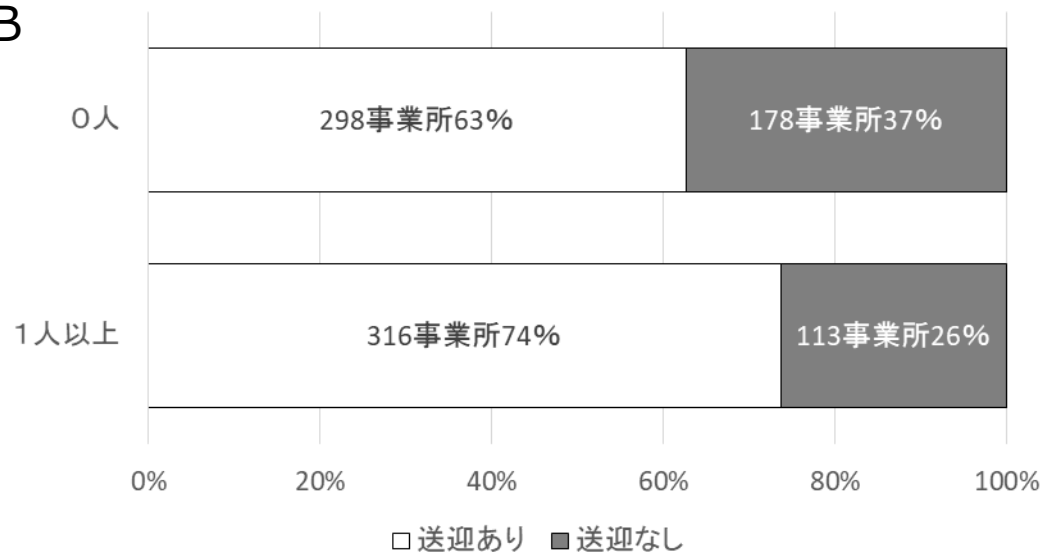
# 送迎の有無

のぞみの園調査結果より

## □ 生活介護（通所系）



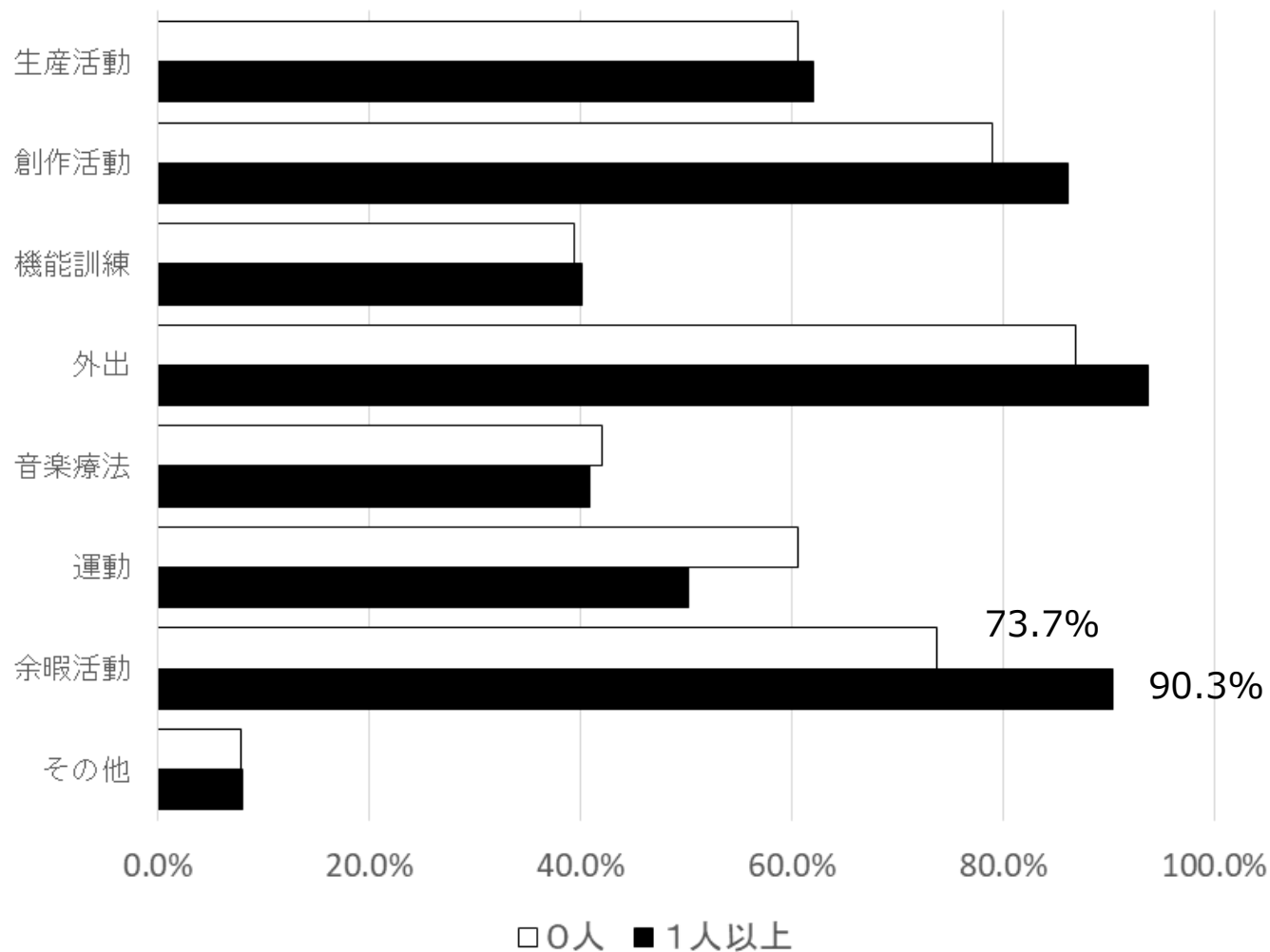
## □ 就労B



# 日中活動の内容①

のぞみの園調査結果より

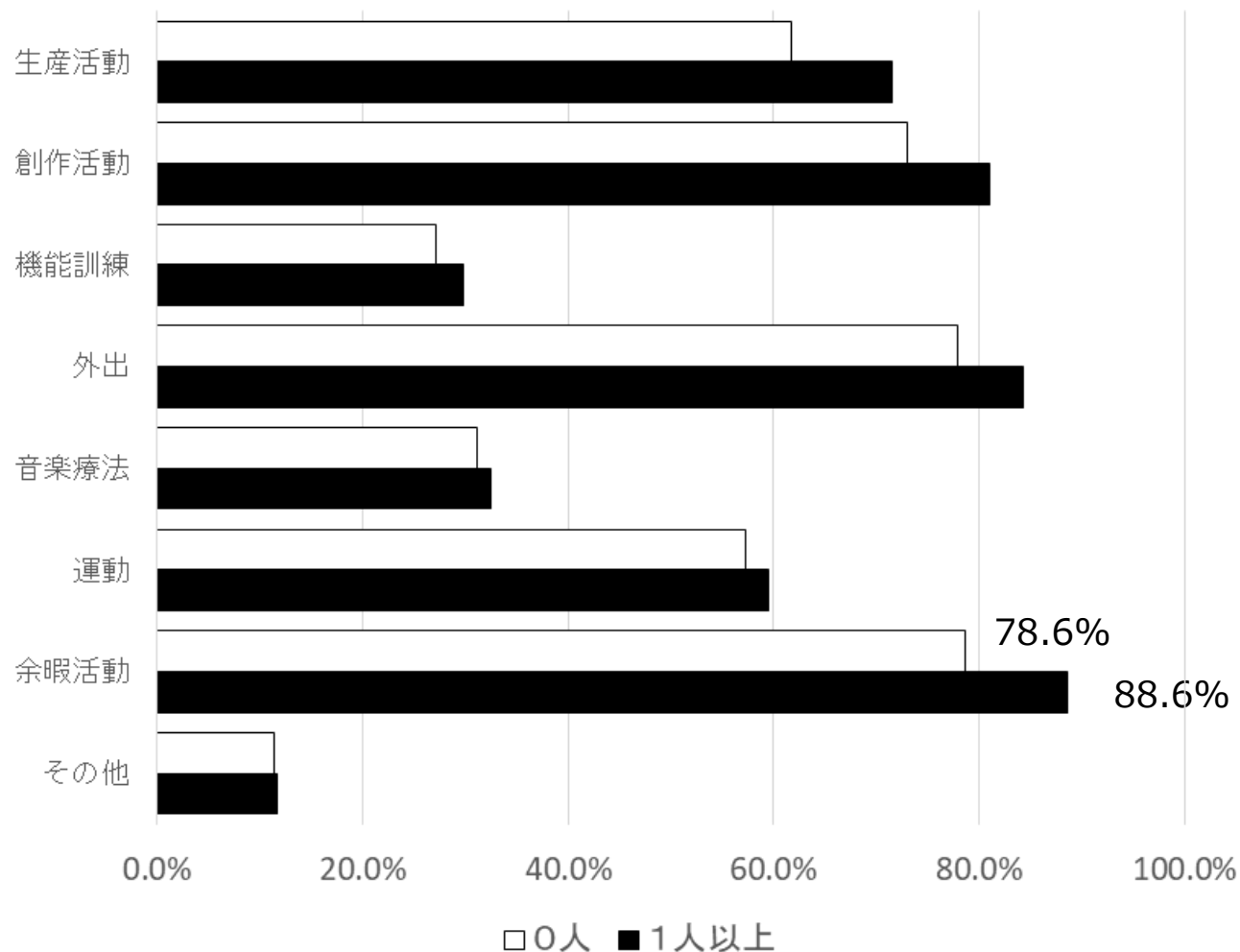
## □ 生活介護（入所系）



# 日中活動の内容②

のぞみの園調査結果より

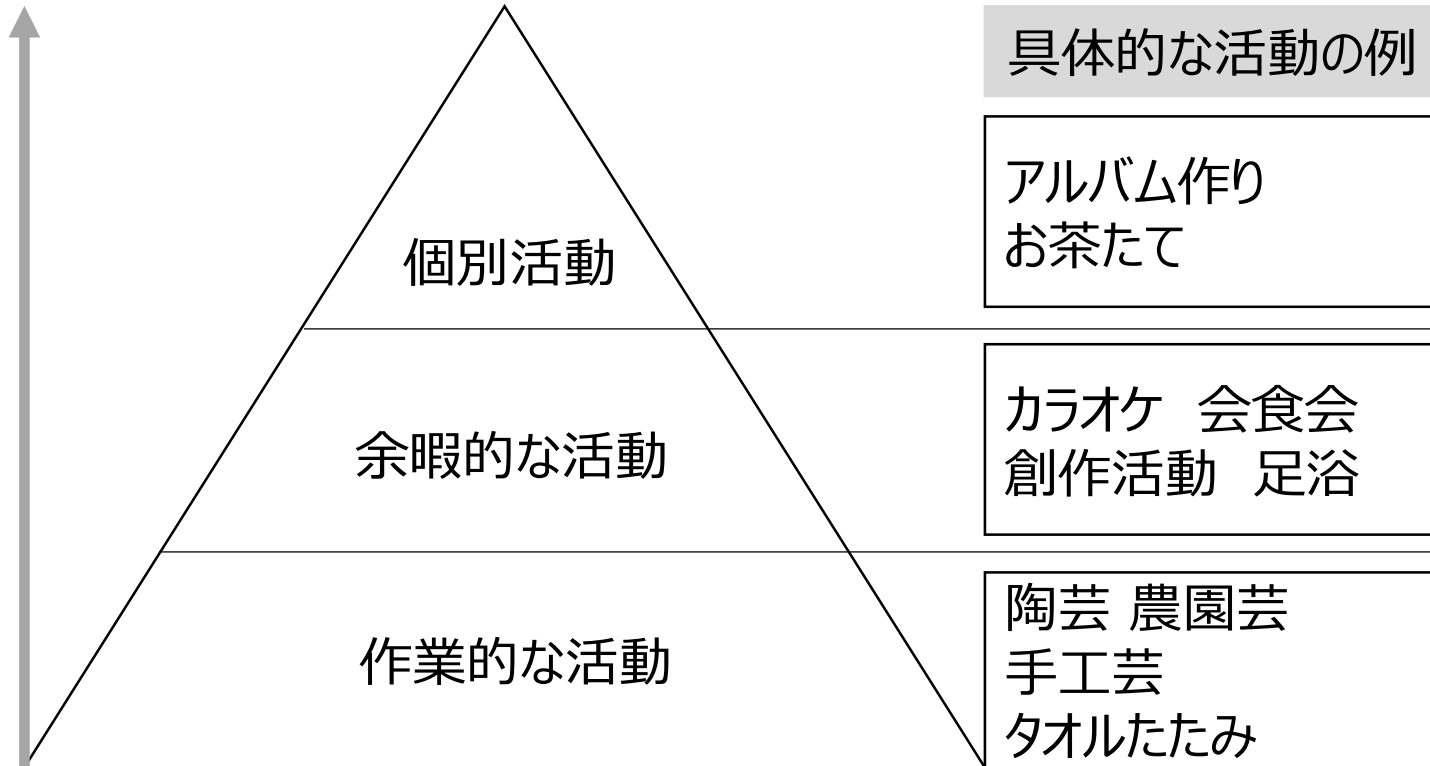
## □ 生活介護（通所系）





# 日中活動の変化

日中活動内容の変化



例えば、日中活動では、機能低下が進むと、作業的な活動が困難になるだけでなく、余暇的な活動にも意欲的・能動的に参加できなくなっていく人もいます。この場合に、集団での活動だけでなく個別の活動を、一人ひとりの身体機能や認知機能、ペース、趣味等に合わせ、考えることが大切となります。個別の活動を考える際には、若い時の記録を参考にすると、よいヒントが得られることもあります。

# この他に求められる変化

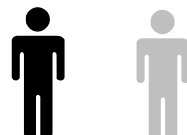
- 建物のバリアフリー、高齢者向け設備・備品、介護スペース
- 入浴サービスの提供（特浴、機械浴等）
- 咀嚼・嚥下能力に応じた食事の提供（刻み・とろみ・経管等）
- 通院や入院の付き添い
- 看護師の配置
- 生活を見ている人（同居家族、GHスタッフ等）との連携
- 「老い」に対する職員の知識とスキルアップ

# 1年間の退所者数の平均値

のぞみの園調査結果より

## □生活介護（入所系）

0人の事業所 1.4人



1人以上の事業所 2.6人

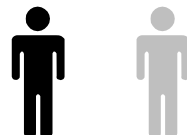


## □生活介護（通所系）

0人の事業所 1.0人

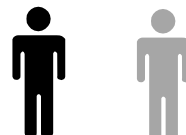


1人以上の事業所 1.8人



## □就労B

0人の事業所 1.9人

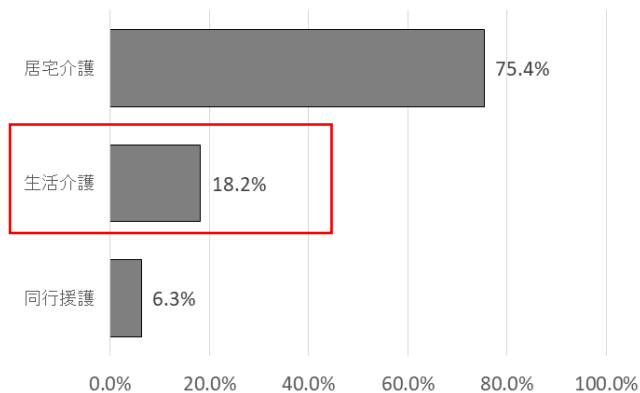


1人以上の事業所 2.8人

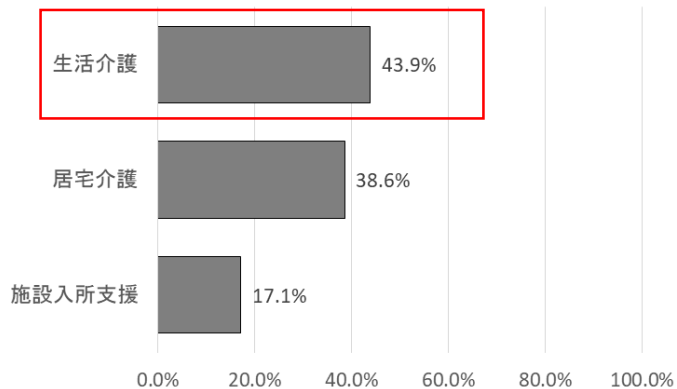


# 介護保険制度に移行した者の利用していたサービス

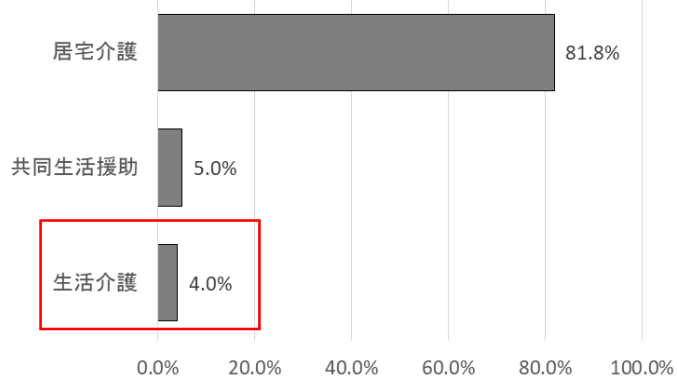
身体障害  
n=1,723



知的障害  
n=246



精神障害  
n=583



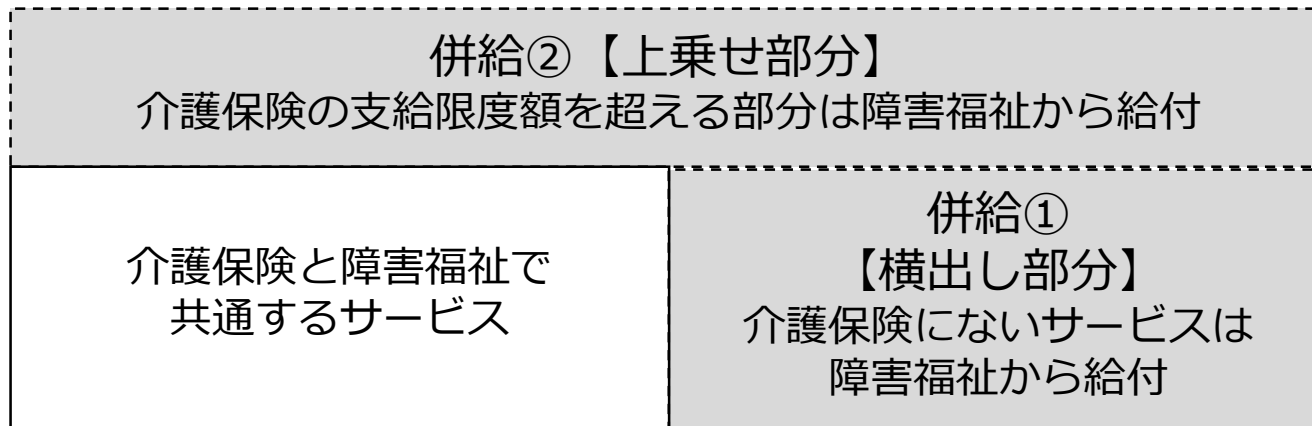
- 平成27年度障害者支援状況等調査研究事業、みずほ情報総研株式会社（2016）『障害者の介護保険サービス利用等に関する実態調査』より。
- 2014年度中に障害福祉サービスの利用を終了し、介護保険サービスの利用を開始した3,048人が対象。
- 介護保険サービスに移行した者の利用していた障害福祉サービスの上位3つをみると、すべての障害種別に生活介護が含まれる結果となっている。

# 介護保険法と障害者総合支援法の関係

□ 65歳以上になると介護保険優先となっているが・・・

- 障害者総合支援法では65歳以上の障害者は原則として介護保険制度を優先としている
- しかし、厚生労働省は一律に優先しないこと、本人の利用意向を把握するよう自治体に通知している（障企発0331 第1号 障障発0331 第5号）
- この他に、介護保険と障害福祉の併給が可能であることも通知
- つまり、高齢期の知的障害者は介護保険、障害福祉の双方の利用が可能

□ 介護保険と障害福祉の併給



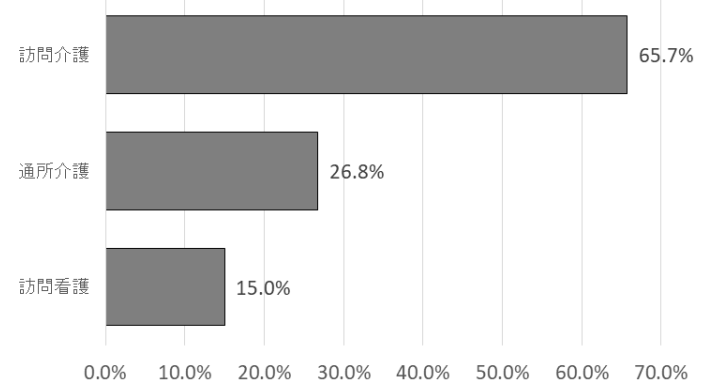
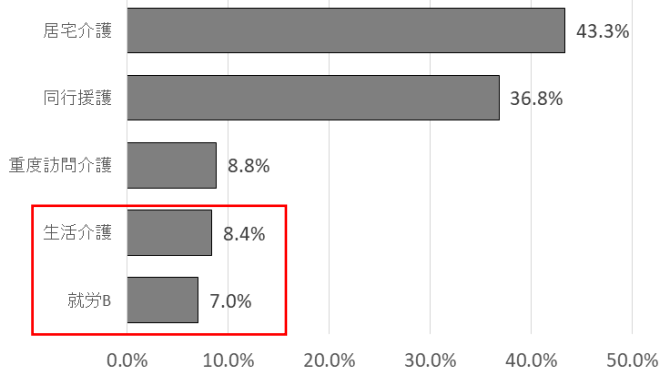
※併給①の例：行動援護、就労継続支援等

※支給限度額：介護保険は原則1割負担であるが、要介護区分によって支給限度額が定められており、それを超える場合は全額自己負担となる。

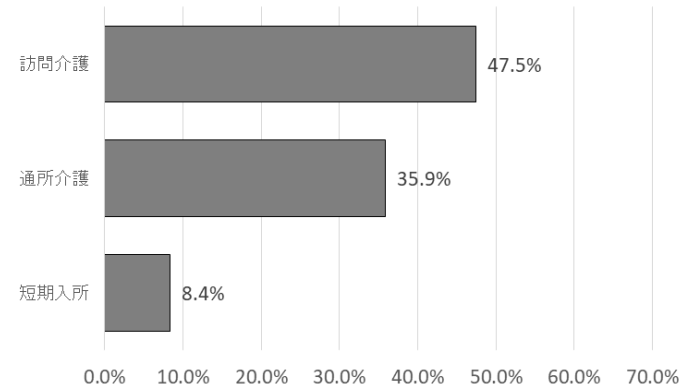
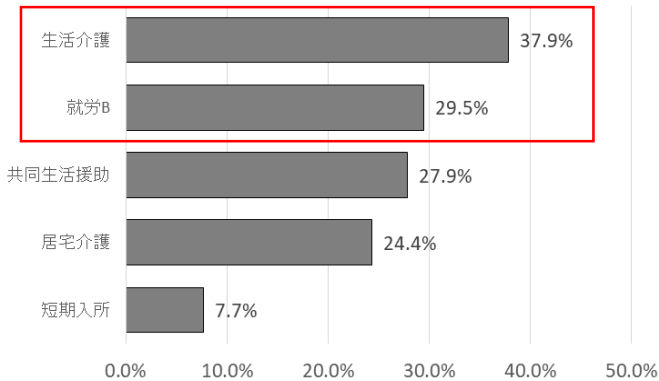
# 併給の状況

みずほ情報総研株式会社（2016）『障害者の介護保険サービス利用等に関する実態調査』より。

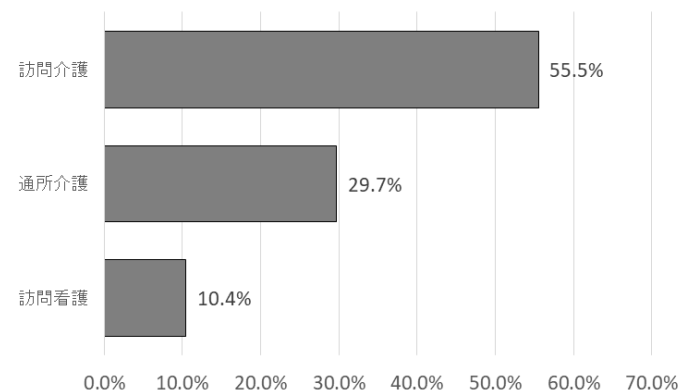
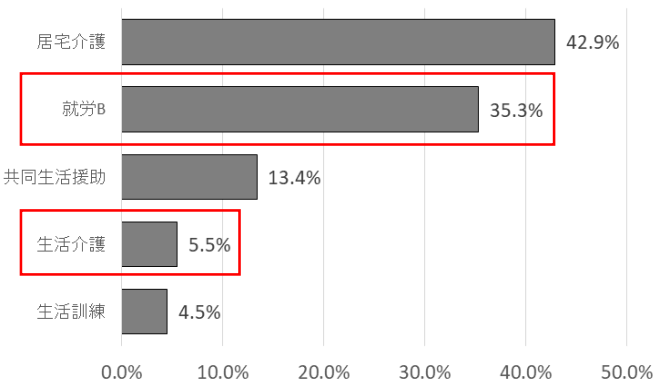
身体障害  
n=11,496



知的障害  
n=549



精神障害  
n=805



# 自治体の判断は様々

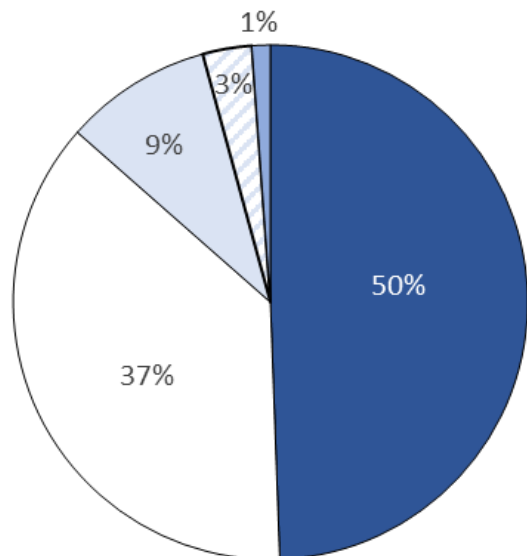
## ■自治体の考え方は主に4つ

- ・ 介護保険サービス優先
- ・ 障害福祉サービス優先
- ・ 事例ごとに判断
- ・ 本人の利用意向優先

## ■自治体規模別の併給の実態（知的障害者のみ）

	併給実施有の 市区町村数	併給実施率
～5,000人	11	9.0%
～10,000人	13	8.9%
～30,000人	60	19.9%
～50,000人	59	33.1%
～100,000人	98	45.4%
100,000人超え	140	59.6%

## ■本人の利用意向を優先している自治体は約半数



- 全てのケースで具体的な意向を聞き取り、判断
- 判断が困難なケースで具体的な意向を聞き取り、判断
- 具体的な意向は聞き取らずサービス内容や機能のみで判断
- その他
- 未回答

- ・ 厚生労働省は2014年8月に285の自治体を抽出して調査を実施
- ・ その結果、本人の利用意向を優先している自治体は50%
- ・ しかし、全く意向を聞き取っていない自治体も約1割存在する。全国に換算すると、159自治体と推計される

# 自治体担当者が考える課題

## ■ 障害者が介護保険を利用する際の様々な課題

### 【共通項目】

- 要介護状態区分が低く出る
- 実費負担が発生する
- 環境変化の危惧
- 受入れる介護保険施設がない
- 障害福祉と介護保険の連携の難しさ

#### 障害者総合支援法の改正

- 利用者負担を償還（2018年4月～）  
⇒高額障害福祉サービス等給付費の支給

#### 社会保障審議会 障害者部会報告書 P25

- 障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所になりやすくする
- #### 社会保障審議会 介護保険部会（第65回）
- 共生型サービスの創設

### 【施設入所】

- 施設入所は介護保険の適応除外施設
- 介護保険と援護の実施者と現住所の問題

### 【地域サービス】

- 利用回数の上限設定がある
- 併給の居宅介護の自治体負担
- 併給のケアマネジャーの業務負担
- ケアマネジャーは障害福祉制度を知らない
- 介護保険が受けられないと判断された後で、障害福祉サービスを利用するまでに時間が掛かる等

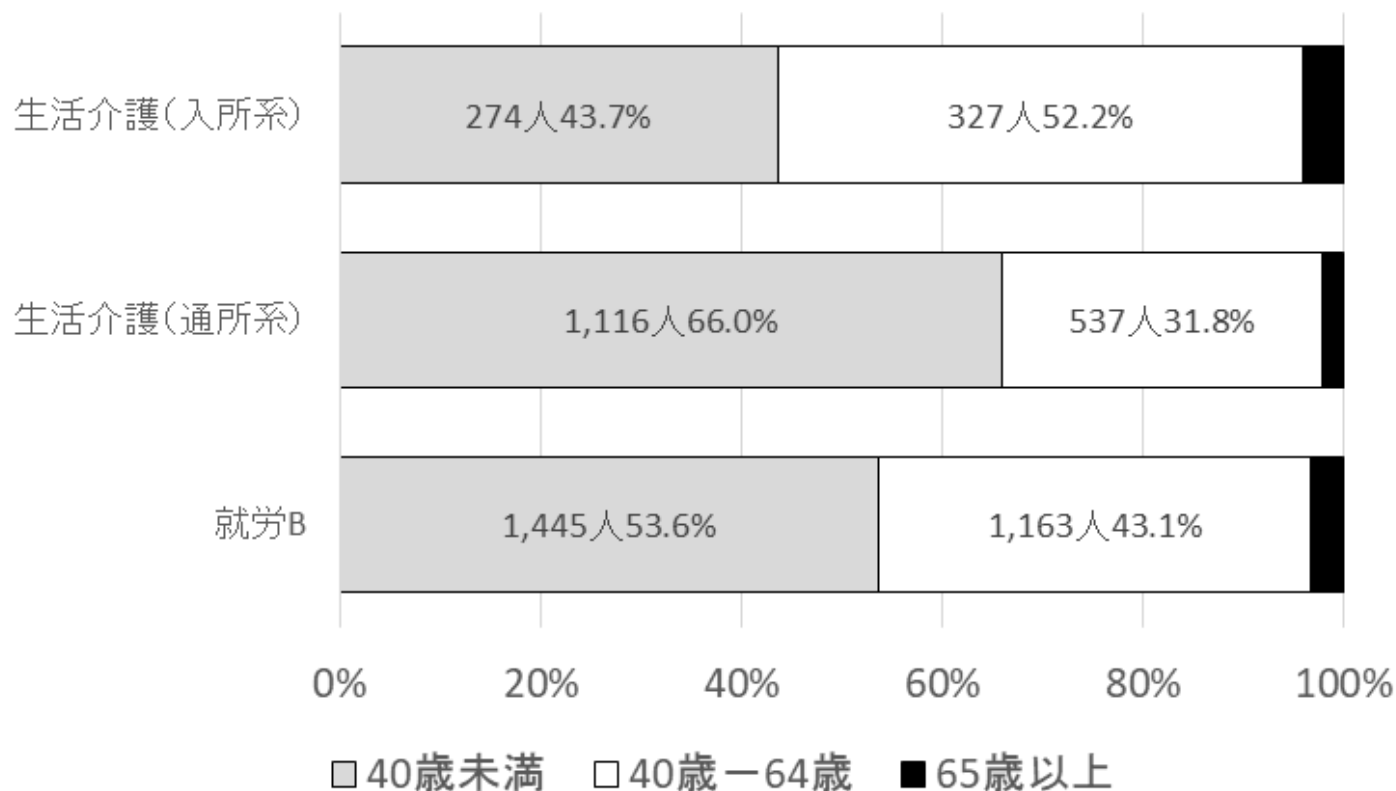


# 高齢障害者のサービスの利用について

- みずほ情報総研株式会社（2016）『障害者の介護保険サービス利用等に関する実態調査』の結果だけでは、どのサービスとどのサービスを併給しているのか詳細は不明。
- 例えば、生活介護や就労継続支援 B 型と通所介護を併給する自治体は、2012年度のものぞみの園調査では把握できたが、ごくわずかであった。
- 一方、島根県出雲市（人口17万人）では、介護保険移行候補者をピックアップし、本人等への聞き取りを行う。その後、事前連絡会議として、行政（障害）、相談支援事業所、地域包括支援センターが必ず参加し、行政（高齢）は必要に応じて参加。
- 会議にて検討する内容は以下のとおり。
  - 介護保険移行の方針確認
  - サービス内容の検討
  - サービス量の調整
  - 移行スケジュールの作成
  - 介護保険申請までの各機関の役割
- 会議後、認定調査等を実施していく。
- 行政は柔軟に支給決定しており、併給の基準をあえて明文化していないことで、個々のケースに応じて対応している。
- これらの体制を下支えしているものとして、2015年度から相談支援専門員、介護支援専門員の協働研修会が実施されている。

# 2016年度新規利用者の年齢分布

のぞみの園調査結果より



- 65歳以上の新規利用者は全体の割合からみると、少ない傾向にある。生活介護（入所系）で26人（4%）、生活介護（通所系）で38人（2%）、就労Bで89人（3%）。
- 最高齢は生活介護（入所系）は88歳、生活介護（通所系）85歳、就労B 85歳。
- 一方、40歳～65歳未満の年齢層の利用者が一定数を占めている傾向にあることが分かる。

# まとめ

- 利用者の高齢化については、生活介護（入所系）、生活介護（通所系）、就労B、いずれも共通する課題と言える。
  - 65歳以上の利用者のいる事業所は、送迎や日中活動の内容等について、利用者の変化に対応していた。
  - 事業所でのサービス提供の限界や制度の問題から、退所者が多いと考えられる。
  - 事業所単独で解決できない課題が多いのも実態ではあるが・・・。
- 
- 知的障害者を中心に、高齢化のスピードは止まらないと推測される。
  - 今からそれぞれの事業所で対応を検討していく必要がある。
  - そのためには、全国の事業所の取り組みが参考になるので、事例集等の活用が役に立つのでは。

厚生労働科学特別研究事業

# 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの 実態把握及び質の向上に関する調査研究

---

2019年1月18日

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

事業企画局研究部

岡田裕樹

# 研究の背景と目的

●平成18年4月の障害者自立支援法施行以後、障害福祉サービスを提供する事業所数ならびに利用者数は急激に増加しており、なかでも生活介護事業所、就労継続支援B型事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大している。

●平成24年では、生活介護は5,538事業所、利用者数63,245人、就労継続支援B型は7,360事業所、利用者数77,546人で、平成28年では、生活介護は6,933事業所、利用者数19万4,246人、就労継続支援B型は10,214事業所、利用者数25万2,597人であった。障害者支援施設の生活介護を加えると、さらに生活介護は約1万事業所となると推察される。

●障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている両事業の利用者の状態像やサービス内容等の実態を調査し、その現状と課題を明らかにすることを目的とした。

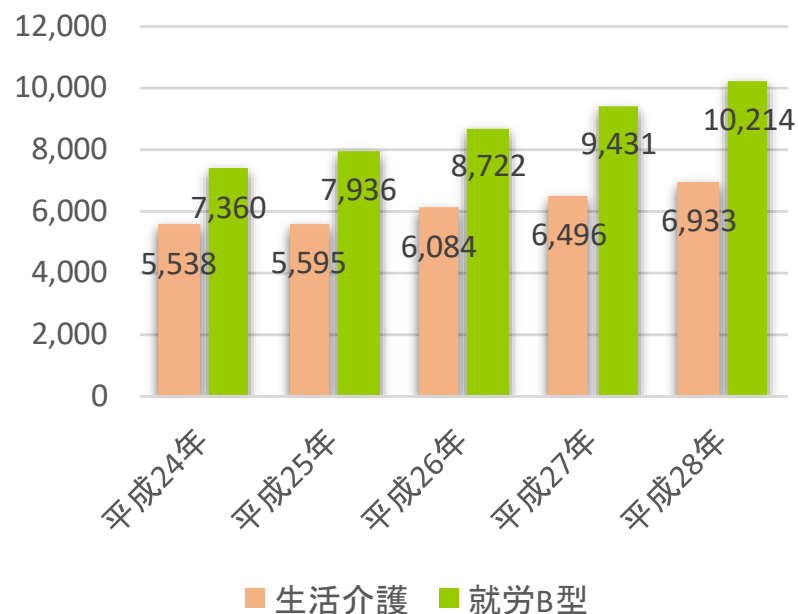


図1 生活介護、就労B型の事業所数の推移  
(障害者支援施設の生活介護は除く)

# 研究の方法

- 平成29年に独立行政法人福祉医療機構情報システム（WAM NET）に登録されていた生活介護事業所，就労継続支援 B 型事業所のなかからランダム抽出した4,000事業所（生活介護，就労継続支援 B 型各2,000事業所）を対象
- 平成29年10月10日～10月31日を調査期間として，郵送方式でのアンケート調査を行った。なお，調査の手続きについては，国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。
- 調査内容は，基本情報（運営主体，定員数，契約者数，事業開始時期など），利用者・支援の状況（利用者の年齢，障害支援区分，日中活動の内容，利用者の工賃，送迎支援，入浴支援，医療的ケア，年間退所者など），平成28年度新規利用者（年齢，障害支援区分，利用経路，利用前の日中の場など）。データは，平成29年10月1日時点でのものとした。
- 2,037事業所より回答（回収率50.9%）。そのうち，生活介護は1,128事業所（回収率56.4%），就労継続支援 B 型は909事業所（回収率45.5%）
- 本研究において，障害者支援施設の生活介護を「入所系」，通所の生活介護を「通所系」と分類し，両者を総合して「全体」と表記した。

# 結果① 運営主体

## ■ 事業の運営主体

● 生活介護の入所系では「社会福祉法人」が98.5%と大半を占め、通所系では「社会福祉法人」が66.2%に対して、「NPO法人」が19.2%、「営利法人」が9.8%と入所系と比較して高い割合であった。

● 就労B型は、「社会福祉法人」が48.8%、「NPO法人」が34.3%、「営利法人」が10.5%であった。

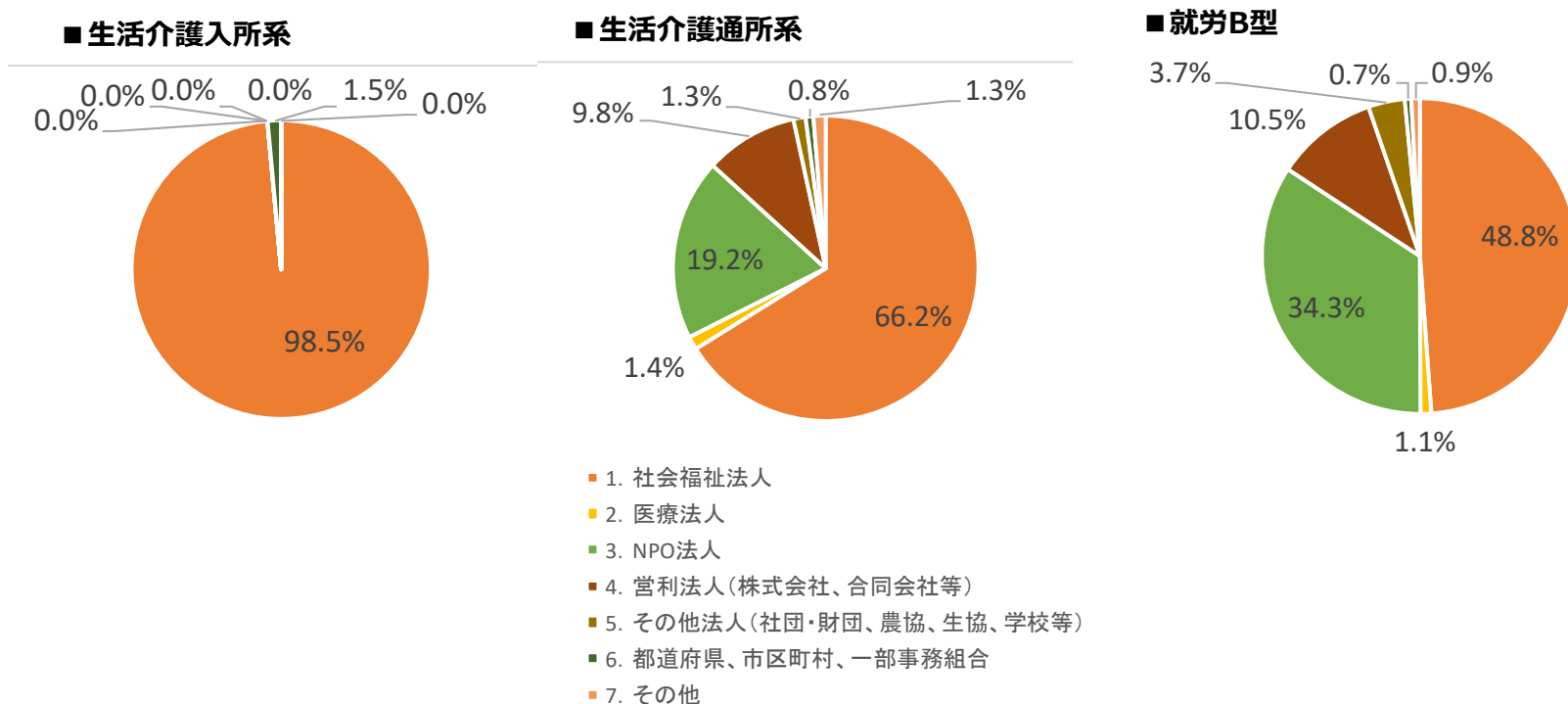


図2 運営主体の割合

## 結果② 事業の開始時期

### ■ 事業の開始時期

●生活介護は、入所系は「障害者自立支援法施行（平成18年4月）以前」からが50.4%、通所系では「障害者自立支援法施行（平成18年4月）以降」からが37.4%と最も多く、通所系では「平成25年4月以降」からが27.6%（入所系は4.7%）と高い割合であった。

●就労B型は、「障害者自立支援法施行（平成18年4月）以降」からが43.2%で最も多く、「平成25年4月以降」からが28.4%、「障害者自立支援法施行（平成18年4月）以前」からが27.6%であった。

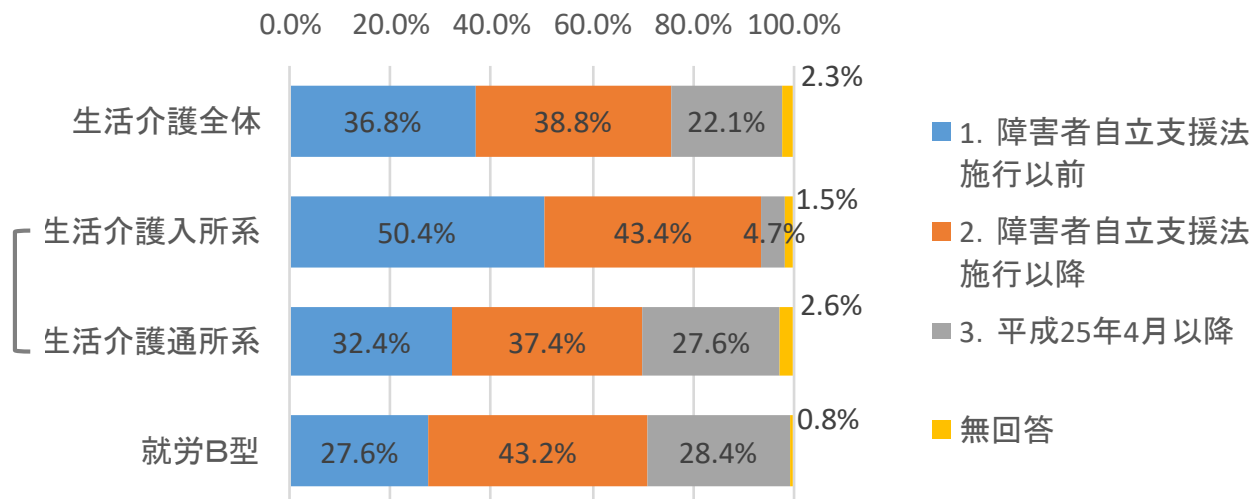


図3 事業の開始時期の割合



# 結果③ 運営主体と事業の開始時期

## ■ 事業の運営主体別の開始時期の割合

- 生活介護通所系では、「社会福祉法人」の割合は減少し、「営利法人」の割合が増加している。
- 就労B型では、「平成25年4月以降」の「営利法人」の割合が約7割を占めている。

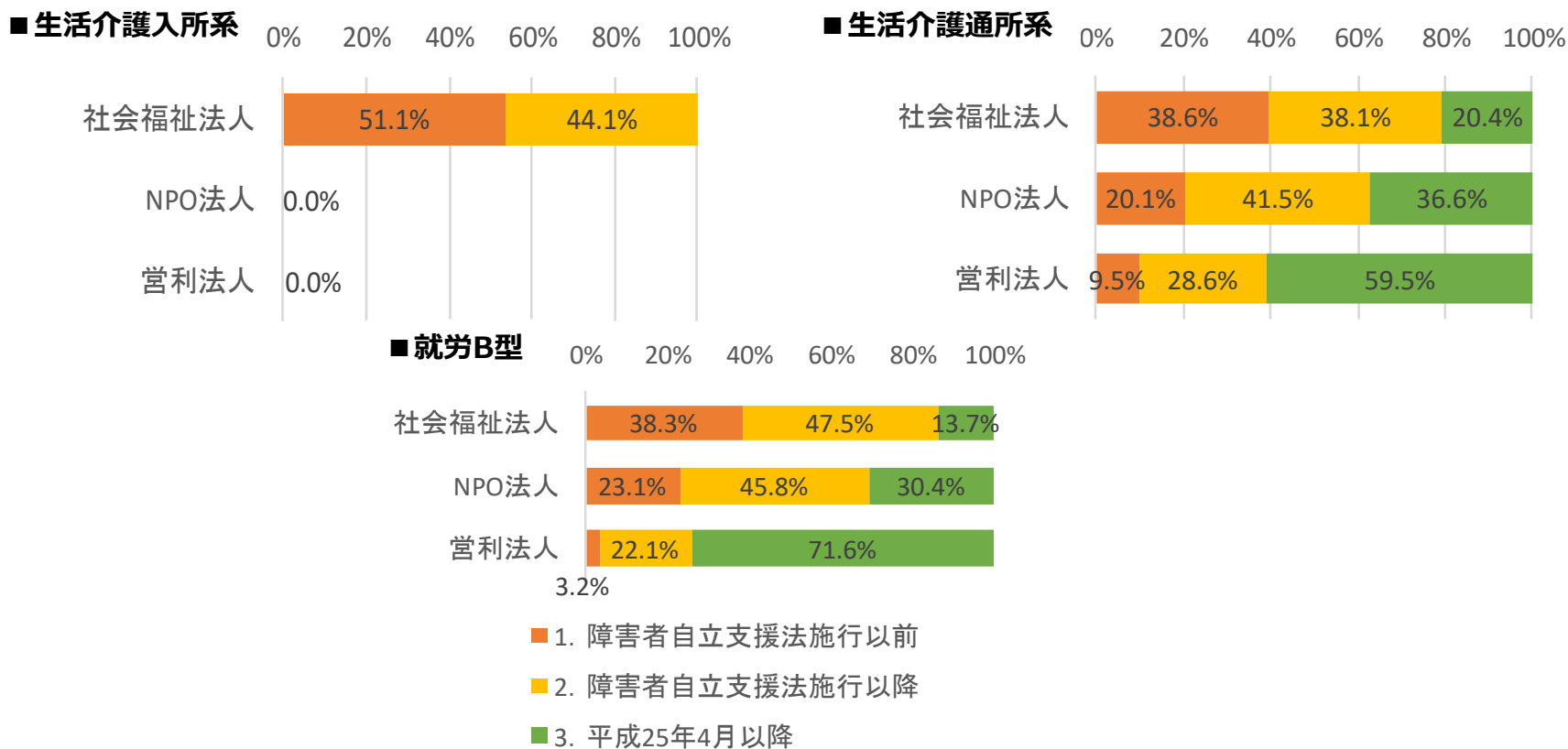


図4 運営主体別の事業開始時期の割合

# 結果④ 契約者の割合と利用率

## ■定員数に対する契約者数の割合

- 生活介護は、100%以上が全体では59.2%、入所系では59.1%、通所系では59.3%であった。  
一方、80%未満は全体では10.8%、入所系では3.3%、通所系では13.2%で、通所系の割合が比較的高かった。
- 就労B型は、100%以上が57.3%で、80%未満は20.4%であった。

## ■定員数に対する1ヶ月のべ利用者数を開所日数で除した数の割合（1日当たりの利用率／平成29年9月分）

- 生活介護は、100%以上が全体では15.1%、入所系では18.6%、通所系では13.9%であった。  
一方、80%未満は全体では32.2%、入所系では12.8%、通所系では38.4%であった。
- 就労B型は、100%以上が17.7%で、80%未満が49.8%であった。

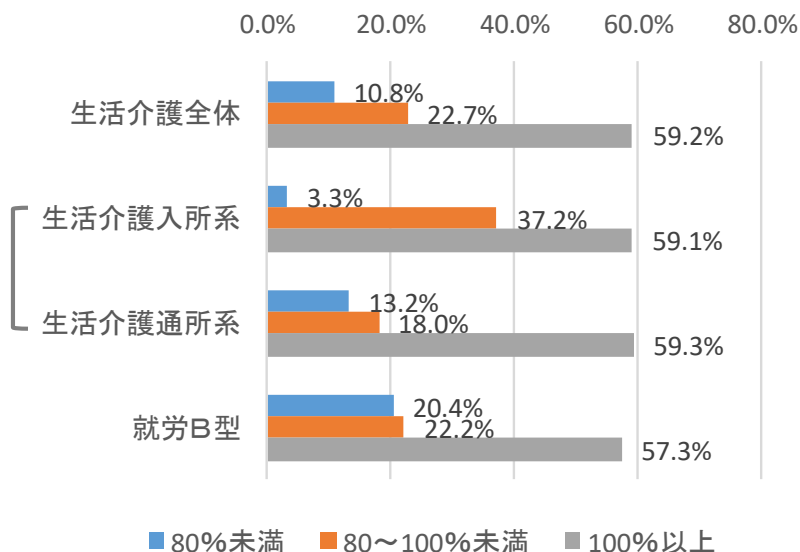


図5 定員数に対する契約者数の割合

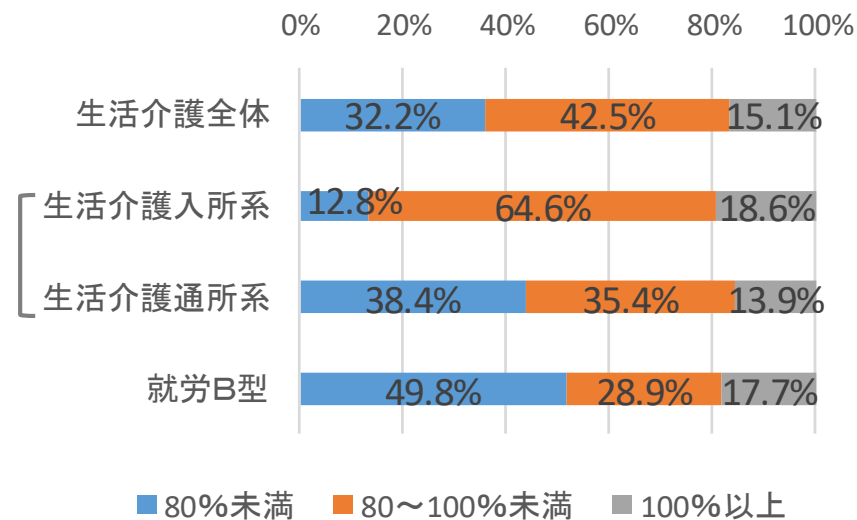


図6 1日当たりの利用率の割合

# 結果⑤ 利用者の年齢・障害支援区分

## ■ 利用者の年齢

●生活介護は、全体では「18～64歳」が87.6%、「65歳以上」が11.8%であった。入所系の「65歳以上」が20.4%と高い割合であった。

●就労B型は、「18～64歳」が93.2%、「65歳以上」が6.3%であった。

## ■ 利用者の障害支援区分

●生活介護は、全体では「区分6」が39.4%、「区分5」が27.0%、「区分4」が21.0%であった。

●就労B型は、「区分なし」が47.9%で、「区分3」が16.7%、「区分2」が15.5%であった。

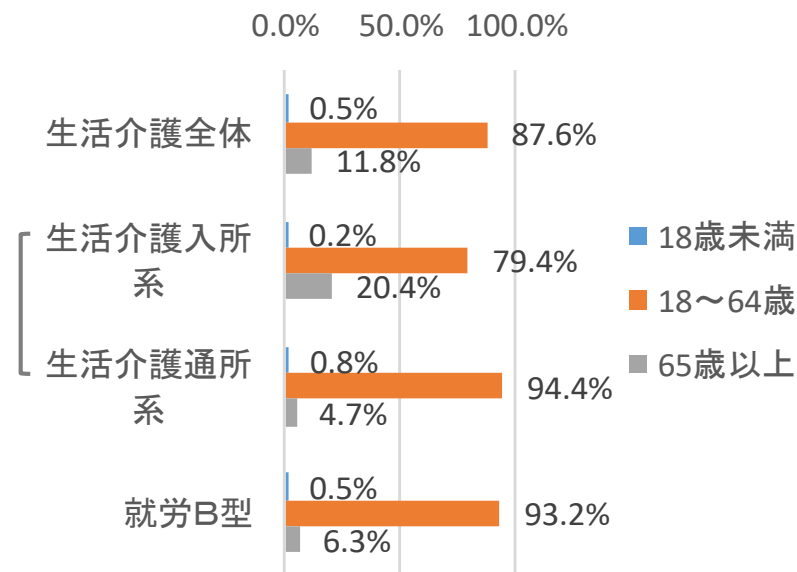


図7 利用者の年齢の割合

表1 利用者の障害支援区分の割合

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし
生活介護全体	0.1%	1.8%	9.4%	21.0%	27.0%	39.4%	1.3%
生活介護入所系	0.0%	0.7%	5.8%	17.7%	28.9%	46.4%	0.5%
生活介護通所系	0.1%	2.6%	12.5%	23.7%	25.5%	33.6%	1.9%
就労B型	3.8%	15.5%	16.7%	11.5%	3.4%	1.2%	47.9%

# 結果⑥ 利用者の障害種別

## ■ 利用者の手帳別所持者数

●生活介護は、全体では「療育」が79.4%、「身体」が36.4%、「精神」が4.0%であった。

●生活介護入所系、通所系いずれも「療育」が約80%と最も多かった。「精神」は入所系が2.1%に対して通所系が5.5%で高い割合であった。

●就労B型は、「療育」が65.1%、「精神」が30.2%、「身体」が14.3%、「なし」が3.5%であった。

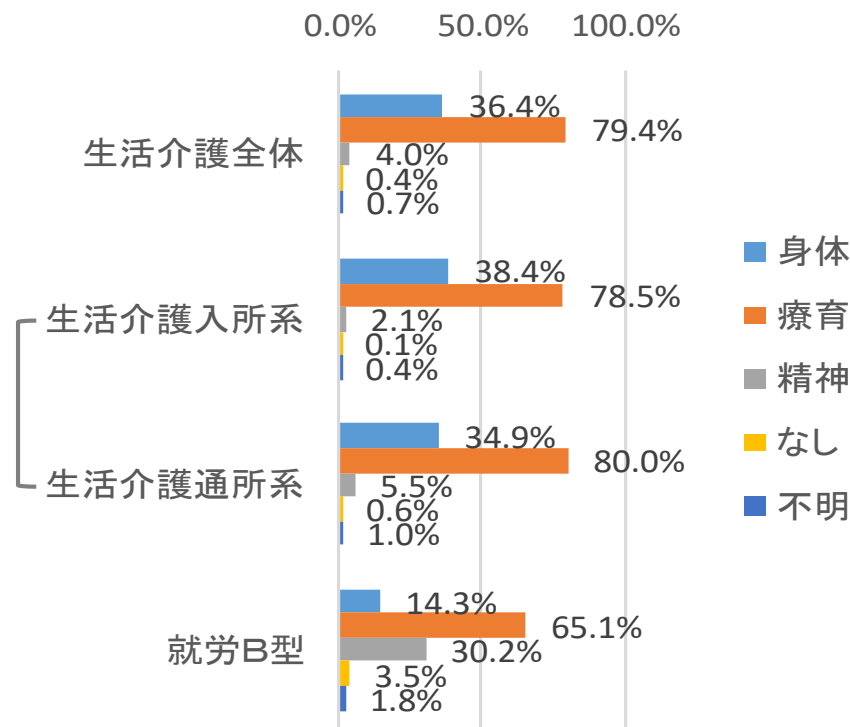


図8 利用者の手帳別所持者数の割合

# 結果⑦ 利用者の日中活動（生活介護）

## ■ 生活介護で実施している日中活動の内容

- 実施している日中活動のなかで、「余暇活動」「外出」「創作活動」の割合が高かった。
- 「生産活動」は全体では64.5%、入所系は62.0%、通所系は65.2%であった。

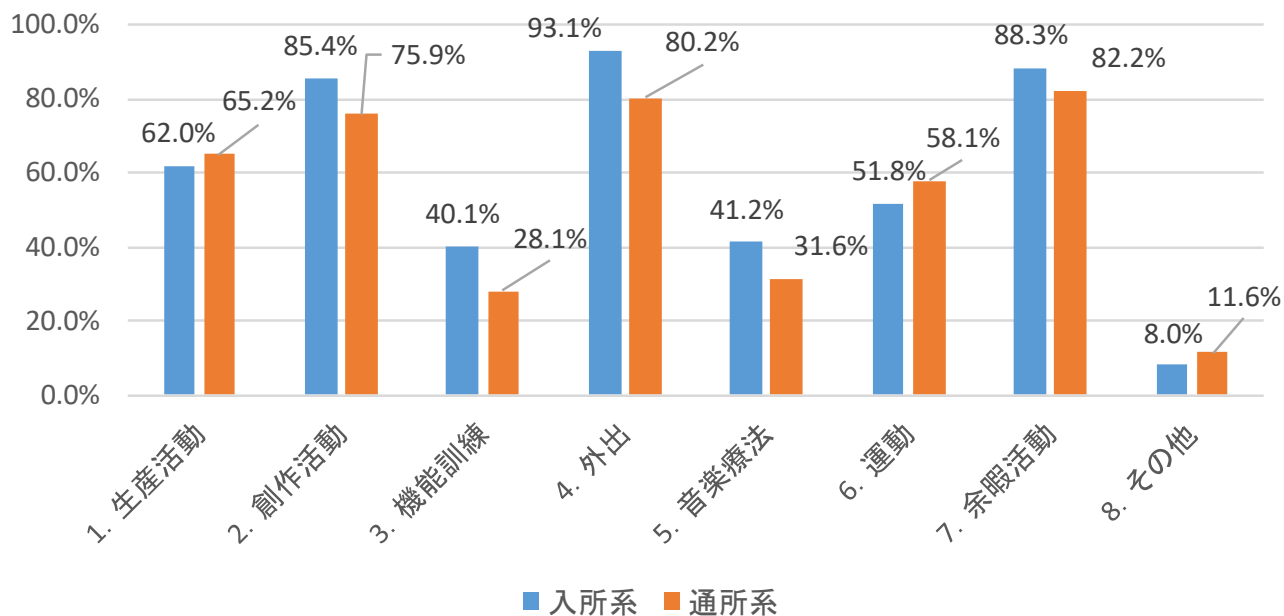


図9 日中活動の内容の割合（生活介護）

# 結果⑧ 利用者の生産活動（生活介護）

## ■ 生活介護で実施している生産活動の内容

- 入所系では「軽作業」が65.3%で最も多く、次いで「農業・畜産」「リサイクル」「園芸」が多かった。
- 通所系では「軽作業」が66.2%で最も多く、次いで「リサイクル」「販売」「農業・畜産」が多かった。

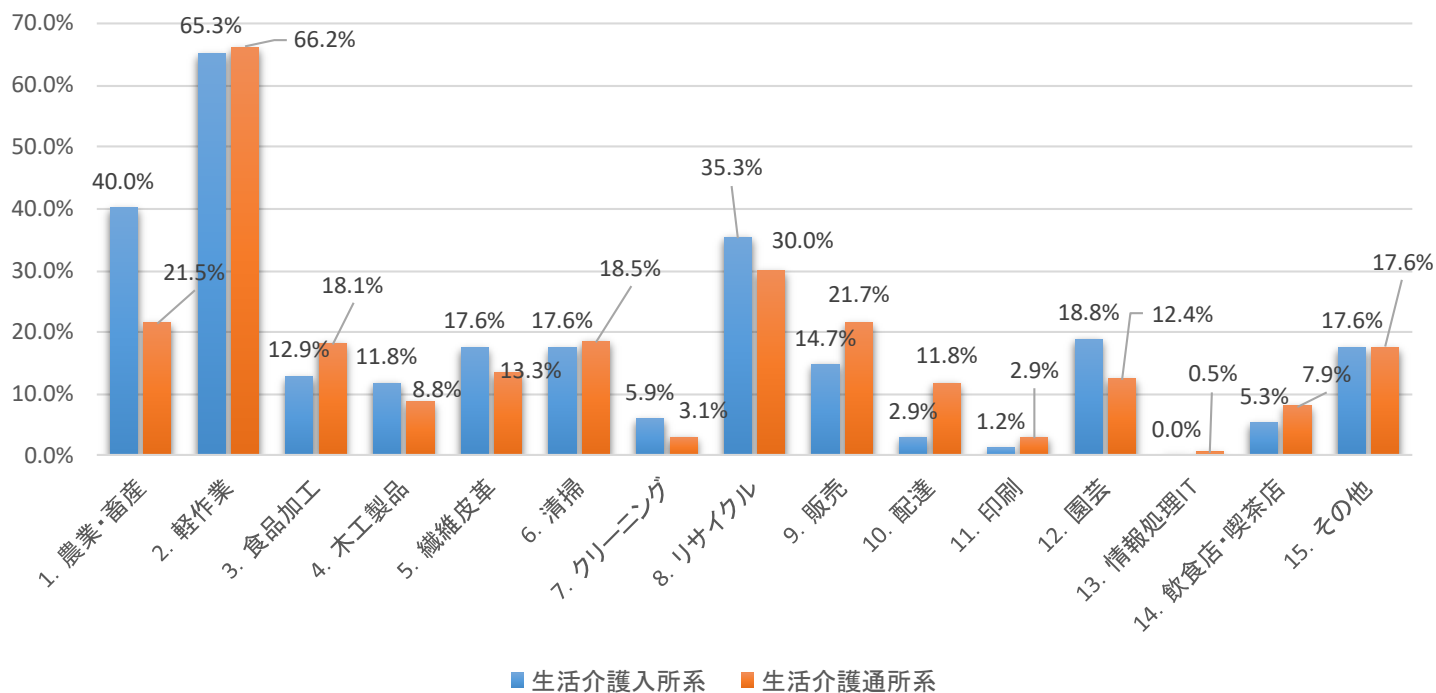


図10 生産活動の内容の割合（生活介護）

# 結果⑨ 利用者の工賃（生活介護）

## ■生活介護の利用者の工賃

●利用者の工賃の有無では、全体では「有り」が85.6%、「無し」が14.0%であった。  
「有り」は、入所系は73.5%、通所系は89.2%であった。

➔平成25年調査（日本知的障害者福祉協会）では、「有り」は、入所系が42.9%、通所系が78.0%であった。

●契約者数に対する年間工賃支払総額を12で除した割合（1か月あたりの平均工賃）では、5,000円未満が全体では35.7%、入所系では53.6%、通所系では31.2%であった。

➔平成25年調査（日本知的障害者福祉協会）では、入所系では67.0%、通所系では57.2%であった。

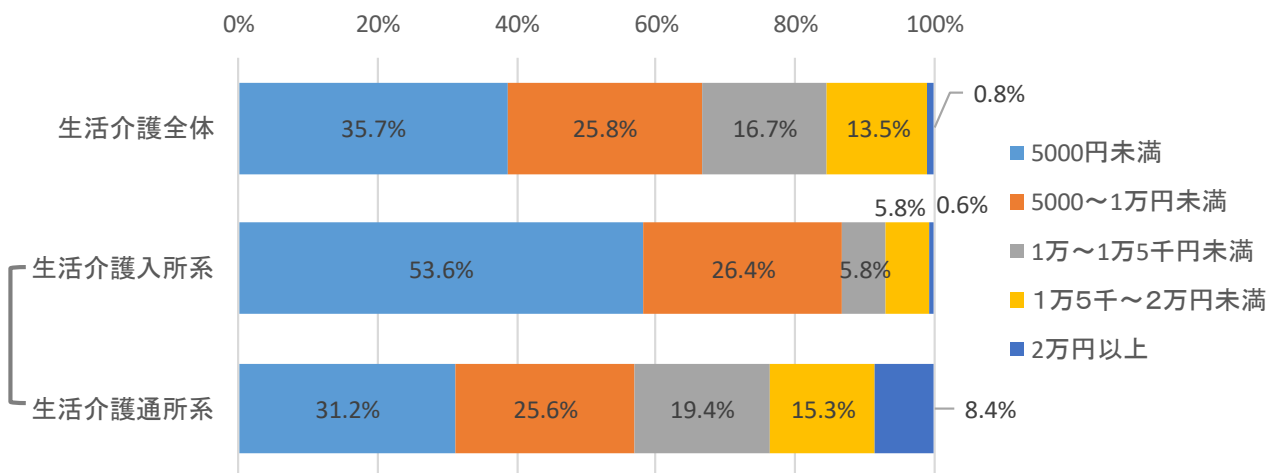


図11 生活介護の平均工賃（月額）の割合

# 結果⑩ 利用者の生産活動（就労B型）

## ■就労B型で実施している生産活動の内容

●「軽作業」が69.9%で最も多く、次いで「清掃」37.2%、「食品加工」33.2%、「販売」31.1%、「農業・畜産」25.4%が多かった。

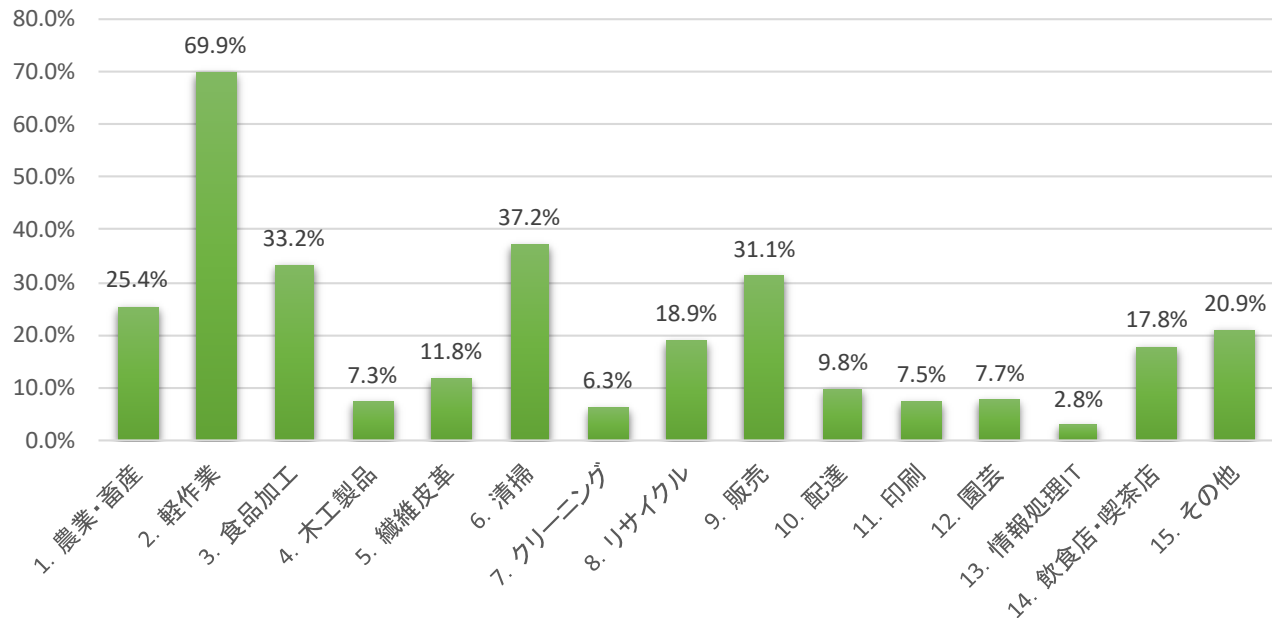


図12 生産活動の内容の割合（就労B型）



# 結果⑪ 利用者の工賃（就労B型）

## ■ 目標工賃達成加算

- 目標工賃達成加算の有無では、「無し」が56.3%で、「有り」が41.7%であった。

## ■ 就労B型の利用者の平均工賃

- 就労B型の平成28年度の利用者の平均工賃（月額）では、「1万～1万5千円未満」が25.1%で最も多く、平均値は14,573円であった。

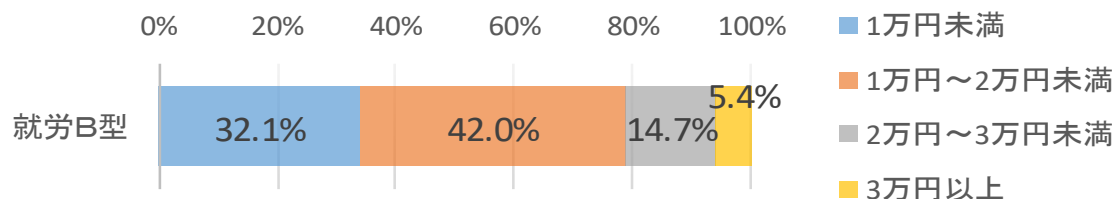


図13 就労B型の平均工賃（月額）の割合

## ■ 就労B型の利用者像と工賃の関連

- 平成28年度年間退所者のうち「一般就労」が2人以上の事業所は53事業所（5.8%）で、これらの平均工賃（月額）は17,125円。
- 平成28年度年間退所者のうち、退所後に就労支援系（一般就労、就労移行事業所、就労A型事業所）に移行した利用者が2人以上の事業所は145事業所（16.0%）で、これらの平均工賃（月額）は15,157円。
- 障害支援区分5以上の利用者が2人以上の事業所は190事業所（20.9%）で、これらの平均工賃（月額）は13,886円。
- 医療的ケアが必要な利用者が1人以上の事業所は50事業所（5.5%）で、これらの平均工賃（月額）は13,312円。

# 結果⑫ 送迎支援

## ■送迎支援の有無

- 生活介護は、「有り」は入所系が51.1%、通所系が91.3%であった。
- 就労B型は、「有り」は67.5%であった。

## ■送迎距離数（事業所で実施している送り、迎え含めた1週間の送迎支援全てのべ距離数）

- 生活介護は、平均値は全体では544.0km、入所系では505.7km、通所系では551.2kmであった。
- 生活介護の500km以上の事業所の割合は、全体では37.7%、入所系では37.9%、通所系では37.7%であった。
- 就労B型は、平均値は449.8kmであった。
- 就労B型の500km以上の事業所の割合は、29.8%であった。

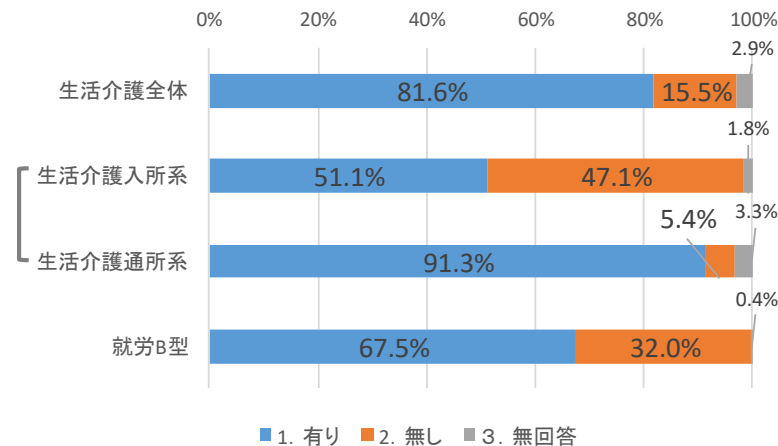


図14 送迎支援の有無の割合

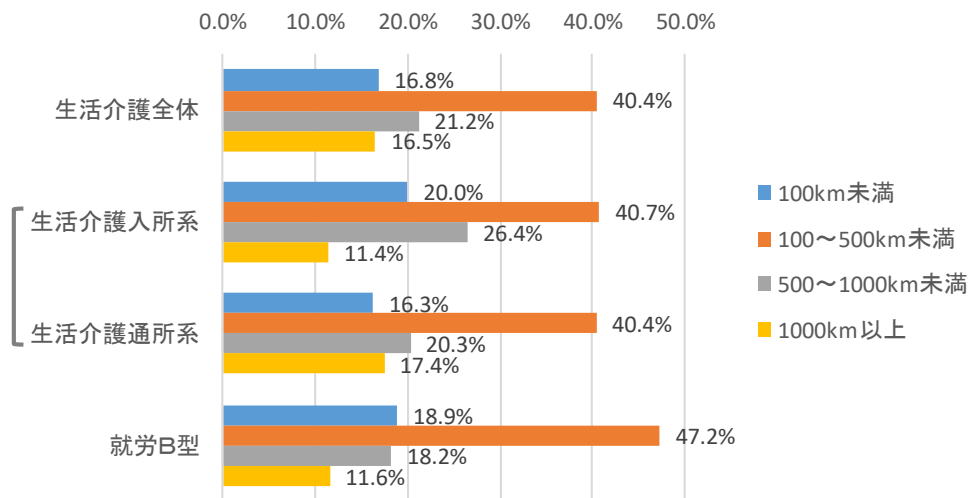


図15 1週間の送迎距離数の割合

# 結果⑬ 送迎支援（地域の状況）

## ■ 都道府県別の送迎距離数の割合

● 都道府県別での送迎距離数500km以上実施している事業所の割合（生活介護、就労B型合計）では、上位は、岩手県（70.4%）、香川県（69.2%）、滋賀県（60.0%）、石川県（58.3%）、鹿児島県（56.7%）で、東京都は26.6%、大阪府は22.0%であった。

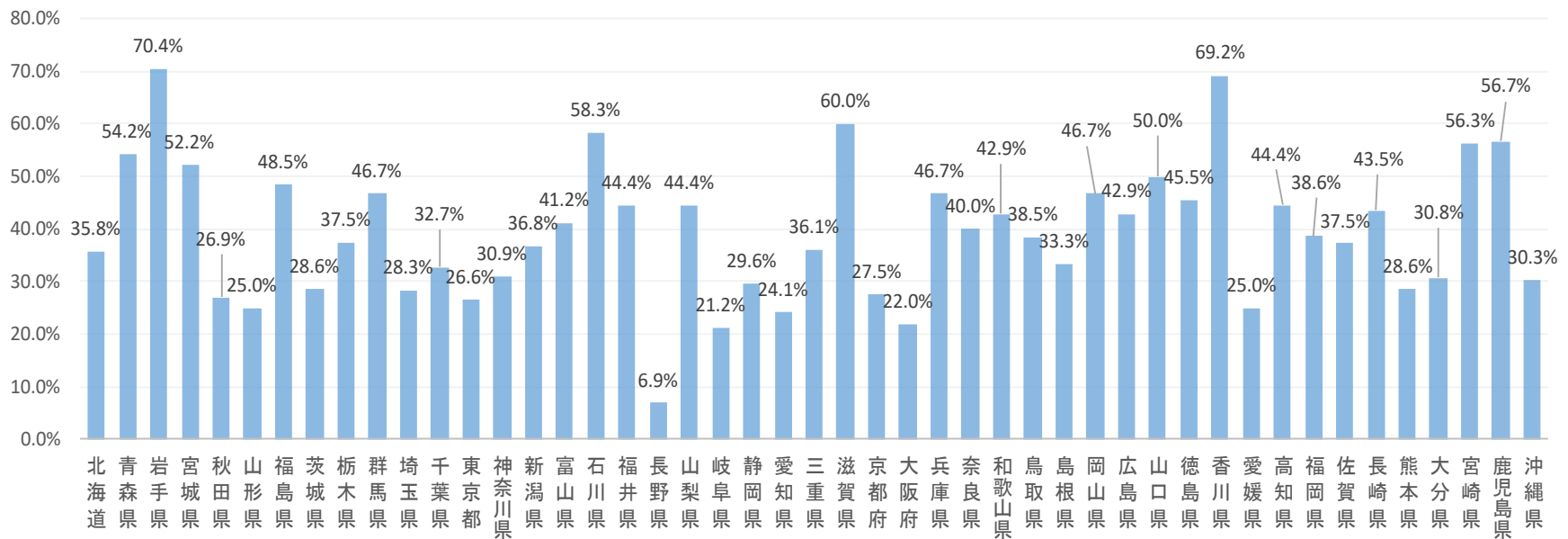


図16 都道府県別の送迎距離数500km以上の割合 (%)（生活介護・就労B型合計）

# 結果⑭ 送迎支援（地域の状況）

## ■ヒアリング調査より（事業所での送迎支援の事例）

### ●A事業所（北海道・生活介護入所系）

1週間ののべ送迎距離数は約2,500km。法人内の生活介護事業所全体の送迎を回っており、現在送迎支援は朝は毎日9コースで、片道30km以上のコースがある。範囲も広く、他市まで支援をしている。バスを使って通所できる利用者もいるが、地理的な特性として気温が低く降雪や強風等あるため、送迎支援が必要になっている。

車両の維持が大変で、毎日長距離の使用のため3年ほどで廃車となってしまう、「ガソリン代で職員3人雇える」ほど燃料費がかかっている。

事業所があるD町は、人口約1万1000人で、障害福祉の社会資源は乏しく、A事業所が周辺地域の利用者の受け皿となっている。また、都市部からも利用希望者があり、送迎支援が長距離化、広範囲化している。



# 結果⑮ 送迎支援（地域の状況）

## ■ヒアリング調査より（事業所での送迎支援の事例）

### ● B事業所（福岡・生活介護通所系）

1週間ののべ送迎距離数は2,590km。送迎コースは10コースで、片道20km、往復2時間以上かかるコースもある。利用者のほとんどが車いすを利用しているため、利用にあたって送迎が必須となり、送迎に使用する車両も10台以上必要になっている。

職員の大半が朝、夕方の送迎支援に出るため、1日勤務の半分を送迎に割られるなど業務にも影響が大きく、研修や会議の時間を確保することが困難になっている。送迎専属のドライバーを募集するがなかなか応募はなく、民間委託した場合費用が莫大になるため、送迎加算では対応できない状況である。

事業所のあるE区は人口約22万人の都市部であり、公共交通機関も備わっているが、利用者の特性から自主通所は困難で、車での送迎が必要になっている。また、重度重複障害者の受け皿となる社会資源は限られており、B事業所に利用ニーズが集中するため、市外の利用者の利用も多く、結果的に送迎支援が広範囲化している

### ● C事業所（新潟・就労B型）

1週間ののべ送迎距離数は約3,000km。現在送迎支援は毎日9コースで、多い時は11コースになる。車両は11台で、送迎は事業所の支援員と外部委託から3人、運転のみで雇用しているスタッフで行なっているが、送迎の運転のみで見つけることも簡単ではない。常勤職員は13人で、そのうち7人は毎日送迎で出ている。

事業所周辺は公共交通機関が少ないため、自主通所できる利用者は3人のみ。送迎コースは、最長で片道約40kmで、往復2時間はかかっている。季節によっては雪も降るため、日々の送迎に影響が出る場合がある。送迎に支援員が多く出るため事業所内の支援にも影響があり、運転のみのスタッフの雇用やガソリン代等、経営面にも負担がかかっている状況である。

事業所があるF市は、人口は現在6万人で、2005年の7万人から減少している。開所当時は社会資源が乏しく、C事業所が遠方地域も含めた受け皿となっていた。現在も山間部の事業所でうまくいかず、遠方ではあるが家族の希望もあって利用している人が数人いる。

# 結果①⑥ 入浴支援（生活介護）

## ■生活介護の入浴支援

●入浴支援の有無では、「有り」が、生活介護全体は55.0%、生活介護入所系は87.6%、生活介護通所系は44.5%であった。

➡平成25年調査（日本知的障害者福祉協会）では、通所系は「入浴支援を提供している」が30.8%、「提供していない」が66.4%であった。

●平成28年度新規利用者の利用開始時に必要な支援では、入浴支援が必要な利用者は、生活介護入所系は75.4%、生活介護通所系は27.5%であった。

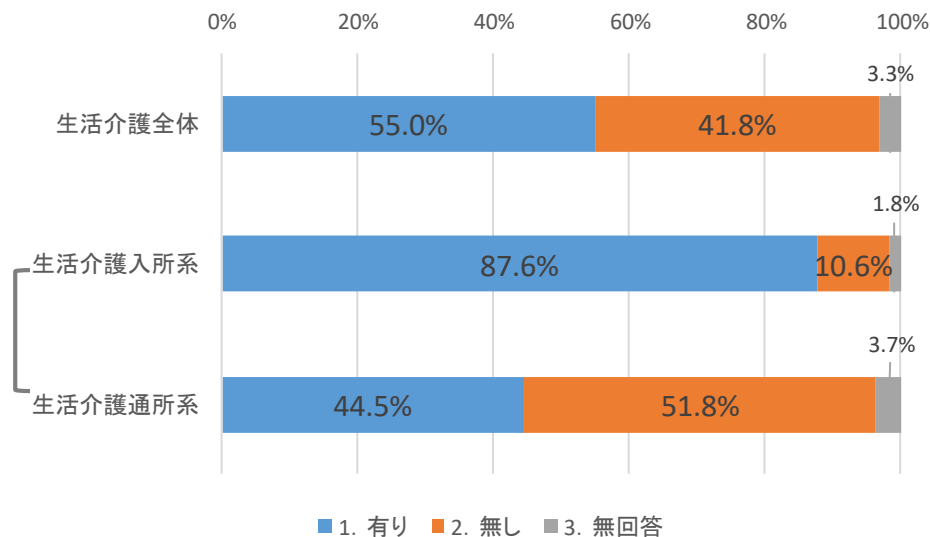


図17 入浴支援の有無の割合

# 結果⑰ 医療的ケア

## ■生活介護の医療的ケア

- 生活介護は、利用者全体の7.8%で、入所系では6.3%、通所系では9.0%であった。
- 支援内容別では、「たん吸引」が最も多く、次いで「胃ろう」「経管栄養」「導尿」であった。
- 平成28年度新規利用者の利用開始時に必要な支援では、医療的ケアが必要な利用者は入所系は29.0%、通所系は9.5%であった。

## ■就労B型の医療的ケア

- 就労B型は、医療的ケアが必要な利用者の数は、利用者全体の0.5%であった。
- 支援内容別では、「インスリン注射」が最も多く、次いで「その他」「導尿」であった。
- 平成28年度新規利用者の利用開始時に必要な支援では、医療的ケアが必要な利用者は0.7%であった。

表2 医療的ケアが必要な利用者の割合

	たん吸引	経管栄養	胃ろう	導尿	人工呼吸	インスリン注射	その他	全体比
生活介護全体	2.3%	1.2%	2.1%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	7.8%
生活介護入所系	1.3%	1.0%	1.6%	1.0%	0.0%	0.3%	1.1%	6.3%
生活介護通所系	3.1%	1.4%	2.5%	0.6%	0.4%	0.3%	0.6%	9.0%
就労B型	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%

# 結果⑱ 平成28年度退所者

## ■平成28年度退所者の数

- 生活介護は、平均値は、全体では1.6人、入所系では2.5人、通所系では1.3人であった。
- 就労B型は、平均値は2.4人であった。

## ■退所者の退所後の日中生活の場

●生活介護は、入所系では「死亡」が36.7%、「入院（一般病院）」が14.2%、「入所（障害者支援施設）」が10.4%であった。

通所系では「他の生活介護」が27.1%、「入所（障害者支援施設）」が16.7%、「死亡」が12.9%であった。

●就労B型は、「他の就労B型」が20.3%で、「在宅」が18.7%、「一般就労」が12.4%であった。

就労支援系（一般就労，就労移行事業所，就労A型事業所）の合計の割合は27.4%であった。

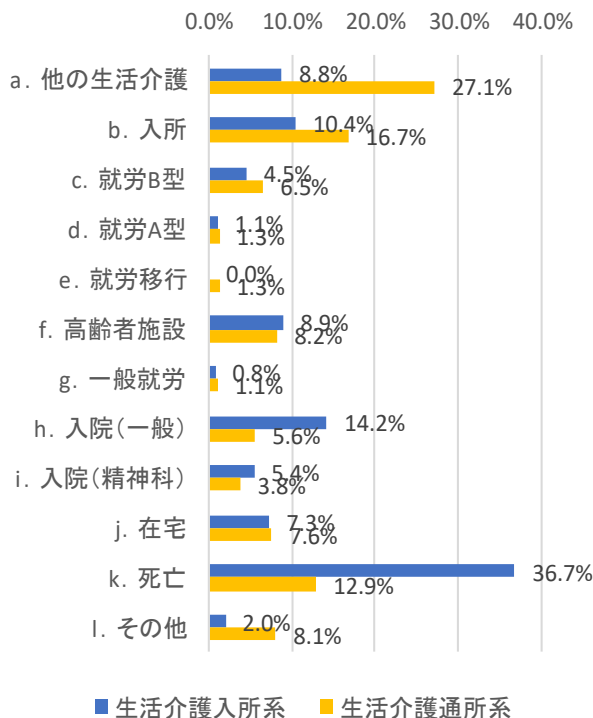


図18 退所後の日中生活の場の割合 (生活介護)

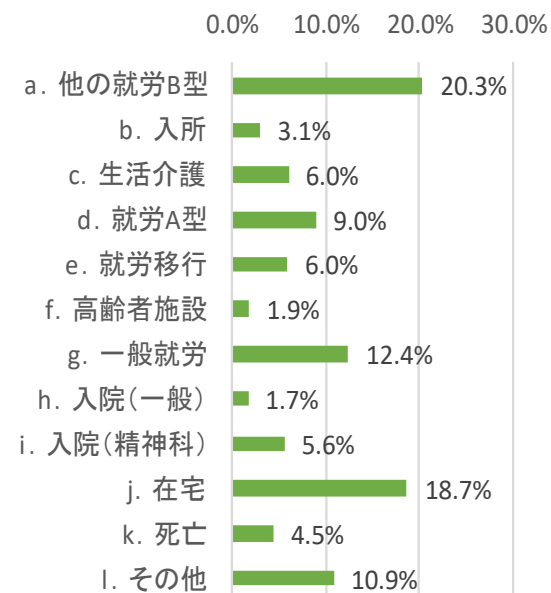


図19 退所後の日中生活の場の割合 (就労B型)



# 結果⑱ 平成28年度新規利用者 < 1 >

○平成28年度新規利用者

有効回答数：生活介護全体2,326人、入所系627人、通所系1,699人。就労B型2,707人。

## ■平成28年度新規利用者の平均値

- 生活介護は、平均値は、全体では2.1人、入所系では2.4人、通所系では2.0人であった。
- 就労B型は、平均値は3.1人であった。

## ■平成28年度新規利用者の利用開始時年齢

●生活介護は、入所系は「40～50歳未満」「50～60歳未満」が21.1%、通所系は「18～20歳未満」が38.0%で最も多かった。

●50歳以上では、入所系は35.2%、通所系は21.6%で、65歳以上では、入所系は4.1%、通所系は2.2%。

●平均値は、入所系は40.6歳、通所系は32.8歳。最大値は、入所系は88歳、通所系は85歳であった。

●就労B型では、「40～50歳未満」が22.5%で最も多かった。

●50歳以上では、23.8%、65歳以上では3.3%であった。

●平均値は37.9歳で、最大値は85歳であった。

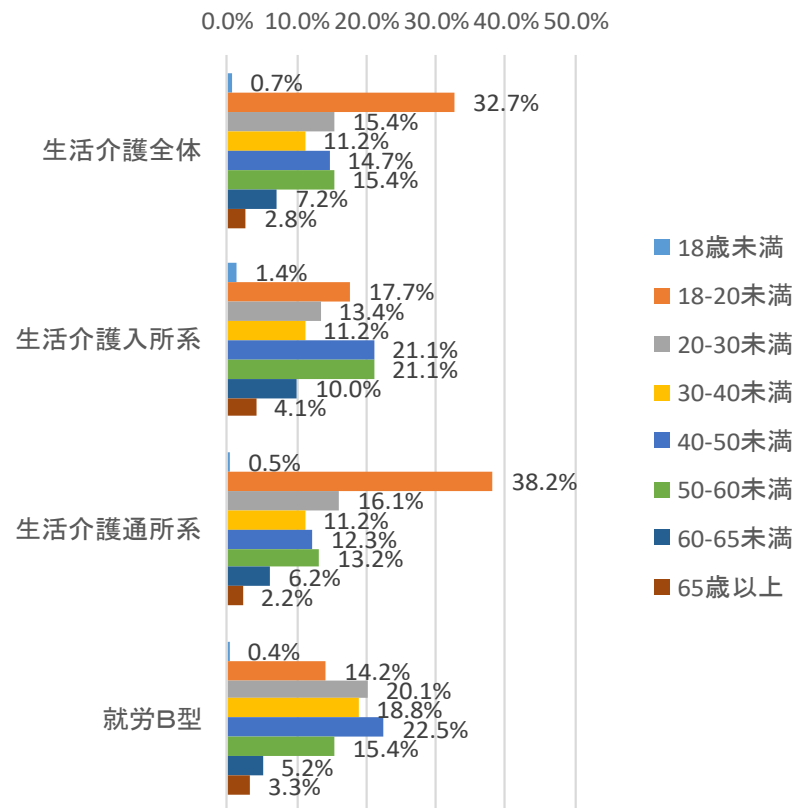


図20 平成28年度新規利用者の利用開始時年齢の割合

# 結果⑳ 平成28年度新規利用者<2>

## ■平成28年度新規利用者の所持手帳

- 生活介護は、入所系では「療育」63.5%、「身体」46.9%、通所系では「療育」68.6%、「身体」36.8%。「精神」が、入所系では7.2%、通所系では10.8%。
- 就労B型では、「療育」41.4%、「精神」41.2%、「身体」10.4%、「なし」7.7%。

## ■平成28年度新規利用者の障害支援区分

- 生活介護は、「区分6」が入所系は32.7%、通所系は27.7%で最も多かった。
- 就労B型では、「区分なし」が64.1%で最も多かった。

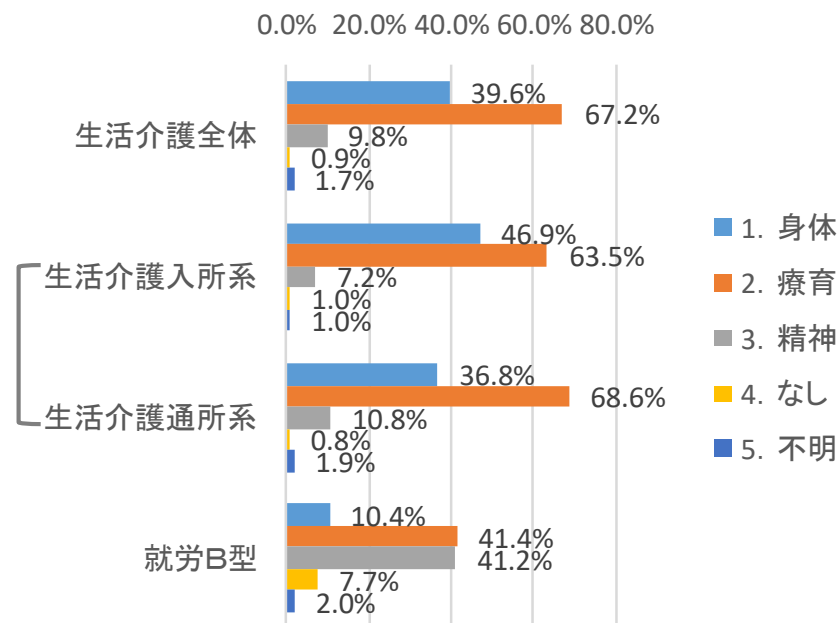


図21 平成28年度新規利用者の所持手帳の割合

表5 平成28年度新規利用者の障害支援区分の割合

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし
生活介護全体	0.3%	3.7%	16.3%	25.8%	23.1%	29.0%	1.0%
生活介護入所系	0.3%	1.3%	11.8%	26.5%	26.0%	32.7%	1.3%
生活介護通所系	0.4%	4.6%	17.9%	25.5%	22.1%	27.7%	0.9%
就労B型	1.9%	10.8%	10.3%	5.7%	1.8%	0.6%	64.1%

# 結果②① 平成28年度新規利用者 < 3 >

## ■平成28年度新規利用者の利用前の日中の場

●生活介護は、入所系では「在宅」が23.8%、「他の生活介護」が19.1%、「特別支援学校」が15.3%で、通所系では「特別支援学校」が35.3%、「他の生活介護」が21.5%、「在宅」が17.7%であった。

入所系では「入院（一般）」が9.4%、「入院（精神科）」が8.3%で、通所系と比較して高い割合であった。

●就労B型では、「在宅」が36.5%、「他の就労B型」が17.6%、「特別支援学校」が11.7%であった。

就労支援系（一般就労、就労移行事業所、就労A型事業所）の合計の割合は14.1%であった。

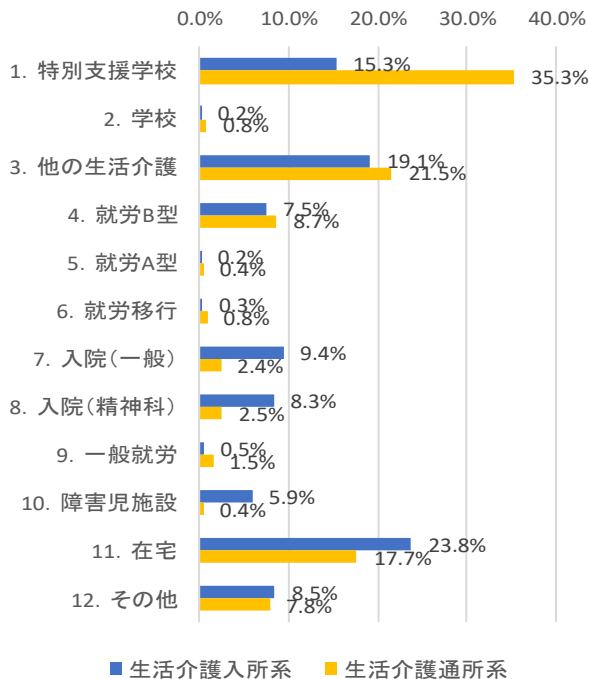


図22 利用前の日中生活の場の割合 (生活介護)

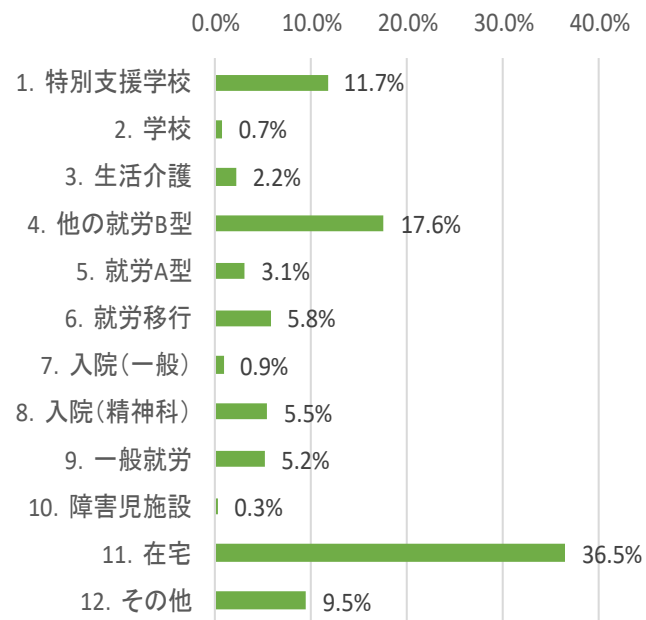


図23 利用前の日中生活の場の割合 (就労B型)

# 結果②② 平成28年度新規利用者<4>

## ■平成28年度新規利用者の利用経路

●生活介護は、入所系は、「相談支援員」からが36.8%で最も多く、次いで「家族・親族」が32.9%、「市区町村担当者」が18.5%であった。通所系は、「相談支援員」からが41.7%で最も多く、次いで「家族・親族」が38.6%、「学校」が28.8%であった。

●就労B型は、「相談支援員」からが41.7%で最も多く、次いで「本人」が24.2%、「家族・親族」が17.8%であった。

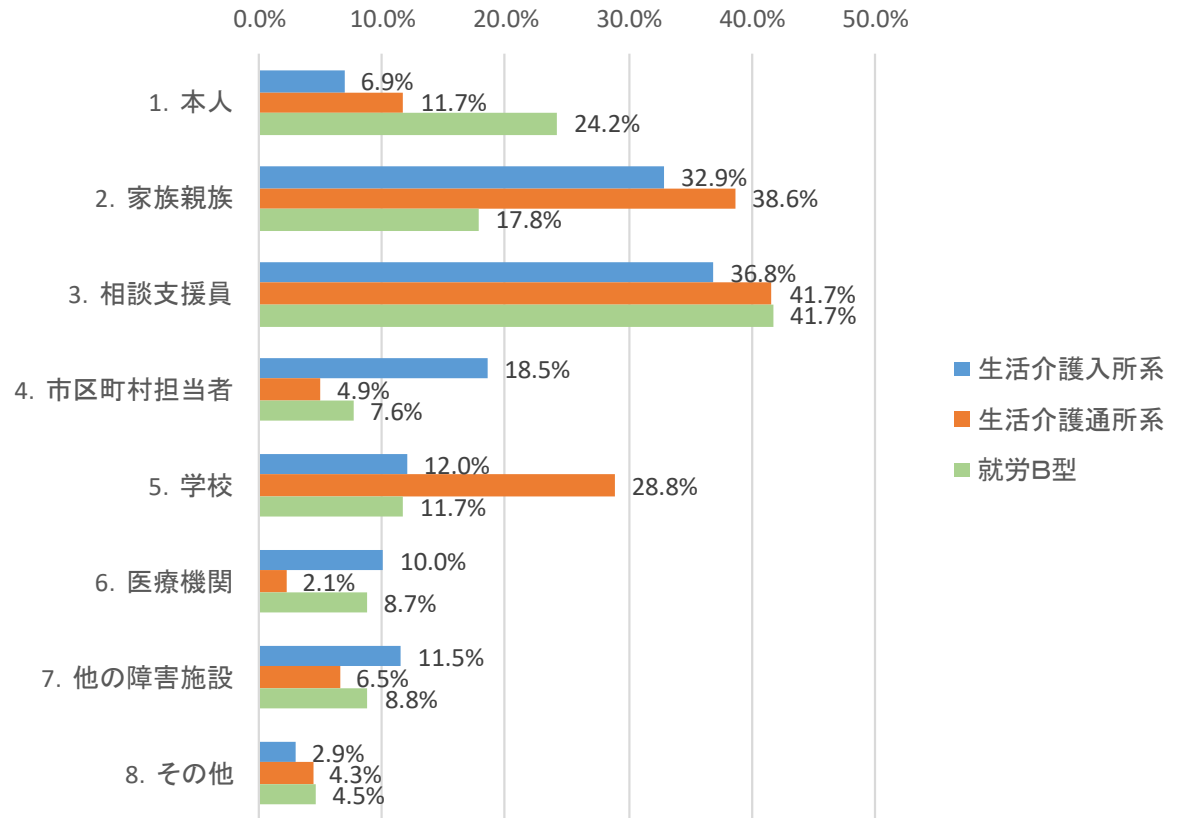


図24 新規利用者の利用経路の割合

# 結果⑳ 平成28年度新規利用者 < 5 >

## ■平成28年度新規利用者の利用にあたって事業所で行う支援

●生活介護は、入所系は、「入浴」が75.4%で最も多く、次いで「身体介助」が63.5%、「送迎」が26.6%、「行動障害の支援」が24.1%であった。

通所系は、「送迎」が76.8%で最も多く、次いで「身体介助」が42.8%、「入浴」が27.5%、「行動障害の支援」が22.4%であった。

●就労B型は、「送迎」が41.5%で最も多く、次いで「特になし」が35.9%、「その他」が16.5%、「家族を含めた支援」が7.8%であった。

「その他」回答では、「就労に向けた支援」「居場所の提供」「生活支援」などが複数あった。

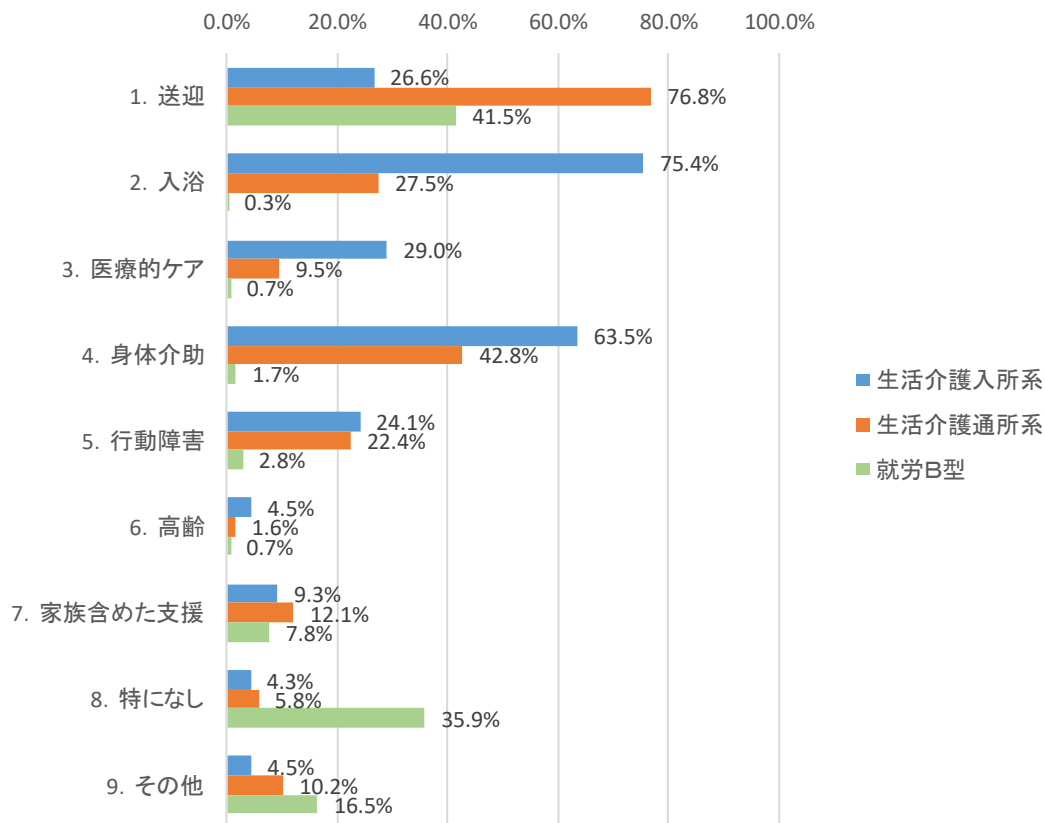


図25 利用にあたって事業所で行う支援の割合

## 結果②④ サービス等利用計画

### ■ 契約者数に対する自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者数の割合

- 生活介護は、全体では「0%」が27.5%、「100%」が24.0%であった。  
入所系では、「100%」が29.2%と最も多く、80%以上では57.3%であった。  
通所系では、「0%」が30.7%と最も多く、80%以上では39.1%であった。
- 就労B型は、「0%」が37.4%、「100%」が22.7%で、80%以上では37.3%であった。

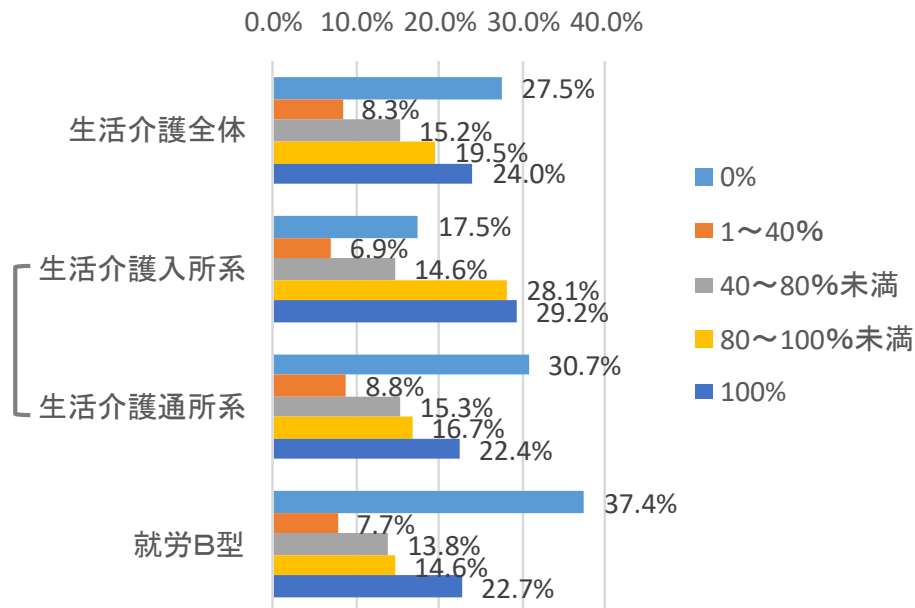


図26 自法人内でサービス等利用計画を作成している利用者数の割合

# 結果②⑤ 事業運営で課題と感じていること

●生活介護は、「利用者支援」に関する回答が最も多かった。具体的な内容では、「人材確保（支援員、看護師等の専門職）」が最も多く、「高齢の利用者の支援」「職員の専門性（人材育成、研修等）」「建物、設備等」「重度の利用者の支援」「送迎支援」「医療的ケア」「生産活動（工賃、内容等）」「個別支援」「行動障害の支援」「利用者の確保」等の回答数が多かった。

●就労B型は、「利用者支援」に関する回答が最も多かった。具体的な内容では、「利用者の工賃」が最も多く、「生産活動（仕事の改善、仕事の確保、新規開拓等）」「利用者の確保」「高齢の利用者の支援」「人材確保（支援員、職人等）」「利用者の利用の安定」「多様な利用者像（精神、発達、軽度の知的等）」等の回答数が多かった。

表3 事業運営で課題と感じていること（生活介護）

具体的な内容	割合
人材確保（支援員、看護師等の専門職）	39.7%
高齢の利用者の支援	21.3%
職員の専門性（人材育成、研修等）	11.3%
建物、設備等	11.3%
重度の利用者の支援	9.4%
送迎支援	9.2%
医療的ケア	8.6%
生産活動（工賃、内容等）	7.7%

表4 事業運営で課題と感じていること（就労B型）

具体的な内容	割合
利用者の工賃	27.8%
生産活動（仕事の改善、仕事の確保、新規開拓等）	18.6%
利用者の確保	17.5%
高齢の利用者の支援	16.0%
人材確保（支援員、職人等）	13.4%
利用者の利用の安定	9.2%
多様な利用者像（精神、発達、軽度の知的等）	7.5%
重度の利用者の支援	6.4%

# 考察①

## (1) 新規事業所の増加と利用状況

- ・運営主体では、生活介護通所系、就労B型で「NPO法人」「営利法人」の割合が高く、特に「営利法人」の増加が顕著。
- ・「事業運営で課題と感じていること」では、「利用者の確保」の回答数が多く、特に就労B型で顕著。
- ・定員数に対する1日当たりの利用率では、生活介護通所系、就労B型が低い割合。

生活介護、就労B型において、事業所の増加に伴い、利用者数が定員に満たない事業所や、利用率が不安定な事業所が少なくない。

## (2) 高齢の利用者の支援

- ・生活介護、就労B型ともに、「事業運営で課題と感じていること」で「高齢の利用者の支援」が上位。
- ・生活介護では、65歳以上の利用者の割合は、入所系は20.4%、通所系は4.7%。  
→平成25年調査（日本知的障害者福祉協会）では、入所系は14.4%、通所系は2.7%。
- ・就労B型では、65歳以上の利用者が1人以上あった事業所は429事業所（47.2%）。平成28年度新規利用者の利用開始時年齢は「40～50歳未満」が22.5%で最も多かった。

生活介護、就労B型において、高齢の利用者の割合が高く、全体的に高齢化が見られている。



## 考察②

### (3) 重度、多様な障害の利用者の支援

- ・生活介護では、障害支援区分5以上の利用者の割合は、入所系は75.2%、通所系は59.1%  
➡平成25年調査（日本知的障害者福祉協会）では、入所系は64.2%、通所系は46.3%。
- ・医療的ケアが必要な利用者が1人以上いる事業所は、生活介護では415事業所（全体の36.8%）。
- ・就労B型では、障害支援区分5以上の利用者の割合は4.6%。障害支援区分5以上の利用者が1人以上あった事業所は328事業所（36.0%）。就労B型においても重度の利用者は少ない。
- ・「事業運営で課題と感じていること」で、「多様な利用者像（精神、発達、軽度の知的等）」が上位。
- ・平成28年度新規利用者の所持手帳「精神」の割合が、生活介護（9.8%）、就労B型（41.2%）と、いずれも利用者全体の割合よりも多い。➡精神障害者、発達障害者等の利用増加が推察される。

生活介護、就労B型において、重度の利用者の支援や、発達障害や軽度の知的障害など多様な障害の利用者の支援が役割となっている。

### (4) 広範囲の送迎支援と地域性

- ・生活介護全体は81.6%、就労B型は67.5%で送迎支援を実施。
- ・1週間の総送迎距離数では、500km以上実施している事業所が生活介護、就労B型ともに約3割。
- ・地域別で見ると、概ね都市部よりも地方部の方が送迎距離数は長距離となっている傾向。

生活介護、就労B型において、長距離、広範囲の送迎支援が必要になっている。

## 考察③

### (5) 工賃向上の課題（就労B型）

- ・就労B型の目標工賃達成加算の有無では、「無し」が56.3%で「有り」を上回る。
- ・平成28年度の平均工賃（月額）では、1万円未満の事業所の割合は32.1%。
- ・本調査では、就労支援を中心とした事業所の平均工賃は全体の平均工賃を上回り、重度の障害者が利用している事業所の平均工賃は全体の平均工賃を下回る傾向が見られた。

就労B型において、利用者の高齢化や送迎支援のニーズの対応、利用者確保等の課題を抱えている現状のなかで、その達成に困難さを抱えている事業所が多い。

### (6) サービス等利用計画の作成状況

- ・利用者のサービス等利用計画では、生活介護入所系では約30%、生活介護通所系、就労Bでは約22%が、自法人内の相談支援事業所で全利用者分作成していた。特に生活介護入所系では約60%が利用者の約8割を自法人内の相談支援事業所で作成していた。
- ・平成28年度新規利用者の利用経路では、「相談支援員」が生活介護では40.4%、就労B型では41.7%といずれも最も多かった。サービス等利用計画も含めて、生活介護、就労B型ともに相談支援事業所との関わりが重要となっている。

生活介護、就労B型において、利用者のサービス等利用計画が自法人内で作成している割合が高く、相談支援との関わりが重要となっているなかで、利用者の意思決定支援、権利擁護の観点から課題となっていると言える。

# まとめ

●調査結果より、利用者の高齢化や重度化、広範囲の送迎支援等、生活介護と就労B型で共通する課題があり、利用者の状態像や支援内容等が類似している状況があることがわかった。

●就労B型では、工賃向上が課題として直面している事業所が多いが、一方で、高齢化、重度化等が進んでいる現状の利用者像から、その達成に困難さを抱えている事業所が多いことがうかがえた。

●広範囲の送迎支援においては、特に都市部よりも地方部において表面化しており、経営面や日中支援にも影響が出ていることが推察された。これには、地域の社会資源の不足や、過疎地域、山間部、僻地等の地理的な要因が背景としてあることが推察され、地域の特性を含めた実態把握が重要である。

●障害者自立支援法施行後12年を経て障害者を取り巻く環境は大きく変化し、特に生活介護、就労B型では、高齢利用者、重度の利用者等への対応が役割となっており、制度施行当初の状況とは異なる現状がある。



○生活介護、就労B型の利用実態や利用者のニーズなどを詳細に把握し、日中支援の在り方について検証することが求められる

★生活介護，就労B型の現状の利用者像や支援内容等の特性に応じたものとして類型化

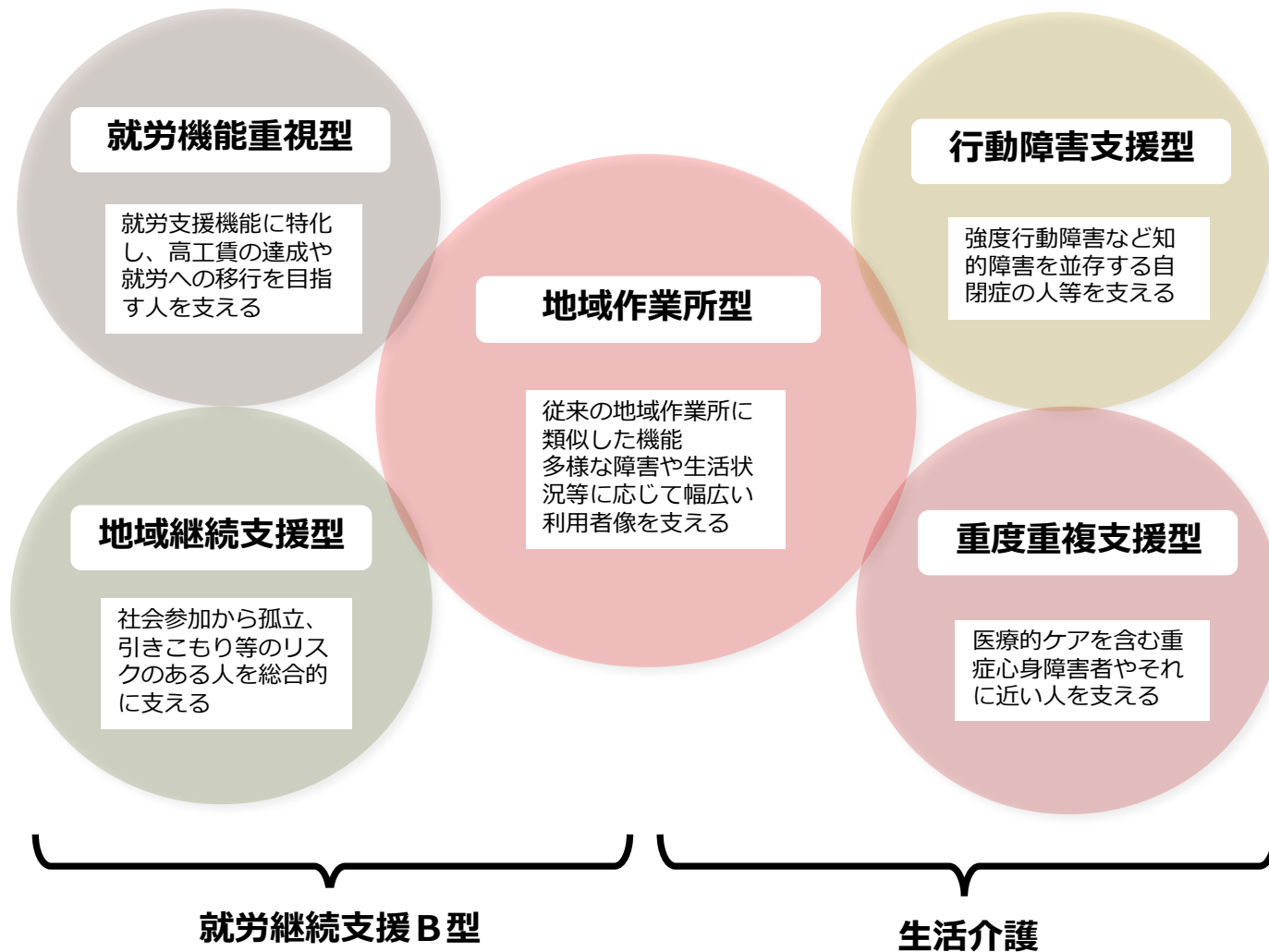


図13 類型化のイメージ図

# 平成30年度の研究計画の概要

## サービスの質の評価 方法及び指標の提案

・ガイドライン作成

## 先駆的な事例の収集 と取りまとめ

・事例集作成

## アンケート調査の実施

- 都道府県を対象とした生活介護事業・就労継続支援B型事業の実態調査  
⇒生活介護事業、就労継続支援B型事業を所管する自治体（都道府県）を対象に、地域ごとの事業所の運営状況や過去の事業所評価にかかわる事例、事業所の評価の指標（利用者によるサービスの評価、権利擁護の視点等）、社会資源の状況等について調査し、実態を把握することを目的とする。

## 訪問・ヒアリング調査の実施

- 29年度調査結果を参考に、特徴的な実践や質の高いサービスを提供している事業所を訪問。事業所運営、サービス内容、利用者像等についてヒアリング調査を実施する。

## 報告会・シンポジウム等の開催

- 調査結果を基に作成する運営に係るガイドラインの素案についての報告会、シンポジウム等を開催し、ガイドラインについての周知や意見交換等を行う。

## 関係団体へのヒアリング

- 障害福祉関係団体へのヒアリングを実施し、広く意見を集約し、ガイドライン作成の参考とする。

## 実施体制

研究代表者・研究分担者  
研究検討委員会 ガイドライン作成WG・事例集作成WG  
事務局(国立のぞみの園事業企画局)

平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」  
都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

— 回答票 1 —

**A. 生活介護事業について**

■ ご回答いただく代表者の所属、連絡先等をご記入ください。

都道府県・市名		所属部署	
回答者名		電話番号	
		F A X 番号	
E-mail			

■ 貴自治体の生活介護事業について、以下の質問にお答えください。（※回答はすべて記述にてお願いします）

1. 貴自治体の生活介護事業所の実地指導・監査の状況について、以下の設問にお答えください。回答は空欄に数字をご記入ください。なお、回答は平成29年4月から平成30年3月まで（平成29年度分）の1年間での実績をご記入ください。

問①. 実地指導・監査を実施した事業所の数  事業所

問②-1. 問①のうち、文書指摘を行った事業所の数  事業所

問②-2. 問②-1に該当する、以下の具体的な指摘があった事業所の数をご記入ください。（重複回答可）

(a) 人員に関する基準  事業所

(b) 設備に関する基準  事業所

(c) 運営に関する基準  事業所

(d) その他  事業所

問③-1. 問①のうち、勧告を行った事業所の数  事業所

問③-2. 問③-1に該当する具体的な勧告の内容についてご記入ください。

（※事業所名等の固有名詞は記入しないで結構です）

1	
2	
3	
4	
5	

問④. 問①のうち、行政処分を行った事業所の数  事業所

問⑤. 以下に該当する処分を行った事業所の数をご記入ください。（重複回答可）

(a) 定員超過利用減算  事業所

(b) サービス提供職員欠如減算  事業所

(c) サービス管理責任者欠如減算  事業所

(d) 生活介護計画未作成減算  事業所

(e) 開所時間減算  事業所

(f) 医師未配置減算  事業所

2. 貴自治体の生活介護事業所について、地域（利用者、家族、他事業所・関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等があれば、その代表的な内容を3例ご記入ください。（回答は簡潔に、箇条書きで結構です）

1	
2	
3	

3. 担当者として、貴自治体の生活介護事業について、課題と思われることがあればご記入ください。

（例）事業所数が不足している、基準は満たしているが運営や支援内容が不透明な事業所がある、など

4. 担当者として、生活介護事業に関するガイドラインを作成するうえで、必要と思われる事柄があればご記入ください。

--

5. 貴自治体の生活介護事業所で特徴的な実践をしている事業所があれば教えてください。

事業所名	
その理由 (実践の内容等)	(例) 利用者の高齢化に対応しながら個別のニーズに応じた支援をしている、利用者が地域とつながるための工夫をしている、など

アンケート（回答票1）は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」  
都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の評価についての実態調査

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

— 回答票 2 —

**B. 就労継続支援B型事業について**

■ ご回答いただく代表者の所属、連絡先等をご記入ください。

都道府県・市名		所属部署	
回答者名		電話番号	
		F A X 番号	
E-mail			

■ 貴自治体の就労継続支援B型事業について、以下の質問にお答えください。(※回答はすべて記述にてお願いします)

1. 貴自治体の就労継続支援B型事業所の実地指導・監査の状況について、以下の設問にお答えください。回答は空欄に数字をご記入ください。なお、回答は平成29年4月から平成30年3月まで（平成29年度分）の1年間での実績をご記入ください。

問①. 実地指導・監査を実施した事業所の数  事業所

問②-1. 問①のうち、文書指摘を行った事業所の数  事業所

問②-2. 問②-1に該当する、以下の具体的な指摘があった事業所の数をご記入ください。(重複回答可)

(a) 人員に関する基準  事業所

(b) 設備に関する基準  事業所

(c) 運営に関する基準  事業所

(d) その他  事業所

問③-1. 問①のうち、勧告を行った事業所の数  事業所

問③-2. 問③-1に該当する具体的な勧告の内容についてご記入ください。

(※事業所名等の固有名詞は記入しないで結構です)

1	
2	
3	
4	
5	

問④. 問①のうち、行政処分を行った事業所の数  事業所

問⑤. 以下に該当する処分を行った事業所の数をご記入ください。(重複回答可)

(a) 定員超過利用減算  事業所

(b) サービス提供職員欠如減算  事業所

(c) サービス管理責任者欠如減算  事業所

(d) 就労継続支援B型計画未作成減算  事業所



2. 貴自治体の就労継続支援B型事業所について、地域（利用者、家族、他事業所・関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等があれば、その代表的な内容を3例ご記入ください。（回答は簡潔に、箇条書きで結構です）

1	
2	
3	

3. 担当者として、貴自治体の就労継続支援B型事業について、課題と思われることがあればご記入ください。

（例）事業所数が不足している、工賃の水準が上がらない、基準は満たしているが運営や支援内容が不透明な事業所がある、など

4. 担当者として、就労継続支援B型事業に関するガイドラインを作成するうえで、必要と思われる事柄があればご記入ください。

--

5. 貴自治体の就労継続支援B型事業所で特徴的な実践をしている事業所があれば教えてください。

事業所名	
その理由 (実践の内容等)	（例）利用者の高齢化に対応しながら個別のニーズに応じた支援をしている、利用者が地域とつながるための工夫をしている、など

アンケート（回答票2）は以上です。ご協力ありがとうございました。



## 研究者一覧

### 主任研究者

原田 将寿 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 施設事業局長)

### 分担研究者

大村 美保 (筑波大学人間系 助教)

相馬 大祐 (福井県立大学看護学部 講師)

### 研究協力者

朝日 雅也 (埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉子ども学科 教授)

志賀 利一 (社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援事業部 部長)

岸田 隆 (社会福祉法人森と木 総括センター長)

名里 晴美 (社会福祉法人訪問の家 理事長)

石井 貴之 (社会福祉法人昴ショートステイすばる 管理者)

辻 佳子 (社会福祉法人たかおか万葉福祉会かたかご苑 支援課長)

熊川 嘉一郎 (社会就労センターライン工房 統括施設長)

中村 公昭 (千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・スペース・プラザ ちよだ 所長)

ボーン・クロイド (NPO法人カラフル・コネクターズ 代表)

松本 真悟 (社会福祉法人電機神奈川福祉センター 常務理事・管理部長)

藤村 昌之 (ハローワーク飯田橋)

村上 和子 (社会福祉法人シンフォニー 理事長)

大垣 勲男 (社会福祉法人伊達コスモス21 常任理事・統括事業管理者)

志賀 正幸 (社会福祉法人つかさ会 理事長)

榊原 典俊 (社会福祉法人青葉仁会 理事長)

森川 敬介 (社会福祉法人総合施設美吉野園 大淀園 施設長)

金和 史岐子 (社会福祉法人玉医会 たまきな荘 施設長)

桑原 隆俊 (社会福祉法人厚生協会 わかふじ寮 施設長)

鈴木 暢 (社会福祉法人ひばり ハートピア湘南 所長)

田中 正博 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 参事)

日詰 正文 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部長)

古川 慎治 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画部次長)

清水 清康 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画管理課長補佐)

村岡 美幸 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)

古屋 和彦 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)

岡田 裕樹 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)

佐々木 茜 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係)

平成31年 3月 1日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

独立行政法人  
機関名 国立重度知的障害者総合施設  
のぞみの園

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 深代 敬久



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分))

2. 研究課題名 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 施設事業局長

(氏名・フリガナ) 原田 将寿 ハラダ マサトシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	のぞみの園	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年 3月 / 日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

機関名 福井県立大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 進士 五十八



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分))
- 2. 研究課題名 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 看護福祉学部 社会福祉学科 講師  
(氏名・フリガナ) 相馬 大祐 ソウマ ダイスケ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	のぞみの園	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年 3月 15日

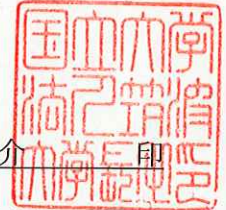
厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

国立大学法人

機関名 筑波大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 永田 恭介



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分))
2. 研究課題名 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 人間系・障害科学域 助教  
(氏名・フリガナ) 大村 美保 オオムラ ミホ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	のぞみの園	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。